

施策評価関連資料

(令和4年度分野別計画実績等)

【目次】

〈快適さを支える生活基盤の向上〉

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	建築住宅課	5
亀山市新水道ビジョン	上水道課	9
亀山市地域公共交通計画	政策推進課	13
第3次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	17
第2次亀山市環境基本計画	環境課	21
亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)	文化課・都市整備課	25

〈健康で生きがいを持てる暮らしの充実〉

亀山市健康・医療推進計画	健康政策課	27
第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	43
亀山市高齢者福祉計画	地域福祉課	73
第2次亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	75
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	119
亀山市文化芸術推進基本計画	文化課	121
第3次亀山市スポーツ推進計画	健康政策課	135

〈交通拠点性を生かした都市活力の向上〉

第2次亀山市観光振興ビジョン	商工観光課	143
----------------	-------	-----

〈子育てと子どもの成長を支える環境の充実〉

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	145
第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども未来課	151

〈市民力・地域力の活性化〉

第4次亀山市男女共同参画基本計画	文化課	155
------------------	-----	-----

〈行政経営〉

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	177
亀山市行政DX推進計画	DX・行革推進室	179
第3次亀山市行財政改革大綱	DX・行革推進室	207

〈その他〉

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	政策推進課	231
-----------------------	-------	-----

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和4年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 31 ~ R 9 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。

計画の骨格



都市づくりの戦略方針 (重点項目)	
エリアを対象にした都市づくり	亀山駅周辺まちづくり
	関宿周辺まちづくり
	井田川地域の住宅団地再生
適切な土地利用の誘導 (土地利用制度の検討・運用)	

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>「都市施設整備の方針(交通施設整備の方針)」について、都市計画道路 木崎新所線の都市計画決定を実施した。</p> <p>「都市整備の方針(用途地域の見直し方針)」については、亀山PAスマートインターチェンジ周辺地区の用途指定を行った。また、関ヶ丘地区での用途地域指定を進めるため、パブリックコメントや住民説明会等の法定手続きを進めた。</p> <p>「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策定を進めるため、井田川地区において、地域説明会等を実施した。</p>
成果	<p>都市計画道路 木崎新所線の都市計画決定(R4.6.1)を行った。また、亀山PAスマートインターチェンジ周辺地区の用途地域指定(R4.8.30)を行った。</p> <p>関ヶ丘地区での用途地域指定については、コロナ渦による住民説明会の遅延等により年度内での都市計画決定までは至らなかったが、概ねの法定手続きを年度内に進めることができた。</p> <p>エリアプランの策定については、新たな地域役員への説明会を行い、地域との合意形成を進めることができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)魅力的な都市空間の形成 ①計画的な土地利用の推進</p> <p>魅力的な都市空間の形成を推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得なければならず、地域課題等に対応した制度、計画としていく必要がある。また、他課で実施している関連事業との連携を図り、調整のうえ事業を進める必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>地域の現状に則した意見聴取方法により、住民との合意形成を図り、関係部署との調整のうえ、検討を進めていく。</p> <p>また、土地利用制度の検討については、庁内組織による検討も実施する。</p> <p>誘導区域の魅力向上による集約化を図れる計画と制度を策定し、これにより「都市の価値と魅力(都市力)の向上」につなげていく。</p>
--------	--

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—																			

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づく58件(建築物35件、工作物11件、開発行為等12件)の届出を受理し、その際、事前相談等により景観についての指導を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>「景観の日」に合わせた6月1日号の広報への景観啓発文の掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布した。また、関係機関(県、民間審査機関等)へも景観計画・届出関係のパンフレットの配布を行った。</p> <p>景観計画改定に係る景観重点地区指定を進めるため、重点地区候補地で、景観形成基準等についての地域懇談会を開催(3回)した。</p> <p>景観審議会を開催(1回)し、現況報告、今後の取組等についての意見聴取を行った。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度による景観指導により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>近年増加している太陽光発電施設について、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づく景観への配慮事項について、事業者への指導を行った。(令和4年度 届出8件)</p> <p>景観計画関係のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画についての周知を図り、良好な景観についての意識向上が図れた。</p> <p>景観重点地区指定候補地での地域懇談会の開催により、地域住民の景観についての知識、理解を深めることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)魅力的な都市空間の形成 ③安らぎのある都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>

反省点・課題	<p>景観重点地区指定候補地の地域住民の景観に対する意識が低く、懇談会等への住民参加が少ない。</p> <p>景観計画改定に係る新たな景観形成基準の設定にあたっては、地域の協力が不可欠であり、アンケート調査等、地域住民との合意形成の方法に工夫が必要となる。</p>
--------	--

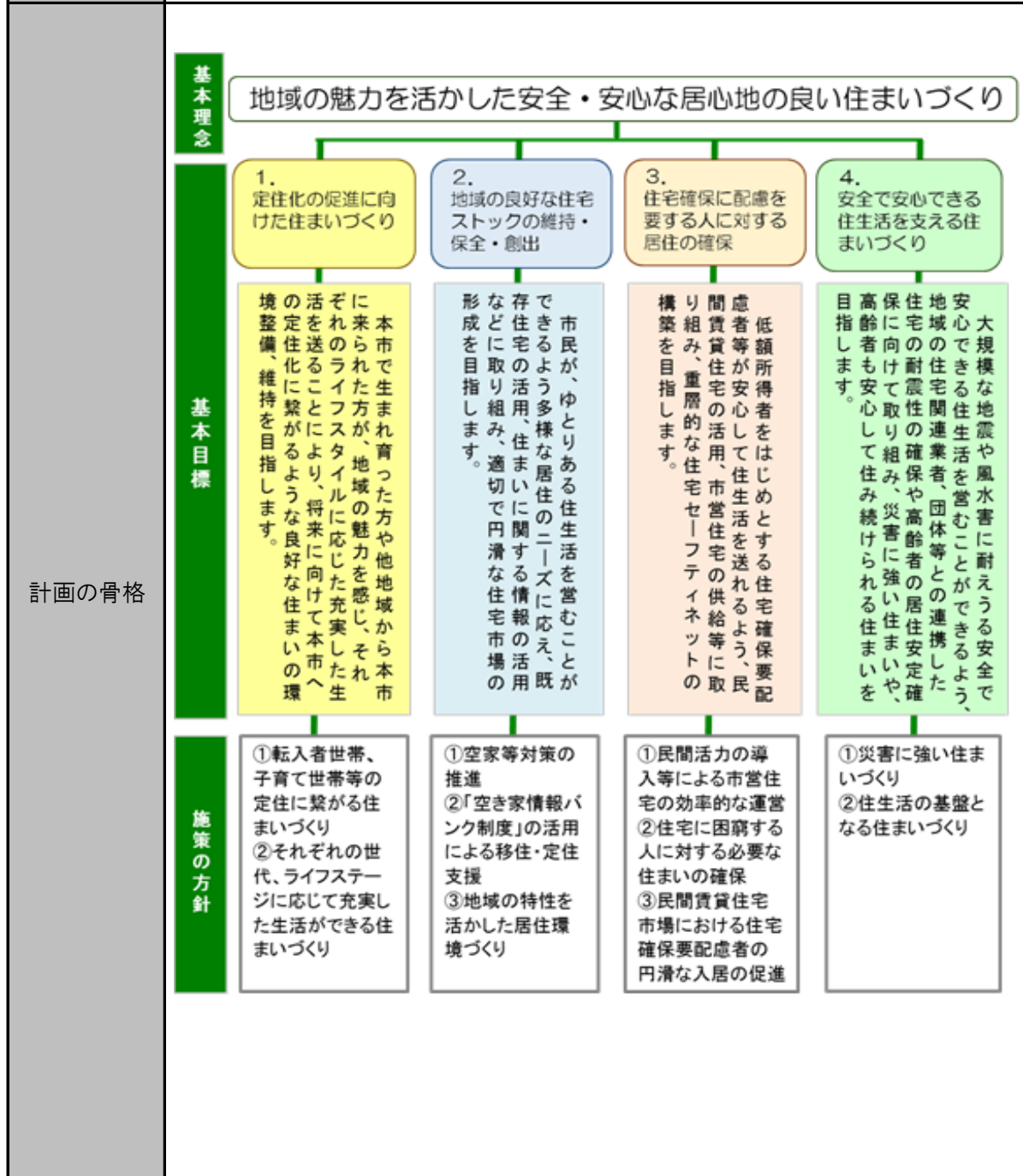
今後の方向性	<p>地域に則した合意形成の方法を検討し、地域住民の意識向上による景観形成基準の策定や、それに伴う景観重点地区指定を図っていく。</p> <p>また、「亀山市歴史的風致維持向上計画」等の関連計画と連携し、地域の特徴ある良好な景観の保全・創出に努める。</p>
--------	---

亀山市住生活基本計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(建設部 建築住宅課)

■計画の基本情報

計画期間	R 1 ~ R 10 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に基づき市町村計画として策定し、本市の住生活分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「住環境の向上」と深く関わり、住宅セーフティネットの確保、安全・快適な住環境の整備、空き家・空き地の対策・利活用を補完するものである。
目的・概要	第2次亀山市総合計画後期基本計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。」を目指す姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示すものである。



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>定住支援員の移住相談窓口への配置、首都圏在住者の移住・交流促進アドバイザーへの登録等、窓口及び相談体制の充実を図り、本市での生活をイメージできるよう希望者へ市内案内や親子体験ツアーを実施し、その様子をHP等に掲載した。</p> <p>空き家等対策として、固定資産税等納税通知書に空き家活用に関するチラシを同封し、空き家情報バンク制度等の周知を図った。また、管理不全状態の空家等の所有者に対し、適正管理への依頼文書を送付し、改善指導等を行った。</p> <p>民間活用市営住宅については、ホームページを更新するなどし、幅広く事業者への周知を図り、また、市内事業者へ働きかけを行った。</p> <p>木造住宅の無料耐震診断の実施、耐震補強計画、耐震補強工事及び除却工事等について、各種補助金を交付し、住宅耐震化率向上を図った。</p>
成果	<p>移住関連イベントへ移住・交流促進アドバイザーと連携を図りながら積極的に参加し、相談窓口では31件、移住関連イベントでは44件の相談対応を行い、本市の魅力を伝えた。また、希望者にかめやま暮らしめぐりを5回実施し、SNSやHP等での情報発信や、都内で居場所づくりを考えるワークショップを開催するなど、本市の認知度を向上させることができ、移住相談等の市施策を通じた移住が22件となった。</p> <p>空き家情報バンクの新規登録は6件、成約も6件、利用登録は50件であった。また、R3年度に認定した特定空家等については、売買により所有者が変更となり、改修の見込みとなったことから解決した。</p> <p>木造住宅の無料耐震診断は70件、耐震補強計画は2件、耐震補強工事は5件、除却工事は55件で、住宅耐震化率は昨年度の90.9%から91.5%へと増加した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>老朽化した市営住宅(和田住宅)からの住み替えが残り1戸となり、民間活用市営住宅を活用しながら、安全・安心な住宅の確保ができた。</p> <p>木造住宅の耐震化の促進、狭い生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を進め、空き家情報バンク制度及び移住促進のための空き家リフォーム支援事業により、空き家の有効活用及び空き家の再生に繋がり、住環境の向上に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>老朽化した市営住宅(住山住宅A・B)の住替え等に必要となる戸数を確保するため、引き続き民間活用市営住宅の借り上げ戸数の拡大を図る必要がある。</p> <p>管理不全状態の空家等9件が未解消のため、引き続き解消に努める。また、空き家情報バンクの登録数を増やし、空き家の利活用を促進する必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>建築・不動産関係の事業団体等の協力を得ながら、民間活用市営住宅の確保に努め、老朽化した市営住宅(住山住宅A・B)からの住替えを促進する。</p> <p>管理不全状態の空家等の解消に向けて、不動産関係の事業団体など各種団体と協力し、利活用など効果的な取り組みを模索しながら進めていく。</p>
--------	--

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	亀山市空き家情報バンク登録数	件	61	67	123
2	移住・定住相談件数	件	213	288	500
3	移住・定住件数	件	26	48	50
4	特定空家等の是正割合	%	80	100	100
5	空き家活用(リフォーム等)件数	件	9	11	50
6	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	90	90	154
7	老朽化した市営住宅の用途廃止戸数	戸	2	2	235
8	住宅耐震化率	%	90.9	91.5	95.0
9	住宅耐震診断件数	件	342	412	1300

亀山市新水道ビジョンに関する実績等報告書(令和4年度)

(上下水道部 上水道課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 9 年度
位置付け	本ビジョンは、平成25年3月に公表された厚生労働省「新水道ビジョン」を勘案し、第2次亀山市総合計画との整合を図りつつ、平成23年3月に策定した「亀山市水道ビジョン」に代わるものとして、亀山市水道事業の施策をまとめ、今後10年間の方向性を示す計画として、平成30年3月に策定したものである。
目的・概要	現状と将来の見通しを「安全」「強靱」「持続」の観点から分析・評価し、亀山市水道事業が抱える諸課題の解消と、人口減少問題や大規模地震対策など今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、健全な事業運営を持続し、安全でおいしい水を安定供給するための施策をまとめたものである。
計画の骨格	<p>(基本理念) 次世代への使命 安全でおいしい水の安定供給</p> <p>(目標・重点施策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全な水道 すべての市民が、いつでもどこでも安全でおいしい水が飲める水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水質管理体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 持続的な安全性の強化 ② 水質監視体制の強化 (2) 安全で快適な配水システムの構築 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道施設の集中監視 ② 快適な給水サービスの提供 (3) 環境への貢献 <ol style="list-style-type: none"> ① 地球温暖化防止への貢献 ② 環境教育の推進 2. 強靱な水道 自然災害による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 計画的な耐震化の実施 ② 災害時における飲用水等の確保 (2) 風水害対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 風水害発生時の浸水対策 (3) 危機管理体制の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 応急給水体制の強化 ② 応急復旧体制の強化 3. 持続可能な水道 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老朽施設等の計画的更新 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設等の計画的な更新 ② 施設等台帳の継続的な整備 (2) 水道サービスの充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 水道利用者への情報サービスの向上 ② 水道利用者への対応の迅速化 (3) 健全経営の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 有収率の向上 ② 適切な財源確保 ③ 事業経営の効率化 <p>(事業計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道整備年次計画 2. 財政計画

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	【別紙のとおり】				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>①水道法第20条第1項に基づき水質検査計画を定め、水質検査を実施した。</p> <p>②水道法第22条の2第1項に基づきコンクリート構造物点検業務委託を実施した。</p> <p>③災害時における停電対策として危機管理体制の強化を図るため、辺法寺加圧ポンプ室非常用発電設備設計業務を実施した。</p> <p>④水害からの被害を軽減できるよう、浸水対策検討業務を実施した。</p> <p>⑤老朽施設等の計画的な更新として、取水ポンプ取替工事等を実施した。また、老朽化による配水管改良工事及び基幹管路の耐震化整備工事並びに緊急遮断弁設置工事を実施した。</p> <p>⑥有収率向上のため、第5水源区域他の漏水調査を行い修繕工事を実施した。</p> <p>⑦財源確保等のため、クレジット・スマートフォンプランの普及に努めた。</p>
成果	<p>①給水栓における水質が、省令に定められた基準に適合することを確認した。</p> <p>②給水に支障が生じないよう点検を行い、省令に定められた事項を記録した。</p> <p>③耐災害性の強化を図るため、令和5年度における工事発注の準備を実施した。</p> <p>④浸水リスクが高い水道施設の抽出と浸水対策の立案を行った。</p> <p>⑤取水ポンプ取替等により、施設の安定稼働が維持できた。また、管路の改良工事等で漏水箇所の改善及び基幹管路等の耐震化並びに緊急遮断弁の設置を行い、水の流出による二次災害を未然に防止する対策を行った。</p> <p>⑥漏水箇所を早期に修繕することで、有収率が前年度を上回った。</p> <p>⑦クレジット収納等の収納件数は増加し、使用者の利便性の向上と財源確保が図れたものの、僅かではあるが、収納率が減少した。経常収支比率は目標値を上回ったが前年度を下回った。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>総合計画の施策の大綱1. 快適さを支える生活基盤の向上 基本施策(3)上下水道の充実における施策の方向として、耐震対策について西町地内(市道西町落針線)基幹管路配水管改良工事、関第2配水池緊急遮断弁設置工事を実施し、管路老朽化整備対策についてみどり町地内(市道みどり25号線ほか)配水管改良工事を実施したことで、総合計画の推進に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>令和5年3月に検討した結果、本ビジョンに掲げる整備計画は順調に推移しており、財政面も上回っていることから、本ビジョンの内容を見直す必要はないと判断したが、景気動向等を注視し、適宜、水道料金の見直しを行っていく必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>令和7年度内に水道事業経営戦略を見直す必要があり、その結果において、水道料金改訂における検討の必要が生じた場合には、本ビジョンの一部を具体的に検討する必要があると考えられる。</p>
--------	--

■『亀山市新水道ビジョン』成果指標等一覧表

No	成果指標名(該当ページ)	年 度 単 位	現状値 H28	実績値					目標値 R9
				H30	R1	R2	R3	R4	
1	加圧ポンプの整備施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3	3
2	設備更新時の省エネルギー機器の導入施設数 (P28「1 安全な水道」)	施設	—	1	2	2	3	3	3
3	基幹管路の耐震化率 (P31「2 強靱な水道」)	%	20.3	20.3	20.8	21.5	22.7	※ 19.8	38.0
4	主要配水池への緊急遮断弁の設置施設数 (P31「2 強靱な水道」)	施設	5	7	7	7	7	8	9
5	有収率(北中勢水道を除く) (P33「3 持続可能な水道」)	%	90.0	91.2	88.8	90.0	89.5	89.7	93.9
6	経常収支比率 (P33「3 持続可能な水道」)	%	110.10	120.39	122.92	120.67	120.44	114.74	111.30

※ 令和3年度に比べて耐震化率が減少した理由は、水道施設台帳を作成したことによるものです。

・計画期間 平成30年度から平成39年(令和9年)度までの10年間

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(政策部 政策推進課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度			
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」			
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。			
計画の骨格		基本方針	施策	実施事業
	1. 子どもから高齢者まで自由に移動できる、利用しやすく、分かりやすい地域公共交通の実現	①情報提供と公共交通PR活動	情報提供	各種イベント等と連携した公共交通のPR活動
	2. 鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶ、まちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成			②路線バスの運行・維持・再編
	3. 地域の利用者ニーズを踏まえた、地域公共交通の最適化による効率的で効果的な交通サービスの提供	③地域公共交通の最適化	乗合タクシーの運行・充実	地域公共交通の最適化
				アクセスの向上
				ニーズの把握
				運賃収入以外の収入確保に向けた取組
	4. デジタル化やニューノーマルにも対応できる、新たな利用環境の整備と利便性の高い公共交通の構築	④新たな利用環境整備	新たな技術を活用した交通サービスの調査研究	感染症の防止対策
				利用環境の整備
				鉄道の利便性向上の要請と利用促進活動
	5. 持続可能な地域公共交通の実現に向けた、地域と共に考える利用促進策の展開	⑤公共交通利用促進	住民主体の取り組み支援	地域づくりと一体となった取組
				利用促進誘導
				環境対策・バリアフリー化
				近隣自治体との広域連携の強化

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>・バスについては、継続運行を行うことで、移動困難者の通学・通勤・通院等市民生活に必要な最小限度のサービス水準の維持・確保に努めることができた。</p> <p>また、隣接市(津市・鈴鹿市)と連携したチラシ回覧、東部ルート・南部ルート・西部ルート沿線住民へのチラシ回覧を行ったほか、バス運行事業者と連携し、SNSを活用した利用促進のための情報発信を行った。</p> <p>・乗合タクシーについては、制度の定着と利用促進を図るため、出前講座の開催や新規登録者へ無料体験券乗車券の配布を行った。</p> <p>・鉄道については、鉄道関係の各種同盟会や関係機関、関係市町村と連携したウォーキング事業や要望活動を実施した。また、鉄道事業者をはじめ、関係機関と連携し、観光誘客を含む鉄道利用促進啓発活動をJR大阪駅にて実施した。</p>
成果	<p>・コミュニティバスについては、地域との意見交換会やPRチラシの回覧等の利用促進活動を行ったことにより、利用者数は令和3年度の63,931人から69,347人と5,416人増加し、地域の身近な公共交通の確保に向けた取り組みを行うことができた。</p> <p>・乗合タクシーについては、バス利用が回復傾向にある中、出前講座の開催や新規登録者へ無料体験乗車券の配布等の利用促進活動により、令和3年度並みの利用者数を維持することができた。</p> <p>・鉄道については、要望活動や利用促進啓発活動を実施したが、令和2年度実績では、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送需要の変化などにより、市内鉄道駅の乗車人員数(1日平均)は減少しており、利用促進につなげることができなかった。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5) 地域公共交通の充実</p> <p>既存のバス等による効率的・効果的な運行継続の実施や乗合タクシーの利便性の向上など、市内の地域公共交通網を充実させることで、市民が身近な公共交通を利用して安全で快適な生活を送ることに寄与している。</p>

反省点・課題	<p>・コミュニティバス利用者数は回復傾向にあるが、依然コロナ禍前の水準まで回復していないことから、利用者ニーズの変化等現状把握に努めながら、利用促進のための取り組みを行う必要がある。</p> <p>・乗合タクシー利用者数は昨年度並みを維持しているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり乗合率が低いため、引き続き更なる制度の周知に努める必要がある。</p> <p>・鉄道の維持・確保のため、沿線自治体等とさらなる連携を図り、利用促進を図る必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>・各地域の利用者ニーズを把握し、ニーズとサービス、コストを考慮した鉄道・バス・乗合タクシーの最適な組み合わせによる効率的で効果的な運行に向けて引き続き検討を行う。</p> <p>・乗合タクシー制度の出前講座の開催や地域との意見交換会による制度周知を継続するとともに、運行事業者への聞き取りや情報共有を図ることで乗合率の向上に努める。</p>
--------	---

■成果指標

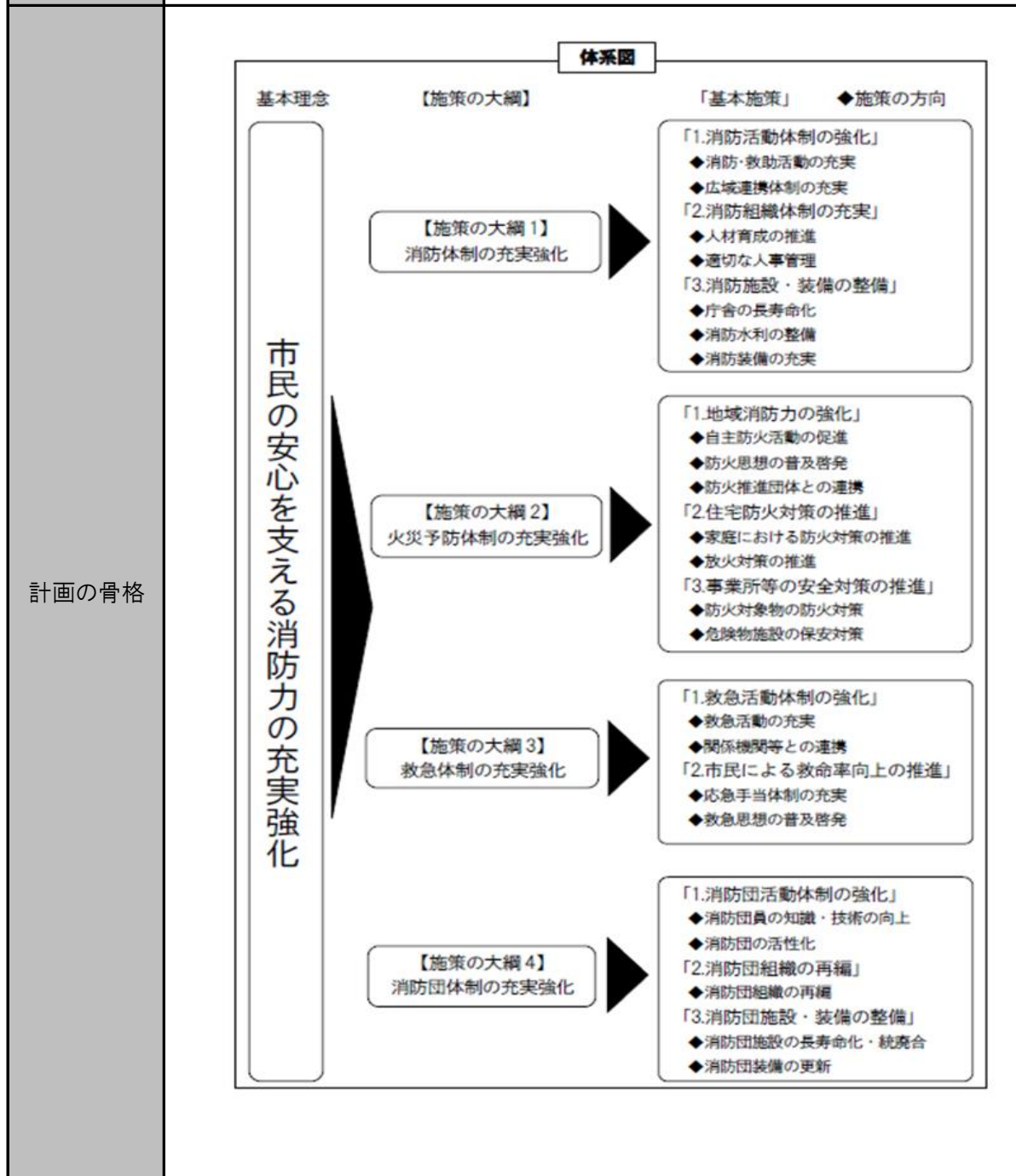
成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	市内バス路線等の利用者総数	人	313,053	212,807	317,000 以上
2	コミュニティバス路線の利用者総数	人	90,296	69,347	102,000 以上
3	乗合タクシーの利用者総数	人	3,741	4,514	8,000
4	コミュニティバス路線の1便あたりの 平均乗車人員数	人/ 便・日	-	-	-
	(さわやか号)	人/ 便・日	7.7	5.5	7.7以上
	(野登・白川地区自主運行バス)	人/ 便・日	4.4	2.7	4.4以上
	(東部ルート)	人/ 便・日	4.1	4.1	4.1以上
	(南部ルート)	人/ 便・日	2.7	2.3	2.7以上
	(西部ルート)	人/ 便・日	2.5	1.8	2.5以上
	(加太地区福祉バス)	人/ 便・日	4.6	4.0	4.6以上
5	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,490	2,613 (R2)	3,400以上
6	移動環境に対する不満割合	%	15.6	-	15以下
7	コミュニティバス路線の収支率	%	8.6	5.2	10.0以上
8	公共交通維持に係る年間実質負担額	円/年	1億511万	1億2,704 万	概ね1億

第3次亀山市消防力充実強化プランに関する実績等報告書(令和4年度)

(消防本部 消防総務課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第2項第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「消防力・地域安全の充実」と深く関わり、消防体制の充実強化、防火対策の強化、救命率の向上の部分で補完する。
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>消防職員に必要となる資格取得や資質向上を図るため、教育機関等への各種研修派遣を行った。計画的に救急救命士を養成したほか、医療機関等への研修派遣や症例検討会等を通じて、救急救命士の処置拡大への対応や再教育の確保に努めた。津市、鈴鹿市と消防指令センターの共同運用に向け、3市で実施計画を策定したほか、地方自治法の規定に基づき、3市による消防通信指令事務協議会を設置した。消防ポンプ自動車1台を更新するとともに防火水槽1基を設置した。感染防止対策として各消防庁舎の水回り設備の一部を改修した。防火対象物や危険物施設への立入検査を計画的に実施した。「消防団の力向上モデル事業」を活用した加入促進の取組を行った。消防団車両1台を更新するとともに雨衣を計画的に更新した。</p>			
成果	<p>教育機関等への研修派遣を行うことにより、組織に必要となる救助隊員をはじめ、緊急車両の機関員や予防技術検定有資格者を養成できた。救急救命士の養成に伴い、前年度と比較して救急出動に対応する救急救命士を増員配置することができた。3市により設置した消防通信指令事務協議会では、令和8年度の共同運用の開始に向け、令和5年度に予定している実施設計の内容等を協議することができた。消防用車両等の更新をはじめ、防火水槽の設置や感染防止対策として各庁舎の設備を改修することにより、安全に災害対応等を行うための施設、装備を充実させることができた。防火対象物等への立入検査を実施することにより、火災や人命危険を予防する体制づくりを推進できた。消防団への加入促進の取組として消防団活動を市民に広くPRすることができた。</p>			
総合計画 推進への 寄与度	<p>第2次亀山市総合計画後期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (7)消防力・地域安全の充実 【成果指標】</p>	現状値	目標値	R4年度
	・救急救命士等の有資格者の配置率	91.8%	100%	95.9%
	・防火対象物の立入検査件数	160件	260件	200件

反省点・課題	<p>本プランの成果指標の中には、実績値が現状値を下回った項目があるが、実績値と取組の成果が直結しない項目があることから、数値のみに捉われず、あらゆる側面から分析したうえでの評価が必要となる。【例】「火災現場に関する平均所要時間」は、現場到着後に即時放水を行わない事例を含んでいる</p>
--------	--

今後の方向性	<p>本プランの上位計画である後期基本計画の成果指標については、実績値が前年度と比較して向上したことから、今後においても、目標値の達成に向けて本プランの取組を着実に推進する必要がある。</p>
--------	--

■ 成果指標一覧表

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	火災現場活動に関する平均所要時間 (現場到着から放水開始まで)	分/秒	5分10秒	5分36秒	4分00秒
2	有資格者の配置率	%	91.80%	95.90%	100%
3	公務災害発生件数(消防職員)	件	0件	1件	0件
4	延焼件数	件	3.00件	2.40件	2.70件
5	一般住宅の火災件数	件	3.40件	3.00件	3.06件
6	事業所等の火災件数	件	2.00件	3.40件	1.80件
7	実施基準評価適切率	%	100%	100%	100%
8	市民による心肺蘇生法実施率	%	43%	43%	57%
9	消防団行事・訓練参加率	%	64.50%	62.56%	74.50%
10	災害動員可能率	%	94.20%	93.97%	100%
11	公務災害発生件数(消防団員)	件	0件	1件	0件

第2次亀山市環境基本計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(産業環境部 環境課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ~ R 12 年度
位置付け	本計画は、亀山市環境基本条例第8条第1項の規定に基づき市町村計画として策定したものであり、本市の環境分野における基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築」と深く関わるものである。
目的・概要	本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。 本市が目指す10年後の環境の姿として「みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま」を掲げ、5つの基本施策や4つのプロジェクトにより具現化を図る。

第2次亀山市総合計画の将来都市像
歴史・ひと・自然が心地よい
緑の健都 かめやま

目指す環境の姿	《あるべき姿》		《基本施策》		《プロジェクト》
みんなの笑顔かがやく環境のまち 健都 かめやま	1 豊かな自然の恵みが実感できる 緑と潤いに満ちあふれたまち		共生 人と自然の共生	▶	「緑：Green」 生物多様性を 「学び」「創り」「守る」
	2 良好な生活環境ときれいな水が 流れる安心して住み続けられるまち		快適 快適な生活環境の創造	▶	「美：Clean」 地域に最適な 環境美化システムの構築
	3 資源の有効利用と循環により 「もの」を大切に持続可能なまち		循環 循環型社会の構築	▶	「零：Zero」 食品ロス削減のための 仕組みづくり
	4 エネルギーの効率的な利用と創出 により地球環境にやさしいまち		低炭素 脱炭素社会につながる 高度な低炭素社会の構築	▶	「活：Energy」 再生可能エネルギーの更 なる活用と適正導入の促進
	5 多様な主体が参画・協働し、良好な 環境の保全と創造に取り組んでいるまち		参画・協働「Partnership」 参画・協働による推進		

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>市民に自然と触れ合う機会や学習する機会を提供するため、里山塾、ザリガニ釣り大会、亀山7座トレイル(登山講座)等のイベントを開催した。市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定を行うとともに、公共下水道事業の推進により、生活排水処理施設の整備を行った。生ごみ排出抑制の新たな取り組みとして「生ごみ消滅処理容器・キエーロ」の普及、食品ロス削減マッチングアプリ「かめやまタベスケ」の導入など、ごみの排出抑制の普及、啓発に取り組むとともに小型充電式電池等の分別収集を試行実施するなど、4Rの推進に積極的に取り組んだ。地球温暖化防止につながる『緑のカーテン運動』に取り組むため、ヘチマのポット苗を市民及び公共施設の管理者に配布した。</p> <p>当該計画の推進を図るにあたり、市民、事業者及び関係団体等から幅広い意見を反映するため、環境未来創造会議及び基本施策ごとの部会を開催した。</p>
成果	<p>自然環境に関するイベントを開催したことにより、生物多様性に関する周知・啓発に貢献できた。新たに市内に立地した事業所などと環境保全協定を締結するとともに、市内の主要事業所、河川、ため池において、水質検査、騒音・振動測定を行ない監視することにより鈴鹿川の良好な水質が維持できた。自然環境生活排水処理率が、公共下水道事業井田川・能褒野処理分区など5処理分区の供用開始により、大幅に向上した。ごみ減量化の取り組みにより1人1日あたりのごみ排出量は前年と比較し減少したが、リサイクル率は低下した。</p> <p>そして、第2次市環境基本計画を推進するための会議及び部会を開催したことにより、当該計画の推進体制が確立できた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>里山管理運営協議会等と連携し、自然公園を活用して市民に自然と触れ合う機会等の提供をしたものの、新型コロナウイルスの影響によりイベント等参加人数は激減した。ごみ排出量は前年度比較で17ポイント減の928g/人・日となり、リサイクル率については3.1ポイント低下し28.4%であったが、新たなごみ減量、再資源化の取り組みを行ったことで総合計画推進に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>新型コロナウイルスの影響もあるが、自然環境イベントや環境に関する講座等への参加人数が減少した。更なるごみ排出量削減、4Rの推進のための取り組みが必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>環境イベントや講座への参加人数の増加を図るための周知・啓発に努める。また、幼稚園、保育園や学校等に環境関連イベントへの参加を呼び掛ける。更なるごみ排出量の削減、4Rの推進には、排出者の意識の変化が重要であることから、多様な視点や発想、ごみダイエットサポーターとの連携による新たな取り組みの検討を行うとともに一般廃棄物処理基本計画の施策に着実に取り組む。</p>
--------	---

■成果指標

現状値及び目標値 … 第2次亀山市環境基本計画(2021～2030) 各基本施策成果指標参照

成果指標名		単位	現状値	実績値 (令和4年度)	目標値
1	自然環境に関するイベント等に参加した人数等	人	8,563	7,105	9,500
2	外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数	団体	3	2	8
3	間伐面積(平均)	ha	183	126	200
4	環境美化ボランティア登録団体数	団体	31	39	40
5	環境保全協定の締結数	件	77	85	100
6	生活排水処理率	%	81.4	83.3	92.1
7	1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	943	928	880
8	ごみの資源化率	%	30.8	28.4	38.0
9	溶融飛灰の資源化率	%	100	100	100
10	市域における二酸化炭素排出量	(千t-CO2)	1,322	1,345 (令和3年度)	1,156
11	再生可能エネルギー発電施設の導入件数	件	2,662	3,092 (令和3年度)	3,500
12	環境に関する講座等への参加人数	人	3,184	1,941	3,500
13	環境関連分野において連携・協働による取組を行っている団体(組織)数	団体(組織)	13	21	20

亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に関する実績等報告書(令和4年度)

(市民文化部 文化課)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ~ R 12 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律第4条の規定に基づき同法第5条第2項に規定する内容をまとめたものである。また、本計画は、同法による国の第1号認定を受けた第1期計画の課題の解決と、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくための第2期計画として策定したものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	<p>第1章. 歴史的風致形成の背景</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然的環境 2. 社会的環境 3. 歴史的環境 4. 文化財等の分布状況 <p>第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致 (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致 (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致 (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 <p>第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 3. 上位・関連計画との関連性 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 5. 実施体制 <p>第4章. 重点区域の位置及び区域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重点区域の位置及び区域 2. 重点区域の指定の効果 3. 良好な景観の形成に関する施策と連携 <p>第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市全体に関する事項 2. 重点区域に関する事項 <p>第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 <p>第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 <p>第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 2. 個別の事項 3. 届出が不要の行為

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>令和3年5月19日に国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、以下の事業を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点区域案内看板整備事業 ・東海道街道沿街なみ環境整備事業 ・歴史的環境整備事業(小公園の整備、ポケットパーク整備)
成果	<p>重点区域案内看板整備事業では、計画に基づき、文化財説明看板「亀山城二之丸帯曲輪」、「亀山宿高札場」と文化財説明標柱「慈恩寺薬師如来立像」を設置することで、広く市民や来訪者に歴史的価値を知ってもらい、文化財の保存と活用に寄与した。また、東海道街道沿街なみ環境整備事業では、旧東海道のうち、関宿内東追分から地蔵町散策拠点施設前まで自然石舗装及び表面処理を行い美装化することで、住環境の改善を図り、良好な街なみ形成を推進することができた。さらに、歴史的環境整備事業では、良好な街なみの形成が図れるよう、公園のトイレ施設について、計画どおり設計を実施した。また、ポケットパーク整備については一部工事が繰越となったものの、整備進捗に努めた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>旧東海道の美装化や文化財説明看板など歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、「東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上」を図ることができた。</p>



反省点・課題	<p>亀山市歴史的風致維持向上計画(第1期)で進められなかった拠点文化財等をつなぐ道路整備事業(道路美装化事業等)を第2期計画に基づき進めていく必要がある。また、文化財説明看板未設置の地区がまだ多いことから、引き続き設置を行っていく必要がある。さらに、ポケットパーク整備を完了する必要がある。</p>
--------	--



今後の方向性	<p>令和3年5月19日に国より認定された亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づいて、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる事業を進める。</p>
--------	---

亀山市健康・医療推進計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(健康福祉部 健康政策課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 4 年度												
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画、食育基本法第18条第1項に基づく食育推進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び地域医療再構築プラン(医療介護総合確保促進法第5条第1項に基づく市町村計画含)の4計画を統合し、策定している。												
目的・概要	市民が住み慣れた地域で、豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを目指すものである。												
計画の骨格	<div style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基本理念</th> <th style="width: 40%;">施策大綱(基本戦略)</th> <th style="width: 50%;">施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; text-align: center;">生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち</td> <td style="text-align: center;">1 健康な暮らしの支援</td> <td> ①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 疾病予防と早期発見・治療の推進</td> <td> ①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 地域医療提供体制の整備</td> <td> ①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 食育の推進</td> <td> ①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※計画の施策大綱(基本戦略)及び施策の方向のうち、1-①~③、2-①、2-②及び 4-①の一部は健康増進計画、2-②は自殺対策計画の内容に該当します。また、3 は地域医療再構築プランの内容に該当し、4 は食育推進計画の内容に該当します。</p>	基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向	生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策)	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進
基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向											
生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進											
	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策)											
	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化											
	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進											

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりのてびきを作成し、全戸配布を行うとともに健康づくり応援隊の支援を行った。 健康増進を支援する3事業所と新たに健康づくりに関する協定を結んだ。 特定健康診査の自己負担金を無料にしたことにより前年度より受診率が向上した。 亀山市糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議を設置し、情報共有や対策の検討を行い、成果を評価分析することができた。 子育て中の保護者同士の交流や相談の場を目的に、地域子育て支援センターの図書館サテライトを実施した。 ひきこもり等の支援につながりにくい方の情報を本人同意の有無に関わらず必要な関係機関で情報共有できる連携体制づくりを進めた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 市民や地域への周知啓発活動や関係団体との協議を行うことで、健康都市「かめやま」の実現に向けた健康な暮らしの支援を行うことができた。 保険・長寿がん検診、特定健康診査、特定保健指導に係る受診率向上に向けた勧奨方法の見直しや継続したインセンティブ提供による取組により、特定検診の受診率の向上に寄与した。 亀山市糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議により、医師会や医療センター等と連携を諮り、情報共有や対策の検討を行い、疾病予防と早期発見の推進につなげることができた。 社会的に孤立しないよう支援や連携の体制づくりを進め、こころの健康づくりにつなげることができた。
総合計画推進への寄与度	全庁体制で様々な対策を行ったことや、継続的な健康・医療事業活動を実施することで、「健康づくり・地域医療の充実」に寄与することができた。

反省点・課題	本計画の実施策の中で、検討が必要な施策は検証のうえ、次期計画の施策として確実に実施していく必要がある。
--------	---

今後の方向性	健康都市の実現に向けて本市の健康医療の分野における施策の方向を示すものとして、令和5年3月に「みんなが生き生き元気に暮らす緑の健都かめやま」を基本理念とした「亀山市健康まちづくり計画」を策定した。新たな施策体系に基づき、継続的な取組を実施していく。
--------	--

健康・医療推進計画成果指標及び実績

項目(単位)	担当課名	年度							参考
		現状値 27	実績値 29	実績値 30	実績値 R1	実績値 R2	実績値 R3	実績値 R4	
健康づくり応援隊養成講座修了者数(延人)	健康政策課	99	121	158	158	255	284	306	
医療カフェ開催回数(回)	病院総務課	1	4	12	6	0	0	0	
歯周病検診受診率(30・40歳)(%)	健康政策課	12	10.9	8.7	10.3	12.5	10.7	10.5	平成29年度より5歳刻みの年齢へ変更
MR(麻しん・風しん混合ワクチン)Ⅱ期(%)	子ども未来課	97.4	97.4	99.4	99.8	99.2	97.8	97.4	
がん検診の受診率(%)	健康政策課	肺がん							
		33.2	32.4	31.5	31.0	29.6	32.0	31.8	
		胃がん							
		21.8	22.0	20.9	21.1	16.6	17.5	18.0	
		大腸がん							
		32.9	30.2	29.6	29.0	27.7	29.9	31.9	
特定健診の受診率(%)	市民課	37.1	37.9	37.5	37.1	34.7	37.3 (R4.3.31時点)	40.0 (R5.3.31時点)	国保計画に同じ
特定保健指導の実施率(%)	市民課	20.4	16.8	16.7	23.7	17.0	27.8 (R4.3.31時点)	23.4 (R5.3.31時点)	国保計画に同じ
訪問看護ステーション数(施設)	地域医療課	5	5	7	5	5	6	6	
かめやまホームケアネットにおける在宅医療を実施する市内医療機関数(機関数)	地域医療課	9	10	9	7	6	6	3	目標値は、内科標榜医療機関×0.8設定
かめやまホームケアネット新規利用者(人)	地域医療課	19	13	11	7	47	42	33	
救急搬送の市内医療機関受入率(%)	消防総務課	50.2	47.26	43.33	39.01	41.79	35.6	33.1	総合計画に同じ
医療センター(財務)医業収支比率(%) (医業収益/医業費用)	病院総務課	77.6	82.4	83.9	86.5	87.1	89.0	84.5	ビジョンに同じ
学校給食における地場産品を使用する割合(%) (三重県産+市内産の食材使用割合、食材数ベース)	教育総務課	31.2	29.3	27.9	28.7	26.2	29.7	29.3	目標値は、第3次三重県食育推進計画

健康・医療推進計画の推進状況について

1-健康な暮らしの支援

01:健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○健康づくりに関する情報(健康づくり、喫煙・飲酒対策等)について、各広報媒体を活用し、啓発月間など定期的に機会を捉え、情報提供と意識啓発を図ります。	健康政策課 地域福祉課	健康づくりG 高齢者支援G	健康づくりのてびき、健康体操カレンダー・DVDの配布	健康づくりのてびきを作成し、全戸配布を行った。また、健康づくり応援隊を支援するとともに、希望する団体や市民へ、健康体操カレンダー・DVDを配布した。	健康づくりのてびきの全戸配布を行うとともに健康づくり応援隊の支援等、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。	健康づくりのてびきを作成し、全戸配布を行った。また、健康づくり応援隊を支援するとともに、希望する団体や市民へ、健康体操カレンダー・DVDを配布した。	健康づくりのてびきの全戸配布を行うとともに健康づくり応援隊の支援等、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。
	地域福祉課	高齢者支援G	じやきしやき体操OB会、出張介護予防教室、トレーニング室説明会の開催	じやきしやき体操OB会は1地区、1回開催、出張予防教室は5事業所6回開催。	じやきしやき体操において継続した取り組みに努めるとともに、出張介護予防教室は、これまでの利用実績からあまり利用されていない地域へのアプローチに努め、健康づくりの啓発を図る。	じやきしやきOB会は4地区活動しており、要望があった1地区へ2回講師を派遣し、24人参加があった。出張予防教室は4事業所38回開催。	じやきしやき体操において継続した取り組みに努めるとともに、出張介護予防教室は、これまでの利用実績からあまり利用されていない地域へのアプローチに努め、健康づくりの啓発を図る。
	健康政策課	健康づくりG	健康づくり、喫煙・飲酒対策等に関する各種広報媒体を活用した情報提供・意識啓発(各部署間の連携)	「健康づくりのてびき」に禁煙・適正飲酒の内容を掲載した。また、「世界禁煙デー」に合わせ、広報で禁煙週間の周知を行った。	引き続き、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。	健康づくりのてびき」に禁煙・適正飲酒の内容を掲載した。また、「世界禁煙デー」に合わせ、広報で禁煙週間の周知を行った。	引き続き、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。
○気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができるよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	健康政策課	スポーツ推進G	(第3次亀山市スポーツ推進計画に基づき取組) ・ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	Let'sスポーツわくわくらぶの主催で、ヨガ教室、自己整体ヨガ教室、健康運動教室が開催された。また、ENJOYスポーツかめ亀クラブの主催で、ノルディックウォーキング教室、健康体操教室が開催された。	継続した取り組みに努める。	Let'sスポーツわくわくらぶの主催で、ヨガ教室、カヌー教室、健康運動教室が開催された。また、ENJOYスポーツかめ亀クラブの主催で、ノルディックウォーキング教室、健康体操教室が開催された。	継続した取り組みに努める
	健康政策課	スポーツ推進G	障がい者のスポーツ参加の推進、女性のスポーツ参加の推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援	女性のスポーツ参加を推進するため、普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した(※大会は中止)。更に、総合型地域スポーツクラブを支援するため、実施しているスポーツ活動への参加促進として広報やホームページを活用し情報提供を行った。	継続した取り組みに努める。	女性のスポーツ参加を推進するため、普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した(※大会は中止)。更に、総合型地域スポーツクラブを支援するため、実施しているスポーツ活動への参加促進として広報やホームページを活用し情報提供を行った。	継続した取り組みに努める
	健康政策課	スポーツ推進G	スポーツ情報内容の充実、各種情報媒体を活用した情報発信	広報、文字情報等で、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を行った(広報掲載4回、配布回覧等1回)。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した(更新1回)。運動施設指定管理者が実施する健康教室を広報し、情報発信した。(広報掲載27回)	継続した取り組みに努める。	広報、文字情報等で、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を行った(広報掲載4回、配布回覧等1回)。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した(更新1回)。運動施設指定管理者が実施する健康教室を広報し、情報発信した。(広報掲載17回)	継続した取り組みに努める
	健康政策課	スポーツ推進G	身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり	老朽化した西野公園施設の電気設備を改修することにより、各施設(体育館、テニスコート、野球場)の安心安全な利用環境を確保した。また、関B&G海洋センタープールのシャワー用給湯ポイラーが漏水により安全に使用できなかったため、更新することにより、利用者が安全に施設を利用できるようにした。	継続した取り組みに努める。	老朽化した西野公園庭球場のコート全面改修により、利用者の利便性を高めた。また、故障により使用できなかった東野公園トレーニングルームの空調機を更新することにより、利用者が快適に施設を利用できるようにした。	継続した取り組みに努める
	健康政策課	スポーツ推進G	市民ニーズに応じた運動施設の充実、運動施設の利便性の向上、施設利用の促進、学校運動施設や公園の有効活用	スポーツの日に合わせて運動施設の無料開放を行い、広報やホームページ等で情報提供を行った。庭球場等の修繕を行い、運動施設の機能向上を図った。	継続した取り組みに努める。	スポーツの日に合わせて運動施設の無料開放を行い、広報やホームページ等で情報提供を行った。関総合スポーツ公園多目的グラウンド等の修繕を行い、運動施設の機能向上を図った。	継続した取り組みに努める
学校教育課	教育支援G	年間計画に沿った体育指導(全ての保育所・幼稚園・小学校に外部講師を派遣した運動・体育活動)	3学期に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3学期に実施することができず、当初の予定の75%しか行えなかった。	引き続き、小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所10か所に3日間ずつ行う予定。	年間を通して、小学校11校に3日間、保育所11園、幼稚園5園に3日間ずつ体育に関する専門性の高い外部講師を派遣し、体育指導を行った。	継続した取組に努める。	
○鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用したレッキング、ウォーキングなど、市民の健康志向を高め、地域の文化となるような健康づくり活動を検討し進めます。	健康政策課	健康づくりG	健都さぶプロジェクト	健康マイレージ事業を実施し、鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用した健康づくり活動をポイントとした。	引き続き、健康マイレージ事業を実施し、地域資源を活用した健康づくり活動をポイントとし、実施していく。	健康マイレージ事業を実施し、鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用した健康づくり活動をポイントとした。	
○健康都市連合日本支部大会等へ参加し、専門的な知見や先進的な取組を参考にするとともに、高齢者のQOL(Quality Of Life:生活の質)向上や健康増進を支援する事業者、団体などの連携を図りながら、健康づくり事業を充実していきます。	健康政策課	健康づくりG 健康都市推進G	健康づくり応援隊養成講座、健康都市連合日本支部大会への参加	健康づくり応援隊への支援等を3地区66名に実施した。 令和3年度の健康都市連合日本支部大会については、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から中止が決定された。	引き続き、団体等と連携を図りながら取り組みを進める。 市職員と団体代表者にて、健康都市連合日本支部大会へ参加予定。	健康づくり応援隊への支援等を6地区103名に実施した。 健康都市連合日本支部大会に団体代表者とともに参加し、先進的な取り組みを参考にすることができた。 また、健康増進を支援する3事業所と新たに健康づくりに関する協定を結び、健康づくり事業の充実へ寄与した。	地域の実情に合わせて支援等を行っていく。健康都市連合日本支部については、継続的な取り組みに努める。
	地域福祉課	高齢者支援G	長寿健康づくり事業の充実への取組(亀山QOL支援モデル事業含む。)	亀山QOL事業として市内全域にチラシを配布すると共に、利用拡大に向けて亀山市シルバー人材センターと打合せをおこなった。	タブレットだけでなく、スマホ版について協議を行い、利用しやすい環境を整備していく必要がある。	亀山QOL事業として市内全域にチラシを配布すると共に、利用拡大に向けて亀山市シルバー人材センターと打合せをおこなった。	亀山QOL事業として行っていたタブレットを使用した事業は8月下旬に終了するため、代替事業や他事業との融合を図る必要がある。
○医療職等による地域での講座や学習会などを開催し、市民の医療・健康(生活習慣病予防を含む。)の自主活動につながる取組を推進します。	病院総務課	医事G	地域における医療カフェの開催・医療カフェの実施や実施内容の情報提供(広報、CATV、HP)による自主活動につながる取組	令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、開催の中止が決定されたため、実績はなし。	新型コロナウイルス感染症の発生状況や院内の体制等を考慮し、令和4年度についても開催の中止が決定された。	令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、開催の中止が決定されたため、実績はなし。	新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類へ移行となり、段階的な移行となっているため、発生状況や院内の体制等を考慮しつつ、開催する。

02:歯と口腔の健康づくりの推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○口腔清掃や食生活への配慮など自己管理(セルフケア)能力や家庭内管理(ホームケア)が向上するよう、また、かかりつけ歯科医を持って定期的な歯科検診や予防措置を受けるよう啓発していきます。	健康政策課	健康づくりG	「健康づくりのてびき」への歯の健康づくりの情報掲載	「健康づくりのてびき」に歯の健康づくりについての情報を掲載した。(年1回)	引き続き、実施していく。	健康づくりのてびきを作成し、歯の健康づくりについての情報を掲載し、全戸配布を行った。	引き続き、市民へ歯の健康づくりに関する情報の啓発を行う。
	健康政策課	健康づくりG	長寿健康教室(出前トーク、中央公民館講座)で口腔ケアに関するテーマで実施	歯つらつ体操ポスターを窓口に設置し、歯の健康づくりについての周知を行った。	引き続き、ポスターを活用し、歯の健康づくりについての情報の啓発を行う。	歯つらつ体操ポスターを窓口に設置し、歯の健康づくりについての周知を行った。	引き続き、ポスターを活用し、歯の健康づくりについての情報の啓発を行う。
	子ども未来課	母子保健G	母子健康手帳配布時における歯の健康づくりや歯科健診の情報提供	母子健康手帳交付時に歯の健康づくりや歯科健診についての情報提供を行った。(母子健康手帳:延べ320件)また、妊婦歯科健康診査は126人の受診があった。	引き続き、母子健康手帳交付時に情報提供をしていく。	母子健康手帳交付時に、妊娠期の歯の健康づくりや妊婦歯科健診についての情報提供を行い、妊娠期の歯科衛生の必要性について啓発した。(母子健康手帳交付:286件、妊婦歯科健康診査:83人)	引き続き、母子健康手帳交付時に情報提供をしていく。
	子ども未来課	母子保健G	歯科保健教室(幼児対象)の実施⇒2歳児(希望者)と1歳6か月児健康診査の歯科診察での要フォロー者)を対象として、歯科医師の歯科検診と歯科衛生士の歯科相談を実施	歯科保健教室は年4回、86人の参加があった。1歳6か月児健康診査の歯科診察で要フォロー者については電話連絡を行い参加を勧めた。	引き続き、歯科保健教室を実施していく。	2歳児を対象に、歯科保健教室を開催した。1歳6か月児健康診査歯科診察で要フォロー者となった児と保護者に参加を勧めた。歯科検診や相談をとおして、保護者等が歯科衛生の必要性について考える機会となった。(歯科保健教室:年6回、131人)	引き続き、歯科保健教室を実施していく。
地域福祉課	高齢者支援G	在宅訪問歯科健診の実施、口腔機能向上事業(お口の健康教室)	訪問型サービスの依頼がなかった。チラシを作成し、周知を行った。	新型コロナウイルスの影響により、歯科・口腔については難しい状況であり、配慮を行う必要がある。	訪問型サービスの依頼がなかった。チラシを作成し、周知を行った。	新型コロナウイルスの影響により、歯科・口腔については難しい状況であり、対象者の配慮を行う必要がある。	
教育総務課	保健給食G	歯の衛生週間を利用した保健だよりへの掲載、ポスターの掲示による口腔ケアの情報発信⇒歯みがき指導、歯みがきカレンダーの作成、各学校の委員会活動による特色ある実践的な取組の実施 ・歯科検診後の事後処置状況調査の強化(現在の事後調査を1回増やす等)	各学校において、歯の衛生週間において保健だよりやポスターによる口腔ケアに関する情報発信を行った。また、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響により、よい歯のコンクールの「歯の部門」は行わなかったが、「図画・ポスターの部門」は実施し、歯の健康に関する啓発を行った。	今後も歯の衛生週間を中心とした啓発の取組や情報発信のほか、各学校における取組を継続する。	各学校で、歯の衛生週間において保健だよりやポスターによる口腔ケアに関する情報発信を行った。また、関係機関と連携し、よい歯のコンクールを実施し、歯の健康に関する啓発を行った。	今後も歯の衛生週間を中心とした啓発の取組や情報発信のほか、各学校における取組を継続する。	
○亀山歯科医師会との連携のもと、30歳以上の歯周病検診の受診機会の増加を図りながら、特に30歳・40歳の節目の受診率向上に取り組めます。	健康政策課	健康づくりG	対象者への個人通知、未受診者に対する受診勧奨の送付・未受診者に対する受診勧奨の強化、現在の10歳から5歳単位への対象拡大等	対象者に対して無料券の個人通知を行った。また、未受診者には12月に受診勧奨を送付し受診率向上に努めた。(受診率:10.7%)	対象者へ無料券の個人通知を行うことや未受診者への案内を行い、受診勧奨を行う。	対象者に対して無料券の個人通知を行った。また、未受診者には12月に受診勧奨を送付し受診率向上に努めた。(受診率:10.5%)	対象者へ無料券の個人通知を行うことや未受診者への案内を行い、受診勧奨を行う。
○また、高齢者の口腔衛生状態を改善する等、口腔ケア対策を推進し、誤嚥性肺炎の予防に努めます。	市民課	医療年金G	高齢者在宅訪問歯科健診事業	新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、市広報等での周知に努めたが、健診希望者がなかった。	重症化予防やフレイル対策と同時に高齢者の口腔ケアについても「高齢者の保健事業と介護予防の一体化」の中で、どのような取組が効果的か検討していく。	市広報やチラシの配布で周知を行うとともに、ケアマネジャーや訪問看護師等を通じて周知啓発につとめたが、問合せ等のみで健診実施には繋がらなかった。また、効果的な取組に向けては庁内連携会議の場や歯科医師会と情報共有等を行った。	引き続き、高齢者の口腔ケア対策については高齢者の保健事業と介護予防の一体実施事業の中で関係団体等と従来の事業の見直しも含め、効果的な取組を検討していく必要がある。

03:感染症の予防、予防接種の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○予防接種や感染症に関する情報提供方法を整理するとともに、保健所や医療機関などの関係機関や保育所、幼稚園、小・中学校などの関連施設との連携体制を強化します。	健康政策課	健康づくりG	関連施設との連携体制の構築にむけた情報提供方法のマニュアル作成	保健所・市内関係部署・医師会と情報共有し、新型コロナウイルス感染症を始め感染症発生時の対応を行った。	継続して取り組んでいく。	保健所・市内関係部署・医師会と情報共有し、新型コロナウイルス感染症を始め感染症発生時の対応を行った。	新型コロナウイルスにおいては、感染症法上の類型が変更されたことにより市の新型コロナウイルス感染症対策本部は解散となったが、引き続き関係団体と情報共有を行い、連携体制を強化する。
○風しんの予防接種については、全体的な啓発のほか、成人式や育児相談の際などの機会に接種勧奨を行うとともに、母子健康手帳交付時やパパママ教室などの機会を通して夫や家族等の接種を勧奨していきます。	子ども未来課 健康政策課	母子保健G 健康づくりG	風しんの予防接種に対する広報等による全体的な啓発 ・成人式や育児相談時のチラシや説明による接種勧奨の実施 ・母子健康手帳交付時やパパママ教室などの機会における夫や家族等への接種勧奨	成人式にチラシを配布、また、育児相談や母子健康手帳交付時など必要時に、麻しんと合わせて風しんについての啓発を行った。(成人式500枚、育児相談延323件、母子健康手帳交付320件、パパママ教室13組) 定期接種については、個人通知や園と連携して接種勧奨を行った。(MR2期接種率97.8%) 国の風しんの追加的対策(風しんの第5期の定期接種)の取組として、抗体検査、予防接種を行った。	引き続き、定期接種の対象時期に接種を完了するよう積極的に勧奨を行うとともに、成人式や育児相談、母子健康手帳交付時などに麻しん・風しんの予防について啓発していく。また、国の風しんの追加的対策が3年間延長されるため取り組んでいく。	成人式にチラシを配布したり、母子健康手帳交付時やパパママ教室等で、麻しんと合わせて風しんについて、疾患の概要や感染力・予防接種の必要性等について周知啓発を行った。(成人式500枚チラシ配布、母子健康手帳交付286件、パパママ教室24組) また育児相談等で相談内容に合わせて個別周知等も適宜行った。 定期接種については、個人通知や園と連携して接種勧奨を行った。(MR2期接種率97.4%)	引き続き、定期接種の対象時期に接種するよう積極的に勧奨を行うとともに、成人式や母子健康手帳交付時などに麻しん・風しんの予防について啓発していく。
○任意の予防接種については、亀山医師会との連携のもと、社会全体として一定の接種率を確保できるよう、接種率や感染の傾向などを勘案して全体調整に努めます。	健康政策課	健康づくりG	任意予防接種における全体調整の実施(任意接種の接種状況や効果を踏まえ、助成制度の見直し等)	任意予防接種の助成事業等について広報記事にて掲載した。また、健康づくりのてびきに、予防接種についての記事を掲載した。	引き続き、広報や健康づくりのてびきを活用し任意予防接種助成についての周知啓発を行っていく。	任意予防接種の助成事業等について広報記事にて掲載した。また、健康づくりのてびきに、予防接種についての記事を掲載した。	広報や健康づくりのてびきを活用し任意予防接種助成についての周知啓発を行っていく。

2-疾病予防と早期発見・治療の推進

01:健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○がん検診・特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率向上に取り組むとともに、がんや生活習慣病の予防、介護予防の知識を健康教室等の機会を通じて普及促進します。	市民課	国民健康保険G	保険・長寿がん検診・特定健康診査・特定保健指導に係る受診率向上に向けた動員方法(訪問動員等の導入)の見直し	受診率の向上を図るため、人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果の提供者に対し、クオカード5000円分を贈呈する取り組みを実施し、30件提供した。 令和3年度受診率は前年度より2.5%上がり37.3%であった。(R4.3.31時点)	令和3年度に引き続き受診動員案内の送付やコールセンターを利用するとともに、ナッジ理論の活用など受診動員の方法を検討し、医師会や関係部署との連携を図り幅広く受診動員を行う。 また、勤務先や個人で受診した人間ドック等の健診結果の提供者に対し記念品(クオカード5000円分)の交付及び健康づくりの取り組みを行うことでマイルージ(ポイント)を付与する健康マイレージ事業の実施により健診受診へのインセンティブを図るほか、自己負担金を無料にするなど受診率向上の取組を行う。	受診動員案内についてはナッジ理論を活用した方法を活用するとともに、関係医療機関においてもナッジ理論を活用したチラシ配布を行い受診率向上に取組んだ。 また、勤務先や個人で受診した人間ドック等の健診結果の提供者に対し記念品(クオカード5000円分)については24件の交付となった。 さらに受診率向上を図るため特定健康診査の自己負担金を無料にしたことにより令和4年度受診率は前年度より2.7%上がり40.0%であった。(R5.3.31時点)	引き続き有効な受診動員案内を行うとともに、関係部署と受診率向上に向けた動員方法を検討し受診率向上に務める。
	健康政策課	健康づくりG		特定保健指導の利用を促めるために、特定健康診査の結果をもとに算出した健康年齢レポートを作成し未利用者対策を行い、特定保健指導の利用率向上を図った。(特定保健指導利用率:27.8%) 市内中学3年生を対象にピロリ菌尿検査及び除菌治療費用の助成を行い、家族等のがん予防について啓発した。 また、健康マイレージ事業において、がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を受診することでポイントとなることを周知し、受診に繋がった。	引き続き、特定保健指導未利用者への受診動員を行い、特定保健指導の利用率向上に努める。 ピロリ菌尿検査及び除菌治療費用助成の対象を中学3年生に拡大し、家族等のがん予防について啓発していく。	特定保健指導の利用を促めるために、特定健康診査の結果をもとに算出した健康年齢レポートを作成し未利用者対策を行い、特定保健指導の利用率向上を図った。(特定保健指導利用率:23.6%) 市内中学3年生を対象にピロリ菌尿検査及び除菌治療費用の助成を行い、家族等のがん予防について啓発した。 また、健康マイレージ事業において、がん検診、特定健康診査、特定保健指導等を受診することでポイントとなることを周知し、受診に繋がった。	引き続き、特定保健指導未利用者への受診動員を行い、特定保健指導の利用率向上に努める。 ピロリ菌尿検査及び除菌治療費用助成の対象を中学3年生に拡大し、家族等のがん予防について啓発していく。
	健康政策課	健康づくりG	生活習慣病予防やがん、介護予防に関する各種健康教室の開催	かめやま出前トークや健康教室実施時に、生活習慣病予防等のテーマで健康講話を行った。	様々な場を活用しながら引き続き、実施していく。	かめやま出前トークや健康教室実施時に、生活習慣病予防等のテーマで健康講話を行った。	様々な場を活用しながら引き続き、実施していく。
	健康政策課	健康づくりG	生活習慣病予防をテーマとした健康づくりのための料理講習会の開催	バランスのとれた献立を入れて、生活習慣病予防教室(市民伝達講習会)1回・地域の料理講習会19回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。	バランスのとれた献立を入れて、生活習慣病予防教室(市民伝達講習会)4回・地域の料理講習会19回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
○生活習慣病予防対策等の保健事業をより体系的かつ効果的に進めるため、協会けんぽ等との連携を検討します。	健康政策課	健康づくりG	協会けんぽ等と協定(健康づくりを目的とした包括的な内容)を締結し、受診者データの利活用(特定健診、がん検診の受診促進、特定健診結果等の分析、保健事業の連携・協働)による保健事業の効果的な実施)	協会けんぽと連携した市のがん検診の周知は行えなかったが、健康づくりのてびき等で市民への周知を行った。	健康づくりのてびき等でがん検診の受診について市民へ周知を行う。	協会けんぽと連携した市のがん検診の周知は行えなかったが、健康づくりのてびき等で市民への周知を行った。	R5年度協会けんぽ加入者を対象としたがん検診の実施に向け、協会けんぽ担当者と検討していく。
○糖尿病性腎症の重症化予防をはじめ、亀山医師会や市立医療センターと連携して生活習慣病重症化予防に取り組めます。	病院総務課	栄養G	糖尿病予防教室の開催	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年度は糖尿病教室の開催を見送ったため、実績はなし。	糖尿病の予防につながる取組を行う。糖尿病教室開催の可否については、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら決定していくこととする。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和4年度は糖尿病教室の開催を見送ったため、実績はなし。	新型コロナウイルスの感染対策を行い、糖尿病教室の開催を計画する。
	市民課	国民健康保険G		新型コロナウイルス感染症拡大の防止等の観点により、令和2年度に引き続き令和3年度も糖尿病教室の実施を見送った。	糖尿病教室を国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業も協働して実施する事業と位置づけ、医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有するよう努めます。	新型コロナウイルス感染症拡大の防止等の観点により、令和3年度に引き続き令和4年度も糖尿病教室の実施を見送った。	医療センターや医師会等の関係機関と十分連携して情報共有し、糖尿病教室を実施し重症化予防につなげる。
	健康政策課	健康づくりG					
	市民課	国民健康保険G	糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組の検討・導入	3月に11名、5月に11名、6月に7名、計29名を対象に受診動員を行い、16名が医療機関を受診した。そのうち1名が保健指導が必要と指示書が提出されたため、医療センターで保健指導を実施した。令和3年度より後期高齢者(75歳到達者)にも対象を拡大して事業を実施し、後期も1名保健指導を実施した。国保から後期へと連携が取れた。	国保加入者だけでなく後期高齢者にも対象者を拡大し、連携が取れたため、今後も引き続き、後期高齢者と亀山医師会、医療センターと連携して事業を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。	18名に受診動員を行い、8名が医療機関を受診した。そのうち2名に対して医療センターで保健指導を実施した。令和3年度より後期高齢者(75歳到達者)にも対象を拡大して事業を実施し、令和4年度は76歳まで対象者を広げて1名保健指導を実施した。国保指導対象者が後期へ移行しても途切れることが無いよう事業を接続することが出来た。 また、亀山市糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議を設置し、医師会の担当医師や医療センター担当者等と会議の場を設け、情報共有や対策の検討を行い、成果を評価、分析することができた。	国保指導対象者が後期へ移行しても途切れることが無いよう事業を接続することが出来たため、今後も引き続き、亀山市糖尿病性腎症重症化予防事業連携会議を通じて亀山医師会、医療センター等と連携を図り、糖尿病性腎症重症化予防に関する情報共有や対策の検討を行い、その成果を評価、分析することで、本事業の対象者のQOLの低下防止及び医療費の適正化を目指す。

○健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会や県の「がんの教育総合支援事業」などを活用し、がんの学習に取り組みます。	健康政策課	健康づくりG	健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会の提供	令和3年度は感染対策の観点から調理実習は実施せず、市ホームページで親子で取り組めるレシピを掲載した。また、広報にて薬物乱用防止(年1回)についての記事を掲載した。	引き続き、ファミリーエコクッキングの実施や、広報の記事を掲載し、市民に対して情報提供を行っていく。	令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため企画していた教室を中止した。市ホームページで親子で取り組めるレシピを掲載した。また、広報にて薬物乱用防止(年1回)についての記事を掲載した。	引き続き、ファミリーエコクッキングの実施や、広報の記事を掲載し、市民に対して情報提供を行っていく。
	学校教育課	教育研究G	学校三重県がんの教育総合推進事業等と連動し、学校の実態に応じて医療の専門家やがん患者の会代表者等の講演や話を直接聞く機会の設置等(がん対策加速化プランから)	中学校の保健体育の授業を通して、癌についての学習を進めた。	発達段階に応じて、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える機会を行っていく。	中学校の保健体育の授業を通して、癌についての学習を進めた。	発達段階に応じて、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える機会を継続して行っていく。
○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、地域の通いの場の提供を進めるとともに、認知症予防対策を充実・強化します。	地域福祉課	高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による地域の通いの場の提供、認知症予防対策の充実・強化	介護予防教室と併せて高齢者フレイル予防支援事業として、資料の送付や電話等による状況確認、助言等を行った。また、認知症予防教室の新たに脳の活動と体の運動を行う「コグニサイズ」の教室については新型コロナウイルスの影響により1クールの1回目しか実施することが出来なかった。	引き続き充実した介護予防及び認知症予防に取り組み、高齢者のフレイル予防に努める。	介護予防教室と併せて高齢者フレイル予防支援事業として、資料の送付や電話等による状況確認、助言等を行った。また、認知症予防教室「コグニサイズ」の教室については新型コロナウイルスの影響により2クールで15回、当初の予定より少ない実施となった。	介護予防及び認知症予防についての教室等の周知を図り、高齢者のフレイル予防に努める。

02:こころの健康づくり(自殺対策)

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○いのちの教育や職場体験学習・保育体験などを推進するとともに、子育て中の保護者や親子、介護者同士など地域における交流やふれあいの場づくりを支援します。	学校教育課	教育研究G	いのちの教育の推進(※子ども・子育て支援事業計画)	亀山中学校で講師を招き、命の教育の授業を実施した。中部中学校では、年間を通じて命の教育として年間計画に位置付け取組を行った。	「生命尊重にかかわる学習」を各校の「特別の教科道徳」の時間や特別活動等のカリキュラムに位置付けていく。	亀山中学校で講師を招き、命の教育の授業を実施した。中部中学校では、年間を通じて命の教育として年間計画に位置付け取組を行った。	「生命尊重にかかわる学習」を各校の「特別の教科道徳」の時間や特別活動等のカリキュラムに位置付け、継続して実施していく。
	学校教育課	教育研究G	職場体験学習・保育体験の推進(※子ども・子育て支援事業計画)	コロナウイルス感染症の広がり等を受け、体験活動の中止。	体験活動の実施については、感染状況を注視しながら計画的に行っていく。	新型コロナウイルスの感染予防を徹底して、1中学校区で職場体験学習を実施することができた。	職場体験学習の体験先の確保
	子ども未来課	子育てサポートG	子育て中の保護者への交流の場・親子のふれあいの場の提供(支援センター、ふれあい広場)⇒地域での出前保育(ひろば事業)、コミュニティでのボランティア活動の支援	新型コロナウイルス感染症の影響により中止していたボランティアによる読み聞かせやリズム遊びについて、参加人数に制限をするなど工夫しながら実施した。また、運動講座についてはZOOMを活用することによりコロナ禍においても実施することができた。	コロナ禍においても子育て中の保護者や親子などが交流し、ふれあえる場づくりを検討する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた様々な講座について、参加人数に制限をするなど工夫しながら実施した。また、子育て中の保護者同士の交流の場や子育ての悩みを相談する場を増やすことを目的に、令和5年1月には地域子育て支援センターの図書館サテライトを開始した。	子育て中の保護者同士の交流の場や子育ての悩みを相談する場の充実を検討する。
	生涯学習課	社会教育G	地域の人に学習アドバイザーや安全管理員を配置依頼した「放課後子ども教室」の推進	すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。しかし、新型コロナウイルスの感染流行により、計画よりも少ない開催回数となった。※年間開催回数:557回 参加児童数:9,375人	新型コロナウイルス感染症に留意しながら、子どもたちが様々な体験をするともに、地域の交流の場となる放課後子ども教室を実施していく。	すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。しかし、コロナ禍の情勢を鑑みた結果、計画よりも少ない開催回数となった。※年間開催回数:1,096回 参加児童数:13,123人	子どもたちの様々な体験活動を促進するとともに、地域の方々と交流する場となる放課後子ども教室を実施していく。
	地域福祉課	高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通して、介護者同士が集う場の提供:介護者のつどいの開催	介護者のための講座に17名が参加し、食生活などに対する介護について知識を深めることが出来た。	介護者の心と体が少しでもフレッシュできるよう継続して開催するとともに、周知方法を工夫する。	3回の予定をしていたが、コロナ禍のため中止となり、2回開催。計20名の参加となった。怒りの気持ちをコントロールする方法や、在宅で介護している際の困りごとの解決方法を学んだ。	介護者の心と体が少しでもフレッシュできるよう継続して開催する。
	地域福祉課	高齢者支援G	認知症家族会・元氣丸の会、認知症カフェの開催、認知症サポーターの養成、民生委員等地域の見守り	認知症カフェは合計2ヶ所まで17回開催し、参加は182人であった。認知症サポーター養成講座は、新たに481人が受講され、これまでに延べ3,835人のサポーター数となった。また、サポーターを対象にした「認知症サポーターステップアップ講座」については、新型コロナの影響により実施できなかった。また、民生委員や在宅介護支援センター等の日頃からの見守りの強化に努めた。	認知症について市民により理解していただく取り組みを継続して実施したり、悩みを語りあったり、相談できる場として認知症カフェの充実にも努める。	認知症カフェは合計2ヶ所まで34回開催し、参加は364人であった。認知症サポーター養成講座は、新たに569人が受講され、これまでに延べ4,404人のサポーター数となった。また、サポーターを対象にした「認知症サポーターステップアップ講座」については、チームオレンジの基盤強化のため実施していない。また、民生委員や在宅介護支援センター等の日頃からの見守りの強化に努めた。	市民により理解していただく取り組みを継続して実施したり、悩みを語りあったり、相談できる場として認知症カフェの充実にも努める。
地域福祉課	高齢者支援G	介護予防教室、老人クラブ活動やサロン活動等通いの場の提供	介護予防教室やサロン活動等は新型コロナ対策を取りながら普及啓発に努めた。また、老人クラブの活動について助成金の交付を行った。(26クラブ)	地域における通いの場や利用者の参加状況の分析を行うとともに、空白地域で介護予防教室等が実施できるよう検討し、より多くの高齢者が定期的・日常的に通える場を作る。	介護予防教室やサロン活動等は新型コロナ対策を取りながら普及啓発に努めた。また、老人クラブの活動について助成金の交付を行った。	地域における通いの場や利用者の参加状況の分析を行うとともに、空白地域で介護予防教室等が実施できるよう検討し、より多くの高齢者が定期的・日常的に通える場を作る。	
○自殺予防週間等でこころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供(自殺予防週間)を行うとともに、悩みやこころの問題が相談できる市の窓口を周知します。	健康政策課	健康づくりG	こころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供(自殺予防週間)1月間のこころの健康づくりに関する広報掲載、健康づくりのびき、市HPでのうつ、ストレス、アルコールなどのメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」(通年)	健康づくりのびきや、広報で、こころの健康づくりについての記事を掲載した。(健康づくりのびき年1回、広報年2回)また、市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入し、こころの健康づくりについての啓発を行った。(延7,239件)	引き続き、健康づくりのびきや広報、市HPにて啓発を行っていく。	健康づくりのびきや、広報で、こころの健康づくりについての記事を掲載した。(健康づくりのびき年1回、広報年2回)また、市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入し、こころの健康づくりについての啓発を行った。(延7,299件)	引き続き、健康づくりのびきや広報、市HPにて啓発を行っていく。
	健康政策課	健康づくりG	悩みやこころの問題に対する市の窓口周知	健康づくりのびきや、広報、HPにて、悩みやこころの問題に対する相談先の周知を行った。(てびき年1回、広報年2回)	引き続き、健康づくりのびきや、広報、市HPにて、相談先の周知を行っていく。	健康づくりのびきや、広報、HPにて、悩みやこころの問題に対する相談先の周知を行った。(てびき年1回、広報年2回)	引き続き、健康づくりのびきや、広報、市HPにて、相談先の周知を行っていく。

02.こころの健康づくり(自殺対策)

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭・地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、うつやひきこもり、自殺予防など、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できるよう支援体制の強化を図ります。	子ども未来課	母子保健G	母子健康手帳交付時における啓発(産後うつ等のリーフレット配布)	母子健康手帳交付時に産後うつについてのリーフレットを配布して情報提供を行い、本人の体調確認を行った。(母子健康手帳交付:320件)	引き続き、母子健康手帳交付時にリーフレット等を配付し啓発していく。	母子健康手帳交付時に、産後うつについてのリーフレットを配布して情報提供を行い、面談とおして体調確認を行った。(母子健康手帳交付:286件)	引き続き、母子健康手帳交付時にリーフレット等を配布し啓発していく。
	子ども未来課	母子保健G	新生児訪問における啓発(エジンバラ産後うつ質問票により、産後このころの状態の確認を行い、支援が必要なケースは、継続訪問や電話の継続支援につなげる。)	産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ質問票を行い、産婦人科から支援が必要と連絡があったケースについては、早急に連絡し訪問を行った。(産婦健康診査:延670件、産婦人科から連絡があったケース:26件)	引き続き、産婦健康診査を実施し、支援が必要なケースについては早急に訪問を行い、支援を行っていく。	産婦健康診査において、エジンバラ産後うつ質問票を活用し産後うつ状況の把握に努め、産婦人科から支援が必要と連絡があったケースについては、早急に訪問を行い不安軽減に努めた。(産婦健康診査:延520件、産婦人科から連絡があったケース:20件)	引き続き、産婦健康診査を実施し、支援が必要なケースについては早急に訪問を行い、不安軽減等の支援を行っていく。
	健康政策課	健康づくりG	関係各室・機関との円滑な連携を図り、対応できる体制図・フローの作成	生活困窮者自立支援会議での情報共有及び関係各部署との円滑な連携を行った。	引き続き、関係各部署との円滑な連携を図っていく。	生活困窮者自立支援会議での情報共有及び関係各部署との円滑な連携を行った。	引き続き、関係各部署との円滑な連携を図っていく。
	地域福祉課	福祉総務G	生活困窮者への支援・生活困窮者自立支援会議での情報共有・連携	個々の子どもの課題のみならず世帯全体が複合的な福祉課題を抱える家庭に対し、様々な専門性を持つ関係機関が重層的に関わることで、家庭・地域・学校が連携した取り組みを進めた。 サポート担当者会議:8家庭15人(小中校高・就学前)	複合課題相談支援「つながる」シートのリニューアルを図るとともに、亀山市社会福祉協議会CSWと連携し、全庁及び学校関係者(保・幼・小・中・高)に説明を行う。 相談支援包括化サポート推進員を2名体制とし重層的な支援体制の構築に努める。	ひきこもり等の支援につながるにくい方の情報を本人同意の有無に関わらず、必要関係機関で情報共有することができる会議体を設置・運営し、全庁を含めた多機関協働による連携体制づくりを進めた。 支援会議・相談支援包括化サポート会議:各12回	ひきこもりをはじめとした生活困窮者の中には、一般就労に至れない状態ではない場合が多いことから、いわゆる中間的な就労支援の体制づくりが必要である。
	学校教育課	教育支援G	生活困窮世帯の子供への学習支援	受講者数は21人で、学習教室を96回開催した。	対象者を小学生(高学年)に拡大していくことを検討中。また、学校や家庭と連携しながら、個に応じた支援を進めていく。	年間で受講者は44名で、学習教室3か所でのべ168回開催した。対象者も小学4年生以上に広げたことで、小学生の参加も増加している。(2学期から)	学校や家庭と連携しながら、個に応じた支援を進めていく。学習教室を啓発していく必要がある。
	健康政策課	健康づくりG	三重県ひきこもり地域支援センター等の周知	市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の利用後の相談先として、周知を行った。(R3こころの体温計利用者7,239件)	引き続き、市HPで周知していく。	市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の利用後の相談先として、周知を行った。(R4こころの体温計利用者7,299件)	引き続き、市HPで周知していく。
	地域福祉課	障がい者支援G	障害者総合相談支援センターでの相談(身体、知的、精神に関する相談を電話、来所、訪問の実施)	障がい者やその家族等からの相談に対し、内容に応じた情報提供や助言をする等により、4,243件の相談による支援を行った。	「あい」という相談窓口があることの周知を図るとともに、障害者総合相談支援センターのあり方を見直し、相談による支援体制の充実を図る。	障害者総合相談支援センターへの相談4,365件のうち、障がい児に係る事案7件への相談支援を行った。 ・地域自立支援協議会において相談支援事業の課題を抽出する中で、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき実施する児童の相談支援の範囲を検証した。	①子どもに対する相談支援体制における障害者総合相談支援事業の位置付けを整理する。 ②①を踏まえ、障がい者(児)福祉計画における相談支援体制の充実に係る成果目標を検証し、次期計画に位置付ける。
	子ども未来課	子ども支援G	思春期の課題に対応した相談体制の充実(※子ども・子育て支援事業計画)	亀山市子ども家庭総合支援拠点での相談件数は654件で、面接相談や電話相談を実施し、内容に応じて専門機関に繋げるなど複合的な相談に対応を行った。	亀山市子ども家庭総合支援拠点として、亀山市要保護児童等・DV対策支援地域協議会のネットワークを活用し関係機関との連携を図り安心して子育てできる切れ目のない支援を行う。	亀山市子ども家庭総合支援拠点として、心理・教育・保育等の専門スタッフが、面接相談や電話相談により、計595件の相談を受け、内容に応じて専門機関に繋げるなど、関係機関と連携して必要な支援等を行った。	引き続き事業を継続し、亀山市子ども家庭総合支援拠点として、亀山市要保護児童等・DV対策支援地域協議会のネットワークを活用することで情報の共有を図り、関係機関との連携を密にし、安心して子育てできる切れ目のない支援を行えるよう体制を強化する。
	子ども未来課	子ども支援G	子ども家庭室との連携(育児相談、必要に応じた専門機関との連携)				
	生涯学習課	社会教育G	青少年が抱える様々な課題に対して、就学期から青年期にかけて連結した相談体制の充実	令和3年度は、青少年総合支援センター支援員により、117件の面接相談や電話相談を実施。	引き続き小中学校や福祉部局との情報共有や連携を行いながら、支援が必要な児童・生徒への支援を実施していく。	令和4年度は、青少年総合支援センター支援員により、87件の面接相談や電話相談を実施。	引き続き小中学校や福祉部局との情報共有や連携を行いながら、支援が必要な児童・生徒への支援を実施していく。
	学校教育課	教育研究G	三重県によるスクールカウンセラー(SC)の派遣(市内全小中学校)市内3中学校を拠点校として、中学校区の各小学校にスクールカウンセラーが巡回し、児童・生徒、保護者へのカウンセリングと教職員の相談業務の実施	市内14校すべての学校にSCを派遣。3人で年間169日、のべ1,117時間実施し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務をおこなった。また、適応指導教室にもカウンセラーを年間16日64時間派遣。	スクールカウンセラーを活用した相談体制、スクールソーシャルワーカーによる福祉機関と連携した支援体制を充実させていく。	市内14校すべての学校にSCを派遣。3人で年間175日、のべ1,157時間実施し、児童生徒や保護者、教職員の相談業務をおこなった。また、適応指導教室にもカウンセラーを年間18日90時間派遣。	今後も学校の必要に応じてSCやSSWを派遣できるよう、支援体制を充実させる。

3-地域医療提供体制の整備

01:多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○在宅医療・介護の連携体制を強化するため、在宅医療を行う在宅医等を24時間365日支援する在宅医療支援薬局の設置や多職種が患者情報を共有できるツールの導入などを進めます。	地域福祉課	高齢者支援G	長寿・地医亀山市保険調剤薬局整備事業(在宅医療等に必要薬剤、医療器材等の提供)の実施	在宅療養中の患者に対して、必要な薬剤や医療器材の提供を行った。	引き続き、在宅療養に必要な薬剤、医療器材を提供できる体制を維持できるように、関係部署と連携を行う。	在宅療養中の患者に対して、必要な薬剤や医療器材の提供を行った。	引き続き、在宅療養に必要な薬剤、医療器材を提供できる体制を維持できるように、関係部署と連携を行う。
	病院総務課	地域連携G	地域医療連携システム「三重医療安心ネットワーク:ID-Linkの導入」(医療・介護連携システム含む。)	ID-Link運用については、院内担当者間で検討中である。 また、バイタルリンク(多職種連携情報共有システム)を活用した医療と介護の情報共有と連携の強化を図るため、各介護事業所の連絡会等の場において周知啓発や機能の説明会を開催し、活用の強化に努めた。	引き続き、バイタルリンクを活用した情報共有の推進を行うとともに、活動促進につながる運用等について検討を行う。	ID-Link運用については、運用の見直しを行い、開示病院ではなく閲覧病院として安心ネットワークに参加することになった。新規でバイタルリンク導入を検討している事業所に対し、説明会を行う等活用につなげた。 ・新規バイタルリンク登録事業所 24事業所	バイタルリンク登録事業所の拡大とともに、ICTの活用が苦手な事業所への支援方法について検討が必要である。
○亀山市の在宅医療・介護連携における目指すべき姿を多職種で共有し、在宅医療連携推進協議会と多職種連携会議の進め方の整理を行ってシステムを見直し、地域住民へ積極的にPRして「かめやまホームケアネット」の利用を促進します。	地域医療課	地域連携G	協議会と連携会議の実施内容や回数の見直し等	コロナ禍においては集合型での開催が困難となり、オンラインでの研修、ICTを活用した情報共有ツールの活用で顔の見える関係性づくりや在宅療養の様々な局面において対応できるよう連携強化に努めた。	引き続き、オンラインでの開催等もすすめ、在宅医療介護連携の推進強化に努める。	在宅医療連携推進協議会は、連携推進のための協議の場とし、多職種連携会議は多職種の資質向上や連携目的の研修会として整理した。 在宅医療連携推進協議会の一部の委員で構成された、在宅医療ワーキングにおいて、在宅医療の課題抽出やかめやまホームケアネットの周知啓発活動について協議した。 ・在宅医療ワーキング 3回 多職種連携研修は、コロナ禍のためオンライン研修とし、感染対策を図りながら実施した。 ・多職種連携研修 3回/年	平成29年度以降、在宅医療連携推進協議会の一部の委員で構成された在宅医療ワーキングで活動を行ってきた。しかし、在宅医療・介護連携における目指すべき姿を実現するためには、より多くの多職種で構成された在宅医療連携推進協議会で課題等を討議し多職種で解決しながら推進していく必要がある。 多職種連携研修会については、顔の見える関係構築、知識の向上などから引き続き継続して行っていくが、新型コロナウイルスの2類から5類への移行を踏まえ、研修形態については適宜検討を行っていく。
	地域医療課	地域連携G	かめやまホームケアネットの利用促進(マニュアル・パンフレットの見直し等)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅医療講演会は中止となったが、講演会申込者に市独自で作成したチラシの郵送する他、在宅医療に関する図書展示や出前講座を開催し普及啓発に努めた。また、ホームケアネットの活用しやすい仕組みづくりのため、在宅医と検討の上書類の見直しを行い関係職員の負担軽減につなげた。	引き続き、ホームケアネットの活用しやすい仕組みづくりのため、現状把握を行い検討を行う。	在宅医療講演会や出前講の開催、市広報を活用し、かめやまホームケアネットの普及啓発に努めた。 ・在宅医療講演会 12月11日開催 ・出前講座 3回 ・市広報 9月号特集記事掲載 ・かめやまホームケアネット新規登録者 33名 在宅療養者への支援に役立つよう、市内介護保険事業所を対象に、在宅介護資源情報調査を行い、バイタルリンクを通じて多職種に向け周知した。	かめやまホームケアネットの市民への積極的な周知が引き続き必要である。 令和2年度在宅医療に特化した医療機関が市内に開院後、かめやまホームケアネットを利用している主治医の数が減少し、特定の在宅医へ偏りが生じている。高齢者の増加とともに、在宅医療の必要性が見込まれることから、在宅医療に対応できるようかめやまホームケアネット主治医の数を増やすことが課題である。 かめやまホームケアネットを利用している主治医の数 ・平成29年度10人→令和4年度 3人

02:救急医療提供体制の充実

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○日曜日・祝日・夜間時間外の応急診療については、医療センターや亀山医師会の医師と連携・協力体制を継続しながら、小児の応急診療への円滑な対応に努めます。	健康政策課	健康づくりG	11次救急、年末年始、夜間時間外応急診療業務委託の継続	業務委託契約を締結し、救急医療体制を確保した。	引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。	業務委託契約を締結し、救急医療体制を確保した。	引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。
	健康政策課 病院総務課	健康づくりG 医事G	夜間時間外応急診療、運用方法の見直し検討	亀山医師会と一次救急業務委託(夜間時間外・一次救急・年末年始)の一括契約し救急医療体制を確保した。 医療センターで実施する夜間時間外応急診療については、医療センターの当直医師と在宅医師(1院)で対応を行った。	引き続き、医師会と業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。	亀山医師会と一次救急業務委託(夜間時間外・一次救急・年末年始)の一括契約し救急医療体制を確保した。 医療センターで実施する夜間時間外応急診療については、医療センターの当直医師と在宅医師(1院)で対応を行った。	引き続き、医師会と業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。
○市内の医療機関との連携を強化するとともに、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院等の二次救急医療機関との連携体制について、引き続き維持します。	健康政策課	健康づくりG	二次救急医療機関に対する高度医療機器の整備支援	実績なし	医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。	実績なし	医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。
○「みえ子ども医療ダイヤル(＃8000)」など広域的な相談窓口の周知を行うとともに、75歳以上の高齢者や国民健康保険加入者を対象とした電話健康相談の利用を促します。	地域福祉課	高齢者支援G	電話健康相談の利用促進に向けたPR(広報等)	75歳に達した月や75歳以上の文書発送時、電話健康相談のチラシを同封し、事業を周知し、延べ308件の相談があった。	個別通知などを通じて事業の周知に努めるとともに、高齢者の身近な相談に応じ、在宅における悩みや不安が少しでも解消できるような事業の推進に努める。	75歳に達した月や75歳以上の文書発送時、電話健康相談のチラシを同封し、事業を周知した。	個別通知などを通じて事業の周知に努めるとともに、高齢者の身近な相談に応じ、在宅における悩みや不安が少しでも解消できるような事業の推進に努める。
	市民課	国民健康保険G		被保険者証の更新時に加入世帯に対して電話健康相談の内容を記載した案内文書とPRパンフレットを郵送するとともに、窓口で加入手続きを行った新規加入者に対してもPRパンフレットを配布し周知した。	被保険者証の更新時及び窓口での加入手続き時に電話健康相談のPRパンフレットを配布し、周知する。また、令和4年度健康づくりのてびきに掲載し、より一層の周知を行う。	被保険者証の更新時及び窓口での加入手続き時に電話健康相談のPRパンフレットを配布し、周知を行った。また、令和4年度健康づくりのてびきに掲載し、より一層の周知を行った。令和4年度電話健康相談件数:407件	重複多剤服用対象者への通知文書へPRパンフレットを同封する等、より一層の周知を引き続き行い、電話健康相談の利用拡大を促す。
	子ども未来課	母子保健G	みえ子ども医療ダイヤルPR(広報等)	新生児訪問や赤ちゃん訪問時や幼児健診時にチラシを配布しPRを行った。(赤ちゃん訪問366件、幼児健診786件)	引き続き、訪問や健診にて啓発していく。	新生児訪問や赤ちゃん訪問時・幼児健診時にチラシを配布しPRを行った。(新生児訪問28件、赤ちゃん訪問297件、未熟児訪問14件、幼児健診724件)	引き続き、訪問や健診にて啓発していく。
○消防本部と医療センターの連携強化にむけた検討を進めるとともに、三重県が認定する指導救命士の養成等、救急隊員の知識・技術の向上に取り組みます。	消防総務課	消防救急G	(亀山市消防力充実強化プランに基づく取組) ・救急隊員の育成、救急救命士処置拡大への対応、指導救命士の養成	令和3年度三重県消防学校指導救命士課程に1名入校した。 新たに気管挿管実施可能な救命士を1名、養成した。	令和3年度三重県消防学校指導救命士課程を修了した1名が令和4年度の実技実習を経て、指導救命士として認定される予定である。引き続き、指導救命士が中心となり、救急隊員の知識・技術の向上に取り組む。	救急救命士2名が処置拡大(ビデオ喉頭鏡・気管挿管)に必要な病院実習を修了した。 また、令和3年度の三重県消防学校指導救命士課程派遣者1名が指導救命士認定の要件となる実技実習を修了した。	新興感染症など、その時々状況に応じ、救急隊員に求められる能力を分析し、必要な教育、訓練を推進する必要がある。
	消防総務課	消防救急G	救急ワークステーション(WS)の運用体制検討	医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努めた。	引き続き、医療センターと連携し、効率的な救急WS運用に努める。	コロナ禍においても医療センターと連携し、救急WSの運用を継続することができた。	救急救命士の再教育という貴重な機会でもあることから、常設化の検討が課題として挙げられる。
○救急需要に適切に対応するため、救急車の適正利用の啓発を継続して行います。	消防総務課	消防救急G	(亀山市消防力充実強化プランに基づく取組) ・救急車適正利用普及啓発事業	広報等で救急車適正利用普及啓発を図った。	緊急度が高い傷病者への対応が遅れないよう、引き続き、適正利用普及啓発に努める。	広報等で救急車適正利用普及啓発を図った。	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更に伴い、救急車の適正利用を発信する機会や方法を再検討する必要がある。

03:地域医療の確保と医療センターの経営健全化

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○三重大学による亀山地域医療学講座設置の協定を継続し、亀山市及びその周辺地域の住民が健康で安心できる生活をj提供する医療保健体制に関する研究・教育を実施します。	健康政策課	健康づくりG	亀山地域医療学講座の設置協定の継続	三重大学に亀山地域医療学講座を設置し、医療センターに医師が派遣され、診療を通じた地域医療の研究・教育が継続して行われたことで、診療体制の充実につながった。	引き続き、三重大学に亀山地域医療学講座を設置するとともに医療センターの取り組む医師確保対策と連携し、三重大学との連携強化や新たな連携先の確保に取り組んでいく。	三重大学に亀山地域医療学講座を設置し、医療センターに医師が派遣され、診療を通じた地域医療の研究・教育が継続して行われたことで、診療体制の充実につながった。	引き続き、三重大学に亀山地域医療学講座を設置するとともに医療センターの取り組む医師確保対策と連携し、三重大学との連携強化や新たな連携先の確保に取り組んでいく。
○医療センターの処方箋を院外処方に移行してジェネリック(後発医薬品)の利用を促進します。	地域医療課	地域連携G	亀山市保険調剤薬局整備事業	平成29年10月開設後は随時、地域連携のための情報提供を行った。	薬局運営の継続支援を必要に応じて行う。	在宅療養中の患者に対して、必要な薬剤や医療器材の提供を行った。	高齢者の増加とともに、在宅医療の必要が見込まれる中、在宅療養に必要な薬剤や医療器材が先定しているかの評価を行っていく必要がある。
	病院総務課	医事G	外来患者等の院外処方化によるジェネリック(後発医薬品)の利用促進	一般名処方を行うことで、ジェネリックの利用率向上に努めた。その結果、ジェネリックの利用率が向上した。(91.0%)	引き続き、ジェネリックの利用率が更に上がるように、周知活動等の取組みを行う。	一般名処方を行うことで、ジェネリックの利用率向上に努めた。その結果、前年度と同じく高い水準のジェネリックの利用率となった。(90.9%)	引き続き、ジェネリックの利用率が更に上がるように、周知活動等の取組みを行う。
○医療センターは、県の地域医療構想を踏まえながら、新公立病院改革プラン(平成28年度)を推進し、経営の健全化に取り組むます。	病院総務課	病院総務G	亀山市立医療センターアクションプラン(新公立病院改革プラン含む)の推進	重点的項目のうち、経常収支比率の改善等数値目標に達していない項目があった。	総務省が公表した「新公立病院改革ガイドライン」や県の動向に注視して次期アクションプランを策定し、経営の健全化に努める。	県の第8次三重県医療計画と整合性を取る必要があり、当該計画の策定が令和5年度となることから、次期プランについても5年度に策定することとした。	次期プランを策定するにあたり、「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、経営の健全化を推進するため、医師・看護師の確保や働き方改革、機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る措置など、多岐にわたって検討する必要がある。

4-食育の推進
01:栄養、食生活の改善

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○母子保健、保育所、幼稚園、小中学校などでの「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組を充実させるとともに、食事バランスガイド等の活用や亀山市食生活改善推進協議会による料理講習会等の実施などにより、成人への食育を進めます。	子ども未来課	母子保健G	母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時のパンフレット配布	母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを交付し、啓発を行った。(母子健康手帳交付320件、幼児健康診査786件、育児相談323件)	引き続き、母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布していく。	母子健康手帳交付時、幼児健診時にパンフレット等を配布し、啓発を行った。また育児相談等で必要時個別に配布した。(母子健康手帳交付286件、幼児健康診査724件)	引き続き、母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布していく。
	健康政策課	健康づくりG	健康教室において食事バランスガイドを活用し、栄養の大切さについての啓発	あいあい運動教室(13回実施)において、食事バランスガイドについて記載した健康づくりのてびきを配布・設置し、栄養の大切さについて啓発を行った。	引き続き、教室等の機会を活用し、栄養の大切さについて周知していく。	食事バランスガイドについて記載した健康づくりのてびきを配布・設置し、栄養の大切さについて啓発を行った。	引き続き、教室等の機会を活用し、栄養の大切さについて周知していく。
	健康政策課	健康づくりG	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につながる情報提供	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につながる情報提供を行った。	引き続き、健康的な食生活につながる情報提供を行う。	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につながる情報提供を行った。	引き続き、健康的な食生活につながる情報提供を行う。
	子ども未来課	母子保健G	離乳食教室で、離乳食の基本講話や、生後5～8か月児までの離乳食の作り方と試食の実施	離乳食の基本に関する講話とともに、生後5～8か月児までの離乳食の作り方のデモンストレーションと試食を行った。(離乳食教室：年5回(延べ39人))	引き続き、離乳食教室を実施していく。	離乳食教室では、離乳食の基本に関する講話と、生後5～8か月児頃の離乳食の作り方デモンストレーションを行い、基本的な食習慣の基礎となるよう努めた。(離乳食教室：年6回 延べ43人)	引き続き、離乳食教室を実施していく。
	健康政策課	健康づくりG	食生活改善推進協議会による市民・地区伝達講習会の実施 ⇒バランスのとれた献立で、健康づくりのための料理講習会、地域の料理講習会を実施。	バランスのとれた献立を入れて、市民伝達講習会1回・地域の料理講習会19回を開催した。	感染症予防対策をしっかりと行ったうえで、健康づくりのための料理講習会や地区伝達講習会を行い、食を通した健康づくりについて啓発していく。	バランスのとれた献立を入れて、市民伝達講習会4回・地域の料理講習会19回を開催した。	健康づくりのための料理講習会や地区伝達講習会を行い、食を通した健康づくりについて啓発していく。
	子ども未来課	母子保健G	幼児健診で「早寝・早起き・朝ごはん」のパンフレットを配布	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発を印字した封筒を配付した。(幼児健診：年24回(延べ786人))	引き続き、幼児健診にて啓発を行っていく。	幼児健診にて、望ましい食習慣についての周知と併せて、啓発封筒を配布した。(幼児健診：年24回(延べ724人))	引き続き、幼児健診にて啓発を行っていく。
	健康政策課	健康づくりG	健康教育の実施 ⇒規則正しい食生活をもたらす効果を伝え、生活習慣病予防に関する健康教育の開催	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につながる情報提供を行った。	引き続き、健康づくりのてびき等を活用し食事バランスガイドを周知していく。	健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につながる情報提供を行った。	引き続き、健康づくりのてびき等を活用し食事バランスガイドを周知していく。
	子ども未来課	母子保健G	育児相談の中で、生活リズムの相談を個別で受け、必要な情報提供	育児相談の中で、生活リズムについての相談を受けたり、話の中で生活リズムについて必要な情報提供を行った。(育児相談：年10回(延べ323件))	引き続き、育児相談の中で、必要な情報提供をしていく。	育児相談の中で、生活リズムについての相談を受けたり、生活リズムについて必要な情報提供を行った。(育児相談：年12回 延べ392件)	引き続き、育児相談の中で、必要な情報提供をしていく。
	子ども未来課 健康政策課	母子保健G 健康づくりG	出前教室や献血、キラリ市民大学などでの健康相談の実施	育児相談等で生活リズムの大切さについての啓発や相談を行った。(育児相談延323件)	引き続き、出前教室等を通じて、啓発及び相談を行っていく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催しているまぼっ教室(出前教室)、献血のイベント等が中止になっていたが、育児相談等で生活リズムの大切さについての啓発や相談を行った。(育児相談延べ392件)	引き続き生活リズムの大切さについての啓発及び相談を行っていく。
	子ども未来課	子ども総務G	食育だより(13園、月1回)による啓発(栄養バランス、朝食の重要性、食育に関する情報提供)	食育だより(13園、月1回)により、食中毒や便秘の予防、栄養バランスの大切さなどについて、情報提供を行い、規則正しい食生活の実践のための啓発を行うことができた。	朝食や間食の重要性、減塩などについて、引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。	食育だより(13園、月1回)により、朝食や間食の重要性、減塩や栄養バランスなどについて、情報提供を行い、規則正しい食生活の実践のための啓発を行うことができた。	栄養バランスの良い献立づくりや早寝早起き朝ごはんの大切さなどについて、引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。
	子ども未来課	子育てサポートG	子育て講座の実施(子どもとその保護者) ⇒子育て講座の中で、「生活リズム、運動あそび、栄養相談、育児相談」などによる生活リズムの向上	あいあいっこ・あすれっこだよりにおいてこれまでどおり食育や育児に関するワンポイントアドバイスを掲載するとともに、「かめやま子育てLINE」においても食育や運動遊びに関する情報を発信した。また、運動講座についてはZOOMを活用することによりコロナ禍においても実施することができた。	コロナ禍においても子育て中の保護者や親子などに運動、食事、睡眠の大切さ等を伝える機会を設けるよう検討する。	あいあいっこ・あすれっこだよりにおいてこれまでどおり食育や育児に関するワンポイントアドバイスを掲載するとともに、子育て講座として運動遊び講座を人数制限をするなど工夫して実施した。	子育て講座について、子育てに関すること、運動に関することなど様々な分野についてバランスよく実施する。
	教育総務課	保健給食G	食育だより、給食・食育だより、保健だより、保護者参観、懇談会などの場を活用した食育の啓発。また、生涯学習室と連携し、給食・食育だよりによる啓発の実施	給食・食育だよりを年3回発行した。また、定期的に保健だよりを発行するとともに、保護者会等の場を活用し、啓発を行った。	今後も給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会や保護者会等の場を活用し、啓発を継続していく。	給食・食育だよりを年3回発行した。また、定期的に保健だよりを発行するとともに、保護者会等の場を活用し、啓発を行った。	今後も給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会、保護者会等の場を活用し、啓発を継続していく。
	生涯学習課	社会教育G	生涯中央公民館で、こどもの食物アレルギー、食育クッキングと題した講座の実施	中央公民館講座において、「メンズキッチン」や「紅茶専科」、「ファミリーキャンプ講座」など、食に関する講座を実施した。	今後も、参加者のニーズにあった講座を中央公民館講座で実施していく。	中央公民館講座において、「メンズキッチン」や「紅茶専科」、「はじめての薬膳料理」など、食に関する講座を実施した。	今後も、参加者のニーズにあった講座を中央公民館講座で実施していく。
	生涯学習課	社会教育G	生涯朝ごはんバランスシートによる出前講座での周知・啓発	・就学時検診の際に、「あさごはんバランスシート」、カード型のお茶の間10選・パパママ読んでの冊子の配布を行った。	引き続き、様々な機会を通して望ましい食習慣を身に付けるための情報提供と啓発に努める。	就学時検診の際に、「あさごはんバランスシート」、カード型のお茶の間10選(実践)・パパママ読んでの冊子の配布を行った。	引き続き、様々な機会を通して望ましい食習慣を身に付けるための情報提供と啓発に努める。

01: 栄養、食生活の改善

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○特定健康診査の結果に基づく特定保健指導により、運動習慣や食生活の改善に向けた指導を強化し、すでに糖尿病を発症している人についても重症化予防に取り組めます。	市民課 健康政策課	国民健康保険G 健康づくりG	特定保健指導対象者に対する運動習慣や食生活の改善に向けた指導プログラムの見直し、既存の発症者に対する重症化予防に向けた食生活改善の取組の実施	糖尿病性腎症重症化予防事業で保健指導対象になった1名に対し、医療センターで食事療法等について個別指導を行った。食生活や運動等、生活習慣が改善され本人の意識改革につなげた。	特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導対象となった方に対し、食事療法等の保健指導を実施する。	糖尿病性腎症重症化予防事業で保健指導対象になった2名に対し、医療センターで食事療法等について個別指導を行った。食生活や運動等、生活習慣が改善され本人の意識改革につなげた。	特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導対象となった方に対し、食事療法等の保健指導を実施し、既存の発症者に対する重症化予防を図る。
○学校における子どもたちの食生活の充実を図るため、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行います。	教育総務課	保健給食G	情報収集や先進地視察等、中学校給食についての調査・研究	令和3年3月に決定した「学校給食提供に関する今後の方向性」に基づき、全員喫食制の給食の実施に向けた、具体的な施策の検討を行った。	「学校給食提供に関する今後の方向性」に基づき、全員喫食制給食の実施に向けた、具体的施策の位置づけを行う。	第2次総合計画後期基本計画実施計画における主要事業として「中学校全員喫食制給食実施事業」の位置づけを行った。	中学校全員喫食制給食の早期実現に向けた基本計画を策定する。
○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、栄養指導、口腔ケアなどの介護保険サービスを充実させるとともに、民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携し、高齢者の地域での食生活を支援します。	地域福祉課	高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による栄養指導・口腔ケアなどの介護保険サービスの充実 ・民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携した高齢者の地域での食生活の支援	訪問型のサービスBについては1人8回の利用があった、Cについては実績がなかった。配食サービスについては、令和3年3月末現在で登録者数は39人で、年間延べ9,292食のバランスのとれた食事を提供した。	栄養指導や口腔ケア事業等については、地域包括支援センターやケアマネジャーに事業の趣旨を理解し、短期的・集中的に実施できないか周知・依頼に努める。 配食については、継続して調理が困難な人に栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに、安否確認等の支援に努める。	訪問型のサービスBについては4人55回の利用があった、Cについてはハナビリ指導が5人21単位(1単位30分)、口腔ケアが1人5単位、栄養指導が2人12単位の利用があった。配食サービスについては、令和4年3月末現在で登録者数は39人で、年間延べ10,261食のバランスのとれた食事を提供した。	栄養指導や口腔ケア事業等については、地域包括支援センターやケアマネジャーに事業の趣旨を理解し、短期的・集中的に実施できないか周知に努める。 配食については、継続して調理が困難な人に栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに、安否確認等の支援に努める。
○家庭や飲食店などに対する食品ロス削減(生ごみの再資源化等)につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討し実施するとともに、学校等において環境意識を育むための学習に取り組めます。	環境課	廃棄物対策G	廃棄食品ロスの廃棄物に占める割合などの市HPへの掲載、廃棄物の排出抑制の観点からの食べ残し削減に向けた啓発、主管室において効果的な啓発方法を検討	食品ロス削減月間において、広報掲載やケーブルテレビ放送で食品ロス削減の周知啓発を行った。また、食品ロス削減促進ポスター(市内小学4年～6年生を対象に募集)を作成し、市内公共施設や小中学校・幼稚園・保育園などに配布をした。	食品ロス削減のためのICTを活用した三重県のモデル事業に参加し、市内店舗や住民に対して、利用の呼びかけや広報啓発を行い、食品ロス削減に向けた仕組みづくりを行う。	令和4年10月1日より、食品ロス削減を目的としたフードシェアリングサービス「かめやまタスケ」を開始。 令和5年3月末現在、ユーザー登録者数は572名、市内協力店舗数は5店舗となっている。また、削減量は68,610gである。	ユーザー数に対し、協力店舗数が少なく、令和5年3月末現在の出品数は48件となっているため、新たに市内食品事業者に対し、周知・協力依頼を行い、店舗数の確保とサービスの活用の向上に努めなければならない。
○家庭や飲食店などに対する食品ロス削減(生ごみの再資源化等)につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討し実施するとともに、学校等において環境意識を育むための学習に取り組めます。	教育総務課	保健給食G	給食時間における食べ残しを減らすための指導(残飯ゼロ運動) ⇒給食・食育だよりにおいて、食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さの啓発。残食が多い学校では、残食を出さない取組を給食委員会等の活動実施	給食だより等において食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さについて啓発を行った。また、食品ロスをテーマにした食育の授業やたよりを配付した。	今後も、児童生徒に対し、残食を減らす指導や給食だより等における取組を定期的実施していく。また、食品ロスに関する食育たよりを配付し、保護者への啓発を行う。	給食だより等において食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さについて啓発を行った。また、各校で給食時や委員会活動において残さずに食べる大切さについて啓発を図った。	今後も、児童生徒に対し、残食を減らす指導や給食だより等における取組を定期的実施し食育たよりを通じて、保護者への啓発を行う。また、各校で給食時や委員会活動において残さずに食べる大切さについて啓発を図っていく。

02:次世代に伝える食文化

取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などに触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	健康政策課	健康づくりG	市民・地区伝達講習会の実施→健康づくりのための料理講習会と地域の料理教室の開催	地域の食材や行事食を取り入れた献立を入れて、市民伝達講習会1回・地域の料理講習会19回開催した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。	毎回健康テーマを設定し旬の食材を取り入れた献立を作成した。市民伝達講習会4回、栄養教室7回、会員伝達講習会10回開催した。栄養教室では、参加者13人12人がカリキュラムを修了することができた。またその中から10人が食改協の会員として入会した。	若い世代や男性の参加差が少ないため、周知方法を工夫し、新たな参加者を取り入れていく。
	健康政策課	健康づくりG	食文化を伝える亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付	亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付した。	引き続き、補助金を交付していく。	亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付した。	引き続き、補助金を交付していく。
○学校等での活動はもちろん、若者を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の伝承につなげます。	農林振興課	農林政策G	市民農園の維持管理・利用促進(50区画・川合町)	市広報やHPにおいて、市民農園の周知及び利用者の募集を行うとともに、インストラクターによる月1回の営農指導により、野菜づくり技術の普及が図られるとともに、食への関心を高めることに繋げた。	引き続き、市広報やHPによる周知等やインストラクターによる月1回の営農指導を行う。	市広報やHPにおいて、市民農園の周知及び利用者の募集を行うとともに、インストラクターによる月1回の営農指導により、野菜づくり技術の普及が図られるとともに、食への関心を高めることに繋げた。	引き続き、市広報やHPによる周知等やインストラクターによる月1回の営農指導を行う。
	農林振興課	農林政策G	亀の市での旬の地場産品をつかった簡単レシピの配布	新型コロナウイルス感染症防止のため配布することが出来なかった。	引き続きレシピの配布をする。	新型コロナウイルス感染症防止のため配布することが出来なかった。	引き続きレシピの配布をする。
	農林振興課	農林政策G	亀山青空お茶まつりで、茶摘み体験、手もみ実演、電子レンジでのお茶づくり体験などの実施	昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症防止のため開催することが出来なかった。	引き続き事業を継続する。	昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症防止のため開催することが出来なかった。	引き続き事業を継続する。
	農林振興課	農林政策G	中山間地域活性化事業(加太北在家地区、小山新田の里芋など)	新型コロナウイルス感染症のため、イベントが中止になった。	引き続き事業を継続する。	新型コロナウイルス感染症のため、イベントが中止になった。	引き続き事業を継続する。
	学校教育課	教育支援G	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り、中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培	コロナ禍ではあったが、小学校において、FBC花壇で花の栽培を行った。また、小学校・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、野菜作りや米作りを行った。	引き続き、小中学校において、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、花や野菜の栽培を計画的に行っていく。	小学校において、FBC花壇での花の栽培を行った。小・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動において、花の栽培や野菜作り、コマ作りを行った。	継続した取組を計画的に進める。
学校教育課	教育支援G	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り。中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培	コロナ禍ではあったが、小学校において、FBC花壇で花の栽培を行った。また、小学校・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、野菜作りや米作りを行った。	引き続き、小中学校において、各教科等の学習や委員会活動と関連付けながら、花や野菜の栽培を計画的に行っていく。	小学校において、FBC花壇での花の栽培を行った。小・中学校ともに、各教科等の学習や委員会活動において、花の栽培や野菜作り、コマ作りを行った。	継続した取組を計画的に進める。	
教育総務課	保健給食G	食育だよりでの啓発(地産地消マップや地産地消カレンダーを活用し、食育の授業において市内産食材の学習の実施。また、旬の食材の時期にあわせ、給食・食育だよりによる家庭への啓発。)	児童生徒に対し、食育の授業における「亀山市地産地消マップ」等の活用や、体験学習を通じて、市内産の食材について学習する機会を設けた。また、旬の食材が多く取れる時期に給食だよりを発行し、家庭への啓発や働きかけを行った。	食育の授業や体験活動、給食だより等を活用し、市内産食材に関する学習や保護者への啓発を継続していく。	感染症拡大の状況を踏まえながら、野菜や米などの食料栽培活動の際には、地域の方をゲストティーチャーとして招き、植え方や育て方を教えてもらい、充実した生産体験活動を行うことができた。	継続した取組を進める。	
子ども未来課	子ども総務G	食育だよりで旬の食材についての啓発	食育だよりにて食への関心を高めるための工夫等の紹介を行い、情報提供を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動に努める。	食育だよりにて旬の食材の利点等を紹介をすることで情報提供を行った。	引き続き、食への関心を高めるための情報提供等による啓発活動を行う。	
○学校給食、福祉施設、外食・中食などでの地場産品の利用を促進し、直売所、量販店、観光などにおける販路拡大や更なる普及のための交流活動、イベントの開催等を支援するとともに、情報提供や広報活動等を行います。	農林振興課	農林政策G	(亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取組)学校給食の献立を基にした農家への作付けの指導→学校給食に旬の食材を提供するため、学校給食の献立を基にした農産物の作付けの協議。	亀の市に対し、かめやまっ子給食で使用する農作物の作付指導を年11回行った。また、協議は新型コロナウイルス感染症防止のため行えなかった。	引き続き、指導、協議等を行う。	亀の市に対し、かめやまっ子給食で使用する農作物の作付指導を年11回行った。また、協議は新型コロナウイルス感染症防止のため行えなかった。	引き続き、指導、協議等を行う。
	農林振興課	農林政策G	地元産を購入できる場所や地産地消の活動について、市HPで掲載	亀山紅茶べにほまれの購入できる場所を市HPにて紹介している。	引き続き、市HPにて紹介していく。	亀山紅茶べにほまれの購入できる場所を市HPにて紹介している。	引き続き、市HPにて紹介していく。
	教育総務課	保健給食G	かめやまっ子給食(学校給食)への地場産品の提供	生産者や納入業者と連携し、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回提供した。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の実施を今後も継続していく。	生産者や納入業者と連携し、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年22回提供した。	生産者や納入業者との連携を図り、市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の実施を今後も継続していく。
	教育総務課	保健給食G	中学校のデリバリー給食に、県内産の食材を使用する「地物が一番みえの日」の実施	県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」を年10回実施した。	県内産の食材の活用について委託業者と連携を図りながら、「地物が一番みえの日」の実施を継続していく。	県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」を年10回実施した。	県内産の食材の活用について委託業者と連携を図りながら、「地物が一番みえの日」の実施を継続していく。
	子ども未来課	子ども総務G	可能な範囲での地場産品の提供(毎回)⇒食材納入業者の協力により、可能な限り地元に近い産物を使用し、市HPで産地の公表	可能な限り地元に近い産物を使用するために、給食食材納入業者に協力を依頼した。市ホームページにて食材の産地の公表を行った。	継続して地産地消を推進するために、多くの旬の食材を使用できるような献立作成に努める。	食材納入業者の協力のもと、可能な限り地元に近い産物を使用した。また、市ホームページにて産地の公表を行った。	継続して地産地消を推進するために旬の食材を使用できるような献立作成を行う。
商工観光課	観光・地域ブランドG	納涼大会、関宿街道まつり(桜まつり:観光協会主催)での地場産品の販売(市主催2事業)、モデルツアーでの地元産品PR	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントが実施できなかった。	観光協会による継続した地元産品の販売と各種イベントにおいて、亀山ブランドのPR販売を実施する。また、地元産品がPRできるモデルツアーを作成する。	近鉄百貨店四日市店、アベノハルカス近鉄本店、五所川原市、泉佐野市、ジェアール名古屋タカシマヤ、JR大阪駅、金山総合駅等でのPRイベントにおいて、亀山ブランドを含む地元産品のPR販売を行った。	継続してPRイベントにおいて、地元産品のPRに取り組みとともに、観光プロモーション推進事業において、令和6年度以降に、モデルツアーの開発に取り組み。	

○関係団体による取組や活動状況について、市ホームページや広報媒体などを通して、広く情報発信を行います。	商工観光課	観光・地域ブランドG	観光協会主催(市協力)で、道の駅での朝市の開催(毎週日曜日)や三重テラス等における亀山茶のPR	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントが実施されなかった。	観光連携会議等を通じて情報共有を図り、市HPや市広報への掲載により積極的に情報発信を行えるように関係団体と連携する。	観光協会、道の駅と相互に連携し、それぞれのHP、Facebook及び広報等を利用して多角的な情報発信を行った。	引き続き連携を密にし、それぞれの媒体で多角的な情報発信を行う。
	農林振興課	農林政策G	(亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取組)	市HPにて「農漁業を盛り上げていただいている方々の紹介」として、団体等を紹介している。	引き続き、市HPにて紹介していく。	市HPにて「農漁業を盛り上げていただいている方々の紹介」として、団体等を紹介している。	引き続き、市HPにて紹介していく。

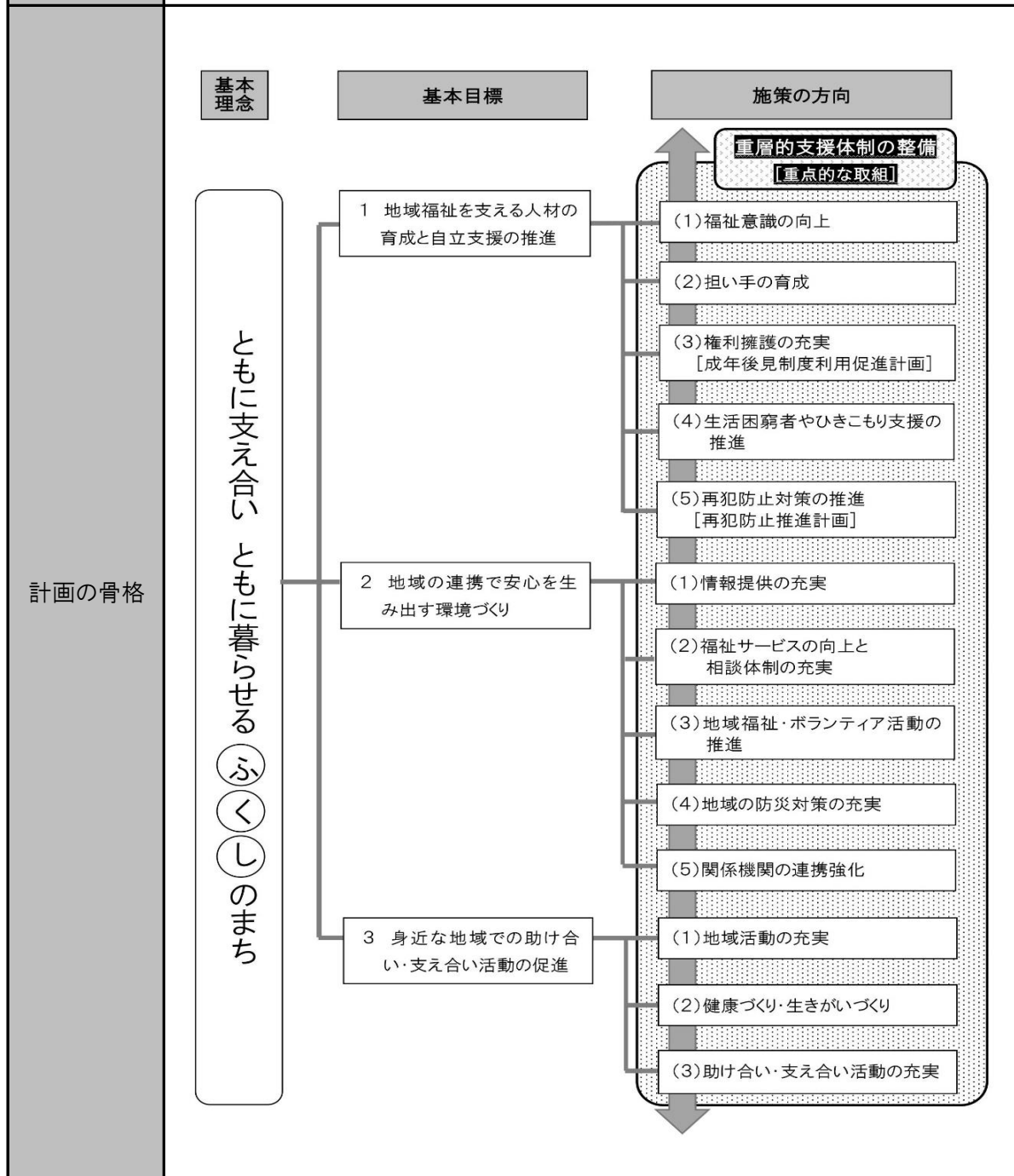
03:共食の推進							
取組内容	担当課名	グループ名	取組に対応する事業	R3実績・成果	R4以降の方向性	R4実績・成果	今後の課題
○食育月間(6月)、食育の日(毎月19日)、料理教室などの食に関する情報提供の機会を活用し、多様な暮らしに対応した家庭や地域での「共食」の普及啓発を行います。	健康政策課	健康づくりG	ファミリーエコッキング(小学生とその保護者)	令和3年度は感染対策の観点から調理実習は実施せず、市ホームページで親子で取り組めるレシピを掲載した。	感染予防対策をとり、ファミリークッキングを実施し、啓発していく。	令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため企画していた教室を中止した。市ホームページで親子で取り組めるレシピを掲載した。	次年度はファミリークッキングを企画し、啓発していく。
	健康政策課	健康づくりG	食育月間における広報、ホームページによる普及啓発の充実(※ひとり親家庭、共働き家庭等、多様な暮らしに対応した情報提供)	健康づくりのてびきに食に関する情報を掲載し全戸配布を行った。	農林振興課にて対応していく。	健康づくりのてびきに食に関する情報を掲載し全戸配布を行った。	健康づくりのてびきや広報等で啓発していく。
	子ども未来課	子ども総務G	食育だよりでの共食の普及啓発(年12回)	食育だよりにて子どもとの食事づくりや子どものための献立づくりについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。	引き続き、情報提供等による啓発活動に努める。	食育だよりにて共食の大切さや食事のマナー、食事を楽しむポイントなどについて情報提供を行い、豊かな食体験を推奨した。	引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。
	教育総務課	保健給食G	給食・食育だより(小中学校年3回)、給食だより(小学校年5回)での共食の普及啓発	給食・食育だよりを年3回、給食だよりを年5回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。	給食・食育だより等を定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。	給食・食育だよりを年3回、給食だよりを年5回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。	給食・食育だより等を定期的に発行し、家庭における食育の推進について、啓発を継続していく。
○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通じて、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。	学校教育課	学事教職員G	コミュニティスクール等の組織を活用した啓発	コロナ禍により、引き続き地域行事や学校行事が縮小され、特に交流イベントはほとんどできない状況であったが、学校たよりやコミュニティスクールだより等を通じて、食に対する興味関心が高められるよう啓発した。	児童生徒が主体的に参加できる交流行事や体験的な活動については、感染防止対策を行いつつ可能な限り行っていく。共食については「かめやまお茶の間10選(実践)」の取組等を通信等で伝えていく。	令和4年度においても、コロナ禍により地域行事や学校行事が中止または縮小され、交流イベントはほとんどできない状況であったが、学校たよりやコミュニティスクールだより等を通じて、食に対する興味関心が高められるよう啓発した。	児童生徒が主体的に参加できる交流行事や体験活動の充実。
	教育総務課	保健給食G	給食・食育だより、食育だより、総合的な学習の時間等での啓発	給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における共食の大切さについて啓発を図った。	給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における共食の大切さについて、啓発を継続していく。	給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における共食の大切さについて啓発を図った。	給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における共食の大切さについて、啓発を継続していく。
	学校教育課	教育支援G	生産者をゲストティーチャーとして招いた授業(11校)→生活科、総合的な学習の時間、社会科などで、サツマイモ、ジャガイモ、そば、米などの栽培活動の実施	感染症拡大の状況を踏まえながら、できる限り地域の方をゲストティーチャーとして招いて、生産体験活動を行った。	引き続き、各小中学校において、生活科や総合的な学習の時間において、感染症拡大防止対策を図りながら生産者をゲストティーチャーとして招いたり、動画で生産者の思いや仕事の様子などを撮影したりして子どもたちが主体となった生産体験活動を行っていく。	感染症拡大の状況を踏まえながら、野菜や米などの食物栽培活動の際には、地域の方をゲストティーチャーとして招き、植え方や育て方を教えてもらい、充実した生産体験活動を行うことができた。	継続した取組を進める。
	子ども未来課	子ども総務G	食育だよりでの啓発	食育だよりにて共食の楽しさについて情報提供を行うなど、食への関心を高める啓発を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動に努める。	食育だよりにて共食の楽しさについて情報提供を行うなど、食への関心を高める啓発を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。

第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画(後期基本計画)はもとより、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢、障がい、子ども、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となって福祉施策を総合的に推進するものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化しながら、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「地域共生社会」の実現をめざすとともに、複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間のニーズへの対応ができるよう、重層的支援体制の整備を進めるものである。



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数	人	719	592	900
2	複合的な課題を抱えた世帯の連携支援会議の件数	件	24	31	36
3	住民主体の支え合いのしくみを構築した地区数	地区	3	4	11
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>成年後見制度の事業全体をコーディネートする中核機関を社会福祉協議会に設置し、相談や成年後見人等への活動を支援する窓口の明確化や、本人の支援に必要な成年後見人等を選定する法福連携ネットワーク協議会の受任調整会議を開催し、制度利用につなげた。また、CSWと一緒に福祉分野に加え、市の相談機能を有する窓口に対し、複合課題相談支援つながるシートの全庁展開を継続するとともに、世帯全体が抱える課題の整理や支援関係機関の役割分担を図れる支援体制づくりを進めた。さらに、地域での助け合い・支え合い活動として、ちょこボラ(有償ボランティア)について、CSWや生活支援コーディネーターが中心となり、新たに城北地区で活動が開始された。福祉分野の拠点である総合保健福祉センターについて、施設・相談窓口機能などのあり方を見直すため、機能見直し方針を策定した。</p>
成果	<p>民生委員・児童委員、福祉委員等の地域の支援者に対し、顕在化しているひきこもりに関する研修開催や次世代を担う大学生との連携による学習支援教室を運営するなど、福祉意識の向上を図った。成年後見制度の利用促進に向け、中核機関や法福連携ネットワーク協議会を設置するなどの地域連携ネットワークづくりに取り組むなどにより、人材の育成と自立支援を推進した。また、多機関協働事業を展開し、支援関係機関から提出されたつながるシートに基づき、世帯全体のケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を運営するなど、安心を生み出す環境づくりを進めた。さらに、ちょこボラの実施地区に出向いた相談対応や市域への展開とともに、地域が抱える実情に応じた課題を各地域で検討が進む場づくりを設置するなど、身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進を図った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>民生委員等への研修やCSW等によるちょこボラの実施地区への相談対応や組織立ち上げなど、地域の実情に応じて継続的に関わり、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いのしくみづくりを進めた。成年後見サポート事業の開始や地域まちづくり協議会(21地区)を市・CSWが訪れ、重層的相談支援体制等の概要を説明し、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを進めた。ひきこもり支援の施策を事業化するなど、生活困窮者の支援と自立の促進を図った。</p>

反省点・課題	<p>全庁を含めた多機関につながるシートの活用を働きかけ、複合的な課題を受け止める意識の向上を図るとともに、当該シートをCSWに集約し、支援機関の役割分担や継続的な関係性の構築の必要がある。ひきこもりなどに対し、総合保健福祉センターの新たな機能保有を検討し、社会参加につなげる体制づくりが必要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>市の相談窓口やあらゆる関係機関につながった世帯の福祉課題をCSWに集約できるよう、多機関協働事業により包括的な相談支援体制の構築を進める。また、社会資源の活用や創出に向け、総合保健福祉センターの機能見直し方針に基づき、居場所や就労支援のしくみづくりの検討を進めるなど、重層的に取組を展開する。</p>
--------	---

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上



【5年後のあるべき姿】

「共生社会や誰一人取り残さない社会」の実現に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。

【取組指針】

- 高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解しあって暮らしていく「共生社会や誰一人取り残さない社会」の実現に向けた啓発を行います。

【取組内容】

- ① 「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、地域まちづくり協議会への訪問や福祉をテーマとしたイベント開催時など、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
- ② 小・中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
- ③ 障がいの有無に関わらず市民同士がふれあい、交流しあう機会を提供するとともに、国籍などの違いを越えた市民交流の場を提供します。
- ④ SDGsの理念を踏まえ、「誰一人取り残さない社会」づくりに向けて、社会的に弱い立場の人や困難を抱えた人への支援の必要性に関する意識啓発を図ります。

【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	平和について考えようをテーマとしたヒューマンフェスタ in 亀山を開催（参加者約150人）し、「ウクライナ現地取材から平和の道を考える」と題した人権講演会、教職員による平和学習の取組報告や活動団体の取組報告などを行いました。また、「みんなで考えよう！人権啓発」と題した行政出前講座を開催（10回、461人）するなど、人権への意識を高めました。さらに、地域福祉計画に掲げた基本理念や主な取組（包括的な相談支援体制、多機関協働事業など）について、市と社協が一緒に地域まちづくり協議会全地区を訪問し、スライドや資料を用いて地域福祉の理念の周知に努めました。
	社協	市と共催で、亀山市における社会福祉関係者が一堂に会し、今後の更なる努力を誓い、併せて亀山市の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝を表するため第18回亀山市社会福祉大会を開催しました。2年間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、縮小開催でしたが、4年度は通常開催に戻し、ひきこもりをテーマとした記念講演を実施し、福祉課題について理解を深めるように努めました。

②	市	総合保健福祉センターにおいて、社会見学として市内小学校（野登・神辺）を受け入れ、あいあいの機能（業務内容、役割など）の説明に加え、事前に子どもたちから質問を受け付け、パワーポイントを活用し、地域福祉を学ぶ機会を講座形式で設けました。
	社協	市内の学校（園）に様々な福祉体験学習やボランティア活動、地域のサロンとの交流を通して、福祉に関する関心を高めることを目的に福祉教育推進事業を実施しました。令和3年度より2年間、昼生保育園、関小学校、亀山高等学校の3校（園）をモデル校に指定するとともに、学校からの福祉教育依頼を受け、学校と社協が共にプログラムを作成し、職員が講師として授業を行い、福祉教育の更なる充実と次世代の担い手の育成に取り組みました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から市内福祉施設等の協力のもと毎年実施していた中学生福祉体験教室は3年度に引き続き4年度も中止になりましたが、市内の高齢者施設の協力のもと、オンラインで施設と中学校をつなぎ、施設の紹介や職員、利用者とのインタビューを行うなど、少しでも福祉の現場に触れる機会がもてるよう取り組みました。また、2年間でできていなかった生徒による街頭募金活動については、11月から2月にかけて実施することができました。
③	市	ヒューマンフェスタ in 亀山において、ユニバーサルデザインに関する情報を掲載した啓発物品（不織布ウエス）を来場者に配布しました。また、日本語教室（はじめのいっぽ）を開催（7月～12月まで毎週土曜日）するとともに、日本語ボランティア養成講座（令和5年2月）の開催（参加者19人）や広報かめやまによる募集（3人）により、担い手の確保（5人）につなげるなど、国籍等を越えた市民交流が図れる環境づくりに取り組みました。
	社協	亀山市民協働センター「みらい」において、外国籍の子どもたちを対象に学習支援を行う団体である「みらいじゅく」が交流タイムをもうけ、生活相談や参加者同士との交流を行えるよう助成を行いました。また、現状把握やニーズ把握のため訪問し、コロナ禍の現状や物価高騰による生活状況の聞き取りを行いました。
④	市	生活上で諸課題を抱えた世帯を包括的に受け止め、多機関協働による支援体制づくりの取組状況や概要について、福祉分野はもとより、市の相談窓口を有する部署や民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会などに対し、市と社会福祉協議会が一緒に複合課題相談支援「つながるシート」などを用いて支援の必要性の意識啓発を図りました。
	社協	【多機関協働による包括的支援体制づくり（全庁展開）に向けた説明会】 総務財政部、市民文化部、産業環境部、上下水道部、教育委員会、地域医療部（計17課） 小中校長会、小中教頭会、幼稚園長会、保育園長会、三重県教職員組合亀山支部青年部、鈴鹿亀山消費生活センター、若者就業サポートステーションみえ等の関係機関

【課題と今後の方向性(市・社協)】

市民が参加しやすい開催手法や内容を検討し、さまざまな機会を捉えて、共生社会や地域福祉の理念の普及・啓発に努める。また、アフターコロナ・ウィズコロナを考えつつ、障がいの有無に関わらず、市民同士がふれあい、交流しあえる機会の提供として、あいあい祭りを次なる展開へとつなげられるよう、開催目的の見直しを含めた整理を進めるとともに、他の行事等との統合・再編などの検討を進める。

さらに、誰一人取り残さない社会の実現に向け、支援に関わるあらゆる関係機関や関係団体に対して、本市が取り組む重層的支援体制づくりについて、市と社協で継続的な周知・啓発を展開し、意識啓発を図っていく。

(2) 担い手の育成



【5年後のあるべき姿】

「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。

【取組指針】

- 住民誰もが互いに支え合うしくみを構築できるよう促し、担い手への支援を行います。

【取組内容】

- ① 地区レベルでの地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の研修への支援を行うとともに、福祉委員の人材の確保・育成と、スキルアップ・フォローアップのための研修の充実を図ります。
- ② 多様な年齢層が受講しやすいボランティア養成講座を開催し、福祉の担い手の裾野を広げます。
- ③ 専門職など福祉関係者の育成・確保を図るため、社会福祉協議会において実地研修の積極的な受け入れを行うとともに、次世代を担う福祉人材の育成に向けて、市内の高等学校や近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を実践する人材の育成を進めます。

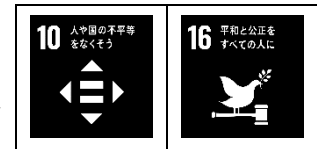
【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	地域の中で財産管理や日常生活などに支障がある人で、成年後見制度の利用が必要と思われる方が利用できるよう、成年後見サポート事業を事業化し、社協への相談窓口の設置や事業概要などを掲載したチラシを民生委員・児童委員に説明しつつ、配付するなど、スキルアップにつなげました。また、顕在化しているひきこもりの支援体制の強化に向け、資質向上や知識習得を目的とした研修費の増額を予算措置し、地域福祉の拡充を図りました。
	社協	亀山市民生委員児童委員協議会連合会の会務の運営や研修会など事務局支援を行いました。また、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、全 22 地区 338 名の方に福祉委員を委嘱し、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に地区まちづくり協議会に助成を行うとともに、地区福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行いました。福祉委員活動を行うための実践的な技術と意識の向上を図るために、新任研修、障がいへの理解、認知症サポーターに関する研修会を実施しました。
②	市・社協	社協への委託により配置した生活支援コーディネーター（1 層）が中心となり、地域のちょっとした困りごとを地域での助け合い・支え合いで支援する「漕代支援隊（漕代まちづくり協議会[松阪市]）」を講師に迎え、ちょこボラ養成講座（12 月）を開催（50 人）し、福祉の担い手の育成に努めました。 また、ボランティア活動に関心を持ち、潜在的なボランティア活動者がボランティア活動を始めるきっかけづくりになるよう朗読ボランティア養成講座を実施し、受講された方についてはボランティア団体加入につなげました。
	市	生活困窮者の子どもに対する学習教室（市内 3 か所）の開催に当たり、学習指導や運営のサポートなどを担うスタッフとして、大学生（日本福祉大学、鈴鹿医療科学大学など）を有償ボランティア（4 人）で参加していただける機会をつくり、地域福祉を実践する人材育成につなげました。
③	市	
	社協	社会福祉士養成課程における相談援助実習については、毎年受け入れを積極的に行っていますが、令和 4 年度は対象者がありませんでした。しかし、基幹型地域包括支援センターでは、役割や地域包括ケアシステムの構築や理解について看護師を目指す大学生の実習受入、生活介護事業所「つくしの家」では、小学校および中学校教諭の普通免許状取得希望者の介護体験等の場として大学生の受入や三重大学生のボランティアサークルとの交流などを行い、人材育成につなげました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>包括的な支援体制整備を進める中で、顕在化しているひきこもりなどの方に対する支援体制づくりの周知とともに、本市が重点的に取り組む主要事業について、民生委員・児童委員等に対して、市と社協が連携し、概要をわかりやすく伝える行事の検討を進める。</p> <p>また、地域で福祉の担い手の確保が困難な時代を迎えつつある中、ボランティア養成講座や、社協による実地研修の継続的な実施に加え、近隣の大学等とボランティア活動による連携について拡充を図っていく。</p>
--

(3) 権利擁護の充実（成年後見制度利用促進計画）



【5年後のあるべき姿】

判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が受けられるようになっています。

【取組指針】

- 人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、安心して制度を利用するための体制を整えます。

【取組内容】

- ① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、すべての人の人権が守られるよう、民生委員・児童委員、福祉委員との連携によって地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
- ② 社会的に弱い立場の人の人権を守り、差別の解消や虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防、及び早期発見・早期対応が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係団体、事業者などとの連携を強化します。
- ③ 権利擁護の必要な人が安心して支援を受けられるよう、判断能力が低下した人等に対する日常生活自立支援事業による生活支援に加え、中核機関の設置による地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の申立、受任、及び後見人支援にかかる関係機関との調整を図ります。
- ④ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢・障がい担当部署と調整しながら、報酬助成の拡大を図るなど成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりを進めます。

【令和4年度】

取組内容の事業実績	
①	市 人権擁護委員による人権相談（36回/年）に加え、人権擁護委員の日（6月）や人権週間（12月）あわせた特設の人権相談（各2回）を実施しました。また、民生委員・児童委員の活動の活発化につなげるよう、活動における実費相当額の助成や、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する法律相談の場の設置に向け、予算措置を行うなど、相談体制の充実を図りました。
	社協 相続、遺言、金銭貸借、離婚等に関することに対して公証人による適切な助言、指導を行う相談とともに、日常生活上あらゆる心配ごとに応じるため、心配ごと相談所（23回/年）を開催しました。 相談件数：85件

②	市	児童虐待やDVの発生予防、早期発見・早期対応のため、要保護児童等・DV対策地域協議会を開催（2月に1回）し、関係機関との連携による相談支援を展開しました。また、障害者差別解消支援協議会の機能を持つ地域自立支援協議会の中に障がい者差別解消支援検討部会を設置し、情報共有や差別解消に向けた課題の把握に取り組むなどにより、社会的に立場の弱い方の人権確保に努めました。
	社協	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめ、生活困窮者自立支援事業の相談員、基幹型地域包括支援センターの職員など、本会が相談支援を行うすべての専門職が社会的に弱い立場の人の人権を尊重しながら相談支援にあたりました。
③	市	成年後見制度の利用促進に向け、事業全体をコーディネートする中核機関を設置（社協への委託）し、地域連携ネットワークのしくみとして、法福連携ネットワーク協議会の受任調整会議における対象者に必要な受任候補機関の選定や制度利用が必要な方への支援関係者による支援チームの組織化など、制度を安心して利用していただける環境づくりを進めました。
	社協	認知症高齢者や知的・精神障がいを持つ方々が地域で安心して生活することを目的に、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行う日常生活自立支援事業（契約者数：46件）を実施しました。成年後見サポート事業では、相談支援員1名を配置し、成年後見制度の普及啓発や相談業務、利用促進のための申立支援等を行いました。相談実績は新規相談25件、延べ相談件数125件でした。法福連携ネットワーク協議会（受任調整会議）が組織化されたことで、関係機関とのネットワークが構築され、支援の調整等が円滑に行える体制ができつつあります。
④	市	市長申立てに限定されていた利用助成事業実施要綱（後見人等の報酬助成）を国の通知に即して、補助を受けなければ制度利用が困難な方に助成できるよう、要件を見直すとともに、利便性の向上に向け、申立費用の助成を行う利用支援事業実施要綱と要綱を一本化しました。
	社協	認知症、知的障がい、精神障がい等により意思決定が困難な方の判断能力を補うために、本会が法人後見の受任開始を届け出（令和4年10月）し、1件の後見活動を開始（令和5年2月）し、被後見人等の財産管理、身上保護を行いました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

地域の中で判断能力が低下した人などを早期発見・早期把握できるよう、民生委員・児童委員等の地域における支援者の活動の活発化を図る必要である。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する弁護士相談の充実を図っていく。

要保護児童等・DV対策地域協議会と相談支援包括化サポート会議（地域福祉力向上重層的支援体制整備事業）との連携強化を図る。また、障がい者の当事者等の市制度に対して感じることや社会的障壁の把握に向け、障がい者差別解消支援検討部会等で意見交換を行っていく。

支援対象者の状態に応じて、日常生活自立支援事業と成年後見制度との使い分けを行いながら、制度利用が必要な方が適切に利用できる情報提供や相談支援はもとより、法曹や福祉、医療分野の連携した支援体制づくりを進めていく。事業周知については、全体周知の行事開催の準備を進めていく。

(4) 生活困窮者やひきこもり支援の推進



【5年後のあるべき姿】

公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者及びひきこもりの人や家族が支えられています。

【取組指針】

- 社会福祉法人・事業者、地域やNPO、医療や教育等の関係機関など、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

【取組内容】

- ① 貧困の連鎖を防止するため、経済的・文化的な貧困に加え、ヤングケアラーを含めた子どもの貧困の実態把握に引き続き努めながら、教育と福祉との連携のもとで必要な支援策の充実を図ります。
- ② 生活困窮につながる可能性のある大人のひきこもりは、見守りや声かけ活動など地域のつながりを生かした支援を促しつつ、必要なときに専門的な支援につながれるよう相談窓口の明確化を図るとともに、居場所機能を備えた社会への復帰を支援する場づくりを進めます。
- ③ 自立支援相談事業などの支援制度に対する啓発活動や生活困窮者等へのアウトリーチによる相談支援体制の強化を図るとともに、地域や関係機関などとの連携により個々の状況に応じた社会とのつながりづくりのしくみを検討します。
- ④ ひきこもりの人や生活困窮者の自立を支援するため、農業者との協働による農福連携や市内の企業などとの協働関係の構築を図りつつ、就労に向けた準備となるゆるやかな中間的就労の体制の構築をめざします。

【令和4年度】

取組内容の事業実績	
①	<p>市</p> <p>経済的・文化的な貧困に関する福祉課題について、世帯全体が複合的な課題を抱えた子どもを小中学校が把握した場合、市と社協につながるシートを提出（5件）し、必要な関係機関による相談支援包括化サポート会議（担当者）を開催することにより、包括的な支援体制づくりを進めました。また、ヤングケアラーを含めた子どもの生活実態の把握に向け、調査に係る予算措置を行いました。</p> <p>社協</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が関わる複合的な福祉課題を抱えている世帯に対し、市に配置する相談支援包括化推進員とともに、ケース会議を開催し小中学校と連携しながら課題解決に向け取り組みました。子育て支援対策として、生活保護家庭小中学校修学旅行補助や準援護家庭等に歳末たすけあい援護金を配分しました。</p>

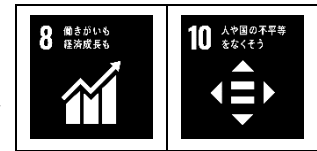
②	市	民生委員・児童委員や福祉委員など、地域の支援者や支援機関から、ひきこもりの人を把握した場合は、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につないでいただけるよう、市と社協と一緒に説明を行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業や地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の市民向けチラシに窓口の所在を記載し、周知を行いました。また、市と社協で岡山県総社市のひきこもり支援センターの取組（相談窓口、居場所、家族会など）を先進地視察（10月）し、居場所づくりに向けた検討を行いました。
	社協	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活困窮者自立支援事業の相談者で大人のひきこもりの方に対し、本人はもとより家族に寄り添いながら、自宅訪問やソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用し、本人と面談を行うなど相談窓口として対応しました。また、地域の不登校児童等の居場所となっている機関へボランティア活動として参加できるよう支援を行いました。
③	市	世代や属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりに関する支援について、アウトリーチを主体として一体的に行えるよう、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業として主要事業化しました。また、制度の狭間の課題に対し、地域の社会資源（就労継続支援B型事業所など）を活用した参加支援事業として予算措置を行うとともに、市と社協で愛知県豊田市のとよた多世代参加支援プロジェクトの取組（対応する福祉サービスがない住民の困りごとを支援）を先進地視察（令和5年1月）し、社会とのつながりづくりの検討を進めました。
	社協	社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱えた方への相談支援をはじめ、きめ細やかな支援の体制づくりを行っていくことを目的に、市受託事業として自立相談支援事業と住居確保給付金（必須事業）及び家計改善支援事業（任意事業）を実施しました。また、「福祉なんでも相談窓口」として生活困窮者に限らず複合的な福祉課題を抱えた方からの相談に応じました。専門員3名を配置し、相談者の生活課題を把握・整理し課題の解決に向け、相談者の状況に応じた包括的・伴走的な支援を行いました。 相談実績：新規相談170件 延べ相談件数1,247件
④	市・社協	自立相談支援事業と家計改善支援事業に加え、ゆるやかな中間的就労の体制づくりに向け、静岡県富士市のユニバーサル就労支援センターの取組（相談窓口、支援体制、協力企業など）を市と社協で先進地視察（令和5年1月）し、就労準備支援事業（努力義務）の事業化の検討を進めました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

教育と福祉の連携強化に向け、つながるシートを活用しつつ、多機関協働事業を軸とした世帯全体の支援体制づくりを継続的に取り組むとともに、当該事業の全庁展開を継続していく。

また、本人のニーズに応じた既存の社会資源を活用した社会とのつながりづくりの事業化を進めるとともに、既存の就労支援では、就労につながらなかった対象者の個性や意欲に応じた就労をサポートする就労準備支援体制の事業化に向けた検討を進めていく。

(5) 再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）



【5年後のあるべき姿】

罪を犯した人が地域の中で更生し、社会復帰することができる環境が整っています。

【取組指針】

- 更生保護に関わる団体等と連携し、市民の理解を得ながら、再犯防止対策を進めます。

【取組内容】

- ① 再犯防止のために必要な更生の取組に対する理解を深め、罪を犯した人への立ち直りを見守る意識を育てるため、社会を明るくする運動等による啓発を推進します。
- ② 再犯防止を含めた更生保護が進められるよう、保護司会や更生保護サポートセンターの活動を支援するとともに、それらと法務等の関係機関や地域とのネットワークの構築に向けて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の関わりなどにより、相談支援体制の強化を進めます。
- ③ 自立相談支援機関や若者サポートステーション、ハローワークなどとの多機関協働による連携を図り、罪を犯した人のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや継続的な支援を行いながら、社会とのつながりをつくる支援体制を整えます。

【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	社会を明るくする運動として、市内各所での街頭広報活動による意識啓発に加え、市内の小中学生を対象に、日常の家庭や学校生活で体験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくりや立ち直りについて作文を通じて考える機会づくりを支援しました。
	社協	社会を明るくする運動の中心団体である亀山保護司会の事務局支援を行うとともに、社会を明るくする運動推進委員会に参画し、啓発活動に努めました。
②	市	保護司会の活動に対する補助金を助成し、更生保護サポートセンターや社会を明るくする運動、協力雇用主の開拓・連携などの活動を支援しました。また、三重法務少年センター主催の非行及び犯罪の防止に係る機関連携推進実務者協議会に市と社協で参加し、本市の重層的な支援体制整備と三重法務少年支援センターとの連携に関する協議を行うことにより、連携体制の強化を図りました。
	社協	亀山保護司会及び更生保護サポートセンターの事務局支援を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業の各部署が関わる世帯に対し、保護司をはじめ保護観察所、警察、裁判所等との情報共有や連携を行いながら支援にあたりました。
③	市・社協	働くことに悩みを抱える人に対して、福祉的な支援が提供できるよう、市と社協が一緒に若者就業サポートステーションみえを訪問し、多機関協働の支援体制を説明することにより、連携の強化を図りました。また、一般就労が困難な対象者について、本人の特性や状況を理解したうえで、継続的に関わりながら就労につなぐなど、伴走的な支援体制づくりを進めました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>罪を犯した人が地域の中で生活し続けながら更生し、再び社会とつながりが持てるよう、保護司会の活動に対する補助を継続していく。</p> <p>また、福祉的な側面での支援が必要な人が、福祉につながるができるよう、保護司として活動する中で、把握・発見した複合的な福祉課題をつながるシートにより集約できる体制を整えていく。さらに、つながった対象者を多機関協働により支援するため、継続的な事業周知とともに、連携体制の強化に取り組んでいく。</p>
--

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実



【5年後のあるべき姿】

「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。

【取組指針】

- 必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。

【取組内容】

- ① 地域資源に関する情報を一元化した「地域カルテ」によって地域まちづくり協議会の活動に活用できる情報を提供するとともに、居場所等、地域のあらゆる資源の効果的な利活用に向け、デジタル技術等の活用を図ります。
- ② 地域における相談ごとが、必要な機関につながるよう、市広報や社協だよりに加えSNSなどを活用し、分かりやすい情報提供に努めます。また、地域社会との関わりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
- ③ 民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
- ④ 潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、その解決を図るため、市・社会福祉協議会が連携し、福祉委員会で話し合いを持てるよう、アウトリーチなどにより機会づくりを促します。

【令和4年度】

取組内容の事業実績	
①	市・社協 <p>人口、世帯、高齢化率のほか、地域で開催されているサロンやまち協の恒例事業や福祉委員会活動などを見える化した地域福祉カルテを生活支援コーディネーターとまちづくり協働課と一緒に作成し、地域まちづくり協議会に配付することにより、地域福祉活動の活発化につなげました。</p> <p>また、高齢者の生活支援に活用できる地域内の社会資源を整理・共有し、ニーズとのマッチングに活用できるよう作成した「高齢者のための社会資源のしおり」を第2層生活支援コーディネーター・基幹型地域包括支援センターと連携し、改訂作業を行うとともに、社協のホームページに掲載し情報提供に努めました。</p>
②	市 <p>子育てに関する情報を定期的に配信するかめやま子育てLINE（106回）や市の保健事業（母子保健・健康づくり）を記載した健康づくりの手引きを広報かめやま（5月1日号）と同時配布し、わかりやすい情報提供に努めました。また、地域の困りごとや相談が、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につながるよう、市と社協がまち協を訪問し、周知するとともに、地域で孤立気味の世帯に対しては、相談支援に関わる中で、アウトリーチを主体とした情報提供を行いました。</p>
	社協 <p>本会が行う事業をはじめ、福祉委員会やボランティアなどの地域における福祉活動を市民に啓発するため、「社協だより」を年4回市内全世帯に配布いたしました。インターネットを利用して最新の情報や各種募集（助成金など）、また本会の概要や活動内容について情報発信を行いました。</p>
③	市 <p>民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、福祉サービス事業者などの支援関係者に対しては、伝える情報をより詳しく記載した関係機関向けチラシ（成年後見制度等）を市民向けとは別に作成し、市と社協の連携のもと、各支援関係者に配付・説明を行うなど、詳細な情報提供を行いました。</p>
	社協 <p>民生委員・児童委員に対しては定例会等での事業説明や周知、福祉サービス事業者には亀山市社会福祉法人連絡会や各サービス（居宅介護支援事業所連絡会、訪問介護事業所連絡会、通所介護事業所連絡会など）の連絡会等での情報提供を行いました。</p>
④	市・社協 <p>地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の地域づくり事業の一環として、生活支援コーディネーターが中心となり、地域支援（8回）を行うとともに、市と社協が一緒に関わり続けることが可能であることを周知するなど、地域における福祉課題を掘り起こし、解決につなげられる体制づくりの促進を図りました。</p>

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>地域福祉カルテを地域での活動に活用していただけるよう、まち協の意見等を伺うなどにより、記載情報の充実に取り組んでいく。</p> <p>また、支援対象者と支援者では、必要な情報が異なったり、情報を得る手法が同じではなかったりすることから、現在情報提供している媒体（広報、社協だより、LINEなど）に加え、情報を得ることが難しい人には必要な情報が届き、支援者には詳細な情報を得られるよう、市と社協が取り組む地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の中で、多機関連携により情報提供の重層化を図っていく。</p> <p>さらに、市と社協が地域に出向きつつ、地域課題を地域で解決を試みる機会づくりの促進を図っていく。</p>
--

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実



【5年後のあるべき姿】

多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる「断らない」総合相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域との関わりが深まっています。

【取組指針】

- 地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。

【取組内容】

- ① 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる「断らない」総合相談窓口の設置に向け、必要な機能や役割を市と社会福祉協議会で確立し、その周知を図ります。
- ② 民生委員・児童委員等が、住民の身近な場で相談ごとを受けられる体制を整えるとともに、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐことができる体制づくりを強化します。
- ③ 社会福祉法人の連絡会を開催し、社会福祉の充実に向けた法人間の連携強化を図るとともに、地域における公益的な取組を促します。

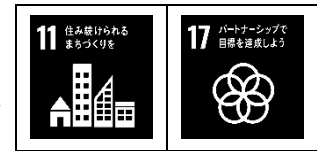
【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	総合保健福祉センターの機能見直しに向けたワーキンググループ会議（3回）を開催し、その中で、国の重層的支援体制整備や本市の実情に即した窓口の設置に向けた意見交換を行い、窓口の再配置などの方向性を記載した見直し方針を策定しました。
	社協	生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設するとともに、あらゆる相談に対し、どの部署も「断らない相談」を意識し、専門職として相談支援を行いました。
②	市	民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活発化を図るため、地域住民の相談支援に係る活動費の増額に向けた予算措置を行いました。また、市と社協によるまち協への訪問説明や啓発チラシの配布などにより、地域の中で福祉課題を抱えた人を把握された場合、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐ支援体制の周知を継続しました。
	社協	市と社協によるまち協への訪問説明や啓発チラシの配布などにより、地域の中で福祉課題を抱えた人を把握された場合、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐ支援体制の周知を継続して行うことで、徐々に民生委員・児童委員や福祉委員等から相談が寄せられるようになってきています。
③	市・社協	市内の社会福祉法人で組織化された亀山市社会福祉法人連絡会にオブザーバー（地域福祉課長）として参画（2回）しました。また社会福祉協議会で事務局支援を行うとともに、地域における公益的な取組につなげるため、意見交換会（10法人参加）を開催し、喫緊の課題である福祉・介護人材の養成と確保など、法人間での情報交換を行いました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>総合保健福祉センターにおけるワンストップのあり方を明確にし、社協を含めた最適な総合相談窓口の設置に向けた検討を進める。</p> <p>また、民生委員・児童委員等が地域で相談ごとを受けられる体制づくりに向け、ひきこもりに関する研修や成年後見制度に関する行事を開催するなどにより、資質向上や知識習得を図っていく。</p> <p>さらに、本市が取り組む既存の地域資源を活用した社会とのつながりづくりに関する取組の情報提供や協力を依頼し、社会福祉法人による地域における公益的な取組の促進を図る。</p>
--

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進



【5年後のあるべき姿】

住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。

【取組指針】

- さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。

【取組内容】

- ① ボランティアや市民活動による支援を必要とする人と活動団体とをつなげるコーディネート機能の強化を図るとともに、ボランティア等の活動に関する意識啓発や情報発信などを通じて活動の支援を行います。また、地域福祉の観点からボランティアや市民活動団体への必要な支援方策や連携・協働体制の強化に向け、個別性の高いニーズに対してオーダーメイド型で提供できる新たな地域資源の創出に取り組めます。
- ② 福祉サービス・イベント時における資材の貸出、介護機器の貸出などユニバーサルデザインを意識したイベント運営への支援など、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
- ③ 認知症高齢者や障がい者などを、家族だけでなく、地域全体で支えられるよう、認知症サポーターなどによる支援体制づくりを推進します。

【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	総合保健福祉センター内のボランティアセンター機能と市民協働センターみらいの市民活動に関する機能について、機能の集約化、または役割分担を図るなど、ボランティア活動を含めた市民活動へのコーディネート機能の整理を位置づけた総合保健福祉センターの機能見直し方針（令和4年3月）を策定しました。
	社協	ボランティア活動を支援するため、ボランティアセンターとして団体及び個人登録者に対し、団体助成、ボランティア活動保険の助成等を行うとともに、ニーズに応じたボランティアコーディネートを行いました。ボランティアコーディネート数は前年度とほぼ同数でした。
②	市	亀山公園の大型複合遊具等の更新工事（令和5年度）に先立ち、市内の放課後等デイサービスを利用される児童の保護者や事業所職員との懇談会（地域福祉課障がい者支援G・都市整備課都市計画G）を開催し、障がいの有無に関わらず、誰もが遊べるインクルーシブ遊具の設置に向け、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた検討を進めました。
	社協	健康増進と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として、在宅の寝たきり高齢者及び障がい児（者）などに対して車椅子及び歩行器を貸し出しました（貸出件数：車いす193件 歩行器1件）。また、亀山市社会福祉法人連絡会の地域公益活動として、各法人の備品等の貸出を行いました。
③	市	認知症になっても、地域で安心して暮らせられるよう、認知症サポーター養成講座（19回、延べ569人）を開催し、認知症の正しい理解、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者の輪をあげました。また、ステップアップ講座や実践研修を終えた人で構成された「チームかめやま」と協働し、認知症に関する普及啓発などにより、認知症の人を地域全体で支えられる体制づくりに取り組みました。
	社協	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症サポーター養成講座を職員等が講師となり、学校や企業に対して開催しました。また、認知症の早期発見と適切な対処につながる支援ができるよう初期集中支援チームやサポート医・関係機関との連携を図りました。（相談件数：207件 相談者数：52名）

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>総合保健福祉センターの機能見直し方針（令和5年3月）に基づき、具体的な機能見直しの方向の中で、ふれあい交流機能のボランティア・市民活動のコーディネート機能として、機能見直しの中で検討していく。</p> <p>市民はもとより、市関係部署や企業など、ユニバーサルデザインを意識した取組が展開されるよう、広報や啓発物品の配布など、機会を捉えた意識啓発を図っていく。</p> <p>また、超高齢社会を迎えている中、継続的に認知症サポーター養成講座を開催するとともに、チームかめやまの活動の活発化を図っていく。</p>

(4) 地域の防災対策の充実



【5年後のあるべき姿】

地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が発生しても地域で住民の安全が確認されています。

【取組指針】

- 密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。

【取組内容】

- ① 頻発化・激甚化している災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を活用した平時からの支援対策を高められるよう、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの地域の避難支援者と連携しながら、当該名簿の更新と登録情報の充実を図ります。また、支援を必要とする人に配慮した福祉避難所の充実や福祉避難所等への物資等を供給する体制の強化に努めます。
- ② 民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とし、地域の特性に合わせて、日頃からの安否確認体制が構築されるよう、介護支援専門員や相談支援専門員との連携を図るなど、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別避難計画の策定に努めます。
- ③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、災害ボランティアセンターの設置をはじめとする地域の「受援力」を高めます。

【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	災害が起こっても地域住民の安全確保につながるよう、地域福祉課と防災安全課が連携し、避難行動要支援者名簿の更新に向け、広報かめやま（令和5年2月1日号）に避難支援の流れや登録方法に加え、平時からの個人情報の提供同意を促す記事を掲載しつつ、名簿の更新作業を進めました。
	社協	亀山市社会福祉法人連絡会での各法人が事業継続計画（BCP）の作成に取り組むための情報共有・意見交換を行いました。また、本会で策定している災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しに向けた協議・検討を行いました。
②	市	日頃からの安否確認体制の継続に向け、民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選（令和4年12月）に取り組みました。また、個別避難計画の策定については、防災安全課の総合的な運営・調整のもと、地域福祉課と連携した策定に向けた準備を進めました。
	社協	基幹型地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対し、事業継続計画（BCP）についての研修会や意見交換を実施するとともに、防災安全課、地域福祉課、地域包括支援センターで要支援者に対する災害時の対応について協議し、検討を行いました。
③	市	災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（国庫補助1/2）を活用して、社協に補助金として交付し、災害ボランティアセンター設置訓練（令和5年2月）や設置訓練に必要な資機材（ポータブル電源、携帯シートなど）を購入することにより、災害時を想定した受援力の向上を図りました。
	社協	災害ボランティアセンターについて、行政をはじめ関係団体、ボランティア、近隣社協など多数の関係機関の参画のもと、3年ぶりに災害ボランティアセンター設置・運営訓練を開催することができました。実際の災害時を想定し訓練をすることで緊張感もあり、参加者もイメージを持つ機会となりました。また、広域的な災害に備え三泗鈴亀ブロック社協災害時広域連携協議会では研修会を実施し、平時より顔の見える関係性を構築し、連携強化に努めました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

全国各地で地震等が発生し、災害がいつ起こるとも限らない状況下において、避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、防災分野と福祉分野の連携のもと、指定避難所等の指定の拡大に取り組んでいく。

また、地域における支援者の担い手の確保や福祉専門職との連携方策を検討しながら、個別避難計画の策定に向けた準備を進めていく。

さらに、既存の事業等を活用し、災害ボランティアセンター設置訓練に取り組むなど、継続的に受援力の向上を図っていく。

(5) 関係機関の連携強化



【5年後のあるべき姿】

多職種及び多機関が有機的に連携し、複雑化・複合化した課題にも重層的に支援ができる体制が整っています。

【取組指針】

- 地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化しながら、重層的な支援体制を整備し、地域の福祉課題の解決に努めます。

【取組内容】

- ① 世帯等が抱える多様な課題を包括的に受け止めるため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所などの相談機関等との有機的な連携体制を整え、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ② 地域が抱える福祉課題の解決に向け、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）とが連携し、個別の活動と人をつなぎ合わせたり、他分野同士の事業を組み合わせたりするなど、地域づくりを支援する機能の強化を図ります。
- ③ 保健・医療分野をはじめとする専門職や、教育、法務なども含めた多機関の協力のもと、支援関係機関の役割分担の調整や課題を解決へとつなげるなど、重層的支援体制の中核を担う多機関協働の支援体制づくりを進めます。

【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	子ども・障がい・高齢・生活困窮といった福祉分野をはじめ、市の相談窓口機能を有する部署に、つながるシートを活用した包括的相談支援事業（相談を断わず世帯を丸ごと受け止められる支援体制づくり）を市と社協が一緒に展開し、世代や属性を問わない相談支援体制づくりに取り組みました。
	社協	法人内でも各分野における相談支援事業間の連携や情報共有をスムーズに行えるよう、職員連携ミーティングを実施し、多様化・複合化する福祉課題に対応できる体制づくりに努めました。
②	市・社協	生活支援コーディネーターとまちづくり協働課と一緒に、地域で開催されているサロンやまち協の恒例事業や福祉委員会活動などをまとめた地域福祉カルテを作成・配布（まち協）し、地域づくりの支援につなげました。また、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターに、多機関が加わった会議（自立支援会議・個別ケア会議）を開催し、地域課題の把握やその解決が図れる体制づくりを進めました。 また、生活困窮者世帯に対し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とボランティア担当者が連携し引っ越しの支援や、生活支援コーディネーターと片づけ支援を行うなど専門機関の連携体制ができています。
	市・社協	市に配置した相談支援包括化推進員と社協のコミュニティソーシャルワーカーとの共同のもと、多様な関係機関からつながるシートにより複合的な案件（8件）を集約しました。その中で、支援の必要性に応じて、支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理できるよう、相談支援包括化サポート会議（12回）・担当者会議（19回）開催し、情報共有や関係機関などの役割分担を図るとともに、課題の解決に向け関わり続ける相談支援を展開しました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>地域福祉力向上重層的支援体制整備事業を展開する中で、包括的相談支援事業として、福祉分野のみならず、全庁の相談窓口を有する部署など、あらゆる支援機関に対し、継続的な事業周知を行っていく。</p> <p>また、地域づくり事業についても、地域課題の解決に向けた検討が進むよう、市と生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー（社協）などが共同し、事業の進捗やしきみづくりなどを管理（評価含む）・事業化につなげることができる体制へと引き上げていく。</p> <p>さらに、多機関協働による支援体制づくりについて、事業周知を市と社協が共同で行うとともに、支援対象者のニーズを踏まえ、オーダーメイド型で相談支援が展開できるよう、支援機関の輪の拡大に取り組んでいく。</p>

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実



【5年後のあるべき姿】

地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。

【取組指針】

- 住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。

【取組内容】

- ① 地域における福祉活動等を促進するため、介護機器の貸出などソフト面の環境の充実を進めます。また、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実に図ります。
- ② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代や属性を越えて交流することができる地域行事等の開催を促進します。
- ③ 教育委員会と連携して、学校運営協議会を介した住民のつながりづくりに取り組むとともに、青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を実施します。
- ④ 地域での生活を支える買い物支援等の生活支援サービスなど、地域が抱える課題に対し、生活支援コーディネーターが中心となって、個別の活動や人をつなぐことなどによって解決を図りながら、社会資源の開発・活動促進ができる体制づくりを進めます。

【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市	井田川北地区の空調機更新、野村地区の屋根塗装や昼生地区の和室のエアコン設置など、まち協の活動拠点の整備・充実を行うなど、地域における福祉活動の促進につなげました。
	社協	車いすや歩行器の介護機器をはじめ、イベントやサロンにおいて、高齢者や障がい者に配慮した遊具や資材の貸出し備品を整備し、地域福祉活動を下支えするサポート体制に努めました。また、亀山市社会福祉法人連絡会の地域公益活動として、各法人の備品等の貸出を行いました。
②	市	地域自らが地域の課題解決に向けて取り組むなど、自立した地域まちづくり協議会を促進するため、地域で用途を決定できる地域まちづくり交付金（22 地区）を交付しました。また、地域の活性化を目的とした地域活性化支援事業補助金（6 地区）を交付し、親子でさつま芋掘り体験（井田川地区南）、地域の農産物を活用した交流事業（川崎地区）や、防災対策に関する事業（昼生地区）など世代を越えた交流できる地域行事の開催を促進しました。
	社協	地域まちづくり協議会（福祉委員会）に対し、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に小地域ネットワーク活動助成事業を実施し、三世代交流会をはじめ訪問活動などについてコーディネートを行いました。
③	市	学校と保護者、地域が協働する学校運営協議会（全小中学校 14 校）の運営者を対象として、学校運営協議会をテーマとした研修会（実践発表、講演会）を開催しました。また、青少年育成市民会議により、愛の運動（37 団体、1,439 人）として、地域の関係者と連携した登下校の見守りやあいさつ運動などを行いました。
	社協	各地区民生員児童委員協議会において、小学校の登下校の見守り活動の実施や、地区福祉委員会等において地域の小学生と一緒に高齢者訪問を実施するなど、地域の中で普段から世代を超えて交流することができる取り組みについて支援を行いました。
④	市	地域で優先して解決したい課題を解決につなげられるよう、地域での話し合いの場（8 回）やまち協の福祉委員会に生活支援コーディネーター等が参加し、支援を行いました。
	社協	生活支援コーディネーターが中心となり、地域における支え合い・助け合いのしくみづくりとして、市内地域まちづくり協議会に対して「ちょこボラ（ちょっとした・ボランティア）」の周知・啓発を行うとともに、令和4年度は新たに城北地区で城北サポート隊の立上げ支援を行いました。また、社会資源やインフォーマルな活動の見える化に向け、「地域福祉カルテ」及び「高齢者のための社会資源のしおり」を関係機関の協力を得て内容を更新しました。

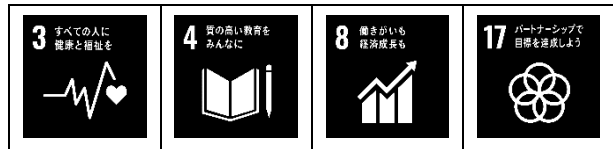
【課題と今後の方向性(市・社協)】

工事や修繕が必要なコミュニティセンターについて、まち協の要望や状況を踏まえつつ、計画的な整備に努めていく。

地域における自主的で主体的な取組への補助により地域の活性化を図るとともに、地域が抱える課題については、市と生活支援コーディネーター（社協）が地域づくりに関わり続けられる支援体制づくりを進めていく。

また、学校運営協議会の運営のあり方やさまざまな立場の人に参画していただける組織となるよう検討していく。

(2) 健康づくり・生きがいづくり



【5年後のあるべき姿】

健康づくりや生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが健康でいきいきと地域で暮らしています。

【取組指針】

- 住民同士がお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。

【取組内容】

- ① 住民が主体的に健康づくり活動等を行えるよう、身近な活動の場に保健師等が出向くなど、地域における健康づくりの取組を行います。
- ② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、心身の健康増進と生活における楽しみや生きがいを見出す機会を充実させるため、活動に取り組むリーダーや市民活動やスポーツなどを推進する組織の育成・支援を行います。
- ③ 各種サロン活動を活発化するため、認知症カフェ等を地域で開催するほか、主催者の負担軽減を図る方策など、活動のノウハウの普及やニーズとのマッチングを図るための運営支援を行います。
- ④ 多様な活動団体や地域の支援者などの協力を得ながら、市内各地に居場所づくりを展開し、相互の連携とつなぎ機能を持たせることで、世代や属性を越えて交流できる場や居場所の整備など、「誰一人取り残さない亀山」をめざします。

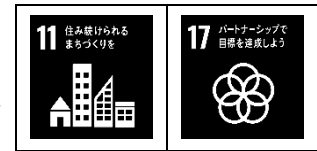
【令和4年度】

取組内容の事業実績	
①	<p>市</p> <p>主体的な健康づくりに向け、市民が目標を立てて実践する健康づくりの取組に対してポイントを付与する健康マイレージ事業(令和4年6月～令和5年2月)の実施(977人)や「プラス10から始める健康づくり」と題した出前トークを実施(5箇所[南部地区まち協など]、78人)し、地域における健康づくりの取組の促進を図りました。</p> <p>社協</p> <p>地域包括支援センター(基幹型包括、第一包括)が中心となり、川崎地区においてまちづくり協議会の協力を得て、ますます健康教室(フレイル予防)を3回開催しました。</p>
②	<p>市</p> <p>総合型地域スポーツクラブ(2団体)が実施する教室やイベントについて、広報や市ホームページなどによる情報提供や活動への支援を行いました。かめやま人キャンパス(1期目)の履修を終えた17人をかめやま人として認定し、学び手から担い手へとつなげました。また、市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などにより、情報や活動内容を発信するとともに、津市NPOサポートセンター相談員による市民活動なんでも相談所(年6日)を開設しました。さらに、市民活動団体と市が協働で事業に取り組む協働事業提案制度(3件)の実施(亀山の平和学習教材づくり等)などにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりに取り組みました。</p> <p>社協</p> <p>ふれあいいきいきサロン、子育てサロン、コミュニティサロン団体の交流会を開催し、情報交換や団体間の交流を深めるとともに、リーダーの育成や活動を継続してもらえよう努めました。</p> <p>また、老人クラブ友愛支援活動を展開する亀山市老人クラブ連合会の事務局支援を行い、老人福祉フェスティバルやレクリエーションの普及など、健康づくりや生きがいづくり事業の推進につなげました。</p>
③	<p>市・社協</p> <p>認知症(カナリア)カフェの開催(元気丸カフェ[市]・はなカフェ[認知症の人と家族の会])や出張認知症カフェ(2回、14人)を地域で開催しました。また、生活支援コーディネーターがサロン実施者に継続的に関わることにより、サロン活動の助成を84団体(新規1件)に行いました。団体間の情報交換や交流を深めることを目的として、ふれあい・いきいきサロン交流会(令和5年3月)を開催し、サロン活動の運営支援を行いました。</p>
④	<p>市</p> <p>青少年総合支援センター支援員による面談・電話の相談対応(87件)に加え、相談者同士の交流できる場として、グループワーク(料理教室)を開催しました。また、新図書館を開館し、世代や属性に関係なく来館される場となるとともに、子ども支援センターのサテライトとして子育て相談コーナーを設置し、相談(月2回)やチラシの配架などにより情報提供を行うなど、新たな地域の居場所づくりを進めました。さらに、総合保健福祉センターにおける居場所機能の設置に向け、機能見直しワーキンググループ会議において、検討を行いました。</p>

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>アプリを活用した健康づくりの取組を実施するとともに、住民主体の取組が地域ごとで行われるよう、活動に取り組む団体等の育成・支援を継続していく。</p> <p>また、ウィズコロナ・アフターコロナ時代を迎える中、サロン活動の活発化に向け、生活支援コーディネーターが継続的に運営や立ち上げに関わる。</p> <p>居場所機能は、総合保健福祉センターにおいて、居場所と就労支援を兼ね備えた機能の保有に向け、他の施設や地域で持つべき機能との仕分けを行っていく。</p>

(3) 助け合い・支え合い活動の充実



【5年後のあるべき姿】

隣近所や地区単位で住民がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。

【取組指針】

- 支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成するとともに、具体的な取組への展開を支援します。

【取組内容】

- ① ごみ出し・電球替えなど、日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いのしくみである「ちょこっとボランティア（ちょこボラ）」の普及を図り、導入をめざす地区に対し、地域特性に応じた支援を行います。
- ② 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員をはじめとする多様な地域福祉の担い手の活動を支援するとともに、専門職による支援が必要になった場合にいつでもつながれる体制を整えます。
- ③ 地域の実情に応じつつ地域資源を生かした買い物支援や移動手段の確保など、住民同士の支え合い活動が展開できるよう、市と生活支援コーディネーター・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を軸とした重層的な地域支援の体制づくりを進めます。

【令和4年度】

取組内容の事業実績		
①	市・社協	市内4地区（昼生、井田川、坂下、城北）において、地域における草刈りやごみ出しなどのちょっとした困りごとに地域で対応する活動が行われました。 また、生活支援コーディネーターが中心となりしくみづくり等に関わり、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、地域での話し合いの場（8回）に参加し、地域の特性に応じた支援に取り組みました。
②	市・社協	市と社協と一緒に、民生委員・児童委員、福祉委員などの見守りなどの活動の活発化を図るため、まち協の福祉委員会を訪問し、地域の支援者が福祉課題を発見し、支援が必要だと判断した場合、CSWにつないでいただける体制があることを、スライドやチラシを用いて説明しました。
③	市・社協	社協に配置した生活支援コーディネーターが、地域における助け合い・支え合いのしくみづくりである「ちょこボラ」の活動を継続的にサポートするとともに、ボランティア講座（12月）を開催し、新たな担い手の確保につなげました。 地域が抱える課題も、継続的に関わることが可能であることを丁寧に周知するため、まち協（全地区）を訪問し、市と社協と一緒に説明しました。

【課題と今後の方向性(市・社協)】

<p>ちょこボラは、市内4地区で活動が開始されている中で、他の地区でも将来的に取り組む必要があると回答される地域があるため、地域に出向いた継続的な相談支援を展開していく。</p> <p>一方で、地域が抱える福祉課題は、地域の状況（年齢構成、交通事情など）によって異なっていたり、優先的に解決したい課題も異なったりしていることから、地域の実情に応じて、地域資源の活用と創出を図れる体制づくりを進めていく。</p> <p>民生委員・児童委員は、活動における実費相当額の上乗せ（市単）について予算化を図り、地域での活動の活発化につなげていく。</p>
--

Ⅱ 数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	25.2%	—	—	—	—	35%	令和2年_総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	54.1%	—	—	—	—	60%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数	719人	592人 (78人)				900人	市社会福祉協議会調べ

市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数の()はちよこボラの登録者数

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	52.8%	—	—	—	—	60%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	52.1%	—	—	—	—	60%	
複合的な課題を抱えた世帯の連携支援会議の件数	24件	19件				36件	市社会福祉協議会調べ

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	67.4%	—	—	—	—	90%	令和3年地域福祉に関するアンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	10.0%	—	—	—	—	5%	
地域活動に参加しない人の割合	36.9%	—	—	—	—	25%	
住民主体の支え合いのしくみを構築した地区数	3地区	4地区				11地区	市社会福祉協議会調べ

※アンケート結果をもとにした目標の評価は、後期計画の最終年度に実施します。

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ~ R 5 年度															
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。															
目的・概要	団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となる令和7年(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040)年を見据えて、これまでの取組を発展させ、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立と尊厳のある暮らしができるよう、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協力によって「地域包括ケアシステム」の深化・推進をめざす。															
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">基本理念</p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 5px;">高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">基本目標</th> <th style="width: 30%;">目標</th> <th style="width: 50%;">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアの強化</td> <td style="text-align: center;"> 目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり </td> <td> 1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域ケア会議の推進 3 住民主体の活動の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進 </td> <td> 1 在宅医療の推進 2 医療と介護の多職種連携強化 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安心して暮らすことができる地域づくり</td> <td style="text-align: center;"> 目標3 認知症高齢者支援の推進 </td> <td> 1 認知症理解のための普及啓発 2 認知症高齢者を支えるためのまちづくり 3 高齢者の権利擁護の強化 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 目標4 介護予防・生活支援サービスの充実 </td> <td> 1 社会参加と生きがいづくり 2 健康づくりと介護予防の一体的な取組の構築 3 生活支援サービスの提供 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり </td> <td> 1 高齢者の安心した住まいの確保 2 災害、感染症等への備えの充実 </td> </tr> </tbody> </table> </div>	基本目標	目標	施策の方向性	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアの強化	目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり	1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域ケア会議の推進 3 住民主体の活動の推進	目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進	1 在宅医療の推進 2 医療と介護の多職種連携強化	安心して暮らすことができる地域づくり	目標3 認知症高齢者支援の推進	1 認知症理解のための普及啓発 2 認知症高齢者を支えるためのまちづくり 3 高齢者の権利擁護の強化	目標4 介護予防・生活支援サービスの充実	1 社会参加と生きがいづくり 2 健康づくりと介護予防の一体的な取組の構築 3 生活支援サービスの提供	目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり	1 高齢者の安心した住まいの確保 2 災害、感染症等への備えの充実
基本目標	目標	施策の方向性														
地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアの強化	目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり	1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域ケア会議の推進 3 住民主体の活動の推進														
	目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進	1 在宅医療の推進 2 医療と介護の多職種連携強化														
安心して暮らすことができる地域づくり	目標3 認知症高齢者支援の推進	1 認知症理解のための普及啓発 2 認知症高齢者を支えるためのまちづくり 3 高齢者の権利擁護の強化														
	目標4 介護予防・生活支援サービスの充実	1 社会参加と生きがいづくり 2 健康づくりと介護予防の一体的な取組の構築 3 生活支援サービスの提供														
	目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり	1 高齢者の安心した住まいの確保 2 災害、感染症等への備えの充実														

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>・生活支援体制整備については、第1層生活支援コーディネーターが第2層生活支援コーディネーターやCSWと連携して地域の相談や支援を行いながら地域資源の把握を行い、「地域福祉カルテ」を作成した。また、地域課題を把握・分析した資料をもとに、地域ケア推進会議を開催して協議を行った。</p> <p>・「かめやまホームケアネット」の登録者は増加し、多職種連携情報共有システムが有効活用でき、多職種連携につながった。</p> <p>・介護予防教室や認知症予防教室については、新型コロナウイルス感染症の影響は依然としてあるが昨年度より参加者は増加した。また、地域住民が主体となって行う介護予防や生活支援活動「ちょこボラ」に対して、経費の一部を補助した。</p> <p>・認知症施策については、アルツハイマー月間を利用した講演会の開催や図書館での特設コーナーの設置、マスコットキャラクターで飾ったメッセージツリーを展示するなど普及啓発活動に努めた。また、ボランティアとして地域での認知症に関する支援を行うため、認知症サポーター養成講座、認知症ステップアップ講座及び実践研修を実施し、知識の向上に努めた。</p>
成果	<p>本計画により、地域包括支援センターの体制強化、研修会や情報共有システムの活用を通じた多職種連携の推進など、地域包括ケアシステムの整備に努めることができた。また、地域住民が主体となって行う介護予防や生活支援活動「ちょこボラ」の体制づくりや支援を行うことで、地域の高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域づくりに寄与できた。認知症施策は、アルツハイマー月間を利用した取り組みや認知症初期集中チーム(カナリアチーム)の普及啓発に努め、認知症に対する市民の関心を高めることができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>医療と介護の連携強化や地域包括支援センターの機能強化と拡大、介護予防の充実と推進、高齢者の自立生活を支えるための生活支援サービスの充実、老人クラブ活動などの地域での生きがいづくり、認知症初期支援体制の整備を含めた認知症施策の推進等、総合計画に掲げた施策の推進に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>団塊の世代が後期高齢者になる2025年を迎えるにあたり、地域における見守り体制、免疫力維持や高齢者のフレイル対策、地域特性に応じた介護予防活動、高齢者の自立生活を支えるサービスを推進し、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進に努める。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>反省点や課題を踏まえ、亀山市高齢者福祉計画に掲げた目標の達成に取り組むとともに、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。</p>
--------	---

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 8 年度																				
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。																				
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。																				
計画の骨格	<p>(3) 計画の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> <th>実施目標</th> <th>施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち</td> <td rowspan="2">1 地域で安心して暮らせるまちづくり</td> <td>(1)地域で支え合う共生社会の実現</td> <td>①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発</td> </tr> <tr> <td>(2)相互理解と交流の促進</td> <td>①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり</td> <td>(3)包括的相談支援体制の構築</td> <td>①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援</td> </tr> <tr> <td>(4)障がい児支援体制の確保</td> <td>①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 自立した生活のできる体制づくり</td> <td>(5)雇用・就業機会の確保と拡大</td> <td>①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援</td> </tr> <tr> <td>(6)自立生活のための環境整備</td> <td>①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)</td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	基本目標	実施目標	施策の方向	生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち	1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1)地域で支え合う共生社会の実現	①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発	(2)相互理解と交流の促進	①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進	2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3)包括的相談支援体制の構築	①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援	(4)障がい児支援体制の確保	①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実	3 自立した生活のできる体制づくり	(5)雇用・就業機会の確保と拡大	①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援	(6)自立生活のための環境整備	①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)
基本理念	基本目標	実施目標	施策の方向																		
生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち	1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1)地域で支え合う共生社会の実現	①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発																		
		(2)相互理解と交流の促進	①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進																		
	2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3)包括的相談支援体制の構築	①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援																		
		(4)障がい児支援体制の確保	①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実																		
	3 自立した生活のできる体制づくり	(5)雇用・就業機会の確保と拡大	①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援																		
		(6)自立生活のための環境整備	①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)																		

■ 成果指標

成果指標名	単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1 別紙のとおり				

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンフェスタin亀山の開催等により、共生社会の理念や福祉意識の向上に係る周知・啓発を図った。 ・市広報及び行政情報番組で、芸術活動等を通じて様々な挑戦をしている人や支える人の活動を紹介することで、多分野における、障がいの有無に関わらない相互理解と交流の促進を図った。 ・地域自立支援協議会に障がい者差別解消支援検討部会を設置し、障がいに係る差別全般に関する市の現状把握を行い、当事者や家族との意見交換等の取組みの必要性を確認した。 ・地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、地域生活支援拠点の整備等に係るコーディネーター機能を含めた基幹相談支援の役割について議論し、協議会に報告した。 ・精神障害者の地域移行に係るケースの対応に当たり、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの方法論に基づき、圏域外の精神科病院、保健所等との連携協力を図って対応した。 ・亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報等で初めて障がい者の文化芸術活動を発信し、当該分野の魅力等に係る認知度を高めることができた。 ・障がい福祉に係る相談を含めた総合保健福祉センターにおける総合相談窓口の機能について、関係部署へのヒアリングやワーキンググループ会議を組織化し、保有すべき機能等の基本的な方針を策定した。 ・「にじいろネット研究会」を当番市としてオンライン開催し、医療的ケアが必要な児童に係る市の取組みや事例の発表を行い、情報共有や他の関係機関との連携を深めた。 ・医療的ケア児の日中一時支援を提供する障害児通所支援事業所に対する加算を開始し、2名が利用した。 ・共同生活援助(グループホーム)の月の利用者数が48人となり順調に増加した。(目標: 令和7年度末 月50人) ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関わって、市HPのページに対応が不十分な箇所があった場合は改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。また、市職員のホームページ作成時のマニュアルとして使用できる「ウェブアクセシビリティガイドライン」の基礎資料を整備した。 ・西野公園にインクルーシブに配慮した遊具を設置した。また、亀山公園わんぱく広場の遊具更新に当たり、放課後等デイサービスの利用者(保護者)やスタッフとの懇談会及びアンケート調査を実施した。 ・特別障害者手当等のしおり及び申請書類をホームページで掲載し、利用者の利便性向上を図った。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立生活支援のための障害者総合相談支援センターの機能強化に関し、地域自立支援協議会に部会を設置して議論し、委託相談及び基幹相談並びに特定相談支援それぞれの役割の整理を行い、市における障害者の相談支援の現状把握ができた。(障がい者の自立支援) ・障がい者の自立した生活の支援のため、ケース対応に際して障害者総合相談支援事業との連携を図り、専門的知見等に基づく相談対応等により支援につなげることができた。(障がい者の自立支援) ・医療的ケア児の日中一時支援に係る加算制度を実施するとともに、関係者による課題等の共有を図る医療的ケア児関係者会議が開催されるなど、医療的ケアを必要とする障がい児等への支援に係る取組みを展開した。(障がい者の福祉サービスの充実) ・障がい者差別解消支援検討部会を設置したことにより、合理的配慮の不提供等に係る紛争の解決機能など障害者差別解消支援地域協議会の実効性を高めることができた。(誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組み)
反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の重症化・高齢化や「親亡き後」のための地域生活支援拠点の整備に係る検討・整備が進んでいない。 ・障害者総合相談支援事業について、障がい者に係る相談支援が市の重層的支援体制構築の中で位置付けられていない状況において、後期基本計画の施策の方向である「基幹相談支援の機能強化」を図るため、基幹相談支援の役割の明確化と専従の基幹相談員の確保が課題である。 ・一人ひとりの障がいや生活の状態に応じたサービスの提供を図る必要がある中で、障害者自立支援法施行前からある既存の給付等に関し、現状のサービス体系においての必要性等の検証ができていない。 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置人数が2人から1人に減少した。(目標: 令和7年度末 3人)
今後の方向性	<p>後期基本計画における成果指標である①障害者総合相談支援センターでの相談件数、②就労移行支援の利用者数、③医療的ケア児等コーディネーターの配置人数及び④グループホーム等の利用者数の目標値に向かって取り組んでいく。</p> <p>特に複雑化・困難化する事案に対し、総合的・専門的な支援が図れるよう、基幹相談支援の機能強化に向け、地域自立支援協議会等での議論を踏まえ、相談支援事業の委託先や実施手法を含めた検討を行う。また、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備に取り組むとともに、障害者自立支援法施行前からある既存の給付等に関する検証を行っていく。</p>

第2次亀山市障がい者福祉計画 令和4年度実績

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり								
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23~30)								
①障がいと障がいのある人への理解の促進								
	(1)-①-1	障がいの有無によって分け隔たられることがないよう、情報提供の充実を図ることにより、地域で互いに理解しながら生活する姿がみられます。		1 福祉意識の向上 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・「ヒューマンフェスタin亀山」を継続して開催することができた。当日は、NPO法人ぽっかぽかの会をはじめ、市民活動団体の活動報告・紹介の出展もあり、共生社会の理念や福祉意識の向上にむけて啓発をすることができた。 ・あいあい祭りを開催できなかった。	・「ヒューマンフェスタin亀山」というイベントだけでなく、さまざまな機会をとらえて啓発活動をしていく必要がある。 ・年度を通してワクチン接種の会場であったことから、あいあい祭りを開催できなかった。	・引き続き、「ヒューマンフェスタin亀山」のようなイベントの場で、障がいのある人が自分らしく生活できている前向きな姿を発信していく。それ以外にも、人権研修の開催や地域の支援者等に対する研修の周知などを積極的に行っていく。 ・あいあい祭りのあり方を見直しつつ、他の行事等との統合・再編を含め、検討を進める。	
	(1)-①-2		2 障がい福祉制度の情報提供の充実 制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	特別障害者手当及び障害児福祉手当のしおりを作成し、制度案内の向上に努めた。また、受給申請に必要な様式・書類をHPにアップし、情報提供を図った。	わかりやすい制度の案内や情報提供が不十分であるため、HP等を通じ、わかりやすい情報の発信に取り組んでいく必要がある。	障がい福祉サービス制度に係る手引きを作成し、利用者等に周知を図る。		
②ボランティア活動の推進								
	(1)-②-1	住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなって障がいのある人の支援につながっています。	1 ボランティアの育成と活動の支援 ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。	ボランティアを必要とする人のニーズを聞き取り、ボランティアセンター登録団体へつなぎ、必要なボランティア活動を斡旋した。	大規模な組織から小規模な形態へと活動形態が変化している中、個々の支援ニーズに対するマッチング機能や組織の形態の変化に合わせた支援体制づくりが必要である。	総合保健福祉センター内のボランティアセンター機能のあり方を整理し、機能強化に向けた検討を進める。		
	(1)-②-2		2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。	ユニバーサルデザイン啓発を行う身体障害者当事者団体を母体とした団体の設立に向け相手方と協議を行ったが、新規団体の設立には至らなかった。	・新規団体が設立できていない。 ・社会福祉協議会との連携不足	引き続き新たな障がい者団体の立ち上げに向けて、協議等を行っていく。		

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-②-3		<p>3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の活発化につながるよう、地域住民の相談支援に係る活動費や顕在化しているひきこもりの支援体制の強化するとともに、資質向上や知識習得を目的とした研修費を増額するため、必要な経費の予算化を図った。 ・青少年総合支援センターには、青色パトロール車による見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。支援員については、発達検査に参加するなど、福祉課題を抱える要支援者の実態把握に努め、寄り添う相談支援の実施に繋げた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の担い手確保に向けた検討が求められる。 ・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動を支援するため、負担軽減、担い手確保、活動内容の周知などの取組の検討を進める。 ・地域全体で支える支援体制の構築に向け、青少年総合支援センターの補導員による見回り・声かけ活動及び支援員による相談対応を引き続き実施していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			③ひきこもり状態にある人への支援の推進					
			(1)-③-1	精神障がいへの正しい理解の普及・啓発が行われているとともに、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。	1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくすため、精神障がい等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。	・精神障がい等への理解促進に係る普及啓発ができなかった。	・精神障害への理解を高めるための普及・啓発ができていない。	障がいに係る差別の解消に向け、精神疾患・精神障がい者を含めた障がい全般への正しい理解の普及・啓発の方法を検討する。
			(1)-③-2		2 ひきこもり支援に向けた体制づくり 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図り、支援機関につながることで適切な支援が受けられるよう重層的支援体制の強化を図ります。	・ひきこもりの支援体制の強化に向け、民生委員・児童委員、主任児童委員の資質向上や知識習得を目的とした研修費を増額するため、必要な経費の予算化を図った。 ・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けた上で、本人やその家族とのコミュニケーションの中で不登校やひきこもりの実態把握に努め、寄り添う相談支援に取り組んだ。	ひきこもりが障がいを原因とするものでない場合があるため、分野ごとの支援体制の役割分担などの整理が必要である。 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・ひきこもり等に係る個々のケースに対応しながら、本市において、あるべき支援体制づくりに向けた協議を進める。 ・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。
			(1)-③-3		3 社会参加に向けた支援 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組めます。	・青少年総合支援センターにおいて、自立支援が必要な方に、身近な地域での創作活動や交流ができる居場所づくりなどの情報提供や社会参加に向けた相談支援に取り組んだ。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、身近な地域での創作活動や交流できる居場所についての「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。
			(1)-③-4		4 ひきこもり状態にある人の家族への支援 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化できるよう家族会等と連携した支援に取り組めます。	・相談者が在籍している学校や関係課より、事前に情報共有を受けたうえで、その家族とのコミュニケーションの中でひきこもり等の問題を抱える青少年のカウンセリングや支援を関係機関と連携して行った。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、福祉部局と連携して、ひきこもり状態にある人の家族が、子どもの将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・支援員による相談者に寄り添う自立支援を継続していくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。
			④虐待防止の啓発					
			(1)-④-1	虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。	1 虐待防止に向けた啓発と支援体制 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。	・虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を図り速やかにケース会議を開催する等して対応した。 ・虐待防止・権利擁護の研修に職員が参加した。 ・相談窓口周知や虐待防止啓発が不十分だった。	虐待の構造等が複雑化しており、さらなる他機関との連携が重要である。また、相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。	・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止について啓発を行っていく。 ・厚生労働省による障がい者虐待防止・対応の手引きに基づき、虐待案件への対応・支援を図っていく。
			(1)-④-2		2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組めます。	人権にかかわる多くの団体が参画し、ヒューマンフェスタin 亀山を開催できた。また、市広報やチラシ等に人権相談や相談機関等の情報を掲載し、幅広く周知した。	様々な媒体で周知を図る一方、本当に支援が必要な人に情報が届いているのか当事者の声を聞く必要がある。	引き続き、市広報等の媒体及び様々な機会や会議の場等を活用して支援が必要な人の声を聴いていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-④-3		3 施設従事者 への意識啓発 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組めます。	共同生活援助や生活介護に係る事業所の担当職員を対象として、障がい者虐待の防止に関する研修を実施した。	障がい者虐待防止の意識啓発を図っていく必要がある。	虐待防止の意識啓発や研修等の実施により障がい者虐待の防止に取り組む。

(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36)

①障がい者差別解消に向けた取組の推進

(2)-①-1	さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がいを理由とする差別の解消の推進が進んでいます。	1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。	障がい者差別解消に向けた啓発や障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供に向けて、民生委員・人権擁護委員に、三重県人権センターが主催する研修の紹介と周知を図った。	民生委員や人権擁護委員のみならず、広く市民に周知する必要がある。	市民や地域の支援者などのニーズに合った研修会ができるよう、意見反映を行う。また、出前講座等において障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についても扱う。
(2)-①-2		2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。	地域自立支援協議会に設置した障がい者差別解消支援検討部会において、市の障がい者差別解消等に関する施策を確認するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に係る具体的な取組について協議した。	改正差別解消法の施行により、事業者の合理的配慮の提供が義務化すること等を踏まえ、障害者差別解消支援地域協議会（地域自立支援協議会）における紛争解決等の役割等を強化していく必要がある。	・障がいのある方が感じている制度の問題点や社会的障壁を把握するため、当事者等との意見交換等の方法を検討する。 ・地域自立支援協議会の委員構成に商工会議所や事業者等を含めることを検討する。
(2)-①-3		3 職員対応要領の研修 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。	三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	新規採用職員に対する研修の時間が短いことから、研修の時間を確保する必要がある。	三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。

②スポーツ・文化芸術活動等の推進

(2)-②-1	情報発信や環境整備をすることにより、障がいの有無に関わらず、スポーツ・文化芸術活動等において、あらゆる人が参加しています。	1 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進 障がい者がスポーツイベント等に参加できるよう環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。	大会の参加支援を行う為、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金支給を広報した。(申請:1件)	全国大会等出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。	引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。
(2)-②-2		2 文化芸術活動の参加の推進 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。	市美術展の募集要綱を、近隣市高校、市内コミュニティーセンター、芸術文化協会、絵画教室の他、「つくしの家」や「サクラサクラ」など26の関係事業所等へ送付した。	障がい福祉関係事業所を通じた市美術展への出品者数及び来場者数が伸び悩んでいる。	関係機関への情報発信(市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等)を継続して行っていくとともに、より多くの方に亀山市美術展に来場、出品してもらえよう、情報発信の仕方を検討していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-②-3	3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間に合わせ、市広報・行政情報番組で、芸術活動を通してさまざまなことに挑戦されている人やそれを支える人の活動を紹介するとともに、三重県障がい者芸術文化祭の広報を図った。 ・広報誌への掲載やポスターの掲示、市内コミュニティセンター等に市美術展の案内を送るなど、紙媒体での情報発信を中心に行った。 ・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会の開催について情報収集した。また、ジャパンラグビーリーグワンのディビジョン2に所属する三重ホンダヒートと連携して実施した「亀山市民応援DAY」において、障がい者施設等への発信を行おうとしたが、関係部署間での調整がつかなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化所管課や県等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。 ・紙媒体の情報発信が中心となっている。 ・情報発信をする上で、発信内容や発信部署について、棲み分けをする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業の実施による創作機会等の創出 ・より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう、紙媒体に加え、ホームページなどWebでの情報発信等について検討していく。 ・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集するとともに、情報発信についての棲み分けをする。 	

③福祉教育の推進

(2)-③-1	さまざまな人が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた意識が高くなっています。	1 子どもへの福祉教育の推進 社会福祉協議会による福祉教育推進事業の活用や市民団体との活動等、地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の障がい・障がい者理解を深めます。	総合的な学習の時間や道徳などの学習において、障がい者福祉施設との交流や、車いす体験学習などを通して障がい者理解を深めた。また、人権学習等でも障がい者理解を深めた。	感染症対策等の影響もあり、体験学習を躊躇していた部分もあった。地域の方やゲストティーチャーを招いて、体験の機会を増やしていくことが必要である。	感染症対策を考慮しながら、地域の方やゲストティーチャーを招いて、体験学習の機会を積極的に設定していく。
(2)-③-2		2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・「50代からの筋トレ」「ポールウォーキング」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	・介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	・今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
(2)-③-3		3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・各学校において、特別支援学級の児童生徒との交流を行うとともに、県内の特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」を行い、市内小中学校に在籍する児童生徒と交流する機会を設けた。	地域と連携した取組にまで至っていない。	児童生徒の発達段階に応じて支援学校や支援学級の児童生徒との交流を図る。また、地域と連携した取組を進める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり								
(1)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37～44)								
①早期発見・早期治療の推進								
	(1)-①-1	保健・医療・福祉が相互に連携した保健活動が活発に行われることにより、市民の健康が保たれています。		1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な子どもや保護者には、関係部署と連携したフォローを行います。	乳児健康診査等の未受診者に対し、電話やハガキ等を用いて受診勧奨を行い、それでも受診されない方には、家庭訪問を実施し状況を把握した。(家庭訪問 8件)また、支援が必要な乳幼児や保護者のフォローについては、他部署と連携し対応した。	未受診者へのアプローチ方法として、自宅の様子などが確認できる家庭訪問が有効であるが、本人や保護者等の面談につなげるまでに頻回の訪問や連絡を要するため、人間的に負担が大きい。	引き続き未受診者の実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には、関係部署と連携し対応していく。	
	(1)-①-2			2 発達に気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。	・家族や子ども自身、学校や園等からの相談について連絡調整を行い、家族や子どもの悩み、障がいなど、子どもとその家族が地域で健やかに成長せきよう関係機関がお互いに連携を図りながら、支援を行った。	・子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもの早期発見・支援や児童虐待の未然防止が行えるよう取り組む。	・相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援や児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、子育て世代包括支援センターや関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。	
②総合相談窓口の設置								
	(1)-②-1	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されています。		1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。	総合保健福祉センターにおける総合相談窓口の機能について、関係部署へのヒアリングやワーキンググループ会議を組織化し、保有すべき機能等の基本的な方針を策定した。	各部署を案内するのみならず、関係部署間での情報共有をはじめ、実効性ある有機的な連携が必要である。	総合保健福祉におけるワンストップのあり方を明確にし、社協を含めた最適な総合相談窓口の配置に向けた検討を進める。	
	(1)-②-2			2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。	窓口でサービスに係る情報を提供し、必要に応じて計画相談支援員等と連携し、対象者に適したサービスに繋げた。	HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいものにしていく必要がある。	障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやく案内する体制を整えていく。	
	(1)-②-3			3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 障害者総合相談支援センターを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。	相談支援体制の整備に係る議論等のため、地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、市の相談支援の現状把握と課題の検証を行い、協議会に報告した。	相談支援に係る行政、委託、特定相談支援事業所の役割の整理や、後期基本計画に位置付ける基幹相談支援の機能強化のため市専従の基幹相談支援員の確保が課題である。	相談支援のあり方検討部会での議論等を踏まえ、市としての相談支援体制のあり方を検討していく。	
③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築								
	(1)-③-1	地域包括ケアシステム(保健・医療・福祉の総合的なしくみ)により、シームレス(切れ目のない)ケアが行われています。		1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。	・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等の機会を通じ関係機関との連携体制を構築し、事例を通して地域の課題を共有した。 ・地域移行に係るケースの対応に当たり、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの方法論に基づき、圏域外の精神科病院、保健所等との連携協力を図って対応した。	・精神科病院は鈴鹿市にしかなく、緊急性の高い事案等の場合などにさらなる連携・協力体制の構築が必要である。 ・圏域内の、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステム構築に係る進捗状況が不明確である。	鈴鹿亀山圏域精神保健担当者連絡会で、チェックシート等を活用することにより精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの構築度合いの把握を行っていく。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-③-2		2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	精神疾患の人の対応に当たり、圏域での各種ネットワークを活用し、医療機関等との連携により事案の解決を図った。	精神疾患の方の対応に当たり障害福祉部門に保健師がいないため急性増悪・措置等のリスク判断等が困難である。	・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの方法論に基づき、精神疾患のケース対応に係る連携・協力を図るための手順・手続をマニュアル化する。
④障がいのある人の家族支援								
			(1)-④-1	障がい福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのある人やその家族の支援につながっています。	1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。	感染拡大の影響による、通所サービスの自粛等で、利用者の家族の負担が増加したことを課題と捉え、訪問入浴の利用等訪問型のサービスにつなげるよう努めた。	障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。	介護者等の障がい者をサポートする人が休息するための制度をPRするとともに、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴うニーズを踏まえた支援に努める。
			(1)-④-2		2 家族のレスパイト支援 障がいのある人を介護する家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。	障がい福祉計画における令和4年度の日中一時支援の利用実績は特に児童の方で減少している。	障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。	障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのためのサービスがあることをPRしていく。
(2)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P45～52)								
①療育体制の充実								
			(2)-①-1	保健・医療・障がい福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がい児の支援体制の充実が図られています。	1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、CLMのしくみを活用し充実を図ります。	・子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別・集団の療育を行った(個別療育相談:0回、0人・集団療育相談:70回、35人)。 ・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行い、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った(市巡回相談:3回 三重県立子ども心身発達医療センター、理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導0回、CLM巡回指導:4園、37回)。 ・小山田記念温泉病院と「子育て支援の連携・協力に関する協定」KUKSプログラム(短期リハビリテーション6ヶ月)利用5人 ・発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、保育所・幼稚園等の園長会議等で、子ども支援Gが行っている巡回相談等の活用について、情報提供を行った。	・就学前のすべての配慮が必要な子どもの相談・支援体制の充実を図る。	・子どもの発達に合わせて、療育事業や保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談を行う。CLMの実践やみえ発達障がい支援システムアドバイザーを計画的に養成し、発達支援に関する専門性の向上を図る。 ・子ども支援Gが行っている巡回相談等を活用して、発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、連携の強化を図っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-①-2		2 児童発達支援機能の強化 現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの機能確保に向けた取組を進めます。	・令和4年8月10日開催の教育民生委員会において、子ども未来課資料として、「児童発達支援センターの整備に向けた基本的な考え方について」を示した。	・児童発達支援センターの整備について、既存の公共施設等についても活用の可能性を検討することで、財政的な負担の軽減と全体的な公共施設の有効活用を図ることが可能となることから、現在、見直しを進めている「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」と整合を図りながら、検討を進める。	・児童発達支援センターで整備する機能等について、療育相談事業の機能の強化を図るとともに、機能確保に向けた取組を進める。
			(2)-①-3		3 切れ目のない支援体制づくり 障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。	・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。(相談件数:595件) ・発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、保育所・幼稚園等の園長会議等で、関係部署からの情報提供を行い、連携の強化を図った。	・障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。	・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、子ども包括支援センターなどの関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・今後も園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。
②医療的ケア児の支援の充実								
			(2)-②-1	医療的ケア児を支援する協議の場の設置等により、重症心身障がい児等への支援の充実が進んでいます。	1 医療的ケア児等の資源の拡充 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を拡充するよう取り組みます。	・「にじいるネット研究会」を当番市としてオンライン開催し、医療的ケアが必要な児童に係る市の取組みや事例の発表を行い、情報共有や他の関係機関との連携を深めた。 ・医療的ケア児の日中一時支援を提供する障害児通所支援事業所に対する加算制度の運用を開始した。	医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携が必要である。	・引き続き、医療的ケア児に係る医療・福祉・教育の関係機関によるネットワークを活用して、医療的ケア児の支援を図っていく。 ・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。
			(2)-②-2		2 医療的ケア児等への支援体制の充実 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいるネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。	「にじいるネット研究会」において当番市として事例発表を行うとともに、他の関係機関との連携を深めた。	医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携が必要である。	医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。
			(2)-②-3		3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定子ども園への受入体制の充実 「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係機関との情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。	・保育園に入園している医療的ケア児に関わる関係者が集まり、児童の現状・課題等を共有することを目的とした医療的ケア児関係者会議を開催し、昨年度から今年度現在までの状況や課題について共有した。 ・医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どもの保育園等への円滑な受入れができるよう、介助員等の加配職員の適切な配慮に努めた。	・関係者会議で明らかになった災害時の対応や就学に向けての課題について取り組む。 ・介助員等の募集を行っているが、人材不足に苦慮している。	・関係機関と連携し、災害時の対応や就学に向けての課題について取り組むとともに、引き続き関係者会議を開催し、情報共有を図る。 ・医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どもの受入れに伴い、適切な人員が配置できるよう、さまざまな媒体を活用し、人材確保に努めていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性	
			(2)-②-4		4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。	・県委託により三重病院が開催する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修への参加を関係機関に促した。 ・医療的ケア児等コーディネーター有資格者の離職により、地域の計画相談事業所の配置人数が減少した。	市内事業所における医療的ケア児等コーディネーターの配置数が少ない。	「医療的ケア児等コーディネーターの配置人数」は、後期基本計画の成果指標として令和7年度までに3人を配置することとなっているため、養成研修の周知等により有資格者の確保を図っていく。	
			③子育てを支援する受入体制の整備						
			(2)-③-1	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組みとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの受入れ体制の充実を図ります。	・医療的ケア児の就学に向けて、保護者や関係機関と連携を図った。また、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、引き上げられた国の基準に準じて引上げを行う見直しを行った。 ・障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが適切な保育を受けられるよう、加配職員を配置するなど、障がい児保育の充実に取り組んだ。	・医療的ケア児の就学に向けて、具体的な対応を進める必要がある。また、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を把握し、検討する必要がある。 ・年度途中に加配判定が出た場合必要となる介助員等について、恒常的に募集はおこなっているものの、人材が確保できないことがある。	・医療的ケア児の就学に向けて、具体的な対応を進める。また、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を把握し、検討する。 ・障がい児の受入れがさらに円滑にできるよう、今後も、幅広く人材確保に努めていく。	
			(2)-③-2	障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。	2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・保育所や幼稚園等へ出向き、保育士または教職員への支援として、三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら巡回相談を行った。また、小山田記念温泉病院とも連携し、子どもへの関わり方等の具体的な指導を行った。（市巡回相談：3回 三重県立子ども心身発達医療センター、理学療法士巡回指導3回、作業療法士巡回指導0回、CLM巡回指導：4園、37回 小山田記念温泉病院との「子育て支援の連携・協力に関する協定」KUKSプログラム（短期リハビリテーション6ヶ月）利用5人） ・障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、充実した保育所・幼稚園生活を送れるよう関係機関との連携を図った。	・保育所、幼稚園等の園職員が医療機関からの指導・助言やCLM等を活用し配慮が必要な児童が充実した園生活を行えるよう支援を実施する必要がある。 ・障がいを持つ子どもを介助する加配職員について、資格を持たない介助員への保育等のスキルアップが図れるよう、研修等の機会が必要である。	・医療機関の巡回やKUKSプログラムを活用するとともに、みえ発達障がい支援システムアドバイザー（保健師）を中心に、保育所、幼稚園等でCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップを図る。 ・今後も、保育所・幼稚園生活を通して、充実した保育が受けられるよう、障がいを持つ子どもへの支援体制の強化を図っていく。	

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			④特別支援教育の充実					
			(3)-④-1	発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境が整っています。	1 特別支援教育の充実 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子ども個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	保育所・幼稚園・小学校・中学校までの共通した様式での、支援情報の引継ぎをしていくことが求められている。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			(3)-④-2		2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築(支援体制の充実)をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	引き続き教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			(3)-④-3		3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、「にじいろのーと」の活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。	・切れ目のない支援体制の実現のため、「にじいろのーと」の作成・活用を進め、各関係機関との連携を図った。 ・卒業後の進学や就労に不安を抱える相談者については、関係機関(学校等)より普段の様子等を事前に伺ったうえで、相談者自身のペースを尊重しつつ、実態に沿った支援実現に取り組んだ。	・関係機関との連携を強化することが求められる。 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・引き続き「にじいろのーと」の作成や活用を進めるとともに、卒業後の進路先等との連携を行っていく。 ・切れ目のない支援体制実現のため、引き続き各関係機関との連携を図っていくとともに、要支援者に「青少年総合支援センターの活用」が選択肢の一つとして情報が届くよう継続発信していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
----------	----------	----------	----------	------	------	------------	----	-------------

3 自立した生活のできる体制づくり

(1)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60)

①就労準備支援の充実

(1)-①-1	就労の促進に向けた情報提供等により、障がいのある人の経済的な自立に向けた就労の支援が行われています。	1 職場実習事業の活用促進 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設において障がい者職場実習事業を行います。	感染症拡大防止のため、職場体験実習事業を中止した。	・健康福祉部以外の部署での実習の受入れと、きめ細かな実習生の見守り体制が必要である。また、実習の成果が就労・雇用につながっていく有効な方策を検討する必要がある。	・新型コロナウイルス感染要5類移行を踏まえ、職場実習事業を再開する。
(1)-①-2		2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。	・委託事業において160件の就労に関する相談に対応した。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつなぐなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。 ・市内事業者に対し、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。	・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。
(1)-①-3		3 一般企業への啓発や制度説明 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。	事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。	今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。

②雇用の場の確保

(1)-②-1	多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加できる環境が整っています。	1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。	亀山市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。 ・ユニバーサルデザイン啓発グッズの作成を行った。	実際に障がい者の社会参加につなげていくためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。	引き続き障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。
(1)-②-2		2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。	・引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。 ・障がいのある人に対して合理的配慮を行えるよう、雇用対策協議会等を通じて市内企業への理解を深めていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(1)-②-3		3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報等はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。	・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。	・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。
			(1)-②-4		4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	研修等に参加し情報の収集を行った。亀山市で取り入れ可能な事業の検討を行った。	情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。	積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。
			(1)-②-5		5 市職員の障がい者雇用 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	法定雇用障害者数を達成するため、計画的に採用を実施した。	障がい者自身の諸事情により、急に退職される可能性があることから、継続的な雇用と働きやすい環境の整備が必要である。	・定期的に障がい者への必要な配慮事項についてヒアリングを実施する。 ・今後、法定雇用率が令和6年4月1日に2.8%、令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。
③就労定着に向けた支援								
			(1)-③-1	障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。	1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービス事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービスを活用し障がい者が仕事を継続できるよう支援します。	令和4年度中の就労定着支援事業の利用者は6人であった。	・就労定着支援事業の利用促進のため、事業の内容や利用申請の方法等について周知していく必要がある。	・一般就労の対象者に就労定着支援事業のサービスの案内を行い、事業の利用に繋げ就労が継続できるよう支援していく。 ・本人が悩みを抱えこみ離職に至らないよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な支援に努める。
			(1)-③-2		2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・感染拡大により、ハローワーク等の外部機関と共同で実施する雇用促進の機会に係る取組みができなかった。	・感染拡大等に起因してハローワークと連携した面接等の取組みを中止している。	・亀山市雇用対策協議会等の機会を通じて、障がいのある人の雇用や就労に関する情報提供を図っていく。 ・5類移行に伴いハローワークと連携した取組みを再開する。
(2) 自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68)								
①障がい福祉サービスの充実								
			(2)-①-1	個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活が送れています。	1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・原油価格や物価高騰の影響を受けている市内の障がい福祉サービス事業所に対し、電気料金、ガス料金及びガソリン代の経費の一部を補助することで、安定的かつ継続的な障がい福祉サービスの提供を支援した。	障害者自立支援法策定前から継続している既存の給付サービスについて、利用者や家族のニーズを踏まえ、現行制度のもとでの必要性の検証が必要である。	・障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、必要な見直しと一人ひとりの課題に対応したサービスの提供に努める。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-①-2		2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・聴覚障がいのある人の行政手続やコミュニケーション支援のため配置している手話通訳者の利用は、確定申告の対応など11件であった。 ・関係各課に対し、イベント開催時等の手話通訳者の配置に係る予算措置を図るよう周知した。	・他市と比較して聴覚障がいへのコミュニケーション支援策が著しく遅れている。 ・当事者の意見やニーズを把握する仕組みがない。	・コミュニケーション支援に係るニーズを把握するために、機会を捉えて当事者や家族へのヒアリングや関係団体との意見交換等を行っていく。 ・障がいがある人の特性に応じた多様な手段による情報提供を検討していく。
			(2)-①-3		3 難病のある人への支援の充実 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて 県難病相談支援センターにつなげ適切な支援の提供を図ります。	・障害者総合支援法に基づき、難病患者に対する障害福祉サービス、補装具費の支給及び日常生活用具の支給を行った。	・難病のある人(特に成人)やその家族が地域で安心して暮らすための支援に特化した検討ができていない。	・国の基本的指針において障害福祉計画等への難病患者や難病相談支援センターの意見反映が位置付けられたことも踏まえ、関係機関との情報共有・連携を図っていく。
			(2)-①-4		4 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。	・地域生活拠点等の整備に係る取組みが進められなかった。	・地域生活拠点等の整備が進んでいない。	・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく。
②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進								
			(2)-②-1	環境の整備を進めることにより、誰もが、安全で快適に暮らせ、障がいのある人が積極的に社会に参加する姿がみられます。	1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。	市街地再開発事業により整備する施設建築物及び公共施設(道路・駅前広場)について、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合が実施する工事への支援を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を完了させた。	交通規制や迂回路等が長期間に渡り発生した場合の、工事实施中の障がい者への安全対策を考える必要がある。	令和4年10月に市街地再開発事業が完了したことから、今後、公共施設、道路等の建設・改修等の関係事業において必要に応じ、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を図っていく。
			(2)-②-2		2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	栄町住宅の駐車場について、区画が狭く入居者が駐車する上で支障となっていたことから、高齢者や障がい者でも利用しやすいよう、植栽等を一部撤去し、区画が広がるよう整備した。	令和4年度は民間住宅を借上げることができなかった。幅広く本事業の周知を行う必要がある。	民間住宅を借上げる際には、事業者に対してユニバーサルデザインに配慮した民間賃貸住宅となるよう事業案内を行う。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組 番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-②-3		3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・西野公園の複合遊具更新において、インクルーシブに配慮した遊具を設置した。また、亀山公園わんぱく広場(遊具広場)の遊具更新について、懇談会、アンケート調査を実施した。 ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、「和賀白川線」について、整備基準に適合した特定施設新設等通知書を三重県に提出した。 ・既存道路については定期的に点検を実施し破損箇所が無いことを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親会等での要望をどのように具体化していくか、事業内容の検討が必要である。 ・特定施設新設通知書を提出してから許可を受理するまでに協議時間を要したことから、今後、対象となる新たな施設については、早期段階に提出していきたい。 ・既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等からの提案も検討するため、プロポーザル方式での事業実施を進め、アンケート調査等により利用者の意見も聴取し、選定委員会にて事業内容の検討を行う。 ・令和5年度から「川合9号線」に事業着手するため、道路詳細設計時に三重県と協議を進め円滑な事業進捗を図っていく予定である。 ・引き続き定期的な点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行っていく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			(2)-②-4		4 必要な情報を得られる情報発信 障がいのある有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組めます。	・個々のページ更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。また、市職員のホームページ作成時のマニュアルとして使用できる「ウェブアクセシビリティガイドライン」の基礎資料を整えることができた。	・職員研修を実施できなかったため、職員のウェブアクセシビリティに対する理解を促進する必要がある。	・職員研修の実施やホームページ作成マニュアルとして使用できるウェブアクセシビリティガイドラインの作成などを通じて、ウェブアクセシビリティの向上を図る。
			(2)-②-5		5 読書バリアフリーの推進 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。	視覚障がい者等の読書活動推進のため、肢体不自由な方など、手に取って読むことが難しい方などへも郵送貸出ができるよう要綱改正を行った。また、若年層向けの大活字本の新規購入、LLブック等のコーナー設置のほか、朗読室設置、拡大読書器や電子図書館の導入を行った。	障がい者福祉に関するテーマ展示を連携して行うことはできたが、郵送貸出の拡大や新たなサービスの周知を担当部署と連携し、啓発することまでは至らなかった。	イベント等と通した図書館利用の促進、「しずかなへや」の活用を含め、担当部署との連携による新たなサービスの周知啓発を行うことが必要である。
③防災・安全対策の充実								
			(2)-③-1	防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。	1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。	地域が実施する防災訓練や出前講座等で、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図った。	災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を実施しているものの、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。	地域が実施する防災訓練時に、障がいのある方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を引き続き行っていく。
			(2)-③-2		2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。	避難行動要支援者名簿の取扱い方針に基づき、高齢・障がい分野と連携しながら、避難行動要支援者名簿の更新作業を行った。	避難行動要支援者名簿の登録情報について、災害等の有事のみ共有する方が多く、地域の自治会等が独自で持つ避難支援者情報と乖離が生じている。	平常時から避難支援者に共有できるよう、未同意者に同意を働きかける。
			(2)-③-3		3 福祉避難所等の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。	備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行った。	備蓄品なども含めて、福祉避難所協定事業所との協議の場が年1回程度必要である。	亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。
			(2)-③-4		4 福祉避難所協定事業所との連携 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。	災害時における障がい者の避難・生活等に寄与する避難所等の確保に取り組めなかった。	現在の福祉避難所協定事業所には障がい福祉施設がないため、確保に努める必要がある。	障がい福祉に係る資源を活用した福祉避難所の整備・確保を目指していく。

基本目標	実施目標	施策方向	取組番号	めざす姿	取組内容	令和4年度実績・成果	課題	令和5年度以降の方向性
			④権利擁護対策の充実					
			(2)-④-1	成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。	1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。	広報・啓発、相談、利用促進、後見人等支援、法人後見の業務を担う成年後見制度における中核機関を社会福祉協議会に設置した。また、司法や福祉などの連携体制を構築するため、亀山市法福連携ネットワーク協議会を設置・運営した。	事業を開始したばかりであり、市民や関係機関など、成年後見制度の内容や中核機関の業務内容などの周知が必要である。	成年後見制度の利用促進に向け、制度概要のわかりやすい情報提供や中核機関の役割について、広く周知する行事の開催を進める。
			(2)-④-2		2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。	成年後見制度利用支援事業実施要綱と成年後見制度利用助成事業実施要綱を一体化し、報酬助成に係る市長申立てに限るの解除や利用助成の拡大を行った。また、法人後見の受任機関として、社会福祉協議会を確保した。	受任調整会議における法人後見の受任調整を行うなど、後見業務のノウハウの蓄積が必要である。限りある受任機関を確保できるよう、継続的な働きかけが必要である。	後見業務に係る受任機関の確保に向け、法福連携ネットワーク協議会への参画の依頼や本市の取組内容を周知し、成年後見制度の利用を図る。
			(2)-④-3		3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	知的・精神障がいがある人が、地域において自立した生活ができるよう、社会福祉協議会の生活支援員のサポートを得て、CSWIにつなげる等支援を行った。	利用者とその家族が事業を十分に理解できていないケースや解決困難な課題を抱えるケースも多いため、組織間連携によりサポートする必要がある。	自立支援において、金銭管理は重要かつ困難が生じやすい課題であるため、引き続き周知・啓発活動を行い、本人や支援者の理解を高めていく。
			(2)-④-4		4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	高齢者・障がい者虐待防止代表者会議を书面開催し、市内で発生する虐待案件の状況を情報共有し、連携して取り組んだ。	複雑化した虐待事案が増加傾向にあり、専門的知識に基づく判断が必要な場面が増えている。	弁護士や社会福祉士のアドバイス等を積極的に活用して、被虐待者の保護及び養護者に対する支援、権利擁護が適正に図られるよう取り組む。

第6期 障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画【令和4年度の実績】

1 第6期亀山市障がい福祉計画の概要

第6期亀山市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めたものです。

2 計画期間における目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行することとし、また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本目標としています。

【成果目標】

障がいのある人の地域での自立生活を進める観点から、令和元年度末において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人を見込んで、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

令和元年度末現在、福祉施設に入所している人は29人です。目標年度である令和5年度末までには移行率6%以上に相当する2人を地域生活移行者数（目標値①）として設定します。また、令和元年度末における施設入所者数（29人）の1.6%以上に相当する1名を施設入所者の削減数（目標値②）として設定します。

項目	数 値	進 捗				
令和元年度末時点の入所者数 (A)	29人					
令和5年度施設入所者数 (B)	28人					
【目標値①】 地域生活移行者数 (A)の6%に相当する数値 (小数点以下を切り上げ)	2人減 (1.74)	令和 3 年度	0人	令和 4 年度	0人	令和 5 年度
【目標値②】 施設入所者の削減数 (A-B) (A)の1.6%に相当する数値(小 数点以下を切り上げ)	1人 (0.46)		0人		0人	

【令和4年度 成果・課題】

令和3年度に引き続き、令和4年度も地域移行者がいなかったことから目標が達成できなかった。今後、地域移行の見込みがある対象者に対して、地域移行支援事業を活用するなど、入所施設等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての構築を行うこととしています。

【成果目標】

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項 目	数 値		進 捗			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
【目標値】 令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【令和4年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行い、情報共有等を図った。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、令和5年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証することとしています。

項 目	数 値		進 捗			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
【目標値】 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【令和4年度 成果・課題】

令和3年度に引き続き令和4年度も、地域生活支援拠点の整備に取り組むことができなかった。現在、地域生活支援拠点の対象者把握のための基礎調査を行っており、国の基本的指針の改正（※令和8年度末までに各市町村において整備）も踏まえ、早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

国の指針では、次のとおりとしています。

- ①令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②就労移行支援事業については令和元年度の一般就労への移行実績から1.3倍以上、就労継続支援業A型については、1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上とする。

【成果目標】

令和元年度に就労移行支援事業所から一般就労した人は4人であるため、1.3倍に

相当する6人を目標値①として設定します。同じく就労継続支援A型から一般就労へ移行した人は3人であるため1.26倍に相当する4人を目標値②として設定し、就労継続支援B型から一般就労へ移行した人は1人であるため1.23倍に相当する2人を目標値③として設定します。①②③を合計した目標値④は12人となります。

項 目		数 値	進 捗					
就 労 移 行 支 援 事 業	令和元年度の年間一般就労 への移行実績者数 (A)	4 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値					
	【目標値①】令和5年度の 一般就労移行者数 (A) × 1.3 (小数点以下を切り上げ)	6 人	令和 3 年度	1 人	令和 4 年度	1 人	令和 5 年度	
就 労 継 続 支 援 A 型 事 業	元年度の年間一般就労への 移行実績者数 (B)	3 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値					
	【目標値②】令和5年度の 一般就労移行者数 (B) × 1.26 (小数点以下を切り上げ)	4 人	令和 3 年度	0 人	令和 4 年度	1 人	令和 5 年度	
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業	令和元年度の年間一般就労 への移行実績者数 (C)	1 人	令和5年度の数値を算定するための基礎となる数値					
	【目標値③】令和5年度の 一般就労移行者数 (C) × 1.23 (小数点以下を切り上げ)	2 人	令和 3 年度	3 人	令和 4 年度	4 人	令和 5 年度	
令和元年度の一般就労移行者数 (D)		8 人	令和元年度において福祉施設を退所し一般就労した数… (A) + (B) + (C)					
【目標値④】 【①+②+③】 令和5年度の一般就労移行者数 (D) と比較し 1.5 倍		12 人	令和 3 年度	4 人	令和 4 年度	6 人	令和 5 年度	

【令和4年度 成果・課題】

就労移行支援事業からの移行は1人、就労継続支援A型事業所からの移行は1人、就労B型事業からは4人が移行した。今後も障害者就業・生活支援センターや福祉施設との情報共有や連携を図りながら、一般就労への移行者が増えるよう継続的な支援を行う。

②就労定着支援事業の利用者数（新規：第6期～）

国の指針では、令和5年度における就労定着支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

【成果目標】

一般就労への定着が重要であることから、令和5年度の就労定着支援事業所の利用者数を目標値として設定します。令和5年度の一般就労への移行人数は12人を目標値としていることから、就労定着支援事業利用者の目標値は9人とします。

項目	数 値	進 捗					
令和5年度の一般就労移行者数	12人						
【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業所の利用者数 (A)の7割に相当する数値 (小数点以下を切り上げ)	9人	令和3年度	0人	令和4年度	4人	令和5年度	

【令和4年度 成果・課題】

就労定着支援事業の利用者は4人であった。当該サービスを提供できるのは市外の事業所であり、当該事業の利用を促進するため周知等を図るとともに、市内事業所の開設を働きかけていく。

③就労定着支援事業所の就労定着率（新規：第6期～）

国の指針では、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とするとしています。

【成果目標】

就労定着率（過去3年間の就労定着支援総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が8割以上の就労定着支援事業所の事業所数を設定します。

現在市内には就労定着支援事業所がなく、利用者は市外にある事業所を利用しています。令和5年度までには事業所が開設されるよう市内の事業所に働きかけていきます。

項目	数 値	進 捗					
令和5年度における就労定着支援事業所の全体数 (A)	1か所						
令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の数 (B)	1か所						
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所数が全体の7割以上とする。 (A)における(B)の割合が、国の成果目標である7割を達成する事業所数	1か所	令和3年度	0か所	令和4年度	0か所	令和5年度	

【令和4年度 成果・課題】

市内には就労定着支援事業所がなく利用者は市外にある事業所を利用しているため、市内にも就労定着支援事業所が開設されるよう働きかけていく。

(5) 相談支援体制の充実・強化等(新規:第6期～)

国の指針では、令和5年度末までに、各市又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するとしています。

【成果目標】

相談支援体制の充実・強化するため令和5年度までに総合的・専門的な相談支援の実施体制及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を確保します。

項 目	実施の有無	進 捗					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける相談支援機能の強化を図る。）	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
【目標】 地域の相談支援体制の強化の実施体制の確保（基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化を図る。）	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	

【令和4年度 成果・課題】

総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化の実施体制を確保できなかった。基幹相談支援センターの相談支援機能と地域の相談機関との連携の強化について引き続き検討していく。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規：第6期～）

国の指針では、令和5年度末までに各市において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を確保するとしています。

【成果目標】

- ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、初任者研修や権利擁護・虐待防止に関する研修への職員の積極的な参加を図るとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

項 目	実施の有無	進 捗					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築（職員は障がい福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。）	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	

【令和4年度 成果・課題】

職員が障害福祉サービスに係る研修等に参加し、審査支払システムの結果分析と過誤請求の防止に努めるとともに、サービスの利用状況の把握、検証、事業所へのフィードバックを図った。

3 障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策

成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

時間/月…各年度のサービス提供時間の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/月…各年度の利用人数の月間平均（各年度の実績又は見込値を12で割った数値）

人/日…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	790	820	850	722	739	
利用者数（人/月）	60	62	64	78	80	

② 重度訪問介護

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	600	600	850	350	338	
利用者数（人/月）	2	2	3	1	1	

③ 同行援護

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間/月）	80	80	80	58	74	
利用者数（人/月）	5	5	5	7	6	

④行動援護

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間／月）	1	1	1	0.25	0.29	
利用者数（人／月）	1	1	1	0.25	0.25	

⑤重度障害者等包括支援

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付時間（時間／月）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

◆サービスの確保するための方策

居宅介護の事業所は、令和元年度には5か所になり、サービスを提供する環境は年々整いつつありますが、福祉施設入所者や精神科病院へ入院している障がい者が地域生活へ移行するためにも、引き続き、訪問系サービスの提供体制を整える必要があります。

また、新規参入を検討する事業所や既存の事業所に対し、夜間や早朝にも対応できる体制の確保やホームヘルパー等の人材確保に向け働きかけます。

【令和4年度 成果・課題】

【居宅介護】

利用者数が見込みよりも増加し、今後も自宅での介護ニーズ増により増加が見込まれる。

【重度訪問介護】

昨年度に引き続き、想定していたサービス利用がなかったため、見込みから半減となった。

【同行援護】

令和3年度に続き利用が増加した。視覚障がい者の社会参加や地域生活支援のため、計画相談事業所等と連携を図っていく。

【行動援護】

鈴鹿市の3事業所だけが提供可能であるが、実態としてニーズが少ない。

【重度障害者等包括支援】

県内には対応できる事業所がないが、ニーズの把握に努めることとする。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	1,900	1,960	2,020	1943	1918	
利用者数（人／月）	100	103	106	95	114	

②自立訓練

【機能訓練】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	23	12	
利用者数（人／月）	1	1	1	1	3	

【生活訓練（宿泊型自立訓練含む）】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	23	23	23	23	44	
利用者数（人／月）	1	1	1	1	3	

③就労移行支援

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	270	290	310	205	138	
利用者数（人／月）	15	16	17	18	17	

④就労継続支援

【A型：雇用型】

項 目	第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
給付日数（人日／月）	740	740	740	811	982	
利用者数（人／月）	36	36	36	46	63	

【B型：非雇用型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	1,890	1,980	2,070	2018	2120	
利用者数（人／月）	105	110	115	122	146	

⑤就労定着支援

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（人／月）	4	5	9	0	6	

⑥療養介護

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（人／月）	10	10	10	10	9	

⑦短期入所（ショートステイ）

【福祉型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	250	265	280	246	214	
利用者数（人／月）	30	32	34	37	36	

【医療型】

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
給付日数（人日／月）	10	10	10	11	4	
利用者数（人／月）	1	1	1	3	2	

◆ サービスを確保するための方策

「短期入所（福祉型）」についてはレスパイトとしての需要があり、需要の高さが伺えます。市内には定員5名の施設が1カ所しかないため、緊急時にも受け入れが可能となるよう事業者へ参入を促すととともに、鈴鹿・亀山圏域で広域的に空床の有効活用を図るためのシステムづくりの検討を行います。

【令和4年度 成果・課題】

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】

新規の利用が増加したため生活訓練が見込みを大きく上回った。

【就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、就労定着支援】

A型・B型ともに見込みを上回る利用により、実際の移行者は、就労移行支援及び就労継続支援A型では1人、就労継続支援B型では4人が一般就労に繋がった。

【療養介護】

継続的な利用者があるため、引き続き利用が見込まれる。

【短期入所（福祉・医療型）】

福祉型は、利用者数の増加に伴って給付時間も年々増加していたが、令和3年度に引き続き、令和4年度も減少となった。しかし、今後、介護者の高齢化を背景として利用の増加が見込まれる。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1	1	0	

② 共同生活援助（グループホーム）

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	38	40	42	40	48	

③ 施設入所支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	30	29	28	34	35	

④地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討回数

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討回数（回/年）	1	1	1	0	0	

◆サービスを確保するための方策

重度障がい者が地域で生活し続けられるように、重度障がい者への対応が可能なグループホームの開設を促進していきます。

【令和4年度 成果・課題】

【自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援】

市内の共同生活援助施設は7箇所である。居住の場の確保のため、事業所等と連携し、地域移行につながる基盤整備に取り組む。

【地域生活支援拠点等整備及び機能充実の検討】

地域生活拠点等整備が進められていないため、国の基本的指針の改正（※令和8年度末までに各市町村において整備）も踏まえ、早急に取り組んでいく必要がある。

(4) 相談支援

①計画相談支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	60	65	70	60	79	

②地域移行支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	1	1	1	0	0	

③地域定着支援

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	1	1	1	0	0	

◆サービスを確保するための方策

①サービス計画相談支援の需要に応えるため、事業所へ新規参入を促します。また既存の特定相談支援事業所での相談支援専門員の増員を呼びかけます。

- ② 基幹相談支援センターが実施する研修や事例検討会を通じて相談支援専門員のスキルアップを行い、相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための切れ目のない支援を行うため、地域移行支援、地域定着支援の周知に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

【計画相談・地域移行・地域定着支援】

計画相談支援は、見込みを上回る利用があった。また、地域移行支援・地域定着支援の事業所は、市内0、鈴鹿市で2であるため、事業所の参入を促しつつ、地域移行支援の利用者が地域定着支援へとつながるよう努める。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規：第6期～】

保健・医療・福祉関係者による協議の回数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健・医療・福祉関係者による協議を通じて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を進めます。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検討回数(回/年)	3	3	3	3	3	

◆ サービスを確保するための方策

鈴鹿・亀山圏域における保健・医療・福祉関係者による協議を通じて、顔の見える関係を構築し、事例検討を通して地域課題の共有を進めるため、年に3回の検討会を実施します。

【令和4年度 成果・課題】

鈴鹿・亀山圏域の精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する連絡会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議を行い、情報共有等を行った。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規：第6期～】

地域の相談体制の強化

基幹相談支援センターについて、機能の強化を図りながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

区分	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導及び助言	訪問等による実施件数	60	60	60	0	0	
地域の相談支援事業者の人材育成	研修会の開催回数	2	2	2	2	2	
地域の相談機関との連携強化の取組	相談支援事業所担当者連絡会の開催回数	12	12	12	7	10	

◆サービスを確保するための方策

- ①計画相談支援の質の向上のため基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所に訪問等を行い、指導、助言や援助を行います。
- ②月1回「相談支援事業所担当者連絡会」を開催し、情報交換や顔の見える関係づくりを行い、地域の相談機関との連携強化の取組を行います。
- ③地域の相談支援事業者の人材育成のため「基幹相談支援センター」で年2回の研修を行う他「相談支援事業所担当者連絡会」の中で事例検討会を行い相談支援専門員のスキルアップを図ります。

【令和4年度 成果・課題】

市と相談支援事業の委託先とが目標を共有できていなかったことから、事業所への訪問等による助言、援助等に取り組みず、相談支援体制の連携を図るための基盤づくりにつながらなかったため、基幹相談支援の役割を明確に位置付けていく。

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規：第6期～】

障がい福祉サービスが多様化する中で、障がい者等が真に必要なサービス等が提供できているか検証を行います。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を活用し、請求の過誤を無くし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービスに係る研修	市職員の参加人数	10	10	10	8	9	

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

事業所との審査結果の共有	実施回数	12	12	12	12	12	
--------------	------	----	----	----	----	----	--

◆サービスを確保するための方策

- ①県、国保連合会、システム委託会社などが主催する研修への市職員の積極的な参加を図ります。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行います。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による月1回の審査結果の分析を各事業所へ共有します。請求の過誤を無くすための取組を行い、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、事業所へのフィードバック等を通じて請求の過誤を防止するよう取り組んだ。

4 地域生活支援事業の目標とその確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいがある人に関する地域住民の理解を図るための啓発活動等を実施します。

項 目	実施の有無	第6期計画・見込値			第6期計画・見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業の実施		実施	実施	実施	実施	実施	

◆サービスを確保するための方策

「ヒューマンフェスタ in 亀山」や「あいあい祭り」等において、障がい者等への理解や障害者差別解消法や障害者虐待防止法等についてより多くの方へ普及啓発できるように取り組みます。

【令和4年度 成果・課題】

感染拡大により「あいあい祭り」は開催できなかったが、ヒューマンフェスタ in 亀山において、共生社会の理念や福祉意識の向上に係る啓発を行った。

(2) 相談支援事業

障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整や必要な援助を行います。

項 目	箇所数(か所)	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者総合相談支援センター		1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	

基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	検討	実施	実施	検討	検討	
-------------------	-------	----	----	----	----	----	--

◆ サービスを確保するための方策

- ①障害者総合相談支援センターには、令和元年度2,583件、令和2年度3,243件の相談実績があり、ニーズが増加していることから、今後も障がいがある人や家族が気軽に相談できる場として広く利用できるように周知を図ります。
- ②基幹相談支援センターについては、地域の中核的な相談支援事業所としての機能強化を図ります。

【令和4年度 成果・課題】

相談実績は3,208件と横ばいであるが、世帯ごとの課題や複合的な問題のあるケースが増加していることから、基幹相談支援センターの機能の強化や各相談機関との連携、関係機関とのネットワークの構築を図っていく必要がある。

(3) 成年後見制度利用支援事業

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	1	2	2	0	2	

◆ サービスを確保するための方策

後見人報酬の助成に関する対象者の見直し及び拡大を検討します。また、国は、成年後見利用促進計画に基づき、令和5年度までに広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関の設置を求めています。今後、市でも成年後見に係る周知啓発や申し立てなどのコーディネートを行う中核機関の設置を目指します。

【令和4年度 成果・課題】

成年後見制度利用支援事業2件の利用があった。また、成年後見制度における中核機関を亀山市社会福祉協議会に設置した。

(4) 成年後見制度法人後見支援事業【新規：第6期～】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することにより、障がいがある人の権利擁護を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	無	有	

◆ サービスを確保するための方策

法人後見の活動を安定的に実施するための体制づくりに向けたヒアリング調査を行う

とともに、法人後見を担う団体が困難事例等に円滑に対応できる支援体制を多面的に検討し、法人後見の実施に向けた検討を進めます。

【令和4年度 成果・課題】

法人後見の活動を安定的に実施するため、法人後見の受任機関として亀山市社会福祉協議会を位置付けた。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

◆サービスを確保するための方策

- ①手話通訳者や要約筆記者の派遣については一般社団法人三重県聴覚障害者協会に委託し、意思疎通の支援を行っています。今後も手話通訳や要約筆記を必要とする方の利用を促進するため、他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。
- ②手話通訳設置事業については、平成28年度から1名の手話通訳者を週1回あいの窓口配置しています。今後も、市の窓口で手続き等を行う際にコミュニケーションが円滑にできるように努めます。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数(件)	10	11	12	2	11	
要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	2	2	3	0	0	
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	1	1	1	1	1	

【令和4年度 成果・課題】

手話通訳者の利用は、確定申告時の対応など11件であったため、利用促進を図っていく。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人や知的障がいの人、精神障がいの人などに自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	6	7	9	5	0	
自立生活支援用具		7	9	11	7	6	
在宅療養等支援用具		12	14	16	10	9	
情報・意思疎通支援用具		7	9	11	6	9	
排泄管理支援用具		1,080	1,100	1,150	1,097	1,059	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		4	4	5	0	0	

◆サービスを確保するための方策

今後も給付対象者が増加し、日常生活用具のニーズの多様化が推察されます。そのため、ニーズに対応した各種用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明を行い適切な給付に努めます。

【見込量の確保の方策】

障がい者手帳の所持者が増加してきており、今後も給付対象者は増加すると推察されます。各用具についての情報収集に努め、利用者や関係者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

令和4年度は、介護・訓練支援用具に関しては実績が0となったが、特にストマなどの排泄管理支援用具を中心として継続的な利用が見込まれ、対象者に必要な用具が給付できるよう取り組む。

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	34	38	42	62	70	
	延べ利用時間数 (時間)	2,040	2,280	2,520	2,709	3,647	

◆サービスを確保するための方策

障がいのある人等の多様な活動や社会参加、自己実現を支える重要なサービスとして、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、必要な人にサービスが十分提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

人工透析患者等の増加により前年より人数、時間ともに増加している。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業【新規：第6期～】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいがある人の地域生活支援の促進を図ります。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数(か所)		1	1		0	
実利用見込者数	実利用人数(人)		10	10		0	

◆ サービスを確保するための方策

地域活動支援センターについては、「創作的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行う基礎的事業」に加え、「機能訓練、社会適応訓練などを行う機能強化事業」を行うことができるよう、本市の実情に応じた形態の検討を進めるとともに事業所の参入を促します。

【令和4年度 成果・課題】

令和4年度は、制度構築及び要綱整備を行った。事業所への周知・説明を図っていく。

《任意事業》

(1) 訪問入浴サービス【新規：第6期～】

在宅の身体障がい者に訪問入浴車による家庭での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域での生活を支援します。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	実利用者数(人)	6	6	6	7	7	

◆ サービスを確保するための方策

平成31年4月から事業を開始しています。今後も、継続的なサービスの利用が見込まれることからサービスが十分に提供されるよう実施事業所の確保に努めます。

【令和4年度 成果・課題】

障がい児3名、障がい者4名の利用があった。引き続き利用促進を図っていく。

(2)生活訓練等

視覚障がい者等を対象に、日常生活上必要な訓練、指導などを行います。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・実績値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活訓練等	実利用者数 (人)	11	12	13	13	15	

◆サービスを確保するための方策

視覚障害生活訓練員による生活訓練を行うことにより、視覚障がい者の社会参加の促進を図ります。利用を促進するために他市町村からの転入時や障害者手帳交付時のサービスの案内のほか、市のホームページにおいて制度の積極的な周知を行います。

【令和4年度 成果・課題】

対象者は継続して事業を利用していることから、引き続きサービスを提供していく。

(3)日中一時支援

障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を推進するため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

項 目		第 6 期計画・見込値			第 6 期計画・見込値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援	実利用者数 (人)	160	170	180	161	143	
	延べ利用日数 (日)	6,950	7,400	7,800	7,443	6,098	

◆サービスを確保するための方策

日中一時支援は、ニーズが高く今後も利用の増加が見込まれることから、サービスが十分に提供されるよう、障がい者や障がい児の日中活動の場を確保し、ニーズに対応できるよう事業の促進を図ります。

【令和4年度 成果・課題】

放課後等デイサービスの利用増加もあり、児童に係る日中一時支援の利用が減少している。

(4)地域移行のための安心生活支援【新規：第6期～】

障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備します。

◆サービスを確保するための方策

地域生活支援拠点等の整備に併せ、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室確保の事業化に向け検討を行います。

項 目		第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居室確保事業	実施の有無	検討	検討	実施	検討	検討	

【令和4年度 成果・課題】

地域生活拠点等整備に係る取組みが進められなかったため、国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく必要がある。

5 第2期亀山市障がい児福祉計画の概要

第2期亀山市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障がい児通所支援等の確保に関する計画となり、国の基本指針に即して、計画期間（令和3年～令和5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めています。

6 計画期間における目標値

障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針は、次のとおりです。

- ①令和5年度末までに市町村において児童発達支援センターを1か所以上設置する。また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することで、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ②令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保することや、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児コーディネーターを配置する。

【成果目標】

- ①市では、市単独で発達に配慮等を要する子どもとその家庭を対象に、子どもの発達の状態や特性に応じて、個別や集団の療育を行っています。また、保育所や幼稚園等と連携して巡回相談を行い、集団生活に適應するための専門的な支援を行っています。現在行っている各事業の充実を図りながら、新たに児童発達支援センターの設置を目指します。
- ②未就学の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は現在市内にはありません。令和5年度末までに1か所となるよう引き続き参入を促します。就学児以上の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は現在市内に1か所あり、令和元年度末の利用者は3名であることから引き続き確保に努めます。なお、医療的ケア児支援のため、平成29年度に三重大学、三重病院、津市、鈴鹿市、伊賀市、名張市ともに広圏域で保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。今後も他機関及び他市と連携協議しながら更なる支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、現在市内の障害児相談支援事業所に2名配置していますので、引き続き確保に努めます。

項 目	数 値	説 明
【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センターの設置	1 か所	市単独で行っている相談療育事業や保育所への訪問等支援の充実を図りながら、児童発達支援センターの設置を目指します。
【目標値】 令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所	
【目標値】 令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数
	1 か所	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の維持及び更なる充実	1 か所 広圏域	協議の場を維持しつつ内容の更なる充実について他市及び他機関と連携を行っていきます。
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	2 名	障害児相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

【令和4年度 成果・課題】

児童発達支援センターの必要な機能等を検討するため、市の情報共有等の協議ができる場(チームすくすく)を設け、検討を進めた。今後も、必要な機能を検討し、関係部署との協議を進めていく。

重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に1か所のみであることから、計画目標値の実現に向け、新規参入を促していく。

医療的ケアが必要な児童を支援するため「にじいろネット」等のネットワークを活用した情報共有と医療的ケア児等コーディネーターの配置のため、事業所への働きかけを実施していく。

7 障がい児福祉サービスの目標とその確保のための方策

障がい児通所支援等は、発達支援の提供や放課後等の障がい児の居場所づくりなどを行うものです。成果目標の達成に向けて、障がい児通所支援等の必要な量の見込みである活動指標及びその確保のための方策を定めます。

①児童発達支援

未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	270	297	315	261	230	
利用者数（人／月）	30	33	35	37	47	

②医療型児童発達支援

障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援及び治療を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	0	0	10	0	0	
利用者数（人／月）	0	0	1	0	0	

【令和4年度 成果・課題】

児童発達支援を実施している事業所は3箇所であるが、利用者数の伸びが見られることから、当該サービスを提供する事業所の確保を図っていく。なお、医療型児童発達支援は、令和6年4月以降福祉型と統合される。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児（6歳から18歳）に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	1,275	1,320	1,350	1,632	1717	
利用者数（人／月）	85	88	90	120	136	

◆サービスの確保するための方策

今後も「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の更なる需要が見込まれます。支援を必要とする障がい児に適正な支給量のサービス提供ができるよう、事業所へ新規参入を促します。また既存の事業所での拡充を働きかけます。

【令和4年度 成果・課題】

給付時間・利用者数が急増し、見込値を大きく上回っている。今後も小学校入学時での利用開始以後の継続的利用を含め利用者が増加していく一方で、人材やサービスの質等の確保が必要である。

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等などに通う障がいや発達に遅れのある児童に対して、他の児童との集団生活に適応できるように支援を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	0	0	5	2.25	6.6	
利用者数（人／月）	0	0	1	4	8	

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付日数（人日／月）	3	3	3	1.75	2	
利用者数（人／月）	2	2	2	1	1	

⑥障害児相談支援

障がい児通所支援又は障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。さらに一定期間ごとに支援内容が適切かどうかサービス等の利用状況を確認し計画の見直し（モニタリング）を行います。

項目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

利用者数（人／月）	37	43	47	31	34	
-----------	----	----	----	----	----	--

【令和4年度 成果・課題】

保育所等訪問支援の利用が伸びているが、当該サービスを提供できる事業所は市内にはないため、事業所の参入を促していく。また、障害児相談支援については、児童に係るサービスの増加に伴い増加しているため、利用を希望する児童が支援を受けられるよう、事業所と連携を図って対応していく。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数

項 目	第6期計画・見込値			第6期計画・実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数（人）	2	2	2	2	1	

【令和4年度 成果・課題】

市内の計画相談事業所に配置されているコーディネーターが1名減少したため、配置人数の確保のため事業所に働きかけていく。

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(教育委員会事務局 生涯学習課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度										
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前後期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。										
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。										
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本理念 豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流</p> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本目標 「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">めざす姿</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">基本施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域を愛し、まちの魅力を誇れる「学び」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①まちの魅力を共有する「学び」の推進 ②自然と歴史文化を守り伝える「学び」 ③「健康都市」の実現に向けた「学び」 ④「地域の学び」の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域と一体的に推進する、子育てを支える「学び」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①地域・家庭の学びの展開 ②地域で支える子育ての学びの展開 ③『亀山っ子』市民宣言の具現化 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域で活躍する人材を育む「学び」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①かめやまキャンパスを核とした学びの循環の創出 ②学びの循環による地域活動の推進 ③地域産業に参画する人材の育成 ④高等教育機関等との連携 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ともに学びあう、学びの環境づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①新図書館を核とした市民読書環境の充実 ②新図書館を核とした市民活動の推進 ③個が生かされる地域社会づくり ④学びの成果を生かしたネットワークづくり ⑤情報ツールを活用した学びの充実 </td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	めざす姿	基本施策	地域を愛し、まちの魅力を誇れる「学び」	<ul style="list-style-type: none"> ①まちの魅力を共有する「学び」の推進 ②自然と歴史文化を守り伝える「学び」 ③「健康都市」の実現に向けた「学び」 ④「地域の学び」の推進 	地域と一体的に推進する、子育てを支える「学び」	<ul style="list-style-type: none"> ①地域・家庭の学びの展開 ②地域で支える子育ての学びの展開 ③『亀山っ子』市民宣言の具現化 	地域で活躍する人材を育む「学び」	<ul style="list-style-type: none"> ①かめやまキャンパスを核とした学びの循環の創出 ②学びの循環による地域活動の推進 ③地域産業に参画する人材の育成 ④高等教育機関等との連携 	ともに学びあう、学びの環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①新図書館を核とした市民読書環境の充実 ②新図書館を核とした市民活動の推進 ③個が生かされる地域社会づくり ④学びの成果を生かしたネットワークづくり ⑤情報ツールを活用した学びの充実
めざす姿	基本施策										
地域を愛し、まちの魅力を誇れる「学び」	<ul style="list-style-type: none"> ①まちの魅力を共有する「学び」の推進 ②自然と歴史文化を守り伝える「学び」 ③「健康都市」の実現に向けた「学び」 ④「地域の学び」の推進 										
地域と一体的に推進する、子育てを支える「学び」	<ul style="list-style-type: none"> ①地域・家庭の学びの展開 ②地域で支える子育ての学びの展開 ③『亀山っ子』市民宣言の具現化 										
地域で活躍する人材を育む「学び」	<ul style="list-style-type: none"> ①かめやまキャンパスを核とした学びの循環の創出 ②学びの循環による地域活動の推進 ③地域産業に参画する人材の育成 ④高等教育機関等との連携 										
ともに学びあう、学びの環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①新図書館を核とした市民読書環境の充実 ②新図書館を核とした市民活動の推進 ③個が生かされる地域社会づくり ④学びの成果を生かしたネットワークづくり ⑤情報ツールを活用した学びの充実 										

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	デジタル技術を活用した講座の開催数	回	8	1	20
2	「かめやまお茶の間10選(実践)」アンケートにおける取り組んだと回答した保護者割合	%	52.0	66	70
3	「亀山っ子」市民宣言についてのアンケートにおける目指す子ども像について実感があると回答した割合	%	24.4	28.9	30
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館及びかめやま人キャンパスの講座は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、9月に一部中止及び延期となったが、可能な限り学びの機会を提供するため、日程調整が可能なものについては延期して講座を実施した。なお、コロナ禍において、オンライン講座等を実施してきたが、令和4年度については、かめやま人キャンパス第1期の最終年度として、講座の内容の多くがフィールドワークであったことから、デジタル技術を活用した講座の実施回数が1回となった。また、かめやま人の認定を受けた方を対象に、フォローアップ講座を開催した。 ・市内幼稚園・保育所において、家庭教育出前講座を開催した。また、子育て応援メッセージである「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化月間等に取り組んだ。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、感染症対策を徹底し、学びの場を提供したことにより、かめやま人キャンパスでは、「森と水の守り人」、「まちのくらし人」、「まちの歴史人」各養成講座を修了者7名をかめやま人として認定するなど、学びを通じた生きがいづくりと、地域課題の解決に取り組む人材の育成・確保につなげることができた。 ・家庭での時間として、「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化月間等に取り組むことで、改めて家族の大切さを考えるきっかけとすることができた。
総合計画 推進への 寄与度	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を徹底し、様々な講座を実施することで、可能な限りの学習機会を市民に提供することができ、基本施策「学びによる生きがいの創出」につながった。

反省点・課題	かめやま人の今後の活動を支援するため、行政関連部署や各関係団体と連携するとともに、かめやま人キャンパスの諸活動の発信を行う必要がある。また、令和5年度より第2期かめやま人キャンパスとして、2つのコースを開講することから、各講座の内容の更なる充実を図っていく必要がある。
--------	--

今後の方向性	学びの情報の一元化やかめやま人キャンパスの充実、「かめやまお茶の間10選(実践)」の普及啓発に努め、学びによる生きがいの創出を推進するとともに、ICTの活用やSDGsなど新たな視点を盛り込んだ、「亀山市生涯学習計画」に基づいた取組を推進する。
--------	---

亀山市文化芸術推進基本計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ～ R 12 年度
位置付け	<p>本計画は、文化芸術基本法第7条の2及び亀山市文化芸術基本条例第6条に基づき策定する「地方文化芸術推進基本計画」として定めるものである。 また、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「文化芸術の推進」と深く関わっている。</p>
目的・概要	<p>文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、4つの基本方針に基づく施策や取組を展開し、それぞれが相互に関わり合うことで市民の文化芸術活動をより活発にし、基本理念「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」の実現をめざすものである。</p>
計画の骨格	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;"> <p style="text-align: center;">基本理念</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま</p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0; border-radius: 5px; padding: 2px;">基本方針1</p> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;">多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基本施策1 気軽に文化芸術に親しむ機会の充実</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基本施策2 子どもの文化芸術活動の充実</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">基本施策3 文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫</div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0; border-radius: 5px; padding: 2px;">基本方針2</p> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;">市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基本施策1 文化芸術活動を担う人材の確保・育成</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基本施策2 文化芸術活動への支援</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">基本施策3 文化芸術活動の環境づくり</div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0; border-radius: 5px; padding: 2px;">基本方針3</p> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;">文化芸術の継承と活用【つたえる・ひろげる】</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基本施策1 文化財等の保存と活用</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">基本施策2 地域における特色ある文化芸術の継承と活用</div> </div> <div> <p style="text-align: center; background-color: #f0f0f0; border-radius: 5px; padding: 2px;">基本方針4</p> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;">文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">基本施策1 文化芸術を生かした多様な交流の促進</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px;">基本施策2 文化芸術を生かしたまちづくりの推進</div> </div> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	(設定なし)				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市文化芸術基本条例に基づき、市文化芸術基本計画に関する審議をするため、市文化芸術推進審議会を立上げ、新たな文化年事業のため、当審議会でこれまでの文化年事業の検証をし、これからの事業に向け提言をとりまとめた。 ・市美術展を開催し、113点の出展があった。また、伊賀市、甲賀市と各市主催の美術展を相互広報するとともに、市展期間中に特別体験講座を開催し、合計608人が来場した。 ・市芸術文化協会及び亀山トリエンナーレ実行委員会へ補助金を交付し、亀山トリエンナーレの開催にあたっては、事業協力のうえ作品展示会場として文化財建造物を提供した。 ・文化会館会議棟のトイレ洋式化改修を実施し、施設のバリアフリー化を進めた。
成果	<p>コロナ禍で、余儀なく文化芸術活動が中止や制限がされる中ではあったものの、市及び亀山市文化会館等により市民の自主的な活動を支援するとともに、市民が気楽に文化芸術に親しむ機会を創出することができた。</p> <p>とりわけ、市美術展や市俳句会を実施し日頃の活動成果を発表できる機会を設けることで、市民の活動意欲の向上や活発な創作活動に寄与した。</p> <p>また、まちの賑わいや魅力の創出につなげるための新たな文化年の開催については、課題を洗い出した検証等を行い、準備をすることができた。</p> <p>さらに、市内の文化芸術活動団体の継続した活動により、文化芸術の継承につながった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>「文化芸術施策の推進」については、新たな文化年の開催に向け、過去事業の検証を行い、「文化芸術の拠点づくり」については、文化会館のトイレ改修により、市民の利便性の向上を図るとともに、文化芸術活動団体の作品展示に文化財建造物を提供し、公共施設の活用を図った。</p> <p>また、「文化芸術活動の活性化」については、文化芸術活動団体への補助により、自主活動を支援できた。</p>

反省点・課題	<p>ニューノーマルへの対応を見据え、文化会館の指定管理者や文化芸術活動団体と連携を図りつつ、文化に触れる機会を充実し、文化芸術活動を担う人材の育成や交流の促進が必要である。また、文化芸術に関する情報を収集し、積極的に発信する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>文化芸術推進基本計画に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。</p>
--------	--

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取り組みと合致するよう留意願います。)	
①気軽に文化芸術に親しむ機会の充実	市民が各ライフステージに応じて、文化芸術に親しむことができるよう、親子コンサートやワンコインコンサート、トップクラスのアーティストの講演など様々な文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞の機会を充実します。	1	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館において、指定管理者による多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施します。	ワンコインコンサート、亀山ミュージカル、さいまつコンサート、亀山音楽祭 他	文化会館においてワンコインコンサート等28の事業を実施し、11,379人が来場した。	引き続き指定管理者による多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施する。	文化会館において、指定管理者による多様な文化芸術に関する鑑賞型事業を実施します。	
		2	文化創造G	美術展運営委員会	身近に文化芸術を感じていただくために、市美術展の展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の機会を設けます。	市美術展、市美術展特別講座	市美術展及び市美術展特別講座を実施し、745人が来場した。	市美術展の来場者が減少している。	身近に文化芸術を感じていただくために、入場者が増えるよう工夫しつつ市美術展の展覧会及び市美術展特別講座を開催し、市民に鑑賞の機会を設けます。	
		3	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリニューアルを検討し、鑑賞の機会を充実します。	各事業のリニューアル	文化会館では、令和4年度は新たにワンコインダンス公演を開催し、406人が入場した。 また、これまで学校でのみ実施していたアウトリーチ公演を、令和4年度は新たに文化交流センターを会場として和太鼓ふれあいコンサートを2回実施し、159人が鑑賞した。	各事業にあたっては、リニューアルを含めて当該事業がより改善されるよう検討し実施する。	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業については、リニューアルを含めてより改善されるよう検討し、鑑賞の機会を充実します。	
		4	文化創造G	武田園楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	亀山新能	新能については、後期基本計画実施計画に令和7年度の主要事業として位置付けた。	具体的な内容について今後検討していく必要がある。	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	
		5	歴史博物館		常設展示や企画展示等を通じて、亀山市の歴史を伝える機会を提供します。	歴史博物館での常設展示、企画展示、亀博自由研究広場、博物館講座の開催	常設展示は中世近世の資料を入替えた。企画展示では、企画展2本、亀博自由研究のひろば、歴史ひろば、昔の道具を各1本開催した。	企画展示では、多様な亀山市の歴史を博物資料で伝えるために、令和4年度とはちがう新たなテーマで展示することが必要である。	博学連携で貸し出す「歴博貸出ユニット」も資料として出品する企画展示を開催し、亀山市の歴史を伝える機会を提供します。	
	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展特別講座や中央公民館の文化講座など参加型の講座を始めとした文化芸術に参加・体験ができる機会を充実します。	6	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館において、多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施します。	ゴールデンウィークふれあいプラン、亀山ミュージカル、さいまつコンサート、市民参加型ミュージカル、亀山音楽祭 他	文化会館において文化会館フェスタ等10の参加型事業を実施し、参加者1,707人、入場者4,430人であった。	引き続き指定管理者による多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施する。	文化会館において、指定管理者による多様な文化芸術に関する体験型・参加型事業を実施します。	
		7	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業のリニューアルを検討し、参加・体験ができる機会を充実します。	各事業のリニューアル	文化会館では、令和4年度は新たにダンスストレスアウトリーチを4回実施し、野登小学校、星生小学校、神辺小学校の生徒134人が参加した。	各事業にあたっては、リニューアルを含めて当該事業がより改善されるよう検討し実施する。	これまでに実施してきた文化芸術に関する事業については、リニューアルを含めてより改善されるよう検討し、参加・体験ができる機会を充実します。	
		8	文化創造G	亀山俳句会、亀山川柳会	市民俳句会や市民川柳大会を通じて、文化芸術を体験、参加できる機会を設けます。	市民俳句会、市民川柳大会	亀山俳句会と協力し市民俳句会を開催し、813名(大人99名、学生714名)の応募があるなど、多数の市民が参加する機会を設けた。	市民俳句会の参加者が減少している。また、新型コロナウイルスの影響等により川柳大会は開催することができなかった。	市民俳句会の開催を通じて、文化芸術を体験、参加できる機会を設けます。また、大会が開催できない場合でも、市民が文化芸術を体験、参加できる代替の機会について検討します。	
		9	文化創造G	美術展運営委員会	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展への出展の機会の提供や、特別講座を開催します。	美術展への出展の機会の提供、美術展特別講座	市美術展特別講座で「小さな葉っぱのお血づくり」と題して体験講座を開催し、木工に参加・体験できる機会を設けた。	引き続き市美術展特別講座等で文化芸術活動へのきっかけづくりを行う。	文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展への出展の機会の提供や、特別講座を開催します。	
		10	社会教育G	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座やかめやまキャンパス等において、文化芸術に関する分野を盛り込み、文化芸術を学ぶ、又は親しむ機会を提供します。	公民館講座、かめやまキャンパス	中央公民館において13の文化講座、各地区のコミュニティセンターを拠点とする22の出前文化講座を実施し、文化芸術に関する分野も多く盛り込まれた。	引き続き、文化芸術を学ぶ又は楽しむ機会を提供していく必要がある。	中央公民館講座等での文化芸術に関する分野の盛り込みを検討し、文化芸術を学ぶ、又は親しむ機会を提供します。	
	文化芸術へより興味を持ってもらうため、これまでの小中学校のアウトリーチ活動に加え、各地区コミュニティセンターや福祉施設などに出向くことにより、さらに身近に文化芸術に触れ合える機会を充実します。	11	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへアウトリーチ活動の充実に取り組みます。	小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへのアウトリーチ活動	文化会館の自主文化事業において、小中学校・幼稚園・公共施設(文化交流センター)において、ダンス体験・楽器体験・合唱指導のアウトリーチ活動を実施し、1,144人が参加した。	小学校に関しては全11校全てにいずれかのアウトリーチ活動ができたものの、中学校に関しては3校中1校の実施に留まり、また、それ以外については、1施設への実施に留まるなどしている。	誰もが気軽に文化芸術に親しむため、小中学校、福祉施設、文化財、各地区コミュニティセンターなどへアウトリーチ活動の充実に取り組みます。	
	障がいの有無等に関わらず、文化芸術に触れることができるよう、障がい者が積極的に参加できる環境づくりを行います。	12	障がい者支援G		地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術に触れる機会を提供します。	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)あいあいまつり等(三重県障がい者芸術文化祭)	障害者週間に合わせ、芸術活動を通してさまざまなことに挑戦されている人やそれを支える人の活動を紹介するとともに、三重県障がい者芸術文化祭の広報を図った。	市の文化所管課や関係機関と連携、協力を図っていく必要がある。	地域活動支援センター事業の実施による創作機会等を創出し、障がい者が文化芸術に触れる機会を提供します。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署 関連部署・ 関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取組みと合致するよう留意願います。)
②子どもの文化芸術活動の充実	学校などにおいて、文化公演や音楽会等の様々な文化芸術を鑑賞、体験する機会を充実し、子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組を推進します。	13	教育支援G 各学校	児童生徒が学校で文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供します。	小学校文化公演、小中音楽会、亀山市図工・美術展、小中書写展	亀山市文化会館と連携し、児童生徒が文化芸術に触れる機会を設定した。小中音楽会、図工・美術展・書写展を計画・実施し、発表や作品披露の場を提供した。	特になし	今までは、コロナ感染症に配慮した中での実施であったが、今回は児童生徒が積極的に文化芸術鑑賞の機会や発表の場を設け、実施します。
		14	社会教育G 各学校	小学校の放課後子ども教室において、将棋や手芸・工作、生け花など文化芸術に関する体験を提供します。	放課後子ども教室での文化芸術活動の体験	全ての放課後子ども教室において、文化芸術に関する体験ができる教室が地域のボランティア等が担い手となって実施され、担い手を支援し、活動を再生していく必要がある。	放課後子ども教室自体の実施回数が増え、放課後子ども教室の各教室のコーディネーターとの連携を密にし、活動の再生を進めることにより文化芸術に関する体験の機会増加を図っていきます。	
		15	教育支援G 各学校	教育の発展と文化芸術の推進に資するため、教職員の音楽や図画工作、美術などの学習指導の充実を図ります。	各種研修会への参加、教職員のOJTの実施	文化芸術に関する教職員の研修は、各校の研修で行うことができました。	文化芸術の推進を資するための亀山市教職員研修講座を企画できなかった。	亀山市教職員研修講座において、文化芸術推進のための研修講座を行い、学習指導の充実を図ります。
		16	教育支援G 各学校	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設、市内の施設（茶屋街や環境センター）の見学	生活科や社会科見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、郷土や歴史文化について学習することができた。	特になし	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。
		17	教育支援G 社会教育G	人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施します。	人材バンクの活用、ゲストティーチャー、学習ボランティアの活用	生活科や総合的な学習の時間において、ゲストティーチャーとして、各学校に招き体験活動を行った。	人材バンクや地域の方の協力のもと、体験活動の機会を増やす必要がある。	コロナ感染症に配慮しながら、人材バンクや地域の方の協力のもと、学校行事や教科学習等でゲストティーチャーや学習ボランティアを活用して体験活動等を実施します。
		18	歴史博物館 各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、かめやま出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に亀山市域や校区内の歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前授業等	来館授業20回、出前授業16回、移動展示1回、教員研修10回、かめやま出前トーク2回、実物資料の他、代替品による博物館資料をも利用して地域の歴史を知る機会を提供した。	「実物を見て学習する」機会の重要性を継続すること。	学校との連携においては、博物館と学校との「1日1校」である地域学習支援推進員を適切に、「亀山市史」「亀山子ども歴史」の他、web展示図録の掲載ページや掲載内容についてもレクチャー、所するなど、歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。
		19	文化創造G 各学校	小中学校を対象とした俳句、川柳を発表する機会を提供します。	市民俳句会（小中学校の部）、市民川柳大会（小中学校の部）	市民俳句会を開催し小中学校の部を設けることで、子どもたちが豊かな想像力や感性を育む機会を提供した。	各小中学校に対し俳句募集の依頼を行っているものの、応募は小学校3校、中学校3校の計6校に留まっている。	小中学校を対象とした俳句、川柳を発表する機会を提供します。
		20	保健給食G 子ども総務G	市内の給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を感じることができる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューを提供した。	食材の高騰により、行事食等をこれまでと同様に、年間通じて提供することが難しくなっている。	学校給食において、季節に合わせた行事食や市内の食文化を取り入れたメニューの提供を、食材等を工夫しながら継続してまいります。
		21	子ども総務G 保育所、認定こども園等	保育所等において、四季や行事を感じたり、亀山市の食文化に触れられる給食を提供します。	こどもの日、七夕、お月見、節分などの行事食や亀山みそ焼きうどんなどの市内の食文化の提供	行事食（こいのぼりランチ、七夕そうめん汁、お月見団子、クリスマスランチなど）や亀山みそ焼きうどんの提供を行った。	季節に合わせた献立や行事食、市内の食文化を感じることができる給食の提供に努める必要がある。	日々の給食を通じて、七夕やお月見などの行事食や市内の食文化を取り入れたメニューの提供を継続してまいります。
		22	教育支援G 各学校	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表します。	亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールでの発表	亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールへ各校が参加することができた。	特になし。	学校での音楽の授業の成果を、亀山市小中学校音楽会、NHKコンクールなどの機会を通じて発表します。
23	社会教育G 青少年育成市民会議	アクティブシニアの豊かな知識や経験を生かし、地域の文化祭等の文化行事や文化芸術に関する事業において、次世代を担う子どもたちを育成する取組を推進します。	亀山市青少年育成市民会議の実践活動の中で、地域行事や地域の文化祭においてアクティブシニアが中心となり、次世代を担う子どもたちとの育成に取り組みます。	亀山市青少年育成市民会議実践活動	亀山市青少年育成市民会議より実践活動助成事業を通じて、各市区会議（まちづくり協議会）におけるアクティブシニアの知識や経験を取り入れた青少年対象の行事等の開催を促進した。	コロナ禍を受けての自粛により、活動が停滞している地区があるため、再始動を促していく必要がある。		
24	文化創造G	教育支援G、(公財)亀山市地域社会振興会	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れるアウトリーチ活動 等	文化会館の自主事業において、小中学校・幼稚園・公共施設（開文化交流センター）において、ダンス体験・楽器体験・合唱指導のアウトリーチ活動を実施し、1,144人が参加した。	短期的に効果が見込める取組みでないため、継続して実施する必要がある。	学校と指定管理者の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	
市民活動団体と協働した絵本の読み聞かせなど、乳幼児の頃から文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術への興味や関心に繋がります。	25	子ども総務G 保育所、認定こども園、幼稚園等	園児の工作の時間やお遊戯会を通じて、文化芸術の体験や発表の機会を提供します。	園児による文化的な鑑賞、体験、発表の機会	工作やお遊戯会を通じて、文化的な体験や発表の機会を提供することにより、乳幼児の頃から芸術に関心を持つきっかけができた。	個々の園児の発達や年齢に合わせた体験や発表に取り組んでいく必要がある。	工作やお遊戯会などの日常的な保育を通じて、文化的な体験や、芸術鑑賞等、園児が文化芸術に触れる機会の提供を推進します。	
	26	教育支援G 子育てサポートG	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやまファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施します。	かめやまファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジ	かめやまファミリー読書リレーは、各4幼稚園・各小学校低学年において実施した。かめやま読書チャレンジは、保育園・幼稚園の年長児・各小学校において実施した。	特になし。	市内の各校や幼稚園において、子どものころから文化芸術に関心を持つよう「かめやまファミリー読書リレー」、「かめやま読書チャレンジ」を実施します。	
	27	子育てサポートG 健康づくりG	「赤ちゃん訪問」などの機会を活用し、「ブックスタート・バック」（絵本）を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会を提供します。	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通じて親子の絆が深められるよう「ブックスタート事業」を実施した。	保護者ニーズ等を勘案し「ブックスタート事業」の本を適正する必要がある。	「赤ちゃん訪問」などの機会を活用し、「ブックスタート・バック」（絵本）を手渡し、親子のふれあいと子どもの読書習慣のきっかけとなる機会を提供します。	
	28	図書館	子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する図書や児童向けの郷土資料が提供できる体制を整備します。	各関係団体の整備	亀山市出身やゆかりの人物の顕彰の場を設け、社会見学等にて情報に触れてもらうことで、子ども達の郷土に対する興味関心や愛着を高める取組につながった。	文化情報プラザ（情報発信コーナー）の情報更新を適宜行っていくことが必要である。児童向けの郷土資料の収集を行う。	子どもたちが文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する図書や児童向けの郷土資料の収集を行います。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取り組みと合致するよう留意願います。)
		29	図書館	市民活動団体	絵本や紙芝居等の読み聞かせ等を行う市民活動団体を支援し、文化芸術に触れる機会を提供することで、子どもの読書習慣の定着を図ります。	読み聞かせ	オープニングイベント期間をはじめ、図書館ボランティア団体等の協力を得て、市民交流イベントなどを開催し、家族で楽しめる読み聞かせ会などのイベントを実施した。	図書館ボランティア団体等の協力を得て、市民交流イベントなどを開催し、本を通して家族で触れ合えるイベントを継続して開催する。	市民交流イベントなどのイベントのほか、文化芸術に関するテーマ展示等の実施など興味関心を高める取組を行い、子どもの読書習慣の定着を図ります。
	文化会館が実施しているゴールデンウィークふれあいプランと連携し、「子ども文化の日」を設けるなど、子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	30	文化創造6	(公財) 亀山市地域社会振興会	ゴールデンウィークふれあいプランとの連携による子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。	子どもを対象とした文化芸術に関する事業の検討	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ゴールデンウィークふれあいプランとの連携による子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充について検討できていない。	ゴールデンウィークふれあいプランとの連携による子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充について検討する。	ゴールデンウィークふれあいプランとの連携による子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取組みと合致するよう留意願います。)
③文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫	広報紙や市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の様々な方法を活用し、文化芸術に関する情報の発信に取組み、市民の文化芸術活動を促進するとともに、市の魅力向上を図ります。	31	文化創造G	広報G、各担当部署	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、Facebook、デジタルサイネージを活用し、市民全般に伝わるよう発信します。	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等による文化芸術情報の発信	広報紙・ホームページへの掲載に加え、駅前のデジタルサイネージへの文化芸術の発信や市美術館については申請書を各方面に郵送するなど、多様な手段で情報を発信した。	対象により有効な発信方法が異なるため、引き続き多様な媒体により情報を発信する。	市が主催の文化芸術に関するイベント等を市広報やホームページ、ケーブルテレビ、Facebook、デジタルサイネージを活用し、市民全般に伝わるよう発信します。
		32	社会教育G		文化芸術を含む生涯学習に関する講座の情報をホームページや案内等で市民へ周知します。	亀山学びのガイドブックの周知	亀山学びのガイドブック 2022年度版を発行し、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の一元化及びその発信に取り組みした。	引き続き、文化芸術を含む生涯学習に関する情報の集約及び周知に努めていく必要がある。	ガイドブック発行に向け、関連部署との連携を密にし、文化芸術の“学び”に関する情報収集を継続し、ホームページや案内等で市民へ周知します。
		33	図書館	各担当部署	文化情報プラザにおいて、各担当部署へ亀山市の文化芸術を発信するよう促すとともに、文化情報プラザの管理を行います。	文化情報プラザでの発信	1月26日に開催した図書館内の文化情報プラザにおいて、市民に関する文化情報の集約し、閲覧ができるようにした他、各担当部署へ利用を促した。	文化情報プラザ（情報発信コーナー）の情報更新を適宜行っていく必要がある。	文化情報プラザにおいて、各担当部署へ亀山市の文化芸術を発信するよう促すとともに、文化情報プラザ内のコンテンツの情報更新や「ひみつ本」コーナーのテーマの更新を行います。
		34	歴史博物館		HPによって、常設展示や企画展示開催、講座等の開催、学校教育との連携等の情報をホームページに掲載し、子どもから大人まで、地域の歴史に関する実物資料や歴史と出会える機会を発信します。	展示開催、講座開催等のホームページでの掲載	古文書講座や企画展講座等の募集、企画展示開催の宣伝、講座の実施報告等をホームページに掲載し、展示来館や出前トークの切っ掛けになった。	引き続き展示開催、講座開催等のホームページでの掲載による発信	HPによって、常設展示や企画展示開催、講座等の開催、学校教育との連携等の情報をホームページに掲載し、子どもから大人まで、地域の歴史に関する実物資料や歴史と出会える機会を発信します。
		35	人権・ダイバーシティG		市が毎月発行する広報紙について、多言語版広報紙（かめやまニュース）を作成して、広く外国人住民に文化芸術に関する情報等を提供します。	外国語版広報紙（かめやまニュース）	市が毎月発行する広報紙について、多言語版広報紙（かめやまニュース）を作成して、広く外国人住民に文化芸術に関する情報等を提供することができた。	多様な国の人が共通して情報を得ることができる情報手段を検討する必要がある。	多言語版広報紙（かめやまニュース）を作成するほか、様々な媒体を活用して、広く外国人住民に文化芸術に関する情報等を提供します。
		36	障がい者支援G		障がい者の文化芸術に関する取組の情報について、情報収集と情報発信に努めます。	HP等による情報発信	障害者週間に合わせ、芸術活動を通してさまざまなことに挑戦されている人やそれを支える人の活動を紹介するとともに、三重県障がい者芸術文化祭の広報を図った。	市の文化所管課や県等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。	障がい者の文化芸術に関する取組に係る情報のホームページへの掲載を行うなど、情報発信と情報収集に努めます。
		37	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だより等で市内に発信します。	文化会館だより	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だよりや文化会館ホームページで市内に発信した。	引き続き文化会館だより等で発信する。	文化会館で実施される文化芸術活動団体が行うイベントについて、文化会館だより等で市内に発信します。
国や県などの文化芸術に関する情報を収集し、市民の文化芸術活動の促進に繋がる情報を市民や関係団体などへ提供します。	38	文化創造G		国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを収集し、ホームページや関係機関等に周知します。	文化芸術の情報の収集と発信	国立音楽堂の研修生募集や補助金による助成などの情報をホームページに掲載し、周知した。	引き続き情報の収集と周知を行う。	国や県等から発信される助成金案内や募集案内などを収集し、ホームページや関係機関等に周知します。	
文化芸術に関する情報を誰もが収集しやすいよう、アクセシビリティに配慮した発信に取り組めます。	39	広報G	各担当部署	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体において、誰もが情報を収集できるようにアクセシビリティに配慮するほか、分かりやすく情報を発信します。	分かりやすい情報発信	広報紙では、誰もが読みやすい100フォントを本文に使用した。ホームページではページ更新の都度、必要なアクセシビリティ対応を行った。また、ケーブルテレビでは、テロップやナレーション編集を行い、視覚と聴覚の両面から情報が得られるよう対応した。	今後も、各種広報媒体において、分かりやすい情報発信を意識して取り組む必要がある。	誰もが情報を収集しやすく、全庁でアクセシビリティに配慮した情報発信に取り組めるよう、職員研修を行います。	
身近に文化芸術に触れてもらえるよう、文化芸術に関する情報の一元化の検討を行うとともに、オンライン配信などを活用した発信の取組を検討します。	40	文化創造G	広報G	分かりやすい情報発信のため、「住めばゆゆう」などのHPと連携するなど、文化芸術に関する情報の一元化についての検討をします。	文化芸術に関する情報の一元化についての検討	文化芸術に関する情報の一元化について検討できていない。	既存のシステムの活用を含め、引き続き一元化について検討する。	分かりやすい情報発信のため、「住めばゆゆう」などのHPと連携するなど、文化芸術に関する情報の一元化についての検討をします。	
	41	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、オンライン配信など新たな発信方法を検討します。	新たな発信方法の検討	事業実施に際して、オンライン配信等新たな発信について検討できていない。	対面による開催が危がまれていたコロナ禍においては有効であったオンライン配信であるが、対面開催ができるようになってきた今後はオンライン配信等の優先順位は低い。オンライン配信等による発信については、必ず実施するものでなく費用対効果を含めその有効性について徹底検討する。	文化会館や市が行う文化芸術に関する事業について、様々な媒体を活用した発信に努めます。	

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針2 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取り組みと合致するよう留意願います。)
①文化芸術活動を担う人材の確保・育成	文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継ぐため、講座やワークショップなどを通じて、様々な文化芸術の造詣が深まるよう、人材育成に努めます。	42	社会教育G	中央公民館	様々な文化芸術分野のスキルが高まるよう、中央公民館が実施する文化講座等を開催します。また、既存団体の紹介やサークル設立など、活動の継続に向けた働きかけを行います。	中央公民館講座の開催	中央公民館において13の文化講座、各地区のコミュニティセンターを拠点とする22の出前文化講座を実施し、文化芸術に関する分野も多く盛り込まれた。また、学びのガイドブックにて、既存団体(サークル)の活動紹介も掲載した。	引き続き、様々な文化芸術分野のスキルが高まるような講座を開催していく必要がある。	中央公民館講座等での文化芸術に関する分野の盛り込みや講座内での活動の継続に向けた働きかけ方法について検討しつつ、働きかけを行います。
		43	文化創造G		市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組みます。	市美術展及び市美術展特別講座	市美術展を公募型で開催し市民の美術スキルの向上に取り組んだことに加え、市美術展特別講座において木工体験を実施し、彫刻分野の裾野を広げる取り組みを行った。	引き続き市美術展を開催するとともに、市美術展特別講座では木工に限らず各種体験講座を実施することで様々な文化芸術の造詣が深まるよう努める。	市美術展及び市美術展特別講座を開催し、市民の美術スキルの向上に取り組みます。
		44	社会教育G		かめやまキャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるなどし、人材育成につなげます。	各事業のリニューアル	まちのくらし人養成講座にて、受講者とともに「おかしな遊びと体験の体験」イベントを企画・実施した。	かめやまキャンパスのテーマに文化芸術分野を取り入れるために、地域の人材発掘を進めていく必要がある。	文化芸術分野含め様々な活動を展開されている方々向けに自身の活動を発信するためのSNSの活用方法や次世代に伝えるための指導方法について学べる講座を展開し、並行して人材発掘を進めていきます。
		45	まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会	文化財等の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお囃子伝承のための講座や教室の実施	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした山車曳きやお囃子太鼓等の練習体験会開催の運営を支援した。また、山車持ち自治会のお囃子の練習や披露会の会場として関の山車会館伝承活動棟を提供するなどの支援をした。	地元の子供たちのお囃子の練習や成果披露の会場として関の山車会館の利用を進める必要がある。	関の山車会館を活用し、地元の子供を対象としたお囃子練習会等の定期的な実施に向けた支援を行い、文化財等の担い手を育成します。
	46	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し参加者の意欲や技術の向上に取り組みます。	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し参加者の意欲や技術の向上に取り組みます。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	文化会館の自主文化事業において、市文化大使と一緒に参加できるさいまつコンサート・亀山ミュージカルを実施し、参加した427人の意欲や技術の向上につながった。	引き続き市文化大使等と一緒に参加することができ参加型事業を実施する。	文化会館の自主文化事業において、トップクラスのアーティストなどと一緒に参加できる事業を実施し参加者の意欲や技術の向上に取り組みます。
	47	社会教育G	中央公民館	文化芸術にかかると講師の発掘と文化芸術活動への活用を図るため、人材バンクの普及に取り組みます。	文化芸術にかかると講師の発掘と文化芸術活動への活用を図るため、人材バンクの普及に取り組みます。	人材バンクの普及	令和4年度は、23の文化芸術関係の団体/個人の登録があり、幼保の利用が2度あった。	新型コロナウイルスが「5類」となる本年度、今一度、人材バンクの活用促進を図るため、事業の周知に努める必要がある。	市や学びのガイドブック等を活用し、人材バンク制度の周知を行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合(各団体の役員会、幼稚園長会 etc)にて、積極的な周知を図ります。
	48	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行います。	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行います。	さいまつコンサート、亀山ミュージカル、亀山音楽祭	さいまつコンサートと亀山ミュージカルにおいて市文化大使を活用し、後継者の育成や定着に取り組んだ。	引き続き市文化大使等を活用し、後継者の育成や定着に取り組む。	市主催事業や指定管理者が行うさいまつコンサートや亀山ミュージカルなどにおいて、文化大使や地域のアーティストを活用した事業を行います。
	49	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を検討します。	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を検討します。	養成講座の開催など、マネージャーやコーディネーターを育成するための事業の検討	文化芸術のマネージャー等を育成するための事業について検討できていない。	文化芸術のマネージャー等を育成するための事業について検討する必要がある。	文化芸術のマネージャーやコーディネーターを育成するための事業を他市の事例を研究しつつ、検討します。
	50	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術を支えるボランティア等の人材の育成に取り組みます。	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成します。	亀山市文化会館事業に対する受付ボランティア等	市文化会館ではボランティアの登録制度を設けており受付・会場案内・駐車場整理等のボランティア活動前に教育を行うなど、文化ボランティアの育成に努めた。	引き続きボランティアの育成に努める。	文化芸術事業の企画運営と市民の文化芸術活動をサポートする文化ボランティアを育成します。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画確定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取り組みと合致するよう留意願います。)
◎文化芸術活動への支援	文化芸術活動団体などを対象とする国や法人などが創設した各種助成制度等の情報収集と提供に努めます。	51	文化創造G		文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供します。	各種助成制度等の情報提供	独立行政法人日本芸術文化振興会による助成制度等について市ホームページに掲載し、情報を積極的に提供した。	引き続き情報の収集と市民への提供を行う。	文化芸術活動団体等を対象とする各種助成制度等の情報を収集し、市民に必要な情報を積極的に提供します。
	文化芸術活動団体などに対して、自立した文化芸術活動の実施や新たな文化芸術の創造に必要な財政支援を推進します。	52	文化創造G		市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施します。	亀山トリエンナーレ、亀山市芸術文化協会等	亀山トリエンナーレ実行委員会及び亀山市芸術文化協会に対する財政支援により、自立した文化芸術活動の実施を支援した。	引き続き特色ある文化芸術活動団体等に対して財政支援を実施する。	市内外への発信力がある事業や特色ある文化芸術活動を実施している団体等に対して財政支援を実施します。
		53	市民協働G		新たな市民活動の自立や既存の市民活動の活性化に向け、財政支援を行います。	市民参画協働事業推進補助金 市民活動応援制度	市民参画協働事業推進補助金は0件であったが、亀山市市民活動応援交付金については76件(2,394,200円)交付した。	要綱改正した応援券の活用方法の見直しにより、使用率が若干上昇したものの、十分な運用には至っていない。	応援券の活用方法の見直しによる運用を推進し、更なる使用率の向上を図る。また、市内の市民活動団体の活動状況の把握を行い、応援制度への意識を促すとともに、各地域まちづくり協議会で団体が活躍できるよう、コーディネートを行います。
	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談できる体制の整備を図ります。	54	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組みます。	文化会館による相談、市による相談	亀山トリエンナーレ実行委員会や亀山市芸術文化協会等からの各種相談に取組むなど、相談できる体制の整備を図った。	引き続き相談できる体制の整備を図る。	文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談に取り組みます。
	文化芸術の更なる推進のため、市民と市民、市民と行政等、各主体がそれぞれの持つ特性を生かしながら、役割分担、連携、補充、協力などを図る取組を推進します。	55	文化創造G	社会教育G	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援します。	後援名義使用許可	亀山地区伝統文化いばなこども教室等12事業に対し後援名義の使用を承認し、各団体の活動を支援した。	引き続き後援を行い各団体の活動を支援する。	文化芸術活動を行う団体等が実施するイベント等について、後援を行い支援します。
		56	市民協働G	各担当部署	協働の指針に基づく協働事業提案制度により文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進します。	協働事業提案制度	協働事業提案制度を活用した市民提案による協働事業を3件実施した。	行政提案が行いやすくなるよう、全庁的に協働の意識共有を図る必要がある。	職員向けの研修会を通して、協働の意識共有に努めつつ、文化芸術活動団体等の多様な主体と行政との協働によるまちづくりを推進します。
	市が単独で実施するよりも効果的な事業を展開するため、実行委員会形式や委託等の手法により、市民や文化芸術活動団体の経験やノウハウを文化芸術活動に生かします。	57	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討します。	市民や団体の経験やノウハウを生かす手法の検討	市美術館については、各分野に意見を有する市民等からなる市美術館運営委員会により経験やノウハウを生かした運営を行った。	引き続き実行委員会形式や運営委員会による経験やノウハウを生かした運営を行う必要がある。	市で実施する文化芸術に関する事業において、既に実行委員会形式や委託等により実施している事業については継続して行い、市が単独で実施する事業は、市民や団体の経験やノウハウを生かす手法を検討します。
	文化芸術活動を行う企業や高等学校・大学との連携を検討します。	58	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討します。	企業や高等学校・大学との連携の可能性の検討	美術分野で活動がさかんな鈴鹿市の飯野高等学校へ市美術館の展示を呼びかけ、出展につながったものの、広く調査はできていない。	文化芸術活動を行っている企業等の調査を幅広く行い、連携の可能性を検討する必要がある。	文化芸術活動を行っている企業や高等学校・大学を調査し、連携の可能性を検討します。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取組み内容 (基本施策・取組みと合致するよう留意願います。)
③文化芸術活動の環境づくり	文化施設等について、感染症対策を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れつつ、計画的な改修を実施するなど、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組みます。	59	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施します。	文化会館の改修事業、交通バリアフリー構想に基づくバリアフリー化	文化会館2階会議棟のトイレを足腰に負担がかかる和式から洋式に改修し、利便性が向上した。	市文化会館及び中央コミュニティセンターにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの観点での課題を把握するとともに、施設改修の際にはユニバーサルデザインを取り入れる。	バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの計画的な改修など利用者にとって利用しやすい施設整備を実施します。
	文化会館は、県や近隣市町の文化施設との事業連携を図るとともに、文化芸術に寄与する民間活力を活用して管理、運営を行います。	60	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施します。	指定管理者制度の実施	指定管理者により民間活力を生かした市文化会館及び中央コミュニティセンターの管理・運営を行った。	引き続き指定管理者制度による市文化会館及び中央コミュニティセンターの管理・運営を行う。	文化芸術活動の拠点である文化会館及び中央コミュニティセンターの民間活力を生かした管理、運営を実施します。
		61	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行います。	文化会館間での事業連携、他市町の施設のチラシの配架など	愛知県文化会館、三重県総合文化会館、四日市市と連携して、「巡回うらりんこペイパーアター『まるまる』」を実施した。また、市文化会館に他市町の事業チラシを配架するとともに、他市町の施設に市文化会館の事業チラシの配架を依頼するなど、文化情報の交換を行った。	引き続き他団体等との事業連携を検討するとともに、チラシの配架による文化情報の交換を行う。	県や近隣市町の文化施設と連携して、自主文化事業の内容の充実や文化情報の交換を行います。
	市民が身近な場所でもやがいがいをもって文化芸術活動が実施できるよう、文化情報プラザ(図書館)の利用を進めるほか、公共施設の空きスペース、商業施設や空き店舗、空き倉庫などの活用による活動や発表の場の提供を検討します。	62	図書館	各担当部署	文化情報プラザ(図書館)を活用し、文化芸術活動の場を提供します。	文化情報プラザの活用	オープニングイベントとして、中学生による吹奏楽や児童園児による合唱を実施。活動の場だけでなく、図書館における賑わいの創出にもつながった。	会場使用にかかる設備の移動等、準備や片付け作業の習熟度をあげる。	文化芸術活動の場として他機関との連携の下、イベントを企画開催します。
		63	文化創造G	各担当部署	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行います。	文化芸術活動の場の提供の検討 公共施設の空きスペースについての庁内検討	市民協働センターでは、亀山ドリエンナーレをはじめ91団体10,336人の市内活動団体に対し文化芸術活動の場として提供した。	公共施設の空きスペースを文化芸術活動の場として提供できるよう検討する。	公共施設の空きスペースや商業施設、空き店舗、空き倉庫等を文化芸術活動の場として提供できるよう、検討を行います。
	文化芸術活動の活性化のため、市広報やSNSの活用等あらゆるチャンネルの利用を検討して文化施設等の周知を図り、利用を促進します。	64	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会・各担当部署	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPやSNS(ツイッター、フェイスブック)を通じて、施設の周知に努めます。	文化会館のHPやSNSでの発信の充実	市文化会館ホームページやSNS(Facebook)にてイベント情報を発信することで、施設の周知に努めた。	引き続き市文化会館ホームページやSNS(Facebook)にてイベント情報を発信することで、施設の周知に努め、施設の利便を促進する。	文化会館を始めとした文化施設等においては、HPやSNS(ツイッター、フェイスブック)を通じて、施設の周知に努めます。
		65	まちなみ文化財G		関の山車会館や関まちなみ資料館などの施設について、HPや施設案内の充実を図ります。また、民間の情報媒体等も活用した発信にも取り組みます。	HPや施設案内の充実 民間の情報媒体の活用(観光三重など)	関の山車会館や関まちなみ資料館等の施設に関する案内や紹介について、市や観光協会等のHPを活用した。	情報提供を積極的に行うため、HPの内容の充実を図る必要がある。	HP等での施設案内等について、民間の情報媒体等を活用して内容の充実を図ります。
		66	文化創造G	芸術文化協会	文化芸術活動を発表する機会として、市美術展・市民俳句会・市民川柳大会を開催します。	市美術展・市民俳句会・市民川柳大会	市美術展及び市民俳句会を開催し、145人が参加する等、発表の機会を創出した。	市民川柳大会については、コロナの影響により開催することができなかった。また、市美術展及び市民俳句会については、コロナの影響等で出品者数等が減少した。	市美術展の開催等文化芸術活動を発表する機会を創出します。
		67	図書館	各担当部署	文化情報プラザ(図書館)において、作品の展示など文化芸術活動の発表の機会を提供します。	図書館整備事業にて検討	亀山市出身やゆかりの人物の顕彰の場として、多くの来館者に文化芸術を紹介することができた。	会場使用にかかる準備や設備の移動等に時間を要するため、図書館職員との習熟度をあげる。	文化芸術活動の場として他機関との連携の下、イベントを企画開催します。
	市美術展、市民俳句会や市民川柳大会等の発表機会のほか、多様な文化芸術の活動や成果発表の機会を創出し、市民の文化芸術活動を促進します。	68	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会・芸術文化協会	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供します。	文化会館フェスタ、芸文祭	文化会館により文化会館フェスタが、市芸術文化協会により芸文祭がそれぞれコロナ対策をいっしょ開催され、市民が文化芸術活動の成果を発表する機会を提供した。	引き続き文化会館フェスタや芸文祭により、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供する。	文化会館や芸術文化協会が実施する文化会館フェスタや芸文祭において、文化芸術活動の成果を発表する機会を提供します。
		69	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	ポストコロナ時代に対応したオンライン配信や録画配信などを通じて、新たな活動や成果発表の機会を検討します。	オンライン配信、録画配信など	文化会館による亀山ミュージカルの活動においてリモートによる練習を行った。	対面による開催が危がまっていたコロナ禍においては有効であったオンライン配信であるが、対面開催ができるようになってきた今後においてはオンライン配信等の優先順位は低い。オンライン配信等による発信については、必ず実施するものでなく費用対効果を含めその有効性についてその都度検討する。	ポストコロナ時代に対応した、活動や成果発表の機会を検討します。
		70	社会教育G	中央公民館	中央公民館の文化講座等の受講者や各種サークル会員に対し、文化芸術活動の成果発表の場(文化会館フェスタ等)や芸術文化協会への参加を働きかけます。	参加の働きかけ	各講座の成果発表の場として、2月に亀山エコー2階夢ひろばにて作品展示会を開催した。	成果発表の場は、次年度の講座への参加につながるため、広く周知していく必要がある。	引き続き中央公民館の文化講座等の受講者や各種サークル会員に対する成果発表の場の在り方について検討し、内容の充実を図ります。
	障がいの有無等に関わらず、文化芸術活動が実施できるよう障がい者における活動成果を発表する機会の提供に取り組めます。	71	障がい者支援G		地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)やあいあいまつりなど、障がい者が文化芸術の活動や発表ができる機会を提供します。	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業) あいあいまつり等 (三重県障がい者芸術文化祭)	障害者週間に合わせ、三重県障がい者芸術文化祭の広帯を図った。	市の文化所管課や県等の関係機関と連携し、留意を図っていく必要がある。	地域活動支援センター事業の実施による創作機会等の創出など、障がい者が文化芸術の活動や発表ができる機会を提供します。
		72	高齢者支援G	亀山市老人クラブ連合会	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供します。	老人福祉フェスティバル	新型コロナウイルス感染症の予防のため中止となった。	高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会提供のための継続的な支援を行う必要がある。	補助金の交付等を行い、高齢者の文化芸術に関する活動や発表の機会を提供します。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針3 文化芸術の保存と継承【つたえる・ひろげる】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取組みと合致するよう留意願います。)
指定文化財の適正な保存、活用を行うとともに、新たな文化財等の指定に向け取り組みます。	73 まちなみ文化財G				伝統的建造物群保存修理修景事業を実施するなど、指定文化財の適正な保存を行います。	伝統的建造物群保存修理修景事業、その他の指定文化財の修理修景事業、民間が所有する文化財の修理修景の促進	伝統的建造物群保存修理修景事業は17件、修景事業は2件と計画的に事業を進めた。また、指定文化財の修理修景事業を4件行い適正な保存を行った。	伝統的建造物群保存修理修景事業の希望者が多く、全ての希望者に対応できていない。	伝統的建造物群保存修理修景事業を進めるなど、指定文化財の適正な保存を行う。
	74 まちなみ文化財G				市内にある各文化財の番書(しっかい)的な調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、新たに文化財等に指定し保護に取り組みます。	番書的な調査及び新たな文化財指定の検討	文化財指定等をする予定の文化財の調査は終了しているため、新たな調査は行っていない。	調査を終了した文化財について、指定のための手続きを行う必要がある。	市内にある各文化財の番書(しっかい)的な調査を実施し、文化的に価値のあるものについては、新たに文化財等に指定し保護に取り組みます。
	75 まちなみ文化財G				市が所有する文化財等の公開を行い活用を努めるとともに、民間が所有する文化財において、保存修理を促進させ公開活用できるように取組を進めます。	各事業のリニューアル	市が所有する文化財等建造物11棟の公開を実施した。	公開できていない文化財等建造物については、公開に向けて修繕等を適切に行う必要がある。	公開できていない文化財等建造物の内、旧田中家住宅の公開を図るとともに、民間が所有する文化財において、保存修理を促進させ公開活用できるように取組を進めます。
鈴鹿開跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたっては、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)等を活用するなどのDX(デジタル・トランスフォーメーション)化を図ります。	76 まちなみ文化財G				鈴鹿開跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたり、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などを活用するなど、DX化を図ります。	鈴鹿開跡、関宿伝統的建造物群保存地区のAR(拡張現実)、VR(仮想現実)	鈴鹿開跡の保存活用を図るための計画づくりに向け、他市の策定状況を研究した。	保存活用計画を策定するとともに、ARソフト等の研究など、準備を進める必要がある。	鈴鹿開跡、関宿伝統的建造物群保存地区など、公開にあたり、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などを活用するなど、DX化を図ります。
学校や地域において文化財等を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が地域に伝わる文化財等の大切さを学ぶ機会を創出します。	77 教育支援G	各学校			社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。	社会見学での歴史博物館、文化財施設の見学	市内小学校12校が、社会見学での歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史について学習することができた。	特になし。	社会見学等で歴史博物館や文化財施設等を訪問し、亀山市の郷土や歴史文化を学習します。
	78 社会教育G	子ども会育成者連絡協議会			重要伝統的建造物群保存地区・関宿内にある関宿旅館玉屋歴史資料館(市指定有形文化財(建造物))において、子どもたちを対象とした宿泊体験学習会を支援します。	文化財の宿泊体験	コロナ禍の感染予防を鑑み、亀山市子ども会育成者連絡協議会主催の関宿旅館玉屋歴史資料館での宿泊体験学習会が中止となった。	従前の実施内容の見直しを含め、安全安心に実施できる体制を整えていく必要がある。	感染症予防の適切な対応を行い、子どもたちに再び参加してもらえよう。重要伝統的建造物群保存地区・関宿内にある関宿旅館玉屋歴史資料館(市指定有形文化財(建造物))において、子どもたちを対象とした宿泊体験学習会の内容を充実を図っていきます。
	79 歴史博物館	各学校			学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前講座等	新型コロナウイルス防止対策により来館や出前の授業回数が減少したが、学校からのリクエストにより、博物館資料の写真パネルやパスル等を国語科や社会科等のテーマにまとめて貸し出すことができる「歴史貸出ユニット」の貸出回数は増加した。	学校授業の平常化により、来館や出前の授業利用が戻る可能性があるため、開館時期の日程調整を円滑に進める必要がある。	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員だけでなく、地域にも博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を楽しく知る機会を提供します。
歴史博物館が開催する企画展の内容の充実を図るとともに、文化会館や図書館等の文化施設等で文化財等について学べる場の創出を図ります。	80 歴史博物館				博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供します。	常設展示、企画展	企画展示で、既存収集や新収集した博物館資料を活用した展示を開催し、その中で指定文化財も展示した。	既存収集資料の詳細調査により新たなテーマで展示活用する必要がある。	博物館資料や指定文化財の収集と保存を進めるとともに、常設展示や企画展において、これらの資料について学べる機会を提供します。
	81 文化創造G	(公財)亀山市地域社会振興会、まちなみ文化財G			文化施設等において、文化財等に関する講座やイベントを検討します。	講座やイベントの検討	市、亀山市観光協会、亀山宿語り部の会、関宿まちなみ保存会の協力により、特定非営利活動法人 歴史の道 東海道宿祭会主催第34回東海道シンポジウムが開催され、文化財等について学べる機会の創出を図った。	引き続き、文化財等に関する講座やイベントを検討する。	文化施設等において、文化財等に関する講座やイベントを検討します。
	82 図書館	歴史博物館文化創造G			図書館において、文化財等に関連した図書コーナーやイベントなどを検討します。	図書館整備事業にて検討	新図書館開館に合わせ、文化情報プラザ(1階は展示コーナー、2階は情報発信コーナー)を設け、多くの来館者に閲覧をしていただくことができた。	文化情報プラザ内の情報の更新を適宜行っていくことが必要である。	文化財等に関連したイベントの検討など、文化情報プラザ内の更新を行うとともに、地域資料コーナーの収集保存と分かりやすい配架を行います。
市民の文化財保護活動への参加や文化財ボランティアの育成を図られるよう、関の山車保存会、亀山宿語り部の会、関宿案内ボランティアの会等の文化芸術活動団体を支援します。	83 まちなみ文化財G	関宿「関の山車」保存会			無形民俗文化財の担い手を育成するための教室等の開催を支援します。	関の山車のお継子伝承のための講座や教室の実施	関宿「関の山車」保存会による地元の幼児や小学生を対象とした小山車曳きやお継子太鼓の練習体験会の運営を支援した。	無形民俗文化財の伝承については、子ども向けの練習体験会等を継続して行う必要がある。	無形民俗文化財の伝承について、子ども向けの練習体験会等の開催を支援します。
	84 まちなみ文化財G	東海道関宿まちなみ保存会、関宿案内ボランティアの会、NPO法人 亀山文化遺産研究会、亀山宿語り部の会、関宿「関の山車」保存会			関の山車保存会、亀山宿語り部の会、関宿案内ボランティアの会など文化財保護活動等に関連した市民団体の活動を支援し、ボランティアの育成に努めます。	ボランティアガイドの育成	関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等について、場所の提供等運営について支援を行った。	文化財保護につなげるため、関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会や亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対する支援を継続して行い、ボランティアの育成に努めます。	関宿「関の山車」保存会、関宿案内ボランティアの会、亀山宿語り部の会の自主的な学習会等に対する支援を継続して行い、ボランティアの育成に努めます。
市の観光協会や商工会議所が行うイベントや現代アートの祭典など文化財等の魅力を伝える催しの場として、建造物等の文化財を積極的に提供します。	85 観光・地域ブランドG	まちなみ文化財G、亀山市観光協会			観光協会等が行うイベントにおいて、文化財等を活用します。		東海道関宿街道まつり(参加者13,000人)、関宿祇園夏祭り(参加者2,500人)、フィルムコミッション事業(計47回)等の実施・協働により、関宿の文化財活用に取り組みました。	イベントやプロモーションを実施・協働し、体験型観光コンテンツの充実に向けて取り組む必要がある。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により、文化財等の活用に取り組むとともに、観光プロモーション推進事業により令和6年度以降に体験型観光コンテンツの作成に取り組みます。
	86 まちなみ文化財G	文化創造G、亀山トリエンナーレ実行委員会			亀山トリエンナーレ等のイベントにおいて、加藤家屋敷や館家住宅などの文化財を催しの場として積極的に提供します。	亀山トリエンナーレ	亀山トリエンナーレにおいて、加藤家屋敷や旧館家住宅、旧佐野家住宅を展示会場として積極的に提供した。	今後も加藤家屋敷や旧館家住宅等の文化財を催しの場として提供する必要がある。	トリエンナーレの作品展示会場として文化財建造物を積極的に提供します。

①文化財等の保存・活用

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取り組みと合致するよう留意願います。)	
	市内の歴史的な資源である東海道沿道環境の向上のため、東海道沿線や宿場町の歴史的な資源の整備、活用に取り組みます。	87	まちなみ文化財G	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみの整備を行います。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業（まちなみ関係）	歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域内の文化財説明看板を3箇所（亀山城二之丸帯曲輪、亀山宿高札場、慈恩寺薬師如来立像）設置し、本市の歴史的風致の維持向上に寄与した。	歴史的風致維持向上計画に基づき、事業を推進する必要がある。	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみの整備を行います。	
		88	道路保全G	都市計画G	歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の整備を行うことで東海道沿道環境の向上に取り組みます。	歴史的風致維持向上計画に基づく事業（道路関係）	関内町の東海道約1km（木崎及び中町地区）の地道風舗装工事を実施した。	関内及び周辺道路は同様の舗装を施工するが、亀山宿、亀山城周辺の舗装の工法が決定していない。	関内及び周辺道路の地道風舗装工事を実施するとともに、亀山宿、亀山城周辺の舗装の具体的な工法の検討を進めます。	
坂本棚田等の市内にある魅力的な景観を保全していくとともに、「関信祇園夏まつり」や「棚田あかりin坂本」など地域の行事やイベントを支援していきます。		89	都市計画G	まちなみ文化財G	亀山市景観計画に基づき、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみや坂本棚田などの文化的な景観を保全します。	亀山市景観計画に基づく取り組み（届出審査、指導等）	亀山市景観計画による届出制度により、令和4年度については、58件の届出申請を受け、景観形成基準に基づき審査し、適合するよう事業者への指導を行った。	魅力的な景観を保全、創出していくためには、現在の景観形成基準を、より詳細な基準としていく必要がある。	地域住民との合意形成を図り、より詳細な景観形成基準を設定し、現行の亀山市景観計画の改定を行い、東海道の宿場町などの歴史的なまちなみや坂本棚田などの魅力的な景観を保全します。	
		90	農林政策G	坂本営農組合	中山間地域等直接支払交付金事業の活用により、農地（棚田）の保全管理を行います。	中山間地域等直接支払交付金事業	集落協定に基づき、取組みを進められるよう、集落への支援を行った。	協定書補成員が高齢化しているが、中山間地域における農地の保全のため、引き続き集落協定に基づいた取組を進める必要がある。	集落協定に基づき、取組みを進められるよう、集落への支援を行います。	
		91	観光・地域ブランドG	亀山市観光協会	関信祇園夏まつりに対して、継続して開催ができるよう支援をします。	関信祇園夏まつり	関信祇園夏まつりの実施にあたり、亀山市観光協会に700,000円の補助を行った。（事業費1,250,000円）	関信祇園夏まつりにあたり、亀山市観光協会に700,000円の補助を行った。（事業費1,250,000円）	関信祇園夏まつりの実施にあたり、亀山市観光協会へ、創庫工夫した取組を支援します。	関信祇園夏まつりの実施にあたり、亀山市観光協会へ、創庫工夫した取組を支援します。
		92	農林政策G	文化創造G	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかりin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。	棚田あかりin坂本	新型コロナウイルス拡大防止のため、中止	棚田の保全につながるよう支援を行う必要がある。	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかりin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。	棚田の保全と活用を目的として実施している棚田あかりin坂本などの坂本棚田に関するイベントを支援します。
地域固有の民俗芸能や生活文化等に関する講座の開催や記録化、資料の紹介、展示など身近に触れる機会を設けるとともに、亀山市史が見やすく、利用しやすいものとなるよう改善を図ります。		93	社会教育G	中央公民館	中央公民館が実施する文化講座等において、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込みます。	公民館講座	中央公民館の各地区のコミュニティセンターを拠点とする出前文化講座において「つまみ細工」「伊勢型紙」に関する講座を実施していく必要がある。	引き続き、地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマを盛り込んだ講座を実施していく必要がある。	中央公民館講座等での地域の特色ある郷土芸能や行事に関するテーマの盛り込みを検討していくとともに、そのための人材発掘を進めます。	
		94	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	指定管理者による文化会館フェスタや芸術祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設けます。	文化会館フェスタ、芸術祭	指定管理者による出演者・出演者を公募する文化会館フェスタを開催し、発表の機会を創出した。	引き続き文化会館フェスタの開催などにより発表の機会を創出する。	指定管理者による文化会館フェスタや芸術祭などにおいて、地域の伝統芸能や行事を発表できる機会を設けます。	
		95	文化創造G	武田座楽会	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	亀山新能	新能を後期基本計画実施計画に令和7年度の本業事業として位置付けた。	具体的な内容について今後検討していく。	数年に一度、プロの伝統芸能を鑑賞する機会を提供します。	
		96	歴史博物館		展示等で地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介しします。	常設展示、企画展	常設展示において毎年迎える前年に獅子舞を行うことを願い出した江戸時代の古文書や獅子舞、舞年のパネルを展示し、市内の獅子舞行事を広く紹介した。	新しく収集した生活用具も加えながら展示する必要があるとともに、地域学習支援推進員を通じて、展示の利用頻度をあげる必要がある。	古文書や古記録からの祭礼や信仰、年中行事を調査し展示する等地域固有の民俗芸能等に関する記録や資料を紹介しします。	
		97	歴史博物館		亀山市史の活用と改善により、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能等の発信を行います。	民俗芸能の発信、亀山市史の活用と改善	亀山市史民俗欄の動画がソフトの廃止により見られない状況となった。	ソフトの廃止に伴い不具合が生じている状況解消する必要がある。	これまでのOSと新しいOSを併存させながら段階的に膨大なデータファイルを移行することで、全体の配信が途切れることがないようにするなど亀山市史の改善を行います。	
博学連携事業や学校行事などにおいて、次世代を担う子どもたちが、地域固有の民俗芸能、生活文化などを学習する機会を提供します。		98	教育支援G	各学校	学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供します。	社会科の副読本「私たちの亀山市」等の活用	市内の小学校で、総合的な学習の時間の授業でかんこ踊りなどの民俗芸能について学び、体験することができた。また、野登小学校では、毎年地域の書家をゲストティーチャーとして招き、「でか書道」体験学習を行ったり、亀山西小学校では、総合的な学習の時間に、亀山森について調べ学習を通して、お茶を味わう体験学習を行ったりして、生活文化を学習することができた。	各学校が地域のゲストティーチャーとともに、民俗芸能や生活文化に触れる機会を総合的な学習の時間等の年間計画に入れ、体験学習を充実していく必要がある。	地域とつながりのある総合的な学習の時間の年間計画を作成し、学校の授業を通じて、地域の民俗芸能や生活文化を学習する機会を提供します。	
		99	歴史博物館	各学校	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活用具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供します。	出前授業等	三学期の授業に合わせ昔の生活用具を展示し、5小学校、1幼稚園が利用した。	新しく収集した生活用具も加えながら展示する必要があるとともに、地域学習支援推進員を通じて、展示の利用頻度をあげる必要がある。	出前授業や来館授業などの博学連携を通じて、昔の生活用具等の実物資料から昔の暮らしを学習する機会を提供します。	
		100	社会教育G		放課後子ども教室等の機会において、かんこ踊りをはじめとした地域固有の民俗芸能や生活文化等を学習する機会を提供します。	放課後子ども教室	加太小学校の放課後子ども教室において「かんこ踊り」の教室が、井田川小学校の放課後子ども教室において「灯おどり」の教室が地域の担い手が講師となって実施した。	放課後子ども教室自体の実施回数が増え、担い手と比べて落ち込んでいるため、担い手を支援し、活動を再生していく必要がある。	感染症予防の適切な対応を促しつつ、各教室のコーディネーターとの連携を密にし、活動の再生を進めることにより地域固有の民俗芸能や生活文化を学習する機会を増加を図ります。	

②地域における特色ある文化芸術の継承と活用

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかに】

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画確定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取組みと合致するよう留意願います。)	
①文化芸術を生かした多様な交流の促進	市内小・中学校における総合的な学習の時間や地域行事などにおいて、児童・生徒と地域住民が本市の食文化、伝統芸能等の文化芸術を生かした世代間交流を深める取組を推進します。	101	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会、芸術文化協会	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施します。	亀山ミュージカル、芸文祭、ゴールデンウィークふれあいプラン	文化会館によるワンコインコンサートや亀山ミュージカル等の各種鑑賞型事業を実施することにより、市民が文化芸術を鑑賞する機会を充実させた。	引き続き亀山ミュージカル及びゴールデンウィークふれあいプランで世代間交流を図る。	文化会館の自主文化事業や芸術文化協会の事業において、世代間交流を深める事業を実施します。	
		102	教育支援G	各学校	学校運営協議会や地域の方の協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で食文化や伝統芸能などの文化芸術を生かした交流活動を行います。	地域資源を活用した学習機会の提供	生活科・総合的な学習の時間等の学習の場で、学校運営協議会や地域の方の協力による食文化や伝統芸能などの文化芸術を学ぶ機会を提供した。	日程や内容等の都合により、地域の学校の協力が十分に得られないこともあった。	学校運営協議会や地域の方々へ向けて広く知ってもらうために積極的に情報発信を行い、充実した文化芸術を生かした交流活動を行います。	
		103	社会教育G	各学校	放課後子ども教室の中で、文化芸術を生かした世代間交流を行います。	各事業のリニューアル	全ての放課後子ども教室において、文化芸術に関する体験ができる教室が地域のボランティア等が担い手となって実施された。		放課後子ども教室自体の実施回数がコロナ禍前と比べて落ち込みを見せているため、担い手を支援し、活動を再生していく必要がある。	放課後子ども教室の適切な対応を促しつつ、各教室のコーディネーターとの連携を密にし、活動の再生を進めることにより文化芸術を活かした異年齢交流の機会増加を図ります。
		文化芸術を通じて異文化・国際交流の機会を設けることで、文化芸術の多様性を尊重する心を育み、相互理解へ繋がる取組を推進します。	104	人権・ダイバーシティG	亀山国際交流の会(KIFA) 亀山日本語教室「はじめのいっぽ」	日本語教室や国際交流イベント等の機会を通じて、国内外の文化芸術の交流の機会を提供又は支援します。	日本語教室の開催、市民活動団体による国際交流事業	コロナの影響により、日本語教室は日数を縮小して開催したため、文化芸術の支援の機会を提供するまでには至らなかった。	これまで国際交流イベントを開催してきた市民活動団体の休止により、機会の提供の存続が危惧される。	日本語教室や多文化共生イベント等の機会を通じて、文化芸術の交流の機会を提供又は支援します。
		児童・生徒が異なる国の文化に触れる機会をつくることで、子どもたちの国際社会への興味関心を高め、学校における多文化共生教育、国際理解を進めます。	105	教育支援G	各学校	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT(外国語指導助手)による文化芸術に関する異文化交流を行います。	学校による子どもたちに向けた異文化交流	各校にALT(外国語指導助手)5名の配置を行い、授業や休み時間等において、ネイティブな英語に触れる機会を増やすことができた。ALTの出身国の様々な文化(食文化・気候・慣習等)について、児童生徒への紹介を行った。	外国語活動や外国語科を学習している児童だけでなく、全校児童に広げられる取組が必要である。	各学校の多文化共生教育のカリキュラムの中で、ALT(外国語指導助手)による文化芸術に関する異文化交流を行うとともに、休み時間や特別活動等を利用して、全校の児童生徒との関わりができる取組を行います。
	近隣市町や都市間連携を行う自治体などと文化芸術に係る多面的な交流を図り、互いの地域資源を活用するなどして、文化芸術に関わる情報交換や事業連携を図ります。	106	文化創造G	政策調整G	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた3市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供します。	市美術展	3市の美術展において、広報紙・チラシ等により相互に広報したり、交換展示を実施することにより、市民が交流する機会を提供した。(甲賀市との交換展示については、コロナの影響で実施せず。)	引き続き3市の連携による市民交流の機会を提供する。	伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議を通じた3市の連携により、それぞれの市民が作品を展示できる美術展を開催し、市民が交流する機会を提供します。	
		107	文化創造G	防災安全G、まちなみ文化財G	災害時相互応援協定に基づき、岡山東高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討します。	災害時相互応援協定による連携	これまでの文化年で歴史・文化交流を行った岡山東高梁市、青森県五所川原市の文化担当者との情報交換を行った。	引き続き岡山東高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討する。	災害時相互応援協定に基づき、岡山東高梁市、青森県五所川原市との文化的な連携を検討する。	
		108	政策調整G		市民や市民活動団体と協働し、歴史や文化芸術、自然など共通性のある自治体との都市間交流を実施します。	日本武尊、白鳥伝説三市交流事業 等	「日本武尊・白鳥伝説の地、御殿のあるまち」としての継から、亀山市・奈良県御所市・大阪府羽曳野市の三市で開催している日本武尊・白鳥伝説交流事業を亀山市で開催し、日本武尊・白鳥伝説や本市の歴史・文化に触れながら、市民間の交流を深めることができた。	隔年で開催する交流事業への参加者は高齢者世代が多いことから、より幅広い年代の方に参加していただけるよう、企画及び周知方法を検討する必要がある。		
		文化会館の自主文化事業や市芸術文化協会と連携した事業などを通じて、様々な文化芸術活動団体間の交流を図り、相互の活動の促進に繋げます。	109	文化創造G	亀山市芸術文化協会、(公財) 亀山市地域社会振興会	市内の文化芸術団体が情報交換や交流ができるよう、亀山市芸術文化協会への加盟を促進するとともに、文化芸術団体の交流の機会となるよう、指定管理者等による文化会館フェスタや芸文祭等の開催を支援します。	芸文協への補助金支援、文化会館フェスタや亀山音楽祭の開催	芸術文化協会に対し補助金による財政支援を行うとともに、芸文祭等にかかる各種相談・意見交換を行う等し、芸術文化協会の活動を支援した。	引き続き芸術文化協会の活動を支援する。	市内の文化芸術団体が情報交換や交流ができるよう、亀山市芸術文化協会への加盟を促進するとともに、文化芸術団体の交流の機会となるよう、芸文祭等の開催を支援します。また、指定管理者により文化会館フェスタ等を開催します。

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画確定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取り組みと合致するよう留意願います。)	
文化芸術を体験し、学べるよう、ゲストティーチャーや学習支援ボランティアなど地域の人の協力を得るとともに、アウトリーチ活動や博学連携など学校教育活動などの連携を進めます。	文化芸術を体験し、学べるよう、ゲストティーチャーや学習支援ボランティアなど地域の人の協力を得るとともに、アウトリーチ活動や博学連携など学校教育活動などの連携を進めます。	110	教育支援G	各学校	学校運営協議会や地域の方などの協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等においてゲストティーチャーや学習ボランティア等を活用して地域の文化芸術を体験し学べる交流活動を行います。	ゲストティーチャー、学習ボランティアの活用した地域の文化芸術の体験、学習機会の提供	文化会館との連携や、地域の協力を得ながら、ゲストティーチャーや学習ボランティアとして招き、地域の文化芸術体験や学習機会を提供することができ	日程や内容等の都合により、地域の学校の協力が十分に得られないこともあった。	学校運営協議会や地域の方などの協力のもと、学校行事や生活科・総合的な学習の時間等においてゲストティーチャーや学習ボランティア等を活用して地域の文化芸術を体験し学べる交流活動を行います。
		111	文化創造G	教育支援G、(公財)亀山市地域社会振興会	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。	歌唱指導や本物の音楽に触れるアウトリーチ活動 等	文化会館によるアウトリーチ活動として、発声指導を含む合唱練習・和太鼓ふれあいコンサート・ダンスふれあい公演&レッスン等を行い、1,144名が歌唱指導または鑑賞体験を受けた。	引き続き文化会館によるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の機会を創出する。	学校と文化会館の連携により一流のアーティストによるアウトリーチ活動を行い、歌唱指導や鑑賞体験の場を設けます。
		112	歴史博物館	各学校	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員、地域に博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を知る機会を提供します。	出前授業等	博学連携による来館授業、出前授業、歴博貸出ユニットの貸出、移動展示と一般向けの鑑賞講座、行政出前トーク等を計画し、合計102回開催した。	学校授業の平常化により、来館や出前の授業利用が戻る可能性があるため、集中する時期の日程調整を円滑に進める必要がある。	学校と連携した来館授業、出前授業、移動展示、行政出前トーク等を通じて、子どもや教員だけでなく、地域にも博物館資料や指定文化財を利用した歴史学習や地域の歴史を楽しく知る機会を創出します。
	本市の文化芸術を結び付けた地域ブランドの創出や観光ツアーの開催など誘客にも繋がる取組を推進し、産業・観光分野との連携を進めます。	113	農林政策G	亀山市茶業組合	「亀山茶」を活用したイベントを実施します。	青空お茶まつり、青空フォトコンテストなど	青空お茶まつりは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止し、お茶まつりのイベントの一つであった青空フォトコンテストのみを実施した。亀山茶カフェで新茶のふるまいを感染症拡大防止に配慮しながら実施した。	市民と生産者の交流を促せるようなイベントを開催し、特産品であるお茶の振興を支援していく必要がある。	「亀山茶」を活用したイベントの開催等支援を行います。
		114	観光・地域ブランドG	観光協会	関宿などの文化財等や坂本園田などの市内にある文化的な景観など様々な文化芸術を活用した観光ツアーなどを開催し誘客に繋げます。	七座トレイルでの文化財との連携、フィルムコミッションでの文化芸術との連携、文化財を活用したスタンプラリーなど	3月21日、野登山にて7座トレイルイベントを実施し(参加者10名)、フィルムコミッション事業(計4回)について支援を行った。	個々のイベントを実施したものの、文化芸術を活用した観光ツアーの達成に至っていないため検討を進める必要がある。	観光プロモーション推進事業により令和6年度以降に体験型観光コンテンツの造成等、高付加価値化に向けて取り組みます。
		115	観光・地域ブランドG		地域ブランド創出事業を通じて、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信します。	地域ブランド創出事業	新たに8社17品目を鑑定し、近鉄百貨店四日市店、アパレルカス近鉄本店、五所川原市、豊後野市、ジェイアール古座屋タカシマ、北本園田、金山総合会館等でのPRイベントにおいて、亀山ブランドを含む地元産品のPR販売を行うことで、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信した。	亀山ブランド鑑定品を通じて、本市の食文化などの文化芸術の魅力を発信することが必要である。	「ブランド鑑定事業」の取り組みにより鑑定品を充実させ、地域資源の情報発信である「コミュニケーション戦略9」の取り組みにより、市内外の人に情報発信を行います。
	障がい者の文化芸術に関する表現活動を支援するとともに、歴史の道ウォーキングや史跡巡りを健康・スポーツツーリズムと関連付けるなど、健康・スポーツ・福祉分野との連携を進めます。	116	観光・地域ブランドG	まちなみ文化財G、健康づくりG	トレイルイベントを通じて、野登寺等の文化財の魅力の発信及び参加者の健康増進に繋げます。	亀山七座トレイルによる文化財の活用及び市民の健康増進	3月21日、野登山にて7座トレイルイベントを実施し(参加者10名)、野登寺の魅力発信及び市民の健康増進に繋がった。	規模拡大に向け、亀山市地域社会振興会を事務局とした鈴鹿高等学校、石水深瀬光協会が構成されている「亀山7座トレイル」登山活用ネットワークの強化を図るとともに、R4年度に作成した亀山7座完登バッジを活用して登山イベントへの参加を促し、参加者が文化財に接するコースを検討します。	亀山7座トレイルイベントの規模を拡大していくために、「亀山7座トレイル」登山活用ネットワークの連携強化を図るとともに、R4年度に作成した亀山7座完登バッジを活用して登山イベントへの参加を促し、参加者が文化財に接するコースを検討します。
		117	文化創造G		市美術館において、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展を開催します。	市美術館	市美術館の出品作品募集について、広報誌等の掲載に加え福祉施設に直接送付することで周知を図り、障がいの有無に関わらず出品できる美術展となるよう努めた。	引き続き様々な手法で周知を図り、障がいの有無に関わらず出品できる美術展の開催に努める。	市美術館において、障がいの有無に関わらずだれでも出品できる美術展を開催します。
		118	文化創造G	スポーツ推進G、健康づくりG	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討します。	健康・スポーツ・福祉分野と連携したイベントの実施の検討	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施について検討できていない。	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討する必要があります。	歴史の道ウォーキング等、史跡巡りを健康・スポーツツーリズムに関連付けたイベントの実施を検討します。
		119	障がい者支援G		地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)やあいあいまつりなど、文化芸術を活用した福祉のイベントの実施又は支援をします。	地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)あいあいまつり等(三重県障がい者芸術文化祭)旧亀山城多門櫓ブルーライトアップ	障がい者連関に合わせ、三重県障がい者芸術文化祭の広報を図った。世界自衛隊音楽隊に合わせ、旧亀山城多門櫓ブルーライトアップする取組の準備、広報等に協力した。	市の文化所管課や果等の関係機関と連携・協力を図っていく必要がある。	地域活動支援センター事業の実施による創作機会等の創出など、文化芸術を活用した福祉のイベントの実施又は支援をします。
	これまでの「かめやま文化年」を礎に、様々な分野の取組と文化芸術の連携による、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる新しい仕組みづくりを研究し、進めます。	120	文化創造G	スポーツ推進G、観光・地域ブランドG	(仮称)亀山市観光事業会議やスポーツコミッションなどと連携し、文化芸術に関する取組を推進します。また、これらの機会を捉え、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参加を促します。	J R東海さわやかウォーキングでの文化財の活用 等	市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参加を促す取組はできていない。	事業所等が参加する組織等と連携し、文化芸術に関する取組を検討する必要があります。	事業所等が参加する組織等と連携し、文化芸術に関する取組を推進します。また、これらの機会を捉え、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参加を促します。
		121	農林政策G	坂本園田保存会	園田の保全と活用を目的として実施している園田あかりin坂本などの坂本園田に関するイベントを支援します。	坂本園田あかり、その他坂本園田でのイベント	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止になった。	園田の保全と活用を図れるよう支援を行う必要がある。	園田の保全と活用を目的として実施している園田あかりin坂本などの坂本園田に関するイベントを支援します。
		122	観光・地域ブランドG	観光協会	文化財等を活用したイベントを実施します。また、市民等が実施するイベントについても支援を行います。	東海道関宿街道まつり、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション 等	東海道関宿街道まつり(参加者13,000人)、関宿祇園夏祭り(参加者2,500人)、フィルムコミッション事業(計4回)等の実施・協働により関宿を含む文化財の活用に取り組んだ。	まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる、観光コンテンツの高付加価値化に向けて取り組む必要がある。	東海道関宿街道まつりの実施及び、亀山市観光協会に支援を行い、関宿祇園夏祭り、フィルムコミッション等の実施・協働により文化財等の活用に取り組むとともに、体験型観光コンテンツの造成等、高付加価値化に向けて取り組む必要があります。
		123	生物多様性・観音対策室	亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会	里山公園「みちくさ」において、フォトコンテストを開催します。	里山公園「みちくさ」フォトコンテスト	一年を通し里山公園内で撮影された写真を応募いただき、フォトコンテストを開催した。一般の部から5名13枚が、SNS・メールの部から20名266枚の応募があった。	一般の部の参加者が少なく、毎年同じ方が応募されている。一方、SNS・メールの部については、昨年に比べ応募者・作品数ともに倍増したが、応募作品数が多く、審査が難航した。	里山公園「みちくさ」において、フォトコンテストを開催するとともに、一般の部については、写真サークルや講座などに参加を呼び掛けている。SNS・メールの部については、審査手法を改善すべく、他所で行われているコンテストへの参画を行います。
124	社会教育G	坂下里見の会	文化財等を活用したプロジェクションマッピングを実施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げます。	文化財等を活用したプロジェクションマッピング	「鈴鹿峠自然の家」を活用したプロジェクションマッピングを10月開催の「親子でわいわい里まつり」で実施した。	構材トラブルにより、当日のタイムスケジュールがずれ込み、来場者が混乱する場面があったため、トラブル対応を事前に検討しておく必要がある。	文化財等を活用したプロジェクションマッピングを実施し、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げるとともに、共催団体(坂下里見の会)と協働を密にし、円滑な運営に繋げます。		

②文化芸術を生かしたまちづくりの推進

亀山市文化芸術推進基本計画進捗状況表

基本施策	取組み	通番号	担当部署	関連部署・関連団体	①具体的な取り組み内容 (令和4年3月の計画策定時に、各担当部署に記入いただいたものです。)	②想定される事業	③令和4年度の実績及び成果	④今後の課題	⑤今後の具体的な取り組み内容 (基本施策・取組みと合致するよう留意願います。)
		125	文化創造G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の施設を活用したイルミネーション等を実施する機会を通じて、文化芸術への関心を持ってもらうとともに、まちの賑わいに繋がります。	文化会館イルミネーション事業 等	亀山トリエンナーレにおいて文化財等を活用するほか、文化会館イルミネーションを実施し、まちの賑わいに寄与した。	文化施設を活用してまちの賑わいに繋げる取組を検討する必要があります。	文化会館の施設を活用したイルミネーション等を実施する機会を通じて、文化芸術への関心を持ってもらうとともに、まちの賑わいに繋がります。
		126	文化創造G	亀山トリエンナーレ実行委員会	亀山トリエンナーレの開催支援等を行い、地域のまちづくり及び商業の発展に繋がります。	亀山トリエンナーレ 等	亀山トリエンナーレの事業に協力し、開催期間中には1.5万人が来場する(亀山トリエンナーレ実行委員会発表)など、まちの賑わいや魅力の創出に繋がった。	引き続き事業協力をし、まちの賑わいや魅力の創出に繋げる。(次回亀山トリエンナーレは令和6年度開催予定)	亀山トリエンナーレの事業に協力し、地域のまちづくり及び商業の発展に繋がります。
		127	文化創造G		これまでの「かめやま文化年」をもとに、他市の事例等を調査しつつ、様々な分野との連携によるまちのにぎわいや魅力に繋がる新しい仕組みづくりを検討します。	新しいかめやま文化年の検討	かめやま文化年2024を市総合計画後期基本計画の実施計画に令和6年度の主要事業として位置付けるとともに、かめやま文化年2024実行委員会設置に向けて要綱の制定等を行った。	引き続きかめやま文化年2024の開催に向けて、実行委員会を開催し事業を検討する。	公募等による市民で構成する実行委員会とともに様々な分野との連携によるまちの賑わいや魅力に繋がる新しいかめやま文化年を開催します。

第3次亀山市スポーツ推進計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(健康福祉部 健康政策課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度			
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に即した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分で補完するものである。			
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。			
計画の骨格	<p>【目指す姿】 市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます</p> <p>【基本施策】</p>			
	<p>【施策の内容】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">スポーツ活動の充実</td> <td> <p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 </td> </tr> <tr> <td> <p>子どものスポーツ環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり ●ジュニアスポーツの機運向上と活性化 </td> </tr> </table>	スポーツ活動の充実	<p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 	<p>子どものスポーツ環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり ●ジュニアスポーツの機運向上と活性化
	スポーツ活動の充実		<p>誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 	
		<p>子どものスポーツ環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり ●ジュニアスポーツの機運向上と活性化 		
	<p>スポーツを支える力の促進</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 </td> </tr> </table>	<p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 		
	<p>スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 			
	<p>スポーツ文化の浸透</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>スポーツ情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 </td> </tr> <tr> <td> <p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成 ●スポーツの魅力発信 ●スポーツイベントの開催に向けた企画 </td> </tr> </table>	<p>スポーツ情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 	<p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成 ●スポーツの魅力発信 ●スポーツイベントの開催に向けた企画 	
	<p>スポーツ情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 			
	<p>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる機運の醸成 ●スポーツの魅力発信 ●スポーツイベントの開催に向けた企画 			
	<p>スポーツのまちづくりと拠点整備</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>スポーツを活用した地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域経済や観光との連携 ●健康増進や介護予防等との連携 </td> </tr> <tr> <td> <p>スポーツ施設の整備と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●学校運動施設や公園の有効利用 </td> </tr> </table>	<p>スポーツを活用した地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域経済や観光との連携 ●健康増進や介護予防等との連携 	<p>スポーツ施設の整備と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●学校運動施設や公園の有効利用 	
<p>スポーツを活用した地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域経済や観光との連携 ●健康増進や介護予防等との連携 				
<p>スポーツ施設の整備と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●学校運動施設や公園の有効利用 				

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	55.8	—	60
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,423	4,345	4,900
3	市や団体が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	11,930	22,751	24,000
4	市内の主な運動施設の稼働率	%	70.3	74.3	78.0
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 市主催事業については、令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止したが、令和4年度においては、ニュースポーツ大会、市民体カテスト、壮年ソフトボール大会など計画通り実施することができた。また、総合型地域スポーツクラブや指定管理者等において市民ニーズに対応した教室等が開催された。 三重ホンダヒートと連携して「亀山市民応援DAY」を実施し、ラグビーの最高峰リーグの試合に市民を無料招待しトップレベルの試合観戦の機会を提供した。 西野公園庭球場コート全面改修工事や東野公園体育館トレーニング室空調機更新修繕等を行い、施設の安全確保や利便性の向上に努めた。 部活動の地域移行に向けて、教育委員会を中心に庁内協議を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた、市や団体が主催するスポーツ教室・大会の参加者数や市内の主な運動施設の利用率がコロナ禍前の水準に戻りつつあり、誰でも参加できるスポーツ実施機会が提供された。 子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会や、交流できる機会づくりができた。 快適な利用環境を提供できるよう、施設の整備や修繕を行い、施設の利用促進を図った。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> 市民がスポーツを観戦する楽しみ、応援する喜びを感じられるよう、トップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会を提供し、「スポーツ文化の浸透」に寄与した。 市民が誰でも気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、幅広い参加機会を提供し「スポーツ活動の推進」に寄与した。

反省点・課題	市主催事業において、多くの市民にスポーツ実施機会を提供できるよう情報発信をする必要がある。また、休日の部活動の地域移行を見据えて、関係各所と連携し、環境整備を図る必要がある。
--------	---

今後の方向性	多様な情報発信媒体を効果的に活用し、誰もが参加したくなるような情報発信をする。また、教育委員会や関係団体と連携し、部活動の地域移行に向けたモデルケースの導入への調整を図る。
--------	--

第3次亀山市スポーツ推進計画 令和5年度計画 調査シート

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和4年度実績	今後の課題	令和5年度計画
(1) 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	〇ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っていることから、その活動を広く市民にPRする必要がある。	総合型地域スポーツクラブが行っている、誰でも参加しやすく継続的にスポーツ活動を行うことの出来る教室を、ホームページや広報を通じて、市民に広くPRする。
		誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携します。	スポーツ推進G	壮年向けに壮年ソフトボール大会、子ども向けにミニバスケットボール大会、女性向けにバレーボール大会、全年齢を対象にヘルスバレー大会の開催に向けて、各種スポーツ団体と連携した。(バレーボール大会は中止) 指定管理者において、市民ニーズに対応した教室が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、大会情報の発信等に努める必要がある。	各種スポーツ関係団体などと連携し、市民ニーズに対応したスポーツイベント・大会やスポーツ教室などの開催に努める。 また指定管理者と協力し、市民ニーズに対応した自主事業に取り組むよう要請していく。
		高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	高齢者支援G	地域で自主的に体操を行っている団体「しゃきしゃきOB会」へ講師を派遣し、活動を支援した。	しゃきしゃきOB会に参加するメンバーが減っていることから、その活動を広く市民に周知する必要がある。	地域で自主的に体操を行っている団体「しゃきしゃきOB会」へ講師を派遣するとともに、活動を介護予防の手引きや広報等で広く周知する。
		高齢者でも無理なく安心して実施できるヘルスバレー大会を実施した。 総合型地域スポーツクラブや指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	スポーツ推進G	高齢者でも無理なく安心して実施できるヘルスバレー大会を実施した。 総合型地域スポーツクラブや指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要がある。	高齢者が無理なく安心して実施できる教室等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブや指定管理者に開催を要請していく。また、開催にあたっては、開催告知や教室内容のPRを重点的に行う。
		生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取組による地域に根ざしたスポーツ活動の充実を図ります	スポーツ推進G	誰でも気軽に取り組めるニュースポーツ推進のため、ニュースポーツ大会(ヘルスバレー)を実施した。	スポーツ推進委員の活動を広く市民にPRし、地域に根ざしたスポーツ活動を活性化する必要がある。	誰でも気軽に取り組めるニュースポーツ推進のため、ニュースポーツ大会(ヘルスバレー)を実施する。
	〇障がい者のスポーツ参加の推進	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境づくりに努め、参加を呼びかけます。	障がい者支援G	全日本自動車産業労働組合総連合会・(公財)国際障害者年記念ナイスハート基金が主宰するスポーツ大会開催にあたり、後援、市内事業所等への案内及び職員の参加を行った。	近隣において、障がい者が主体となる、又は障がい者が参加できる大型のスポーツ大会、イベント等の開催や、これらに係る情報が少ない。	障がい者が主体となり、又は参加できる大会、イベント等の情報収集に努める。
			スポーツ推進G	亀山市スポーツ推進委員が「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加いただき、障がい者との交流等について見聞を深めていただいた。	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境を整える必要がある。	スポーツ推進委員に「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加いただき、障がい者が参加出来るスポーツイベントについて検討する。
		障がい者スポーツへの理解と関心を高め、障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会づくりに努めます。	障がい者支援G	全日本自動車産業労働組合総連合会・(公財)国際障害者年記念ナイスハート基金が主宰するスポーツ大会開催にあたり、後援、市内事業所等への案内及び職員の参加を行った。	障がい者スポーツや、障がいの有無に関わらず誰もが取り組めるスポーツへの関心や気運を高める必要がある。	障がい者スポーツ等への関心を高めるため、この分野で活躍する選手等の情報収集を図るとともに、広報等での紹介を検討していく。
			スポーツ推進G	障害のあるなしに関わらず共に取り組むことのできるスポーツを通じて、共生社会づくりとするため、全日本自動車産業労働組合総連合会と(公財)国際障害者年記念ナイスハート基金の主催でナイスハートふれあいのスポーツ広場が西野公園体育館で開催された。	障がいのある人となない人が共に参加できるスポーツについて検討するとともに、参加しやすくなるような情報発信について検討する必要がある。	障がいのある人もない人も障がい者スポーツを共に楽しみ参加できる機会を作れるよう、運動施設指定管理者やスポーツ関連団体、関係部署と検討する。
	〇女性のスポーツ参加の推進	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	スポーツ実施機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるためのきっかけづくりとして、指定管理者が文化教室を開催し、運動教室(ヨガなど)への参加を呼び掛けた。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、スポーツ実施機会環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
		女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ関連団体の運営へ参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G	女性向けのバレーボール大会を企画し、準備を進めた(バレーボール協会と調整がつかず中止)。また、指定管理者において、女性をターゲットにした教室が実施された。	女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへの参画を促進する必要がある。	女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などに参画できるように促す。
	〇総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。	スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を広報やケーブルテレビによる文字情報等により行った。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。	会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う必要がある。 また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。	クラブ会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言を行う。
		クラブの円滑な運営に必要な熟識と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。	スポーツ推進G	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行った。	国、県等から提供された研修会などの情報を随時収集し、クラブに最新の情報を提供する必要がある。	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行う。
		クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。	スポーツ推進G	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信を行った。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信に努める必要がある。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信を行う。
	〇新たなスポーツスタイルへの支援	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、市レクリエーション協会などの活動により、ニュースポーツやアーバンスポーツを普及するとともに環境づくりを図ります。	スポーツ推進G	スポーツ推進委員の運営により、ニュースポーツ大会(ヘルスバレー)を開催し、ニュースポーツの普及を図った。	アーバンスポーツの環境整備にあたって、利用者の要望や利用者数を把握する必要がある。	市内公共施設の遊休地等を活用し、アーバンスポーツができる環境の整備を図る。

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和4年度実績	今後の課題	令和5年度計画	
(2) 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	○学校体育活動の充実	子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫・改善を進めます。	教育支援G	各園、各小学校に年3回体力向上に係る外部講師を派遣し、子どもたちの体力・運動能力に合った活動や指導方法の工夫や改善を行った。	引き続き、各園、各小学校に年3回体力向上に係る専門的な指導力を有する外部講師を派遣し、子どもたちの体力・運動能力に合った活動や教職員の指導方法の工夫・改善を行い、子どもの体力向上を図っていく必要がある。	引き続き、各園、各小学校に年3回体力向上に係る専門的な指導力を有する外部講師を派遣し、子どもたちの体力・運動能力に合った活動や指導方法の工夫や改善を行い、子どもの体力向上を図っていく。	
			教育研究G	小学5年生と中学2年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行った。その結果について、市内学校全体で共有・分析し、体力・運動能力の目標を設定することで、適切な運動習慣・生活習慣づくりを進めることができた。	調査結果をもとに、各校の課題をもとに目標を立て、取り組みを進める必要がある。	引き続き、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握するとともに、その結果を検証し、体育の授業改善に努める。	
		教育研究G	子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校(園)1運動プロジェクト」など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。	各園・学校で継続し「1学校(園)1運動プロジェクト」に取り組んだ。園では、登園後に全園児が集合し、体操、縄跳び、持久走等を実施し、体力の向上を図ることができた。	「1学校(園)1運動プロジェクト」を継続的に取り組むとともに、日常の遊びや園の行事を通して、運動に親しみながら体力の向上を図っていく必要がある。	自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校(園)1運動プロジェクト」に取り組む。	
		教育研究G	子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「元気アップシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取組を進めます。	各校で、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づき、「元気アップシート」を作成し、学校全体で目標を共有し取り組みを行った。各校の課題に応じた取り組みを行うことができ、児童生徒の運動習慣を向上させることができた。	「元気アップシート」において設定した各学年の目標をもとに、適切な生活習慣・運動習慣づくりを進める必要がある。	①運動やスポーツに親しむ、②体を動かす楽しさや喜びを感じる。③運動やスポーツを好きになり継続しようとする、④体力が向上するといった好循環が生まれるよう、家庭に向けた啓発を行う。	
	○身近で安心安全なスポーツや運動の場作り	「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。	社会教育G	放課後子ども教室では、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、ソフトボール・バレー・サッカー・卓球・柔道などの種目を地域の指導者の指導のもと実施することができた。	スポーツを通して子どもが地域の方々と関わりながら楽しみ、関係性を育んでいくという視点を大切にして、継続的に展開する必要がある。	地域の実情を踏まえた上で、運動を取り入れた教室を放課後子ども教室において実施していく。また、各小学校区の放課後子ども教室が相互にどのような活動(スポーツ関連)を展開しているかを共有できる場を設ける。	
			スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会などのイベント広報に協力し、参加促進に努めた。	引き続き総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める必要がある。	総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める。	
		子どもたちが安心安全に外遊びや運動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。	スポーツ推進G	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ関連団体や地域まちづくり協議会等と連携して、運動やスポーツの体験機会の提供を図ります。	指定管理者の自主事業として、幼少期の子どもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。(年間 10種 197回開催)	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会づくりや情報提供に努める必要がある。	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、スポーツの体験機会づくりや情報提供に努める。
			市街地整備G	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。また、公園施設長寿命化計画に基づき、西野公園の遊具改修を行った。	指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。また、公園遊具の長寿命化に向け、公園遊具を順次更新していく必要がある。	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、亀山公園の遊具改修を行い、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上に努める。	
		○ジュニアスポーツの機運向上と活性化	ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向けて検討を行います。	スポーツ推進G	指定管理者が、日常的に運動施設点検や整備を行いながら公園内を見回り、治安維持、設備の安全確保に努めた。	施設特性上、不特定多数が入り出ることから、防犯情報収集を行い、常駐する施設管理人による見守りを強化する必要がある。	不審者等を発見した際、子どもたちに限らず、利用者や施設管理人等の安全確保のため、安全体制の強化を図る。
				スポーツ推進G	今後の取組の参考とするため、先進的な取組を行っている自治体の事業の視察を行った。	真にジュニアスポーツの機運が向上する方策を検討する必要がある。	ジュニアスポーツを応援する制度の創設に向けて検討する。

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和4年度実績	今後の課題	令和5年度計画
(3) スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	○各種スポーツ団体の育成・支援	各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な支援に取り組むとともに、団体間の連携調整を図り、行政との協働を推進します。	スポーツ推進G	市スポーツ協会に対して、必要に応じて、情報提供を行った。また、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進した。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るような支援を行う必要がある。また、各種スポーツ団体とよりよい協力関係を構築するため、各種スポーツ団体との情報共有に努める必要がある。	市スポーツ協会へ必要に応じて、助言や支援を行い、組織力の強化を図るとともに、市主催イベントには、市スポーツ協会やスポーツ推進委員に協力を依頼するなどして、行政との協働を推進する。
		各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働きかけ、必要に応じて助言を行います。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体の広報活動を支援するため、広報やホームページを活用して、支援を行った。	各種スポーツ団体と連携し、広報活動の支援を行う必要がある。また、市のホームページでスポーツ団体の活動について、広くPRする必要がある。	各種スポーツ団体の活動を、わかりやすく市民にPRできるように、ホームページの整備を行い、広報活動を支援する。
	○指導者の育成支援と登録・活用	各種スポーツ団体などに働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体へ、講習会や研修会などの情報提供を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じて指導者の育成について支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働きかけ、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。
		学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう教職員など指導者の資質向上に努めます。	教育研究G	コロナ禍の中、実技講習等の機会はなかったが、指導資料の配布や動画視聴による研修会の機会の紹介等を行った。	コロナ禍の中、実技講習等を行うことはできなかったが、指導法の交流をする場を設け、情報交換をおこなった。また、指導資料の配布をおこなった。	各種技能講習会等の参加の機会を提供を行う。
		運動部活動における専門的な指導を充実するため、運動部活動支援員の効果的な配置に取り組みます。	教育研究G	運動部活動支援員を市内3中学校に5人配置し、運動部活動における専門的な指導を充実させることができた。	部活動の地域移行を見据え、部活動支援員の登録を増やし、地域における部活動指導者のすそ野を広げていく必要がある。	運動部活動支援員を引き続き3中学校に配置し、登録人数を増やす。
		休日の部活動の段階的な地域への移行を見据えて、市・学校・総合型地域スポーツクラブ等が連携を図り、中学生の体力維持・向上やニーズに応じた活動ができる環境づくりに努めます。	教育研究G	スポーツ推進G、文化創造G、教育委員会とで担当者会をもち、部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を検討する準備会を開催することを決定した。	スポーツ推進G、文化創造G、教育委員会と連携し、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、休日の部活動の地域移行にむけた活動環境を整備する必要がある。三重県における部活動ガイドラインの改定が今年度中にも行われる予定であることから、亀山市のガイドラインの改定に取り組む必要がある。	県や他市町と情報交換を行いながら、市内において、休日の部活動の地域移行へ向けての取組を進める。
		指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。	社会教育G	令和4年度は、17のスポーツレクリエーション関係の団体・個人の登録があり、保育園の利用が1度あった。	新型コロナウィルスが「5類」となる本年度、今一度、人材バンクの活用促進を図るため、事業の周知に努める必要がある。	市HPや学びのガイドブック等を活用し、人材バンク制度の周知を行う。また、市内の社会教育団体や教育機関の会合（各団体の役員会、幼稚園長会 etc）にて、積極的な周知を図っていく。
	○スポーツ推進委員の活動の充実	スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。	スポーツ推進G	三重県スポーツ推進委員協議会による実技研修会に参加いただき、スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得に努めた。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、引き続き東海地域や県などのスポーツ推進委員連絡協議会が開催する研修会への参加を要請していく必要がある。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、東海地域や県などのスポーツ推進委員連絡協議会が開催する研修会への参加を要請していく。
		スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関われるような環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	地域における軽スポーツ普及のため、スポーツ推進委員が中心となってし主催大会を開催した。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりが必要である。	スポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりに努める。
	○競技スポーツレベルの向上	各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。	スポーツ推進G	三重バイオレットアイリスの選手による小学生を対象とした、ハンドボール教室及びフィアティン三重の選手による小・中学生を対象としたバレーボール教室を指定管理者が自主事業として実施した。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する必要がある。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する。
		全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。	スポーツ推進G	激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。（激励金支給件数：326件）（旅費補助件数：64件）	激励金及び全国大会出張費について、市民に周知する必要がある。また、制度が2つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方についても検討を行う。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金及び全国大会出場旅費補助金の制度について、市民に周知を行う。また、制度のあり方についても検討を行う。
	○スポーツ医・科学の活用	各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりに支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体に対し、スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報提供を行った。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行う必要がある。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行い、各種スポーツ団体に対し情報提供を行う。

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和4年度実績	今後の課題	令和5年度計画
(4) スポーツ情報提供の充実	○スポーツ情報内容の充実	市や、運動施設指定管理者、スポーツ関連団体が主催するスポーツ教室やイベント、研修会などの情報を積極的に発信します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、指定管理者がFacebookやInstagramを活用し、自主事業の開催案内や施設の紹介等を行った。	指定管理者と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	指定管理者と連携し、イベントや教室などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		自宅が気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	健康づくりG	健康づくりのてびき、ホームページへ自宅でできる体操の情報を掲載した。	より多くの人が体操や運動に取り組みるよう、引き続き健康づくりのてびきや、広報等を通じて情報発信を行う。	健康づくりのてびき、ホームページへ、自宅で気軽に行える体操の普及啓発を行う。
		スポーツ関連団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。	スポーツ推進G	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出を行い、ラジオ体操CDの貸出実績は1回であった。東野公園体育館において、ニュースポーツ用具の貸出を行った。	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出について、広く周知を行う必要がある。東野公園体育館で保管しているニュースポーツ用具の老朽化が進んでいるので、用具の修繕・更新を行う必要がある。	ヨガのDVD、ラジオ体操のCDの貸出を行うとともに、広く周知を行う。東野公園体育館で保管しているニュースポーツ用具は、用具の修繕・更新を行い、貸出を継続する。
		運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報、ホームページなどを通じて情報提供に努めた。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を発信していく必要がある。	スポーツ関連団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性へのスポーツの普及啓発に関する情報の発信に努める。
		運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		激励金支給制度などのスポーツ推進施策について継続的に制度の周知を図ります。	スポーツ推進G	広報、ホームページ等を通じて、激励金支給制度及び全国大会出場旅費補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。	引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。	スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金や全国大会出場旅費補助金等、市のスポーツ推進施策について市民に周知を行う。
	○各種情報媒体を活用した情報発信	既存情報媒体による市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供を継続するとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。	スポーツ推進G	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。新たにかめやま健康なびによりLINEを活用してスポーツや運動に関する情報の提供を行った。	引き続き、広報・ホームページ、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民がわかりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用を検討する必要がある。	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookなどを活用して、市民が分かりやすい情報提供を行う。また、新たな情報媒体の活用について検討する。
		各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通して、様々なスポーツ情報が提供されるよう支援を行います。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。
		県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。
		市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが活躍する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	スポーツ推進G	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行った。全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信を行った。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが活躍する競技会等の情報集約に努める必要がある。	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行う。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、Facebookでの発信に努める。
(5) 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	○市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されている亀山市民駅伝競走大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。	スポーツ推進G	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が開催出来るよう、関係団体に指導・助言を行った。なお、亀山市民駅伝大会については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止となった。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とするように、指導・助言を続けていく必要がある。	市内で継続して行われている亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行う。
		スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や競技ルール等の幅広い情報を提供します。	スポーツ推進G	ジャパンラグビーリーグワんに所属する三重ホンダヒートと連携した「亀山市民応援DAY」の周知において、HPに三重ホンダヒートのHPをリンクさせ、競技ルールの情報提供に努めた。	継続的にスポーツの意義や競技ルールに関する情報提供を行う必要がある。	ホームページや広報誌を活用してスポーツの意義や競技ルール等の情報発信に努める。
	○スポーツイベントの開催に向けた企画	主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、市民に関心を持ってもらえるよう情報提供方法を工夫していきます。	スポーツ推進G	全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックへの投稿を行った。	市民に関心を持ってもらえるような情報提供方法を検討する必要がある。	既存の媒体を用いて情報発信をするとともに、新たな情報発信方法を検討する。
		インターハイや国体の開催に向けて取り組んできたレガシーを活かしながら、スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点も取り入れつつ、スポーツイベントの企画に取り組みます。	スポーツ推進G	バレーボールリーグのディビジョン2に所属するヴィアティン三重の主催試合を指定管理者が誘致し西野公園体育館で開催された。また、春高バレーの決勝戦が西野公園体育館で開催された。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの仕組みづくりについて検討する必要がある。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの観点を取り入れたスポーツイベントの開催について、運動施設指定管理者やスポーツ関連団体とともに検討する。
		子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指すという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会や、交流できる機械づくりを行います。	スポーツ推進G	ジャパンラグビーリーグワんに所属する三重ホンダヒートと連携した「亀山市民応援DAY」に市民を無料招待しトップレベルの試合観戦の機会を提供した。	様々な競技でトップアスリートと交流できるよう、関係団体・チームに機会の場づくりを依頼する必要がある。	様々な競技でトップアスリートと交流出来るよう、指定管理者や関係団体に機会の場づくりを依頼する。
			スポーツ推進G			

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和4年度実績	今後の課題	令和5年度計画
(6) スポーツを活用した地域活性化	○地域経済や観光と連携	スポーツを通じて地域の活性化や交流人口の増加を図るため、地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりを図ります。	スポーツ推進G	スポーツ関連団体とは連携・協働できたが、商業・観光関連団体等との連携・協働には至らなかった。	スポーツツーリズムや地域スポーツコミッションの仕組みづくりについて検討する必要がある。	地域スポーツコミッションやスポーツツーリズムの視点を取り入れながら、市、スポーツ関連団体及び商業・観光関連団体等が連携・協働する仕組みづくりについて検討する。
		地域のスポーツ資源を活用したスポーツ合宿の需要を取り込み、地域経済の活性化や活力ある地域づくりに繋げます。	スポーツ推進G	スポーツ合宿による宿泊者について、一部の施設において、試験的に3か月前から予約を可能として運用した。	施設予約において、一般の利用者との公平性を確保する必要がある。	スポーツ合宿による宿泊者について、対象者や予約時期等を考慮しながら試験運用について検討する。
	○健康増進や介護予防等との連携	生活習慣病予防や健康増進を推進するため、健康マイレージ事業や運動施設の運動教室の取組等を通じて、運動やスポーツの習慣化を図ります。	健康づくりG	出前講座等の教室時にプラス10から始まる健康づくりについての講話を行い、健康マイレージ事業や運動の習慣化の必要性について周知した。	より多くの方が体操や運動に取り組めるよう、引き続き出前講座等の教室時に情報発信を行う。	出前講座等の教室時に運動の習慣化について普及啓発を行う。 健康マイレージ事業については、健康都市推進グループと連携して実施していく。
			スポーツ推進G	市主催事業や総合型地域スポーツクラブ、指定管理者が実施する運動教室への参加を健康マイレージ事業のボーナスポイント対象とし、運動やスポーツの習慣化のきっかけとなるよう努めた。	様々な取組を通じて、運動やスポーツの習慣化につながるよう、市民に興味を持ってもらう必要がある。	運動やスポーツの習慣化を図るため、健康マイレージ事業のボーナスポイント事業に運動施設の運動教室や総合型地域スポーツクラブの教室を対象として取り組む。
		高齢者支援G	コロナ禍で定期的に参加できる教室開催が中止となった。	コロナウイルス等の感染対策を行いながら、教室開催を行う必要がある。	感染対策を行いながら、定期的に参加できる教室を開催し、幅広く市民に周知啓発を行う。	
		スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者を対象とした健康運動教室が実施された。	介護予防教室の担当部署やスポーツ関連団体との情報共有に努める必要がある。	高齢者を対象とした運動教室の開催について、運動施設指定管理者と協議する。	
○市民ニーズに応じた運動施設の充実	市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。	スポーツ推進G	指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取り組み、施設の安全確保に努めた。(西野公園庭球場コート全面改修工事、東野公園体育館トレーニング室更新修繕、関総合スポーツ公園多目的グラウンド土補充整備修繕など)	既存施設の利用環境が維持できるよう指定管理者と連携し、継続的に施設修繕等を行い、施設の安全確保に努める必要がある。	運動施設指定管理者と連携し、必要な施設の修繕等を行い、施設環境の維持に努める。	
	運動施設の照明設備のLED化など、長寿命化に向けた検討を行います。	スポーツ推進G	屋内施設については、全庁的なLED化事業において令和5年度に実施することとした。	施設の長寿命化に向け、計画的な年次計画を検討する必要がある。	照明設備のLED化を含め、施設の長寿命化に向けた検討を行う。	
	高齢者などが容易に集えるよう、コミュニティ系バスや乗合タクシー等の公共交通機関のほかに、大規模大会の開催時にシャトルバスの運行を検討するなど、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。	交通政策G	定期券や交通系ICシステムを導入し、利便性が向上したコミュニティ系バスの継続運行を行うとともに、乗合タクシーの出前講座や新規登録者への無料体験乗車券配布等による利用促進啓発に努めた。	市内公共交通による運動施設へのアクセス案内が不十分であるため、公共交通利用による各施設へのアクセス周知を図る必要がある。	市内公共交通の利用促進を図るため、運動施設へのアクセス周知やバス時刻表等の掲示に努める。	
	高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。	スポーツ推進G	シャトルバスの運行を必要とするほどの大規模大会の開催はなかった。	大規模大会を誘致した場合の対応について、指定管理者と検討する必要がある。	大規模大会の開催時でのシャトルバスの運行など、運動施設への交通アクセスについて検討する。	
		スポーツ推進G	東野公園体育館において、避難所機能を強化するため、空調設備及び自家発電設備を設置する方針を決定した。	全施設において、災害時の避難所機能を確保する必要がある。	東野公園体育館における空調設備及び自家発電設備の設置に向けて設計を行う。	
		スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。	公共施設予約システムの内容について検討する。	
(7) スポーツ施設の整備と利用促進	○運動施設の利便性の向上、施設利用の促進	公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう見直ししていきます。	スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。	指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、モニタリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に活用できるよう努める。また、令和6年度からの指定管理者を選定する。
		市民が運動施設を公平に、快適に活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。	スポーツ推進G	指定管理者制度により市民が公平に快適に活用できるよう、運動施設指定管理者によって適切に管理運営がされた。	指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。	指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、モニタリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に活用できるよう努める。また、令和6年度からの指定管理者を選定する。
		県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者や県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。
		大規模大会に向けて整備した施設の維持に努め、利活用の促進を図ります。	スポーツ推進G	バレーボールリーグのディビジョン2に所属するヴィアティン三重の主催試合を指定管理者が誘致し西野公園体育館で開催された。また、春高バレーの決勝戦が西野公園体育館で開催された。	施設の計画的な維持管理に努めるとともに、利活用の促進策を検討する必要がある。	施設の適切な維持に努めるとともに、利活用の促進策を検討する。
○学校運動施設や公園の有効活用	地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。	教育総務G	老朽化が進みつつある各学校の体育施設について、長寿命化を見据えた計画的な整備を行うための長寿命化計画策定に向け、各施設の現状把握を行った。	多数の体育施設について、建築後一定程度の年数が経過しており、今後、トータルコストの縮減と予算の平準化を視野に入れた改修・建替え等を実施する必要がある中で、全体的な施設整備の方向性を示す必要がある。(令和4年度から継続)	令和4年度からの継続事業として、令和4年度に実施した現状把握の内容を基に長寿命化計画の策定に取り組む。	
		スポーツ推進G	学校体育施設開放事業に関することをホームページに掲載し、利用促進を図った。なお、屋外施設の年間修繕件数は0件であった。	地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。	学校開放施設を、地域の方が夜間や休日に利用できるよう、必要な修繕を行う。	

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当G	令和4年度実績	今後の課題	令和5年度計画
		地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。	市街地整備G	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、清掃作業等を実施した。 また、公園施設長寿命化計画に基づき、西野公園の遊具改修を行った。	指定管理者と連携し、日常点検や定期点検により遊具等の安全を確認し、修繕する遊具等について計画的に進めていく必要がある。	指定管理者と連携し、遊具等の安全点検を実施し、修繕の必要がある遊具等について修繕等を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、亀山公園の遊具改修を行い、都市公園を地域の交流の場として活用できるように努める。

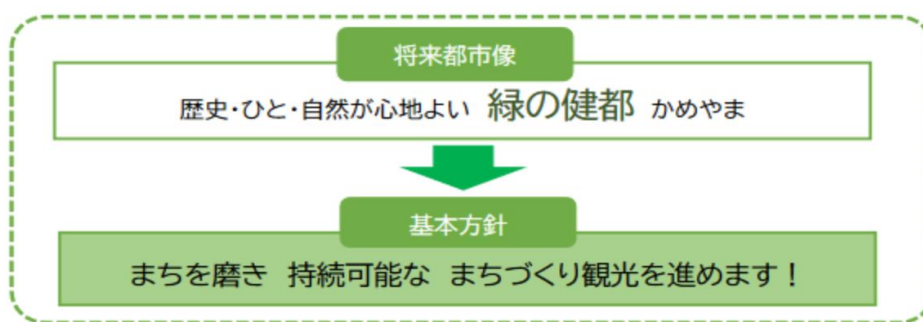
第2次亀山市観光振興ビジョンに関する実績等報告書(令和4年度)

(産業環境部 商工観光課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	本ビジョンは、第2次亀山市総合計画後期基本計画の基本施策「まちづくり観光の活性化」及び観光立国推進基本法第4条に基づく、地方公共団体の区域特性を生かした施策として策定したものであり、本市の観光分野における基本計画として位置付けている。
目的・概要	本ビジョンは、新たなニーズに適応するとともに、改めて地域の資源を見つめなおして、本市の特徴を生かした観光振興の在り方について整理し、本市の将来像である「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」の実現に向け、基本戦略に基づく総合的、計画的な観光振興方策を位置付けることを目的とする。

計画の骨格



■基本戦略1 観光資源のクオリティアップ

1-1	新たな観光資源の創出
施策1	地域資源の創出
1-2	エコツーリズムの創出
施策2	地域振興と地域活性化につながるエコツーリズムの創出
1-3	観光資源の磨き上げによる魅力度の向上
施策3	自然観光の磨き上げ
施策4	歴史観光の磨き上げ
施策5	産業観光の磨き上げ
施策6	広域観光の磨き上げ
施策7	観光施設の再整備と組織強化

■基本戦略2 情報発信のクオリティアップ

2-1	効果的な情報発信による知名度向上
施策8	効果的な情報発信と観光DXの推進
2-2	観光統計データ等の収集
施策9	観光統計データ等に基づく効果的なプロモーション展開

■基本戦略3 ポストコロナ時代における観光のクオリティアップ

3-1	質的な観光振興への取り組み
施策10	変化する世の中で選ばれ続けるための質的な観光振興
3-2	感染リスクの低減対策
施策11	旅行者と地域住民の感染リスク低減対策

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値 (R2)	実績値 (R4)	目標値
1	観光入込客数	人	183,001	207,428	235,000
2	エコツーリズムのイベント開催数	回	13	10	20
3	エコツーリズムのイベント参加人数	人	141	98	300
4	亀山市観光協会ホームページ訪問者数	人	181,722	224,617	250,000
5	関宿内店舗数	店舗	30	34	35
6	まちづくり観光に関わる団体数	団体	84	75	85

■ 計画の実績等

取組実績	<p>観光資源及び情報発信のクオリティアップとして、「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトにインフルエンサーを活用し、雑誌への掲載、特設WEBサイトの新設、観光PRポスターの作成など、観光プロモーション事業をスタートさせた。また、亀山ブランド推進事業において、新たに8社17品目を認定し、百貨店や北伊勢広域推進協議会をはじめとした近隣自治体との連携によるPR販売を行った。さらに、百貨店と連携して特産品の発掘・磨き上げを行ったほか、三重茶農業協同組合と業務連携を締結して亀山茶ペットボトルを復活させるなど、市の魅力を積極的に発信した。</p> <p>また、ポストコロナを見据えたクオリティアップとして、亀山7座の整備とそれを活用した自然観光や鈴鹿川等源流の森林づくり協議会と連携した自然体験の実施、駅前を新スポットとしたPRなどを行った。</p>
成果	<p>情報発信としては、「観光三重」内の関連ウェブサイトへの訪問者数は26万人余りに留まったが、これまで個々に情報発信していた観光資源を、一つのコンセプトによってストーリー性を持たせて戦略的かつ効果的な発信を行う観光プロモーション事業を展開したことで、今後の効果が期待できる。また、亀山ブランド推進事業の3つの取組である「ブランド認定事業」「ステップアップ支援事業」「コミュニケーション戦略9」を展開することで、市の魅力ある特産物のPRを通じて、本市の魅力を市内外へ発信することができた。</p> <p>また、登山イベントや木工体験など、コロナ禍でニーズが高まった自然体験コンテンツには、たくさんの方が参加しており、自然観光を通じて本市の知名度の向上が図られたと同時に、ポストコロナに向けた亀山版グリーンツーリズムの実現にも繋がっていくと考えられる。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上 (4)まちづくり観光の活性化</p> <p>コロナ禍により激減していた観光客であったが、ポストコロナに向け、観光プロモーションの展開や自然・歴史・文化を生かした着地型観光の推進、亀山ブランドによる積極的な特産物のPRなどにより、市の魅力の向上に努めたことで、観光入込客数は徐々に回復してきており、観光交流が再開している。</p>

反省点・課題	<p>市の魅力を伝えるだけでなく、本市への誘客に繋げるため、新たな観光資源の発掘や体験型観光コンテンツをつくり、それらを効果的に発信する必要がある。</p> <p>自然観光では、体験型アクティビティを取り入れた亀山版グリーンツーリズムの実現のため、様々なコンテンツを組み合わせる必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>観光プロモーション事業を年度ごとのテーマに沿って推進し、新たに観光PR動画を作成するとともに、観光誘客につなげるための体験型コンテンツづくりも並行して行う。また、亀山ブランド推進事業や亀山7座トレイル整備・活性化推進事業、文化年事業などと連動させながら、まちづくり観光の推進を図っていく。</p>
--------	---

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(令和4年度)

(教育委員会事務局 学校教育課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度																																																				
位置付け	「亀山市教育大綱」の理念のもと「亀山市総合計画」「亀山市生涯学習計画」「文化芸術推進基本計画」等の関連計画との整合を図りつつ、学校教育の視点から、施策の方針をまとめている。本ビジョンは、「亀山市生涯学習計画」とともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。																																																				
目的・概要	本ビジョンでは、めざす子どもの姿「可能性に挑み 人とつながり 未来を創る「亀山っ子」と、教育スローガン『「亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう!」～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～』を実現するため、2つの基本姿勢において、5つの「基本施策」と20の「施策」を設定している。																																																				
計画の骨格	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 亀山市学校教育ビジョンの体系 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> めざす 子どもの姿 </div> <div style="background-color: #fff; padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 可能性に挑み 人とつながり 未来を創る「亀山っ子」 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 教育 スローガン </div> <div style="background-color: #fff; padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 亀山っ子一人ひとりの可能性を引き出そう! ～「チーム亀山」でふるさとから世界へ～ </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 基本姿勢 </div> <div style="background-color: #fff; padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 誰一人取り残さず 誰もが自分らしく生きる </div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 豊かな地域資源とつながり 共に歩む </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <th style="width: 50%; padding: 5px;">基本施策</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="background-color: #f96; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">I 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">①学力の向上</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">②人権・道徳教育の推進</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">③読書活動・文化芸術活動の推進</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">④健やかな身体の育成</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">⑤就学前教育の充実</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #f96; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">II 新しい時代を生き抜く力の育成</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">①主体的に社会を形成する力の育成</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">②グローバル社会に活躍できる力の育成</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">③情報社会で活躍できる力の育成</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #f96; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">III 一人ひとりの学びを支える教育の推進</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">①特別支援教育の推進</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">②外国人児童生徒教育の推進</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">③不登校児童生徒への支援</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #f96; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">IV 子どもの未来を拓く学びの場づくり</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">①学びのセーフティーネットの充実</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">②子どもたちの安心・安全の確保</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">③防災教育・防災対策の充実</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">④学校教育環境の充実</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #f96; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">V 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">①学校力・教師力の向上</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">②教職員の働き方改革の推進</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">③学校運営協議会を核とした地域との協働</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">④家庭教育力の向上</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr style="background-color: #fff; border: 1px solid black;"> <td style="padding: 5px;">⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table> </div>	基本施策	施策	I 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成		①学力の向上		②人権・道徳教育の推進		③読書活動・文化芸術活動の推進		④健やかな身体の育成		⑤就学前教育の充実		II 新しい時代を生き抜く力の育成		①主体的に社会を形成する力の育成		②グローバル社会に活躍できる力の育成		③情報社会で活躍できる力の育成		III 一人ひとりの学びを支える教育の推進		①特別支援教育の推進		②外国人児童生徒教育の推進		③不登校児童生徒への支援		IV 子どもの未来を拓く学びの場づくり		①学びのセーフティーネットの充実		②子どもたちの安心・安全の確保		③防災教育・防災対策の充実		④学校教育環境の充実		V 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり		①学校力・教師力の向上		②教職員の働き方改革の推進		③学校運営協議会を核とした地域との協働		④家庭教育力の向上		⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進	
基本施策	施策																																																				
I 夢や可能性に挑むための「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成																																																					
①学力の向上																																																					
②人権・道徳教育の推進																																																					
③読書活動・文化芸術活動の推進																																																					
④健やかな身体の育成																																																					
⑤就学前教育の充実																																																					
II 新しい時代を生き抜く力の育成																																																					
①主体的に社会を形成する力の育成																																																					
②グローバル社会に活躍できる力の育成																																																					
③情報社会で活躍できる力の育成																																																					
III 一人ひとりの学びを支える教育の推進																																																					
①特別支援教育の推進																																																					
②外国人児童生徒教育の推進																																																					
③不登校児童生徒への支援																																																					
IV 子どもの未来を拓く学びの場づくり																																																					
①学びのセーフティーネットの充実																																																					
②子どもたちの安心・安全の確保																																																					
③防災教育・防災対策の充実																																																					
④学校教育環境の充実																																																					
V 学びを支えるあたたかさあふれる学校づくり																																																					
①学校力・教師力の向上																																																					
②教職員の働き方改革の推進																																																					
③学校運営協議会を核とした地域との協働																																																					
④家庭教育力の向上																																																					
⑤「亀山」の自然と歴史文化を活用とした教育の推進																																																					

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	2				
1					
2					
3	別紙参照				
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「学力向上推進計画【第3版】」に基づき、「書く力」「読む力・読み取る力」の育成、「めあて」と「ふり返し」を重視した授業づくりの徹底を図った。 ・1人1台端末をはじめとしたICT機器の活用に取り組、eライブラリなど家庭学習として取り組んだ。亀山市学力向上推進計画【第4版】を策定した。 ・初期適応指導教室「レインボー」を立ち上げ、日本語未習得児への初期集中支援を行った。 ・学習支援事業「学習教室」では、定期的な教室開催とともに、定期外の教室開催を実施したり、該当家庭への啓発をしたりして学びの保障を進めた。 ・地域や保護者と連携・協働したコミュニティ・スクールの取組について、家庭、地域に向けた情報発信を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国学力・学習状況調査」において各教科すべての問題の平均正答が全国平均と比較して、－5ポイント以内となっている問題で、小学校90%・中学校64%となり「書く力」の育成、めあてとふり返りの提示、タブレット端末を使った授業改善を行った成果である。タブレット端末を授業で活用する教員の割合は100%となっている。 ・初期適応指導教室を4月に開室し、初期適応指導が必要な小学生6人、中学生3人に初期プログラムを実施した。 ・学習支援事業「学習教室」に参加した人数が令和3年度から24人増加し、令和4年度は45人となった。 ・コミュニティ・スクールだより等を作成し、地域への情報発信を年間3回以上行った学校は12校であった。
総合計画推進への寄与度	<p>【希望をもって新しい時代に活躍できる子どもの育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校に学校図書館活用アドバイザーを派遣し、児童生徒へ図書館活用指導や読書指導の取組を行った。 <p>【社会全体で家庭を支える気運の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化月間を1学期・2学期に1回ずつ設け、取組を推進した。

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校満足度が目標値に達していない。 ・体力調査結果を活用し、子どもたちの体力・運動能力を把握し、体育の授業改善に努める必要がある。 ・小中学生ともに、1日当たりのスマホやゲーム等の使用時間が長い。
--------	---

今後の方向性	<p>誰一人取り残すことなく、子どもの可能性を引き出すため、学校や地域・家庭と連携協働し、教育の推進を行う。亀山学力向上推進計画【第4版】に基づいた質的授業改善、育ちの支援、たてよこの連携と協働をすすめ、子どもたちの学力向上を図る。</p>
--------	--

成果指標		単位	現状値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R8)
1	「全国学力・学習状況調査」において各教科すべての問題の平均正答率が全国平均と比較して、-5ポイント以内となっている問題の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 93% 中学校 70%	小学校 90% 中学校 64%	小学校 100% 中学校 80%
2	人権に関する授業を保護者等に公開している学校の数 【三重県教育委員会調べ】	校	小学校 4校 中学校 1校	小学校 7校 中学校 1校	小学校 11校 中学校 3校
3	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 *「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書しますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 59% 中学校 45%	小学校 65% 中学校 42%	小学校 64% 中学校 50%
4	体力テストの総合評価A・B・Cの子どもたちの割合 *「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」「B」「C」「D」「E」の5段階のうち上位3段階である「A」「B」「C」小中学生の割合【スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」】	%	小学校 65% 中学校 78% (令和元年度)	小学校 63.7% 中学校 71.9%	小学校 68% 中学校 80%
5	子どもの園への満足度の状況 *「お子さんは園の生活や遊びを楽しんでいると言っていますか」の質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者の割合(%)【園評価アンケート】	%	園 95%	園 98.2%	園 97%
6	将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 75% 中学校 71%	小学校 80% 中学校 66%	小学校 80% 中学校 75%

成果指標		単位	現状値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R8)
7	日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる中学生の割合 * G-TEC においてCEFR A1 レベル相当以上を達成した中学生の割合【文部科学省「英語教育実施状況調査」】	%	中学校3年生 77% (令和2年度)	中学校3年生 70%	中学校3年生 80%
8	タブレット端末を授業で活用する教員の割合【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 98% 中学校 81% (令和2年度)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
9	「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合 * 特別支援学級や通級指導教室に在籍している等「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」が必要な子どもたちのうち、作成して、引継ぎをしている子どもたちの割合【亀山市教育委員会調べ】	%	保育園等 「支援計画」 0% 「指導計画」 0% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 70% 「指導計画」 79%	保育園等 「支援計画」 0% 「指導計画」 0% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100%	保育園等 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 小学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100% 中学校 「支援計画」 100% 「指導計画」 100%
10	初期集中支援が必要な外国人児童生徒のうち、初期プログラムを受けている子どもたちの割合【亀山市教育委員会調べ】	%	小学校 - % 中学校 - %	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
11	不登校児童生徒が、中学校卒業時に進学・就職等、自ら進路選択できた生徒の割合【亀山市教育委員会調べ】	%	中学校 100% (令和2年度)	中学校 94%	中学校 100%

成果指標		単位	現状値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R8)
12	「学習教室」への参加人数 *家庭生活が困窮（生活保護及び就学援助受給世帯等、または学校から薦めがあった世帯）の子どもで「学習教室」に参加した年間の人数	人	21人	45人	25人
13	いじめの認知件数に対して解消したものの割合 *当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合【三重県教育委員会調べ】	%	小学校 100% 中学校 100% (令和2年度)	小学校 93.8% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
14	すべての学年が「防災ノート」を活用した授業を年2回以上行っている学校の数	校	小学校 -校 中学校 -校	小学校 11校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校
15	学校評価アンケートにおける学校満足度	%	小学校 93% 中学校 91%	小学校 91.1% 中学校 94.1%	小学校 95% 中学校 95%
16	ストレスチェックにおいて、『仕事や生活の満足度がある』の亀山市教職員全体における平均評価点と全国平均評価点の差 *学校ストレスチェックの「仕事や生活の満足度がある」の質問項目において、亀山市と全国平均評価点とを比較したポイント	ポイント	0.7ポイント (令和2年度) 亀山市 6.4 全国 5.7	0.6ポイント 亀山市 6.3 全国 5.7	0.8ポイント
17	コミュニティ・スクールだより等を作成し、地域への情報発信を年間3回以上行っている学校の数	校	小学校 6校 中学校 2校 (令和2年度)	小学校 9校 中学校 3校	小学校 11校 中学校 3校

成果指標		単位	現状値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R8)
18	平日1日あたり3時間以上ゲームをする子どもたちの割合 * 「平日、1日当たりどれくらいの時間ゲームをしますか」という質問に対して、3時間以上と回答した小中学生の割合【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	%	小学校 30% 中学校 37%	小学校 32% 中学校 36%	小学校 15% 中学校 20%
19	地域学習副読本「亀山にまつわる人・もの・こと」を活用して学習に取り組んでいる小学校の数	校	1校	11校	11校

亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(健康福祉部 子ども未来課)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 6 年度
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、第2次亀山市総合計画を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく市町村子どもの貧困対策計画の内容を併せ持つものです。
目的・概要	子ども・子育て支援法は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すもので、本計画に基づき、具体的な推進を図ります。
計画の骨格	<p>【基本理念】 「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」</p> <p>基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充実されるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化 (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 <ul style="list-style-type: none"> ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化 (3) 多様な保育サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②きめ細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実 <p>基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援 (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流促進 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実 <p>基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止の取り組み ②子どもの人権を守る意識の醸成 ③外国人家庭の子育て支援 (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 <ul style="list-style-type: none"> ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②就学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり (3) 自立した生活基盤づくりへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進 <p>基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援 (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1					
2	別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況のとおり				
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>低年齢児(0～2歳)の保育ニーズが高まり、恒常的な待機児童の発生が続いていることを受け、その解消に向けて、亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づき、短期的な効果が期待できる事業として、令和3年度から、和田保育園保育室増設事業を進め、令和5年3月に完成した。さらに、待機児童館も活用しながら、保育の必要な未就学児童への適切な保育の提供等に努めた。</p> <p>また、放課後児童クラブについては、既存の放課後児童クラブの運営支援等を行いつつ、民設の放課後児童クラブに対し、児童数の増加に伴う定員増員のための既存施設の改修に係る費用を補助した。</p> <p>配慮を必要とする児童への支援の取組については、発達支援に関する専門性の向上を図ると共に、医療機関との連携協定プログラム(KUKS)を構築し、発達支援の充実に努めた。</p> <p>子どもの貧困については、経済的・文化的な貧困に直面する子どもを含む世帯を支援につなげる「つながるシート」を運用するとともに、世帯の状況に応じて、関係機関との情報共有や支援の役割分担を整理しながら、世帯全体のケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を開催した。</p>
成果	<p>待機児童の解消については、策定した方針に沿って短期的な効果が期待できる事業として既存施設(和田保育園)の保育室増設事業に取り組み、令和5年3月に工事が完了した。この事業により、令和5年度当初からの低年齢児(0～2歳)の受入れ児童数の拡大が可能となり、待機児童の解消を図ることができた。</p> <p>さらに、子育て世帯における多様な福祉課題を集約する体制を整えたことにより、教育と福祉の連携強化を図ることができた。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>仕事と子育ての両立を支える環境の充実に努めるため、待機児童解消に向けた未就学児の保育提供体制の拡大や、放課後児童クラブ事業等の運営支援等を実施することで、保護者が安心して働ける環境整備を進めることができた。</p>

反省点・課題	<p>待機児童が発生している低年齢児の保育ニーズに対するスピード感のある施設再編への取組が必要となっている一方で、今後は、子どもの人口動向について随時注視しながら、その動向に沿った施設再編が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>今後の保育ニーズを精査しながら、令和2年度に策定した施設再編方針の見直しにより、就学前教育・保育施設の再編の方向性について検討する。また、切れ目のない支援体制の下、課題を抱える子育て世帯への支援の強化を図る。</p>
--------	---

別紙 子ども・子育て支援事業計画に関する主な数値の状況

項目	単位等	令和4年度実績	
教育保育事業※	1号認定提供数(人)	480(市内) 29(広域)	
	2号認定提供数(人)	741(市内) 29(広域)	
	3号認定提供数(人)	439(市内) 27(広域)	
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数(箇所)	5	
	平均利用児童数(人/月)	1,694	
妊婦健康診査	延べ提供人数(人)	2,282	
産婦健康診査	延べ提供人数(人)	351	
乳児家庭全戸訪問事業	提供数(件)	258	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	延べ提供数(件)	80	
子育て短期支援事業	委託施設数(箇所)	8	
	延べ利用児童数(人)	16	
子育て援助活動支援事業	延べ利用数(人)	965	
一時預かり事業	幼稚園型	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	8,342
	保育所等	実施箇所数(箇所)	3
		延べ利用児童数(人)	891
延長保育事業	実施箇所数(箇所)	6	
	登録児童数(人)	129	
病児・病後児保育事業	実施箇所数(箇所)	0	
	利用児童数(人)	0	
放課後児童健全育成事業	実施支援の単位数(箇所)	25	
	利用児童数(人)	720	

※子育てのための施設等利用給付施設認定者も含む。

第4次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(市民文化部 文化課)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度
位置付け	亀山市男女が生き生き輝く条例第11条に基づき本市の男女共同参画分野の推進に関する政策を総合的、かつ計画的に推進するために基本計画として定めるものである。本計画は、男女共同参画社会基本法第14条、女性活躍推進法第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置づけている。さらに、第2次亀山市総合計画後期基本計画基本施策「人権の尊重とダイバーシティ社会の推進」と深く関わっている。
目的・概要	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、3つの基本目標に基づく施策や取組を展開し、男女共同参画社会の実現～すべての人が生き生き輝くまち健都かめやま～を目指すべき姿とするものである。
計画の骨格	<p>目指すべき姿</p> <p>男女共同参画社会の実現</p> <p>～すべての人が 生き生き輝くまち 健都かめやま～</p>
	<p>1 男女の人権尊重の推進</p> <p>1 男女共同参画を実現するための意識づくり</p> <p>(1) 人権啓発・人権教育の推進 (2) 人権相談・支援体制の充実</p>
	<p>2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し</p> <p>(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた方法・啓発 (2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備</p>
	<p>3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶</p> <p>(1) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進</p>
	<p>4 誰もが安心して暮らせる環境づくり</p> <p>(1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり (3) 性の多様性に関する理解の促進</p>
	<p>2 女性活躍の推進</p> <p>5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(1) 行政分野における女性の参画拡大 (2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</p>
	<p>6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</p> <p>(1) 市民・企業等に対する啓発・取組 (2) 仕事と家庭の両立のための環境づくり (3) 市役所内における取組</p>
	<p>7 働く場における男女共同参画の推進</p> <p>(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発 (2) 女性活躍の推進に向けた環境整備</p>
	<p>3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進</p> <p>8 教育や啓発による意識改革、理解の促進</p> <p>(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実 (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</p>
	<p>9 生涯にわたる健康づくり支援</p> <p>(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (2) スポーツ分野への女性の参画</p>
<p>10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</p> <p>(1) 災害に備えた体制の整備 (2) 災害に備えた避難所運営体制の構築</p>	

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	別紙のとおり				

■ 計画の実績等

取組実績	<p>男女共同参画週間(6月23日～30日)に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗を設置する他、男女共同参画啓発記事やDV、セクシャルハラスメント防止について市広報や市ホームページへ掲載し、啓発を行った。</p> <p>また、「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間(11月13日～29日)」にグーウェン代表深谷百合子氏を講師に招いて「『自分の道』を決めるのは自分～自分らしく生きるとは～」をテーマに講演を行い、講演後には「鈴鹿友の会」の方々による洗濯物や掃除などの家事体験を行った。</p> <p>また、亀山市男女共同参画市民養成講座を開催し「すべての人にやさしい避難所」「今だからできる健康講座」をテーマにフレンテみえ職員の服部亜龍氏、金城学院大学薬学部の大嶋耐之教授の講演を行う他、三重県男女共同参画連携映画祭上映前に男女共同参画社会について解説を行った。</p> <p>さらに、男女共同参画審議会にて「多様な性 親の願い」をテーマにNPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会理事の浦狩知子氏を招いて委員研修会を行った。</p>
成果	<p>男女共同参画社会実現に向けてのチェックリストやコラムまた、DV、セクシャルハラスメント防止啓発などの男女共同参画情報誌や市広報などへの掲載、男女共同参画週間の啓発パネルやのぼり旗の設置により、固定的性別役割分担意識解消に向けた啓発や男女共同参画意識の醸成とハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向けての啓発を図ることができた。</p> <p>また、「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設け、市民講座を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につながった。男女共同参画市民養成講座を開催することで、生涯にわたる健康づくり支援や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に寄与した。</p> <p>さらに、男女共同参画連携映画祭の開催や上映前の解説により、男女共同参画への意識高揚を図るとともに、男女共同参画審議会委員研修会を通して、性の多様性に関する理解を促進することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>男女共同参画情報誌の発行や男女共同参画週間をはじめとした市広報や市ホームページへの記事掲載を通して、情報発信やハラスメント根絶の推進等の意識啓発を図るとともに、男女共同参画市民養成講座や県連携映画祭の開催により、男女共同参画の推進に寄与した。</p> <p>また、男女共同参画審議会委員研修会を実施することにより、多様な性のあり方についての理解促進と啓発につながった。</p> <p>さらに、ワーク・ライフ・バランス週間の市民講座の開催を通してワーク・ライフ・バランスに対する機運の醸成に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>人権尊重の意識や男女共同参画意識の高揚を図るため、継続して、あらゆる機会を通じて啓発を図っていく必要がある。</p> <p>また、各種審議会の女性登用率や自治会長に占める女性の割合の向上など、目標達成に向けて全庁的に取り組む必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>人権尊重の意識醸成や性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、研修会や講座等あらゆる機会と広報等様々な手段を活用し啓発していく。</p> <p>また、女性活躍の推進のための支援事業等、広く市民に向けた取組を推進していく。</p>
--------	---

■成果指標

成果指標名		単位	現状値 (計画策定時)	実績値 (R4)	目標値 (R7)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	55.6	—	100
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	61.0	—	80
3	DV防止法認知度	%	51.4	—	60
4	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	39.6	—	45
5	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数	校	11校/14校	14校/14校	全校
6	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	33.5	35.1	40
7	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9	—	20
8	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	0	4	6
9	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:67.8 パタハラ:31.8	—	マタハラ:80 パタハラ:40
10	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	5.3	6.8	増加
11	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	27.7	27.7	増加
12	本市における女性管理職の割合	%	30.5	32.3	40 (R6)
13	市男性職員の育児休業取得率	%	11.1	42.9	20 (R6)
14	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	12.8	12.2	12 (R6)
15	放課後児童健全育成事業の設置施設総数	箇所	22	25	24
16	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.0	13.7	増加
17	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	1	増加
18	健康診断受診率	%	男性:76.5 女性:72.8	—	男性:86.5 女性:76.0
19	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:19.8 乳がん:25.4	子宮がん:20.8 乳がん:27.2	子宮がん:23.0 乳がん:28.5
20	運動習慣のある人の割合	%	男性:60.6 女性:49.0	—	増加
21	女性消防団員数	人	18	16	増加

基本目標 Ⅰ 男女の人権尊重の推進

基本施策 Ⅰ 男女共同参画を実現するための意識づくり

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	人権・ダイバーシティG		引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。	12月3日に「平和について考えよう!～『過去』『現在』の戦争と向き合い、平和な「未来を」～」をテーマに開催した。ジャーナリストの志葉玲さんによる人権講演会、ゴスペル歌手TAEGO GLORYさんRENさんによるゴスペル公演や市内の「平和」に関する取り組み紹介、人権に関わる活動を行う団体の取り組み紹介・市内小中学生の人権ポスターの展示等を行った。	フェスタ本来の趣旨に沿って広く啓発するためにも、幅広い年齢層に参加してもらえる開催方法を検討していく必要がある。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	人権・ダイバーシティG		広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を設ける。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、人権にかかわる行政出前講座を保育園、学校、職員団体、自治会など計10回、計461名に行った。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	広く市民が、人権について正しい理解ができるように、学習会や研修会などの機会を積極的に設ける。
	市広報紙や市ホームページ、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用した情報発信において、人権意識に配慮した発信に努めます。	広報G	人権・ダイバーシティG	市広報、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。	広報紙では、人権に関するコラムや人権週間の啓発記事を掲載した。ホームページでは、人権・共生に分類される既存ページの更新を随時行った。行政情報番組では、毎月の人権相談の開催日を周知するため文字情報を放送した。	人権について正しく理解してもらえるよう、各種広報媒体を活用した情報発信が引き続き必要である。	市広報、ホームページ、行政情報番組など各種広報媒体を活用し、身近でタイムリーな話題に関連した情報発信を行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	教育支援G	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、人権教育の系統的な取組を進める。	園、小学校、中学校、高等学校の代表者が子どもたちの現状や課題を交流することで、人権教育の系統的な取組を進めることができた。また、学校教育部会が中心となって各中学校のネットワークの方向性について確認し合うほか、亀山市人権教育担当者会にて具体的な人権教育の取組を共有しながら進めることができた。	幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の代表者が集う亀山市人権教育推進協議会を子どもたちの実態の交流だけの会ではなく、系統的な取組を進める必要がある。	亀山市人権教育推進協議会、各中学校区ネットワークの活動を通して、人権教育の系統的な取組を進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一かめやまお茶の間10選(実践)推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭における「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画(令和4～6年度)に基づき「かめやまお茶の間10選(実践)」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート等の回収にあたり、回答フォーマットへアクセスするURLを掲載したメールの配信に協力いただくなど、新しい手法を試みたものの、依然として回収率が低いため、回答方法の周知にも工夫が必要である。	「かめやまお茶の間10選(実践)」の強化週間を設定するなど、浸透に向け積極的に意識啓発を進めていく。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業振興G		各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら、職場における人権教育が進むよう啓発を行う。	研修会や会議等様々な機会を捉えて、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど、文化共生Gと連携して周知に努めた。	職場における人権教育が進むよう、イベントや研修等を通じて継続した啓発活動が必要である。	企業内における人権教育が進むよう、研修等の機会を通じて、企業へ継続した啓発を図る。
(2) 人権相談・支援体制の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	人権・ダイバーシティG		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。	窓口のパンフレット設置や市広報誌にて、常設・特設相談等の相談窓口の周知を図った。関支所での特設相談において、電話での対応を開始した。	人権尊重の視点に立った相談や支援をおこなうため、関連機関との連携を図っていく。	令和5年度から本庁にて電話相談を開始するので、引き続き、人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、広く市民に周知する。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。	子ども支援G		女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。	女性相談窓口、三重県男女共同参画センター「フレんてみえ」の相談窓口等の情報に関し、市広報紙・ホームページに掲載し、情報提供を行った。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	女性相談に係る関係機関、相談窓口等の情報を市広報紙・ホームページなど、各種媒体を活用し周知することで、困難を抱えた女性等が相談しやすい環境づくりに促進する。
	様々な媒体を通して人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。	人権・ダイバーシティG		様々な媒体を通して人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。	市の人権啓発チラシ及び男女共同参画情報誌では、人権擁護委員の相談窓口をはじめ、子ども・外国人・女性などの相談窓口について周知した。また、市広報誌、市ホームページ、ZTVなど様々な媒体で広く周知した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	様々な媒体を通じて人権擁護委員による人権相談や各種相談窓口の周知を図るとともに、鈴鹿防災総合事務所や人権センター、三重県男女共同参画センター等の関係機関と連携していく。
	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	人権・ダイバーシティG		人権センターが開催するスキルアップ講座(無料)に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、市職員研修の機会を設ける。	三重県人権大学講座に市職員1名が参加した。そして、担当グループの職員をはじめ市職員3名がスキルアップ講座を受講し、部落解放研究第28回三重県集会に人権施策関係課職員が参加した。また、市職員の主事級・主任主事級職員52名を対象を、人権研修を実施した。	市職員の人権研修について引き続き、機会を確保していく必要がある。	人権センターが開催するスキルアップ講座(無料)に、担当グループの職員が1人1講座以上受講するように取り組む他、人権研修市職員研修(主査級)の機会を設ける。

<p>相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながらかつ連携して支援できるような体制の充実を図ります。</p>	<p>人権・ダイバーシティG</p>		<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会や津地方務局との連携等、市民への相談体制の充実に努めた。</p>	<p>各関係機関で連絡を密にしながらかつ連携して支援できるような体制を強化していく必要がある。</p>	<p>津人権擁護委員協議会亀山地区委員会と引き続き連携を図るため、月1回開催されている委員会に職員も可能な範囲で出席する。</p>
<p>民生委員・児童委員や保護司など、地域における見守りや支援活動を行っている団体等と連携し、住民の悩み事や人権問題を早期に見出し解決につなげられる体制づくりを進めます。</p>	<p>福祉総務G</p>	<p>民生委員児童委員協議会連合会 保護司会 地域まちづくり協議会（福祉委員）など</p>	<p>世代や属性を問わず、住民の課題を集約するしくみづくりとともに、必要に応じて支援プランを作成し、多機関の連携が可能となる会議体を設置・運営する。</p>	<p>住民が抱える課題を市と社会福祉協議会に集約する支援体制づくりを地域まちづくり協議会等の会議の場で周知した。また、支援の必要性に応じて世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理する会議体を設置・運営した。</p>	<p>既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援が必要である。</p>	<p>既存の社会資源への働きかけや事業活動を支援できる体制づくりに向け、支援ニーズや状態に合った支援が可能となるプランを作成・管理する場の設置を検討する。</p>

基本目標 1 男女の人権尊重の推進

基本施策 2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。	11月20日に「亀山市ワーク・ライフ・バランス市民講座」として「グーエン代表 深谷 百合子氏を講師に招き『自分の道』を決めるのは自分～自分らしく生きるとは～」をテーマに講演をいただき、その後「鈴鹿友の会」の方によるカジュアル（家事やる）講座と題して、洗濯物や掃除などの家事体験を行った。	働き方に対する意識や、仕事と仕事以外の生活との両立など、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、長時間労働の是正や休暇取得の奨励など、事業所の取組を推進する必要がある。	今後も男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の活動に、男女とも多様な住民が参加できるよう意識改革を図ります。	社会教育G		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、27.7%（5人/18人）であった。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容について、広く周知していく。
		地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長研修のほか、引き続き、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に行い、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	人権・ダイバーシティG		慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行う。	審議会等の女性登用率の調査をはじめ、市の広報（5月号）にて「家事・育児・介護」の男女の取組時間をグラフで示し、女性も男性も同じ意識を持ってもらうための啓発を行った。	情報を発信し、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、男女共同参画情報誌や市の広報のコラム等で、啓発を行う。
	市が作成・発行する文書（チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等）やホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	広報G	文化共生G、法務G	各種広報媒体における情報発信時に、表現方法や使用イラスト等が適切であるかを確認する。	各課から合議される広報紙、ホームページおよび行政情報番組などの掲載時に、固定的性別役割分担意識を助長する表現やイラスト等がないよう意識して内容を確認した。	広報紙やホームページ、行政情報番組など各種広報媒体において、固定的性別役割分担意識を助長するような表現がないか引き続き確認していく必要がある。	各種広報媒体における情報発信時に、表現方法や使用イラスト等が適切であるかを確認する。
(2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備等）に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	住まい推進G	施設管理部署	建物改修等予算が減少傾向にある中、十分な機能を有するための予算確保が課題となっており、改修の必要性について認識してもらう必要がある。	亀山公園庭球場便所新築工事において、女性だけでなく男性が子育てに参画しやすくなるよう、ベビーベッド、ベビーチェア及びフィッティングボードなど乳幼児連れ対応機能を備えた多機能トイレを設計した。	建物改修等予算の減少、建築資材の高騰の中、十分な機能を備えた公共施設における環境整備のための予算確保が課題となっている。	不特定多数の人が使用する公共施設の設計にあたっては、男性トイレにベビーベッドを整備するなど、男性が子育てに参画しやすくなるよう環境整備に努める。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、男女とも多様な住民が参加しやすい環境となるよう意識改革を図ります。	教育研究G		委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。	だれもが参加しやすい会議とするため、オンライン会議を併用し、時間や場所形態等を工夫しながら行った。	今後も、固定的性別役割分担の意識の解消に努めるとともに、多くの市民が会議に参加しやすい開催時間や参加形態を考えていく必要がある。	委員構成に応じて、参加しやすい会議設定を行う。
		子ども総務G		これまでの時間設定を基本に、委員構成を見ながら、全体として参加しやすい会議設定を行う。	換気などの新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、可能な限り短時間で会議を開催した。	会議に出席する委員構成により、参加しやすい時間帯が異なる。	これまでの時間設定を基本に、委員構成を見ながら、全体的に参加しやすい会議設定を行う。
		地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長研修のほか、引き続き、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。

基本目標 1 男女の人権尊重の推進
 基本施策 3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	子ども支援G		女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるため、女性に対する暴力抑制などのDV防止の周知活動を行う。	亀山市二十歳の集いにデートDVに係る啓発チラシを配布した。また、かめやま出前トークにおいて「女性が抱えるさまざまな困難や悩み、生き方について一緒に考えましょう。」との内容で「女性が自分らしく生きるために」をテーマ掲載を行った。	若年層への啓発強化のため、対象を学生(高校生など)に広げるとともに、配偶者や恋人など、女性に対する暴力をなくす意識を高めるため、男性への理解を深める必要がある。	若年層(学生)への啓発を行うとともに、「かめやま出前トーク」などにより、女性への暴力は許さない認識を深める啓発活動を行う。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	子ども支援G		「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載したり、DV防止のパンフレット等を配布したりする。市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗等に市や県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシの設置依頼を行う。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、11月1日号市広報紙にDV防止啓発の特集記事を掲載し、市内公共施設にDV防止のチラシを設置した。また、市内コンビニエンスストアにDV相談カードやチラシの設置を依頼した。	女性等に対するあらゆる場面で暴力を許さない社会意識を醸成し、被害の未然防止及び市や県の相談窓口等周知するため、啓発活動を継続する。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙等でのDV防止啓発記事の掲載や新型コロナウイルス感染症の対応動向等を注視しつつ、DV防止のパンフレット等の街頭での配布を含め検討する。また、市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗等に市や県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシなどの設置依頼を行う。
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	子ども支援G		相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援や医療機関及び行政手続等への同行等の支援を行う。	専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、主に心のケアや継続的な相談など被害者に寄り添った支援を行い、行政手続等の同行支援も行った。 ・相談実人員185人、延べ件数1,594件	被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続した相談を行うとともに、被害者に寄り添い各ケースに応じた的確な支援を行う必要がある。	専任の女性相談員等により、被害者の保護や自立等のため、心のケアや継続的な相談等支援を行うとともに、必要に応じ行政手続等相談員等が同行するなど、関係機関と連携し、被害者に寄り添った支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。	子ども支援G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。	DV被害者の適切な保護等に必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者支援実施のため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・個別ケース会議 78回	DV被害者の適切な保護・支援のため、情報共有を密に行い、各関係機関等が共通認識のうえ連携していく必要がある。	DV被害者への適切な対応のために必要な情報共有と支援の内容等を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援できるよう、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催するとともに、関係機関間での情報共有を密にする。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要のため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	子ども支援G		DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。	DV被害者に同伴している子どもに関し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行った。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の関係機関、学校・園、児童相談所、警察などと連携し支援を行った。	引き続き女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、児童相談所、警察など関係機関との連携強化を図る。	DV被害者に同伴している子どもへの対応について、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行うとともに、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みを活用し、学校・園、児童相談所、警察(所轄署、中勢少年サポートセンターなど)等関係機関と連携し支援を行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	子ども支援G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、三重県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。	専任の女性相談員を中心に、被害者への支援等について、みえ犯罪被害者総合支援センターなど関係機関と連携により、生活を再建できるよう、心理的支援や経済的自立に向けた支援を行った。	被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所などそのケースに応じて各関係機関との連携を的確に行う必要がある。	専任の女性相談員を中心に、被害者が早期に生活を再建できるよう、市関係部署及び女性相談所など関係機関との情報共有を強化し、心理的支援、経済的な自立も含めた就労支援等自立支援を的確に行う。
	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	高齢者支援G 障がい者支援G		高齢者に対する暴力については、必要に応じて地域包括支援センター等の関係機関とのケース会議を開催するとともに、相談窓口等について周知を行う。 亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議における高齢者等の虐待に関する情報共有を継続的に行うとともに、虐待防止に向けた啓発活動や虐待の早期発見発見や被虐待者の保護を図るため、身近に相談できる窓口の周知に取り組む。	高齢者のパートナーに対する暴力については令和4年度は無かった 亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議において障害者の虐待に関する情報共有を行った。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。 虐待防止に係る啓発活動や身近に相談できる窓口の周知・啓発が必要である。	高齢者虐待についての相談窓口として、地域包括支援センター等について周知をおこなって行く。 虐待防止、早期発見、被虐待者の保護等に係る周知方法の検討や三重県高齢者・障がい者虐待防止チームの派遣・助言事業の活用を図る。
	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態(代理受傷)になったり、相談員がバーンアウト(燃え尽き)したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	子ども支援G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加するとともに、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。	女性相談員のスキルアップ等のため、新型コロナウイルス感染症防止対策によるWeb開催を含め、東海ブロック婦人相談員の研修会、人権に係る相談担当者の研修会等に参加した。	相談員の資質と知識の向上を図るため、県内のみならず県外への研修参加の機会を設けていく必要がある。	女性相談員自身への精神的なフォローやスキルアップのため、新型コロナウイルス感染症対応の動向等に配慮しつつ、県内で行われる各種研修や県婦人相談員連絡協議会等だけでなく、全国婦人相談員連絡協議会にも参加する。

	DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	住まい推進G	子ども支援G	令和3年6月より国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から市営住宅1戸に優先的に入居を行い、現在も入居中である。DV被害者保護のため、関係部署と常に情報共有を図ると共に緊急時には法令や国の通達に基づき四家い住宅への緊急入居に努めていく。	国の通達に基づき、DV被害者保護の観点から令和4年8月から新たにDV被害者の母子について、緊急避難措置として市営住宅1戸に目的外使用により入居させた。また、その後の生活状況を鑑み、一時使用期間延長許可のうえ現在も入居中である。	住宅に困窮している低額所得者が多数いる中で、緊急避難措置としてDV被害者に提供する市営住宅の空き家の確保が困難である。	DV被害者の情報については福祉部に集約されることが多いことから、今後も情報共有など連携強化に努める。
(2) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面で未然防止のための啓発に努めます。	子ども支援G		女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にDV防止啓発の記事を掲載する。また、DV防止のチラシ等を配布する。市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗棟に市や県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシの設置依頼を行う。	市ホームページにセクシュアルハラスメントに係る関係機関の窓口を掲載するとともに、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ11月1日号市広報紙にDV防止啓発の特集記事を掲載し、市内公共施設にDV防止のチラシを設置するなど啓発に努めた。	女性等に対するあらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントや暴力を許さない社会意識を醸成し、被害の未然防止及び市や県の相談窓口等周知するため、啓発活動を継続する。	女性に対する暴力をなくす運動期間での市広報紙等へのDV防止啓発記事の掲載や市内の不特定多数の人が立ち寄る店舗等への市、県等の相談窓口が掲載されたカード型チラシなどの設置依頼に合わせセクシュアル・ハラスメントに係る啓発を行う。
	適正な性教育の実施及び性犯罪等についての学習機会の提供等により、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	教育研究G		保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。	人権教育や道徳の授業を通して、あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係の構築の仕方を学ぶことができた。	日常生活場面において実践できる児童生徒の育成が必要である。	保健の授業、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の時間を活用するとともに、各校の人権教育のカリキュラムに学習を位置付け、意識の醸成を図る。

基本目標 1 男女の人権尊重の推進
 基本施策 4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	子育てサポートG 保健給食G 医療年金G		ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供を行う。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行う。	ひとり親家庭に対する就学援助費として249件を認定し、支給を行った。 一人親家庭等医療費受給資格者の健康保険適用の医療費の自己負担分を的確に助成した。 対象者：931人（令和5年3月末時点） 令和4年度助成総額：26,723,489円 ひとり親家庭を対象とした手当等を適正に支給するとともに、児童扶養手当の現況届時などにひとり親世帯等の状況に応じた情報提供を行った。また、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行った。	就学援助の件数と支給額が増加する可能性がある。 受給資格を有する者が確実に必要な医療費助成を受けられるよう、対象者を的確に把握・資格認定し、医療費助成につなげることが必要である。 物価高騰等の影響を特に受けるひとり親世帯等に対し支援を行う必要がある。	制度の周知に努め、適正な認定を行う。 対象者を的確に把握・資格認定するとともに、令和5年度も引き続き県の助成基準の所得額を80万円上回る所得がある者までを助成対象とし、健康保険適用の医療費の自己負担分を的確に助成する。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう環境を整備します。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度（里親制度）の普及を進めます。	子ども支援G		子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。また、社会的養護施策として、教育課程制度（里親制度）の普及啓発に努める。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣8施設と契約を締結し、2世帯、3人、16日の利用があった。また、里親制度の普及について、県主催の里親説明会（鈴鹿市）を市広報に掲載し周知を図った。	子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用希望の際の情報提供とショートステイを利用しやすいように相談時の支援を的確に行う。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用しやすく提供できるよう、引き続き近隣施設と契約を締結する。また、里親制度の普及啓発のため、三重県主催の説明会を亀山市で開催する。
(2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害（身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任）等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G		虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待にかかる啓発活動に努め、関係機関と連携し、虐待防止に努める。	子ども総合相談595件の対応と、集団での療育相談70回、保護者のつどい1回を実施し、児童や保護者への支援を行った。	療育相談事業では、一人一人の特性などに合わせ、関係機関と連携し支援を行うことで、母親や家族の不安が解消できるよう対応する必要がある。	専門スタッフによる子ども総合相談や支援を行うとともに、療育相談事業では関係機関と連携し、発達段階に合わせた対応等により、母親等の育児不安が解消できるよう支援を行う。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G 子ども支援G		該当者に対し制度の紹介を行いつつ、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的な支援を行う。 専門スタッフによる子ども相談や支援、療育相談事業等により保護者の育児不安の解消に努めます。	福祉総務グループに常駐する通訳者を介し、障害福祉の制度・サービス利用を支援した。 子ども総合相談595件の対応と、集団での療育相談70回、保護者のつどい1回を実施し、児童や保護者への支援を行った。	制度・サービスに係る案内や冊子の多言語化など 療育相談事業では、一人一人の特性などに合わせ、関係機関と連携し支援を行うことで、母親や家族の不安が解消できるよう対応する必要がある。	市の障がい福祉制度・サービスをわかりやすく紹介できる手引き等の検討を行う。 専門スタッフによる子ども総合相談や支援を行うとともに、療育相談事業では関係機関と連携し、発達段階に合わせた対応等により、母親等の育児不安が解消できるよう支援を行う。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	人権・ダイバーシティG		多言語版「かめやまニュース」を引き続き発行するとともに、やさしい日本語の普及を図る。緊急性の高い情報等を市民活動団体等と協力し多くの外国人市民に提供できるよう努める。	令和3年度に引き続き、多言語版「かめやまニュース」を毎月作成し、配布及びホームページに掲載した。また、12言語に対応した外国人生活相談窓口で外国人の様々な生活課題に寄り添うことで、外国人市民の支援をすることが出来た。	やさしい日本語の普及や多言語への対応が進み、多くの外国人に対して対応できる体制は整いつつあるが、それらをさらに利活用していただくよう、在住外国人への周知・啓発が必要である。	多言語版「かめやまニュース」を引き続き発行するとともに生活相談窓口において、多言語情報の提供に努める。また、市消防イベントでの外国人向けブースを企画し、他部署間との連携を図りながら、外国人に対して防災等の情報を周知する。
	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	防災安全G		犯罪被害者等が求める多様なニーズに対応するため、体制の整備や継続した職員研修の実施に努める。	相談件数はなかった。	被害者相談は二人一組で対応する事を原則としているが、担当課には女性職員が一人のため被害者が女性職員による対応を求めた場合、二人一組での対応が難しくなる。	ワンストップ支援体制の更なる継続のため、年一回関係部署を対象とした研修会を開催予定
	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。	人権・ダイバーシティG		性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。	男女共同参画審議会の委員を対象に性の多様性の理解を推進させるための研修会を行った。	性の多様性の理解が促進されるような啓発を行う必要がある。	性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。
(3) 性の多様性に関する理解の促進	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための啓発に努めます。	人権・ダイバーシティG		性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。	男女共同参画審議会の委員を対象に性の多様性の理解を推進させるための研修会を行った。	性の多様性の理解が促進されるような啓発を行う必要がある。	性の多様性に関する理解を深めるため、市ホームページやコラム等の様々な情報媒体を通して啓発を行う。
	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための教育を推進します。	教育研究G		すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。	総合的な学習の時間を活用した出会い学習や、道徳や人権学習においても、性別にかかわらず、それぞれの存在を尊重できるような取組を進めることができた。	引き続き、総合的な学習の時間を活用した出会い学習や、道徳や人権学習においても、性別にかかわらず、それぞれの存在を尊重し、互いを認め合う意識を育成する必要がある。	すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりをすすめるとともに、個別的な人権問題の取り組みの一つとしてカリキュラムに沿った学習を進める。

<p>LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進のため、国・県をはじめ関係機関との連携により、行政サービスにおける対応の推進に努めます。</p>	<p>人権・ダイバーシティG</p>		<p>国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。</p>	<p>県・市担当課と連携し、公営住宅の入居及び公立病院における対応等について、確認を行うとともに、県が発行する「みえにじいるハンドブック」を窓口に配架した。</p>	<p>「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」及び「三重県パートナーシップ宣誓制度」にかかる、パートナーが利用可能なサービスの拡充について、市担当課と連携して検討していく必要がある。</p>	<p>今後も、国・県・関係機関と連携し、公営住宅及び公立病院等における対応など、必要な対応の推進に努める。</p>
--	--------------------	--	---	--	---	---

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進
 基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 行政分野における女性の参画拡大	本市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	人権・ダイバーシティG		審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる範囲で所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。	亀山市の各種審議会等における女性の登用率の調査を行うとともに、市の各担当部署に第4次亀山市男女共同参画基本計画において各種審議会等の女性登用率40%を掲げていることや委員選定時の留意点を示す等により、女性登用の意識付けを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体や職種もあるが、所管する部署等からの積極的な働きかけを今後も行っていく必要がある。	審議会委員等を構成する選出母体の男女比率について、できる限り所管部署から働きかけてもらえるよう依頼していく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本的要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	人権・ダイバーシティG		女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善策を検討するよう所管部署に依頼する。	登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善策の記入を行ってもらい、必要に応じてヒアリングを行うなど女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげてきた。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体もあり、女性登用率の向上につながらない審議会等があるため、引き続き啓発が必要である。	今後も、女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善策を検討するよう所管部署に依頼する。
	女性の比率が偏って高い審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	人権・ダイバーシティG		女性登用率の調査時に、女性の比率が偏って高い審議会等について確認し、委員の改選時に合わせて働きかけを行う。	登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善策の記入を行ってもらい、必要に応じてヒアリングを行うなど女性登用率の偏りを減らすための意識づけにつなげてきた。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体には、男性の割合が高い団体もあり、女性登用率の向上につながらない審議会等があるため、引き続き啓発が必要である。	今後も、女性登用率の調査時に、登用率が20%以下の審議会等については、その理由と今後の改善策を検討するよう所管部署に依頼する。
	本市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	人事給与G		新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。	新規採用職員の庁内研修において男女共同参画についての研修を実施した。	各種審議会等への女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を継続して実施する必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムにおいて継続して男女共同参画に関する研修を実施し、女性参画の重要性について意識付けを行う。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	人事給与G		目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。	組織・機構改革に伴い、女性職員の管理職への配置を増やしたが、全体的に管理職が増加したため、令和4年4月1日現在で女性職員の管理職への登用率が32.3%となり昨年度より減少した。	令和2年2月に策定した第4次亀山市特定事業主行動計画において女性管理職員の割合を40%に設定したことから、目標達成に向けて引き続きマネジメント能力向上のための研修の実施や管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する必要がある。	引き続き目標達成に向けて、マネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、管理職やGLへ女性職員を積極的に配置する。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、地域が抱える実情などに配慮しながら、可能な限り構成員の性別に偏りが生じないように努めます。	福祉総務G	亀山市民生委員児童委員協議会連合会保護司会	民生委員・児童委員、主任児童委員の改選時等や保護司の選任時において、女性の参画を促進する。	民生委員等の改正時(令和4年12月)において、女性選出の協力を依頼するなどにより、改選前52.1%であったものが、53.6%に向上した。	改正高年齢者雇用安定法の影響による定年の高年齢化などを背景として、男女問わず、担い手の確保が困難である。	担い手の確保が困難な中、市と社会福祉協議会の支援体制を周知するなど、女性の参画の促進につながる取組を進めていく。
政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	人権・ダイバーシティG		市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報誌や広報等による情報発信を行う。	男女共同参画情報誌や広報を通して女性参画の重要性について市民の意識啓発を行った。	市民の意識を醸成するため、情報誌や広報等の工夫が必要であった。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。	
(2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の役員への女性の参画が促進されるよう意識改革を図ります。	社会教育G		今後もリーダーとして女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。	市内幼稚園、小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、27.7%(5人/18人)であり、女性の更なる参画を呼びかけた。	継続的かつ積極的に女性の参画について呼びかけていく必要がある。	参加を呼び掛けるにあたり、PTAの活動内容について、広く周知していく
		地域まちづくりG		自治会長研修のほか、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。	地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知を行った。	引き続き、男女共同参画の視点に立って取り組みを行うよう、さまざまな機会をとらえて促していく必要がある。	自治会長研修のほか、引き続き、地域担当職員が各地域まちづくり協議会の会議等で男女共同参画の視点の必要性について周知する。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	商工業振興G		啓発活動を継続して実施するとともに、若者・女性が市内で創業しやすくなるよう空き店舗等活用支援補助制度の周知やこれまでの創業者の紹介をHPなどで行う。また、創業にチャレンジできる環境整備に向けて調査・研究を行う。	空き店舗等活用支援補助制度については、関係機関と連携し、HPやZTVなどでPRを行った結果、女性2名に対して交付することができた。また、経営のノウハウを学べる創業セミナーについては、広報や新聞折込に加え、専門学校等へチラシを配付するなどPRの充実にも努めた結果、定員上限の20人(うち女性11名)が参加し、女性の起業等の支援を図ることができた。	就労の多様性が進む中、女性の起業に結びつけられるよう、創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の周知を積極的に行っていく必要がある。	引き続き、女性が思い描くライフワークが支援できるよう、創業セミナーの工夫や空き店舗等活用支援補助金の周知に努める。

<p>経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。</p>	<p>人権・ダイバーシティG</p>		<p>各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。</p>	<p>亀山市商工会議所や雇用対策協議会と連携し、市の男女共同参画に関する市民講座等について周知を行うとともに、市広報等で市民の意識啓発を行った。</p>	<p>各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。</p>
<p>農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。</p>	<p>農林政策G</p>	<p>鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会</p>	<p>地域の人・農地プランに女性の意見や視点が活かされるよう、プランの作成過程への女性の参画を促します。鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。</p>	<p>令和4年度は人・農地プランの策定過程で女性農業者の参画があった。また、鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会のイベントの開催時に女性の活躍が見られた。</p>	<p>鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会のイベントの開催時女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう支援を行う。</p>	<p>地域の人・農地プランに女性の意見や視点が活かされるよう、プランの作成過程への女性の参画を促します。鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会活動に広く女性の視点が活かされるよう、女性の活動計画への参画を図る。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 市民・企業等に対する啓発・取り組み	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	人権・ダイバーシティG		ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、重点的に啓発活動を行い、情報発信を行う。	11月13日から29日までの17日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置づけ、グーエン代表 深谷 百合子様を講師にお招きし「『自分の道』を決めるのは自分～自分らしく生きるとは～」をテーマに講演をいただき、仕事と家庭の両立に向けた意識の醸成を図った。	今後もワーク・ライフ・バランスや働き方改革について考える機会を設ける必要がある。	今後も、ワーク・ライフ・バランス推進週間を設定し、市民・企業等に対して積極的に啓発活動及び情報発信を行う。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	商工業振興G		ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、文化課と連携して啓発に努め、市内企業へPRチラシを配付した。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会を開催し、地域産業の発展とより良い働く環境づくりを目指して協議を行った。	今後もワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の機会をとらえて、関係機関と連携し、企業へのチラシ配付など啓発に取り組んでいく。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	人権・ダイバーシティG	商工業振興G	関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について検討します。	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業の顕彰方法について関係各課と協議を行った。	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等を広く紹介する必要がある。	関係各課と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進に取り組む企業を広く紹介する手法を検討します。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進、育児・介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関して企業等に働きかけを行います。	商工業振興G		ウイズコロナ・アフターコロナによるニューノーマルな働き方やワークライフバランスの推進に対して意欲的に取り組めるよう、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会や雇用対策協議会の実務研修会において、育児・介護休業法の改正について学び、労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう働きかけを行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう、研修会等で多様な働き方や柔軟な働き方を学べる機会を設ける。
	公共調達において、将来の担い手不足が課題となっている建設業のワーク・ライフ・バランス等を推進する制度の導入を検討します。	契約管財G		建設業におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する取組として、月2回土日完全週休2日制工事の定着や工事の平準化に向けた取り組み。	工期の制約条件が比較的小さい工事を選定し、月2回土日完全週休2日制工事（2件）を実施した。	引き続き、ワーク・ライフ・バランス等を推進するための取り組みの検討するとともに、普及啓発を行なう必要がある。	昨年度に引き続き月2回土日完全週休2日制工事を試行実施するとともに、制度の普及啓発に努める。
	女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。	契約管財G		企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討。	企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入について、具体的な検討には至っていない。	市の入札制度として、総合評価落札方式を導入していないことから、企画競争方式（プロポーザル）における評価制度の導入について研究する必要がある。	企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する制度の導入などについて、他市事例等を参考に研究を行う。
(2) 仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	健康づくりG（母子保健G）		パパ・ママ教室を開催する。また、教室に参加したいが参加が難しい夫婦がいた場合は、夫婦での来所相談に応じる。	パパママ教室を4回開催し、24組参加があり、子育てに参加する意識を高めることができた。	妊娠・出産・子育て等において、男女共に参加する意識を高めていく必要がある。	パパママ教室を継続して開催し男女共に育児に参画する重要性について周知する。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、若者等の結婚支援に努めます。	政策調整G		婚活支援事業補助金の交付と、三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、情報発信やイベント等を行うこととし、継続した婚活支援事業に取り組む。	みえ出逢いサポートセンターや本市及び北勢市町が参画するみえ結婚支援プロジェクトチーム【北勢地域】が主催となって、2月18日、19日に婚活イベントを開催したほか、情報発信等を行った。	コロナ禍によって、減少した出会いの機会を確保する必要がある。	引き続き三重県が取り組む「みえ出逢いサポートセンター事業」への積極的な参画を通じて、情報発信やイベント等を行うこととし、継続して婚活支援事業に取り組む。
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	子育てサポートG	子育て支援センター、児童センター、ファミリー・サポート・センター	引き続き、「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供するとともに「亀山市 かめやま子育て」LINEなど様々なツールによりタイムリーに子育てに関する情報を発信する。	「子育てガイドブック」を作成し、転入者への提供するとともに「かめやま子育てLINE」など様々なツールにより、季節の行事や食事に関することなど子育てに関する情報をタイムリーに発信した。	「子育てガイドブック」や「かめやま子育てLINE」による情報をより充実して情報発信を行う。	「子育てガイドブック」のサイズを見直すなど子育て世帯がより使いやすいよう工夫する。また、かめやま子育てLINEによるタイムリーな情報発信を引き続き行う。

<p>(3) 市役所内における取り組み</p>	<p>亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。</p>	<p>人事給与G</p>		<p>時間外勤務時間の削減については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外勤務時間目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限を原則として1月45時間かつ1年360時間と定めたことから、これらの時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。年次有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な取得などに取り組み、取得状況について半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。</p>	<p>令和4年度の時間外勤務の実績は、44,293時間であり、令和4年度の目標である41,000時間を達成できなかった。また、年間の時間外勤務時間が360時間を超える職員数を「0人」とするについても、目標を達成できなかった。 令和4年の年次有給休暇については、職員一人当たりの取得日数が「12.2日」となり亀山市特定事業主行動計画の年間目標取得日数を達成できたが、全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」については、達成できなかった。</p>	<p>令和2年2月に策定した第4次亀山市特定事業主行動計画において、時間外勤務については年間の時間外勤務時間数の目標値を「40,000時間」に設定するとともに年間の時間外勤務時間がかつ360時間を超える職員数を「0人」と設定し、有給休暇については職員一人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数を「12日」かつ全職員の年次有給休暇の年間目標取得日数を「5日以上」と設定したことから、令和6年度の目標達成に向けて取り組み必要がある。</p>	<p>時間外勤務時間の削減については、年度当初の部長級ヒアリングにおいて、新たな目標に対する時間外目標数値を設定し、四半期ごとに実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、時間外勤務時間の上限である月45時間かつ年360時間を超える時間外勤務について要因の整理等を行う。 年次有給休暇の取得促進については、コロナ禍において取り組んだ取得促進を継続するとともに、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得などに取り組み、部長級ヒアリングにおいて、取得状況について取りまとめ、進捗管理を行う。</p>
-------------------------	--	--------------	--	---	---	--	---

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進
 基本施策 7 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発	男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	継続した情報発信が必要である。	各種団体と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置したり、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでいく。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業振興G		関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信を行う。	パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業へ各種案内をする際にチラシを同封するなど周知に努めた。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、長時間労働について協議を行い、意識啓発に努めた。	関係機関と連携し、様々な機会をとらえて、継続して啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、パンフレットやチラシを窓口に設置したり、企業等へチラシを配付するなど啓発を図る。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業振興G		関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会や雇用対策協議会の実務研修会において、育児・介護休業法の改正について学び、労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう働きかけを行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	労働者が仕事と育児・介護等を両立できるよう、研修会等で多様な働き方や柔軟な働き方を学べる機会を設ける。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等(女性活躍推進法第23条に基づく協議会)の組織化について検討する。	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、最近の男女共同参画に関する意識調査や非正規雇用労働者の現状などをもとに、働きやすい職場について協議を行い、意識啓発に努めた。また、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	今後も働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、情報発信に努める必要がある。	引き続き、チラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業や市民の意識啓発に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	「働く人の相談窓口」として、労働条件や労働環境における相談があり、関係部署へつなぐことができた。	今後も相談窓口として、チラシを窓口に設置し、情報発信を行う必要がある。	今後も相談窓口として、チラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	農林政策G		家族農業で農業経営改選計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇用する農業経営体を支援します。	農業経営改善計画の認定において、必要に応じて家族経営協定について説明したほか、女性農業者の増加につながる施策について検討を行った。	認定農業者における家族経営協定の締結の補助や女性農業者の増加につながる支援を行う。	家族農業で農業経営改選計画認定申請を行う農業者に対し、家族経営協定について啓発を行うとともに、女性を積極的に雇用する農業経営体を支援します。
(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるような体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	子ども総務G		保護者の就業状況に応じた各種の保育サービスが提供できるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。また、新たな保育サービスの提供については、拡大等に向けた検討を行う。	保育所等の安定的な運営と必要な保育サービスの提供ができるよう、公立園においては必要な人員配置を行い、私立園においては各種事業の補助を行うことで、保護者のニーズに合わせた延長保育・休日保育・一時保育事業などの提供を行うことができた。	土曜保育・休日保育の利用申請が増加傾向にあり、今後の保護者ニーズの動向によって、事業の拡大や手法の検討が必要である。	今後も、保護者ニーズに沿った各種保育サービスの提供ができるよう、適切な人員配置に努めるとともに、私立園への補助金等による支援を実施する。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	子育てサポートG		放課後児童クラブの利用についてアンケートなどにより把握し、整備を進めるとともに、運営支援を行うことにより小学生が安心して遊ぶ及び生活の場の充実を図る。	放課後児童クラブ(24支援単位)に対し運営費補助等を行うとともに、放課後児童クラブが設置されていない小学校区から通学区域外のクラブへ通所する児童の送迎事業を実施した。また、利用希望に関するアンケートの結果、放課後児童クラブの新設は行わなかったが、児童数の増加に伴い、定員を増員するための既存施設の改修に係る費用を補助した。	市全体での少子化の傾向は続くと考えられるが、小学校区により、ニーズが増加する可能性がある小学校区と減少する可能性がある小学校区があることから、今後の利用ニーズの動向に留意が必要な状況である。	引き続き国・県の交付金を基準とし、放課後児童クラブへの運営費の支援などを行い、利用ニーズの動向により必要に応じ放課後児童クラブの新設の検討を行う。

		社会教育G		<p>今後も持続的な放課後子ども教室の実施を行っている。</p>	<p>すべての小学校区において放課後子ども教室を実施し、子どもたちが安心・安全に過ごせる環境づくりに努めた。しかし、コロナ禍の情勢を鑑みた結果、計画よりも少ない開催回数となった。 ※年間開催回数：1,096回 参加児童数：13,123人</p>	<p>地域の中で子どもが安心して過ごすことができる環境づくりのために、大人が何をすべきであるか意識を共有していく、そのために意見を交換する場を設ける必要がある。</p>	<p>引き続き、全小学校区で放課後子ども教室を実施していく。</p>
--	--	-------	--	----------------------------------	--	--	------------------------------------

(2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。	子育てサポートG	かめのこ	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施する。	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施し、安心して子育てができる環境を整備した。	ファミリー・サポート・センター事業においてニーズが増加している送迎について、円滑に実施できるよう対応する必要がある。	ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施し、送迎事業が円滑に実施できるよう取り組む。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるように、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	子育てサポートG		子育て支援センターにおいて保護者が性別にかかわらず参加できるような講座を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により実施が難しかった運動講座などの子育て講座を実施した。	感染症対策を徹底し、子育て講座を実施する必要がある。	運動講座など子育て世帯のニーズに合った子育て講座を定期的実施する。
	出産に伴う女性の負担軽減のため、妊産婦等に対する相談・支援体制の充実を努めます。	健康づくりG (母子保健G)		妊産婦に対し訪問、来所での相談支援を行う。	産前産後の子育て家庭へのアウトリーチによる相談を行った。 (電話相談45件 来所相談82件) 延べ相談件数	妊産婦を取り巻く環境も複雑化し、相談支援を求める人が増えている傾向である。	個々のニーズに応じた相談支援を継続して実施していく。
	男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	高齢者支援G		介護者へ相談窓口の周知や情報提供の充実を図るとともに、介護者同士が情報交換や交流の機会がつけられるよう努める。	介護者のつどいを2回開催し、介護者同士の情報交換や交流の機会を設けた。	介護者のニーズに合った内容のつどい開催を検討し、参加者を増やす。	介護者のつどいを3回開催し、介護者同士の情報交換や交流の機会を設ける。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	商工業振興G		ハラスメントに対する理解を深めるため、引き続き雇用対策協議会の参加企業を中心に研修会や啓発活動を行う。	関係機関と連携し、働きやすい職場環境の重要性についてパンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。また、市内の事業所や労働団体等で構成される働く環境づくり懇談会において、ハラスメント防止に向けた協議を行い、意識啓発に努めた。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行っていただく必要がある。	引き続き、チラシを窓口に設置したり、働く環境づくり懇談会において研修や情報交換を行うなど、企業の意識啓発に努める。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	「働く人の相談窓口」として、労働条件や労働環境における相談があり、関係部署へつながることができた。	今後も相談窓口として、チラシを窓口に設置し、情報発信を行う必要がある。	今後も相談窓口として、チラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備（男女別更衣室やトイレの設置等）の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	関係機関と連携し、働きやすい職場環境の重要性についてパンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努める必要がある。	今後も相談窓口として、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	商工業振興G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信を行う。	女性が能力を発揮しやすい職場環境が作れるよう、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	女性が能力を発揮しやすい職場環境が作れるよう、「えるぼし」認定について、更なる周知・啓発を図る必要がある。	女性の活躍推進に関する取り組みにつながるよう、「えるぼし」認定を含めた情報発信に努める。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
 基本施策 8 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるように教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G		男性の職業、女性の職業といった固定的な考え方にとらわれず、能力に応じた職業選択ができる力を人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	人権教育・社会科・総合的な学習の時間を通して、働く意味や労働者を支える仕組み、現代の問題などについて考えることができた。	引き続き、人権教育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる必要がある。	男性の職業、女性の職業といった固定的な考え方にとらわれず、能力に応じた職業選択ができる力を人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進める。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	教育研究G		人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進めます。	人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで性に関する正しい知識の学習を子どもの発達段階に応じて行った。	引き続き、人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	人権教育、道徳科、社会科、総合的な学習の時間を活用し、取組を進める。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。	教育研究G		中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設けます。	中学校「家庭科」の学習を中心に、家庭の大切さについて考える機会を設けた。	引き続き、人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかで学習の機会をつくる。	中学校「家庭科」の学習において、保育実習等の体験的な学習を通じて家庭の大切さについて考える機会を設ける。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちの労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	教育研究G		人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進めます。	人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、労働法制やトラブルの解決策等について考える機会を設けた。	引き続き、人権教育社会科、総合的な学習の時間のなかで、学習の機会をつくる。	人権教育、社会科、総合的な学習の時間等を活用し、取組を進める。
(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭内での「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート等の回収にあたり、回答フォーマットへアクセスするURLを掲載したメールの配信に協力いただくなど、新しい手法を試みたものの、依然として回収率が低いため、回答方法の周知にも工夫が必要である。	引き続き、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設定するなど、浸透に向け持続的に意識啓発を進めていく。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進路、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	社会教育G		第一次かめやまお茶の間10選（実践）推進活動計画に基づき、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設け取り組みを進める。家庭内での「あいさつ」「食事」「読書」「家庭内の対話」等による実践により、さらなる浸透・定着に向け啓発活動を行う。	第二次推進活動計画（令和4～6年度）に基づき「かめやまお茶の間10選（実践）」に積極的に取り組んでもらうため、市内の全小中学校及び幼・保・認定こども園において、1学期と2学期にそれぞれ強化週間を設け、家庭教育の啓発に努めた。また、強化週間に関するアンケート等を実施し、成果や課題の抽出にも取り組んだ。	アンケート等の回収にあたり、回答フォーマットへアクセスするURLを掲載したメールの配信に協力いただくなど、新しい手法を試みたものの、依然として回収率が低いため、回答方法の周知にも工夫が必要である。	引き続き、「かめやまお茶の間10選（実践）」の強化週間を設定するなど、浸透に向け持続的に意識啓発を進めていく。
	男女共同参画に関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会を通過して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	人権・ダイバーシティG		ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につなげる。	11月13日から29日までの17日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間と設定し、亀山市ワーク・ライフ・バランス市民講座を開催した。	本市のワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、より多くの人に知っていただけるよう、各種広報媒体を活用した情報発信が必要である。	今後も、ワーク・ライフ・バランス推進週間を設け、重点的に啓発等を行うことで、仕事と仕事以外の生活の両方が充実した働き方や生き方を目指す意識啓発につなげる。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関するイベント・講演会等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	グーwen代表 深谷 百合子氏を講師に招き「『自分の道』を決めるのは自分～自分らしく生きるとは～」をテーマに講演をいただき、固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の向上を図った。	男女共同参画に関するイベントを開催し、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。	男女共同参画リーダー養成講座・講演会等を通して、誰もが働きやすい環境づくりについて考える機会を設け、固定的性別役割分担意識の解消につなげる。
6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	人権・ダイバーシティG		啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。	6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えた集中的に啓発を行うとともに、男女共同参画情報誌や市広報コラム等で定期的な啓発を行っていく必要がある。	引き続き、男女共同参画週間等の機会をとらえ、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行う。	

日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	人権・ダイバーシティG	人事給与G 教育研究G	令和4年度の日本女性会議、及び県内で開催される研修等に積極的に参加する。	10月に行われた「日本女性会議2022 in鳥取くらし」に市職員1名、市民1名で参加した。	男女共同参画の理解を深めるため、職員が参加できるよう、総務課と連携を図っていく必要がある。	今後も、県内外で開催される研修等に積極的に参加する。なお、次回の日本女性会議は、令和7年に奈良県で開催される見通しである。
男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	人権・ダイバーシティG		男女共同参画に関するイベントの開催、啓発グッズの配布、男女共同参画情報誌の発行等により広く啓発を行う。	男女共同参画情報誌2022を発行し、イベント開催の周知等、啓発を行った。	男女共同参画を推進する市民活動団体が令和3年10月に解散したことから、今後の市民活動団体の育成を支援するとともに、様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	男女共同参画リーダー養成講座を開催し男女共同参画を推進する市民の育成に努めるとともに、引き続き様々な機会を捉えた啓発活動や情報発信を行う。
自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。	人権・ダイバーシティG		地域で開催されるイベント等と連携を取り、啓発活動を行う。	自治会のサロンの場で人権・男女共同参画に関する行政出前講座を実施し、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組んだ。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して、地域での啓発に取り組んでいく。	自治会などでの出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
 基本施策 9 生涯にわたる健康づくり支援

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信を行います。	健康づくりG		女性の健康習慣（3月1日～8日）について啓発し、女性特有のライフステージにおける健康課題や生活習慣病について周知する。	女性の健康週間（3月1日～8日）について広報、ケーブルテレビ文字情報等で周知を行った。窓口にパンフレット・ポスターを掲示し、女性の健康週間、女性特有の症状、生活習慣病等についての周知を行った。	心身の健康維持や生活習慣病予防のため、女性の健康習慣等の限られた期間以外も、広く情報発信していく必要がある。	女性の健康週間（3月1日～8日）について広報、ケーブルテレビ文字情報等に加え、健康教室等の機会においても周知をしていく。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	健康づくりG		広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法について周知する。	広報5月1日号で健診に関する特集記事を掲載した。広報、ケーブルテレビ文字情報、健康教室でも周知を行った。また「健康づくりのてびき」や個別通知等の検診案内を改善し、啓発を行った。	継続して検診を受診する人だけでなく、受診歴のない人が受診につながるよう啓発していく必要がある。	広報や健康づくりのてびき等で健康診断の大切さや受診方法について周知を行う。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	健康づくりG		イベントや教室等の機会において、女性特有のがんに関する啓発を行う。	あいあい運動教室、市民伝達講習会、地域での健康教育等の機会を利用し、女性特有のがん検診について周知を行った。	女性特有のがん検診について、わかりやすい周知に努めていく必要がある。	あいあい運動教室、市民伝達講習会、地域での健康教育等の機会を利用して、女性特有のがん検診について、わかりやすい周知を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ、ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	健康づくりG (母子保健G)		母子手帳の交付、妊婦一般健康診査・産婦健康診査の実施、妊婦教室・パパママ教室の開催を行い出産育児を支援する。	母子健康手帳の交付 286人 妊婦一般健康診査受診延べ件数（県外助成等件数含む） 3,377件 産婦健康診査延べ件数（県外助成等件数含む） 520件 妊婦教室 7回開催 25人 パパママ教室 4回開催 24組	妊産婦を取り巻く環境も複雑化し、相談支援を求める人が増えている傾向である。	従来からの健診・教室・相談支援を継続して実施すると共に、安心して妊娠・出産ができる環境整備の一環として、低所得妊婦初回産科受診費助成を新たに実施していく。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	健康づくりG (母子保健G)		新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）を実施し、育児支援を行う。	新生児訪問 28人、赤ちゃん訪問 297人、未熟児訪問 14人に訪問実施した。	妊産婦を取り巻く環境も複雑化し、相談支援を求める人が増えている傾向である。	訪問事業を継続して実施し、個々のニーズに応じた支援を実施していく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	健康づくりG (母子保健G)		不妊・不育症治療費の一部助成を実施する。不妊・不育症治療などに対する正しい知識の普及について広報などに掲載する。	特定不妊治療費助成（先進医療分）40件 不妊治療費助成金（このとり） 22件 不育症治療費助成金 8件 特定不妊治療費助成金上乗せ事業 17件	正しい知識の普及が必要である。	正しく理解いただけるよう広報等で周知を図っていく。
	(2) スポーツ分野への女性の参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供を検討する。	各種スポーツ団体と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を計画した（※大会は中止）。	スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供の検討が必要である。
親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。		スポーツ推進G		子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。	親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を計画、実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。		スポーツ推進G		各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。	運動施設指定管理者と連携して、スポーツ機会のない女性が運動施設へ足を運んでもらうことでスポーツへの興味関心を深めるきっかけづくりとなるよう、文化教室を開催し、運動教室（ヨガなど）への参加を呼び掛けた。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が必要であるとともに、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等と、スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。		スポーツ推進G		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等、スポーツ行政への参画を促進する。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政への参画を促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。		スポーツ推進G		各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。

基本目標 3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進
 基本施策 10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策の方向性	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	具体的な取り組み内容	(1) 令和4年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 令和5年度の具体的な取り組み内容
(1) 災害に備えた体制の整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G		自治会や自主防災組織等対象の出前講座及び地域防災訓練にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性を求める。	継続的に自主防災組織等を対象とした出前講座にて、避難所運営や地区防災計画の作成における女性の参画の必要性について説明を行った。	自主防災組織等の活動状況については、地域によって差があり、全地域にて女性参画の理解を得るのに時間を要する。	防災出前講座や自治会等防災訓練への女性への参加を呼び掛けるとともに、防災講座においては、女性に関心を持つ話題をテーマに選定する等して、女性の参画意欲の促進を図る。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。	避難所運営マニュアル(自治会・自主防災組織)の修正時に、男女共同参画の視点を踏まえて検討を行った。	各種マニュアルに女性の活用・役割等を明確に記述する等、実効性の向上を図る必要がある。	各種マニュアルの普及とマニュアルに基づく訓練の実施の推奨を図る。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取入れた内容となるよう、工夫します。	防災安全G		総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等の計画を行っていく。	総合防災訓練において女性等に配慮した避難所設定について実践した。	地域限定の防災訓練であったため、広く周知することができなかった。	自主防災組織の出前講座等を活用して、広く周知を行う。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	総務・消防団G		今後も継続した応急手当普及員の育成、各種救急講習等への派遣及び防災活動への指導・支援を行い、各種行事に積極的に女性の視点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けていき、女性分団員の確保についても継続して検討を行う。	女性消防団員の活動として、各種行事や普通救命講習に参画し、女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図った。また、女性消防団員を起用した入団促進リーフレット等を作成して各種行事で配布し、女性も含めた消防団員の加入促進に努めた。	女性消防団員の確保が課題であるとともに、更なる地域防災力の強化のため、活躍の場を検討する必要がある。また、各種行事への参画を更に推進して、女性の視点を取り入れた防災体制の充実を図る必要がある。	今後も継続した応急手当普及員の育成や各種行事等への派遣及び防災活動への指導・支援を継続し、積極的に女性の視点を取り入れて、地域の防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けつつ、女性分団のインスタグラムを開設して活動内容を周知するなどして、女性消防団員の加入促進についても継続して実施していく。
(2) 災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、各施設ごとの避難所の運営体制の強化を図ります。	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性の参画を求める。	総合防災訓練において女性等に配慮した避難所設定について実践した。	地域限定の防災訓練であったため、広く周知することができなかった。	防災出前講座等の場を活用して、総合防災訓練成果や男女共同参画の視点の必要性について、更なる促進を図る。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	防災安全G		総合防災訓練等において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。また、作成の際に女性等の参画を求める。	総合防災訓練において、女性や障がい者等に配慮した避難所の設定について実践し、地域の理解を得ることができた。	地域限定の防災訓練であったため、広く周知することができなかった。	避難行動要支援者、特に障がい者の防災訓練への参加について、関係団体と調整する。
	生理用品や乳幼児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄について、内容の検討や更新・充実等を行います。また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、適宜内容を検討する。	生理用品や乳児のためのミルク等備蓄についても、亀山市備蓄・調達基準に基づき入替を行い、適正に管理を行った。	引き続き、備蓄品の定期的な入替による適正な管理を行うとともに、受援計画に基づく内容と調整を図りながら備蓄品目・数量について検討を行う必要がある。	備蓄品の確実な在庫管理と、適時の更新により備蓄計画基準の備蓄を達成する。

公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(総務財政部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 58 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、②公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	<p>将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5か年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。</p> <p>この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。</p> <p style="text-align: center;">公共施設等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施設・インフラの老朽化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">厳しい財政状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">人口減少 少子高齢化</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 現在 将来費用 年間 30.4 億円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 60 年後 投資可能額 年間 22.7 億円 25% 削減 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>維持管理経費の削減 長寿命化</p> <p>施設総量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集約化 ②複合化(多機能集約) ③転用 ④一部利用停止 ⑤廃止 ⑥民間施設の利用 ⑦民間活力の活用 ⑧広域化 <p style="text-align: center;">将来費用の確保</p> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1		1362.0
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育系施設では、小中学校の長寿命化計画策定に着手するとともに、中学校給食調理施設の整備について検討を行った。また、行政系施設については、老朽化が進む本庁舎について、分散する行政庁舎を新庁舎に集約することを基本とする「新庁舎整備基本計画」の骨子案を取り纏めた。 ・令和4年度から3箇年をかけて実施する公共施設LED化推進事業において、本庁舎、関支所、道路照明灯のLED化を図った。 ・計画策定から6年が経過する中、これまでの取組実績やユニバーサルデザインの推進に関する項目の追記、今後想定される施設整備に関する修正など計画の軽微な見直しを行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁舎の集約化や長寿命化計画に基づき小中学校の建物や設備を良好に保つことにより、公共施設の更新や維持管理に係る財源負担の軽減や平準化に繋がる。 ・照明のLED化により、電気料金や修繕費などの維持管理経費の削減に繋がる。 ・計画の時点修正によって、計画的な施設管理の推進に繋がる。
総合計画 推進への 寄与度	<p>本計画及び公共建築物個別施設計画の推進により、効率的・効果的な施設の維持・管理が可能となることから、持続可能な財政運営の確保と総合計画の推進につながる。</p>



反省点・課題	<p>施設の活用や統合、複合化に当たっては、計画で定めた個別施設の方向性をベースとして、関係部局において具体的な検討を行う必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>施設の再編等については、公共建築物個別施設計画の方針をベースとして、老朽化が進む教育施設や地区コミュニティセンターの整備をはじめ、新図書館の開館や新庁舎整備に伴う跡地利用等について、庁内横断的な調整を図りながら具体的な検討を行う。</p>
--------	--

亀山市行政DX推進計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(政策部 DX・行革推進室)

■計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 8 年度																															
位置付け	本計画は、デジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に基づき、デジタル社会の形成や官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の特性を生かした自主的な施策等を策定し実施するための分野別計画として、行政DXの推進を図るもの。																															
目的・概要	デジタル技術を積極的に活用することによって、人々の生活をより良い方向に変化させるため、「利用者中心の行政サービス」への変革を図る。																															
計画の骨格	<p>本計画は、「人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します」を基本理念として、3つの基本方針及び基本方針に基づく24の重点施策を設定し、実施計画に85の具体的な取組を掲げています。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本理念</td> <td>人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>重点施策</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">1 行政サービスのDX</td> <td>(1) 行政手続のオンライン化の推進</td> </tr> <tr> <td>(2) マイナンバーカードの普及促進</td> </tr> <tr> <td>(3) 問い合わせの自動応答環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(5) 公金収納のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(6) 情報発信の多様化の検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">2 行政経営のDX</td> <td>(1) 情報システムの標準化・共通化の推進</td> </tr> <tr> <td>(2) タブレット端末の活用の推進</td> </tr> <tr> <td>(3) AI・RPAの活用の拡充</td> </tr> <tr> <td>(4) テレワークの推進</td> </tr> <tr> <td>(5) WEB会議の推進</td> </tr> <tr> <td>(6) 文書等のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(8) クラウド化の推進</td> </tr> <tr> <td>(9) データ活用の推進</td> </tr> <tr> <td>(10) 庁内無線LANの拡充</td> </tr> <tr> <td>(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進</td> </tr> <tr> <td>(12) 情報セキュリティ対策の強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">3 市民・地域のDX</td> <td>(1) 地域のデジタル化の促進</td> </tr> <tr> <td>(2) オープンデータ化の推進</td> </tr> <tr> <td>(3) サテライトオフィス 等の検討</td> </tr> <tr> <td>(4) Wi-Fi 環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築</td> </tr> <tr> <td>(6) 情報格差への対応</td> </tr> </table>	基本理念	人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します	基本方針	重点施策	1 行政サービスのDX	(1) 行政手続のオンライン化の推進	(2) マイナンバーカードの普及促進	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	(5) 公金収納のデジタル化の推進	(6) 情報発信の多様化の検討	2 行政経営のDX	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	(2) タブレット端末の活用の推進	(3) AI・RPAの活用の拡充	(4) テレワークの推進	(5) WEB会議の推進	(6) 文書等のデジタル化の推進	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	(8) クラウド化の推進	(9) データ活用の推進	(10) 庁内無線LANの拡充	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	(12) 情報セキュリティ対策の強化	3 市民・地域のDX	(1) 地域のデジタル化の促進	(2) オープンデータ化の推進	(3) サテライトオフィス 等の検討	(4) Wi-Fi 環境の整備	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	(6) 情報格差への対応
	基本理念	人々の生活をより良い方向に変化させるため、利用者中心の行政サービスへ変革します																														
	基本方針	重点施策																														
	1 行政サービスのDX	(1) 行政手続のオンライン化の推進																														
		(2) マイナンバーカードの普及促進																														
		(3) 問い合わせの自動応答環境の整備																														
		(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進																														
		(5) 公金収納のデジタル化の推進																														
		(6) 情報発信の多様化の検討																														
	2 行政経営のDX	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進																														
(2) タブレット端末の活用の推進																																
(3) AI・RPAの活用の拡充																																
(4) テレワークの推進																																
(5) WEB会議の推進																																
(6) 文書等のデジタル化の推進																																
(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進																																
(8) クラウド化の推進																																
(9) データ活用の推進																																
(10) 庁内無線LANの拡充																																
(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進																																
(12) 情報セキュリティ対策の強化																																
3 市民・地域のDX	(1) 地域のデジタル化の促進																															
	(2) オープンデータ化の推進																															
	(3) サテライトオフィス 等の検討																															
	(4) Wi-Fi 環境の整備																															
	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築																															
	(6) 情報格差への対応																															

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	<p>【令和4年度に実施した主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きのオンライン化の拡充 ・マイナンバーカードの普及促進 ・総合住民情報システムの更新 ・図書館情報システムの整備(図書ICタグ管理化、座席予約システム導入等) ・預貯金照会業務の電子化(pipitLINQ) ・校務支援システムの試行運用開始 ・食品ロス削減マッチングサービス「タベスケ」の導入
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きのオンライン化について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請等が可能な手続きを拡充した。 ・マイナンバーカード普及促進に資する方策として、夜間・休日窓口の開設や出張申請受付を実施し、申請率・交付率が向上した。 ・総合住民情報システムの更新等により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。 ・亀山市立図書館の駅前移転に合わせて、ICタグによる図書管理や電子図書の貸出のほか、座席予約システム、貸出タブレット端末、フリーWi-Fiの導入等により、利用者の利便性の向上等を図ることができた。 ・税金滞納者の預貯金照会業務の電子化により、照会の回答期間や郵送業務等に係る時間を短縮できた。 ・校務支援システムの試行運用を開始し、各校への研修を実施するなど、システム活用に向けて必要な準備を進めることができた。 ・食品ロス削減を目的としたマッチングサービス「かめやまタベスケ」の導入により、デジタル技術を活用した食品ロス削減に取り組むことができた。
総合計画推進への寄与度	<p>総合住民情報システムの更新や、その他の主要な情報システム等の適切な保守等の実施により、システムの安定稼働を図るなど、行政DXの推進基盤の整備につなげることができた。また、マイナンバーカード普及促進に資する方策による申請率・交付率の向上に加え、当該カードを活用した行政手続きのオンライン化を拡充したほか、図書館の駅前移転に合わせたICタグ等のデジタル技術の活用による利用者の利便性の向上など、行政DXによる市民サービスの向上に寄与することができた。</p>

反省点・課題	<p>令和4年度に計画していた情報システム等の導入・更新等について、概ね計画どおりに実施できたが、こうしたシステムの維持・継続に当たり、関連する制度改正やデジタル技術の進展等、社会情勢の変化に柔軟に対応していく必要がある。また、今後計画している、情報システム等の導入・更新について、円滑に実施する必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>令和7年度を目標時期とする地方公共団体情報システム標準化への対応や統合型内部情報システム等の更新等を円滑に実施する一方で、マイナンバーカードの申請機会の拡充を図るとともに、当該カードを活用した行政手続きのオンライン化の拡充のほか、市公式LINEを導入するなど、行政DXの一層の推進を図る。</p>
--------	---

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第1節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (1) 1	(1) 行政手続のオンライン化の推進	全庁的な行政手続のオンライン化推進	利用者の利便性向上と業務の効率化を図るため、マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を拡充する。また、その他の手続等についても、可能なものからオンライン化を検討する。	オンライン手続の拡充 R3 6件→R8 20件	拡充に向けた検討	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	オンライン手続の拡充	国が指定している「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、新たに4手続きのオンライン申請を可能とし、合計11手続まで拡充した。また、引越しワンストップサービスの運用を開始したほか、新たに申請管理システムを導入した。	「特に国民の利便性向上に資する手続」について、順次オンライン化を進めるほか、その他の手続きにおいても、オンライン化を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	「特に国民の利便性向上に資する手続」について、順次オンライン化を進める。その他手続においても、他市事例を研究するとともに、担当課の二重把握や調整を行い、オンライン化の検討を進める。	政策部DX・行革推進室
① (1) 2	(1) 行政手続のオンライン化の推進	行政手続のオンライン化推進 (消防)	デジタル・ガバメント実行計画（R2.12.25閣議決定）において、オンライン化を実現すべき行政手続とされた消防法令に規定する申請等のオンライン化を進めることで利用者の利便性を高める。	オンライン手続の導入 (10様式)	関係課と協議 オンライン手続の導入 (8様式)	オンライン手続登録様式の追加 (2様式)	継続	継続	継続	火災予防分野の8様式について、びったりサービスへ様式の登録を行い、テスト申請の確認も終えているが、最終手続きの段階で問題が発生したため導入まで至っていない。	電子申請導入マニュアルを確認しながら作業を行ったが、初めて行う手続であるため、円滑に進めることができなかった。また、業務多忙のためびったりサービスへの様式登録開始が遅れた。	C あまり進まなかった	びったりサービスでの受付開始が遅れている8様式について、早急に問題を解決し、オンライン手続を可能にする。また、令和5年度に予定している2様式の追加登録も進める。	消防本部予防課予防グループ
① (1) 3	(1) 行政手続のオンライン化の推進	マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップサービスの導入	マイナポータル等を通じたオンラインによる転出届・転入（予約）のサービスを令和5年2月に開始する。住民への効果として、転出手続きのための来庁が不要となること及び転入予約となることで手続きにかかる所要時間が短縮される。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になったことを広報紙等で周知したことにより、月平均35人の利用があり、市民の利便性向上に繋がっている。また、転出者は原則来庁不要となり転入者は事前に予約となることで準備を行い待ち時間の短縮が図れた。	転出においては、オンラインで一括手続きが出来ない業務もあるため、関連部署との綿密な連携や市民に直接連絡をとる必要が出て来る場合があるため、庁舎や部署を超えてワンストップで一括した手続きが出来るようなシステムを導入することが望ましい。	B まずまず進んだ	市民の利便性の向上を図るため、市広報、ホームページ等で積極的な周知を行い、ワンストップサービスの利用促進を図る。	市民文化部 市民課戸籍住民グループ
① (1) 4	(1) 行政手続のオンライン化の推進	図書館情報システムの運用	図書館利用者が、図書館情報システムのWeb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることが出来る。 (令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している)	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書利用を促進する。	図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	新図書館開館に合わせて、予約・リクエストにかかる書式の整理・変更し、業務の合理化を行った。 図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。	以前から、機能・サービスとして行っているが、一部の方には認知されていない様子である。	A 順調に進んだ	もっと多くの方に知っていただき、活用できるように利用案内を進める必要がある。利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書利用を促進する。	教育委員会事務局図書館
① (2) 1	(2) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードの出張申請受付会場の拡充及び新規申請者にクオカードの進呈	市民の利便性向上及び事務の効率化を図る。施設等出張申請を行うとともに出張会場や窓口で申請後郵送で受け取る方法で一括手続きをされた方を対象に1,000円分のクオカードを進呈しマイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	積極的な周知及び申請機会の提供	市内4郵便局で申請受付が出来るよう申請機会の拡充	継続	継続	継続	マイナンバーカードの申請及び交付については積極的に事業所や各地域に出張申請を行うとともに、第2、4日曜日及び毎週火曜、木曜日の夜間に窓口を開設した。また、クオカードを進呈し、インセンティブを図り普及促進に努めたことにより申請率・交付率が向上した。	マイナンバーカードの申請及び交付については、今後も継続した動向を行う必要がある。一方で出張申請等申請機会の拡充を図るにはこれに対応出来る職員体制が必要である。また利便性や安全性、仕組み等新たな情報について広く周知していくことも重要である。	A 順調に進んだ	利便性の向上と安定した運用を行うため、地域に根差した郵便局と連携し申請機会の拡充を図るなど、継続しマイナンバーカードの普及促進に努める。	市民文化部 市民課戸籍住民グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第1節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (2) 2	(2) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付の導入	マイナンバーカードを利用して全国のコンビニで住民票の写し・印鑑登録証明書等を発行できるコンビニ交付サービスを継続し市民の利便性の向上を図る。また、サービスの継続と、マイナンバーカードの普及促進に努める。	市民の利便性の向上及び安定的な運用	利便性の積極的な周知及び安定的な運用	継続	継続	継続	継続	コンビニ交付サービスについて、わかりやすいチラシを作成し、窓口やマイナンバーカード申請及び交付時に配布したり、広告付窓口案内システム等で周知を行い、利用率の向上を図った。 コンビニ交付サービス証明書発行部数（年間）9,501部（全体の19.6%）（R3 5,855部 全体の14.7%）前年度より発行部数約1.6倍増加した。	マイナンバーカードを利用して全国のコンビニで、土日祝日に関係なく早朝から深夜までいつでもどこでも証明書が取得出来ること等利便性について幅広く多くの市民に周知し、さらにコンビニ交付やマイナ保険証などマイナンバーカードの利便性を広く周知し普及促進に努めた。	A 順調に進んだ	法の改正によりマイナンバーカードの交付を受けた人は、利用者証明用電子証明書をスマートフォン（移動端末機）に記録させることが可能となることから、これを用いてコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機を使用し、印鑑登録証明書の交付申請が可能となるよう条例改正等を行う。また、法改正等によるコンビニ交付の利便性向上を周知する。	市民文化部 市民課戸籍 住民グループ
① (2) 3	(2) マイナンバーカードの普及促進	図書館テーマ展示	担当部署の協力の下、マイナンバーカードの普及啓発のため、広報ポスターの掲示、関連図書を紹介・展示を行う。	マイナンバーカードやマイナンバー制度に関する情報を提供し、普及促進につなげる。	図書館テーマ展示の実施	継続	継続	継続	継続	年度末から次年度に掛けて、新生活を行う人向けの展示を行い、マイナンバー制度やマイナンバーカードに関連する図書やポスター等による啓発を行った。	効果測定は難しい。法改正などに対応した図書館資料の充実を図る必要がある。	A 順調に進んだ	制度改正などを考慮しながら、引き続き関連資料の紹介や展示、出張申請会場など普及促進につなげていく。「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針」に基づき、マイナンバー制度の図書館活用の研究のための情報収集を行っている。	教育委員会 事務局図書館
① (3) 1	(3) 問い合わせの自動応答環境の整備	チャットボットによる自動応答環境の整備	各種手続きや質問などに時間や場所にとらわれることなく対応できるよう、日本での利用率が高いSNS「LINE」を導入し、チャットボットによる自動応答環境を整備する。	市公式LINE登録者数 R8：5,000人	検討	市公式LINEの導入 (チャットボットの活用)	市公式LINEの運用管理 (チャットボットの活用)	市公式LINEの運用管理 (チャットボットの活用)	市公式LINEの運用管理 (チャットボットの活用)	市の持つ広報媒体の特性とLINE導入時のメリットを整理したほか、次年度の公式LINEアカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	公式LINEアカウントの開設に向けて、初期構築メニュー等の検討作業を庁内で行う必要がある。また、既存のLINEアカウントとの統合を図るため、関係課との協議を行う必要がある。	A 順調に進んだ	庁内での検討作業を経て、初期構築メニュー等を決定し、公式LINEアカウントの開設業務を計画的に進める。	政策部広報 秘書課広報 グループ
① (4) 1	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	住民情報系システムの運用	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。（総合住民情報システム、総合保健福祉システム）	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情報システム更新 機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、安定してシステムを稼働させることができたほか、総合住民情報システム更新等により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	引き続きシステムの適切な保守等により、安定稼働を図るほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するための準備を進める必要がある。	A 順調に進んだ	システムの適切な保守等の実施により、安定稼働を図るほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するための準備として、標準仕様と現行システムとの比較分析を行う。	政策部DX・ 行革推進室
① (4) 2	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	申請管理システムの導入	びったりサービスにおいてオンラインで申請されたデータを住民情報系システムへ自動で取り込むことで、業務の効率化・迅速化を図る。	オンライン申請データ自動取込による業務効率化・迅速化	申請管理システムの検討及び導入	システムの管理	システムの管理	システムの管理	システムの管理	引越しワンストップサービスやびったりサービスで申請のあったデータを住民情報系システムへ自動で取り込む「申請管理システム」を導入し、業務の効率化・迅速化につながる環境を構築した。	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働を図るほか、びったりサービスの拡充を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	申請管理システムの保守等を適切に実施し、安定稼働を図るほか、びったりサービスの拡充を検討する。	政策部DX・ 行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第1節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (4) 3	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	確定申告オンライン予約受付	現在、確定申告相談の受付は来庁のうえ、税務課窓口受付付近に設置してある受付簿に氏名を記載して受付を行っているが、スマートフォン等からインターネットを利用して相談希望日、相談希望時間の事前予約を可能とすることで順番待ちの混雑緩和や待ち時間の短縮に繋げる。	順番待ちの混雑緩和 順番待ち時間の短縮 相談職員の適正配置の柔軟化	導入	前年度の反省点を踏まえたうえで 継続	継続	継続	継続	インターネットを利用した事前予約を可能としたが、令和4年度の申告会場利用者数は2,720件に対して、内インターネットを利用しての事前予約は51件と実績が少なかった。そのため混雑緩和、待ち時間の短縮にはあまりつながらなかった。	対象をスマホ申告に限定したことも実績が少なかった要因と考えられるが、継続していくことにより、申告者自身による電子申告を促進していく。	A 順調に進んだ	事前予約の周知を強化しメリットを実感していただくことで、順番待ちの混雑緩和や電子申告の普及によるデジタル化を進めていく。	総務財政部 税務課市民 税グループ
① (4) 4	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム (座席予約システム)	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行う。 利用者がインターネットや館内端末で、図書館の座席等の予約・利用受付を行うセルフ化及び利用開始と終了の自動化、管理端末からの集中管理機能の構築を行うことで、利用者の利便性の向上を図るとともに図書館職員の業務効率化を実現させる。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	利用者にとって、公平な利用、手続きの効率化による利便性向上。 図書館利用の促進。 窓口業務等の効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、座席予約システムの整備を行った。多くの方に利用いただき、窓口での手続等を省いて席を予約いただいている。 利用者自らが座席予約システムを使うことで、自動化されたプロセスにより人的ミスなどによる手間や対応の増加を抑えることができた。	初めて利用される人には、利用方法に戸惑いがある場合があるため、利用方法などの案内を継続的に行っていかなければならない。 円滑な利用促進のため、引き続き利用案内や利用方法の周知を行う。	A 順調に進んだ	窓口対応で積極的に案内と説明を行っていく。 システム運用を安定的に提供する。 利用方法の案内を継続して行う。利用状況を見て、予約席の設定や使用時間範囲などを見直していく。	教育委員会 事務局図書館
① (4) 5	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	図書館情報システム (図書ICタグ管理)	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、ICタグによる図書管理を開始し、自動貸出機・自動返却機による利用者の利便性向上、セキュリティゲートによる不明本・不正持出防止、IC蔵書点検機による図書館職員の業務効率化を実現させる。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	利用者にとって、利便性向上、プライバシーの確保。 図書館利用の促進。 蔵書管理を効率化し、移転に伴い増加する窓口業務等に対応し、レファレンスサービス等を強化する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、図書へのICタグ貼付、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、IC蔵書点検機等の整備を行った。ICタグによる図書管理を開始し、貸出や返却の手間を軽減し、効率的な図書管理が可能となった。	自動貸出機や自動返却機は新たなサービスであるため、利用案内を継続的に行っていかなければならない。 レファレンスサービスの強化に努める。	A 順調に進んだ	図書館情報システムについては、運用を安定的に提供する。 手軽に利用できることを理解してもらえるように、利用方法の案内を継続して行っていく。	教育委員会 事務局図書館

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第1節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (4) 6	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	都市計画関連情報発信の拡充	都市計画情報について、公開型GISを活用し、最新の情報を提供する。	適時最新情報の提供を行う	都市計画変更に伴い、公開情報の更新を行う	継続	継続	継続	継続	公開型GISの都市計画情報について、追加された情報の更新を実施した。 閲覧者がわかり易く、操作し易いよう、メニュー画面の再構築、印刷設定の追加、凡例の改良等を実施した。 また、誤った記述等の有無を定期的に確認し、迅速に修正等を行った。	担当課で作成した最新情報のデータを、公開型GIS更新委託業者により更新作業を行う際に時間を要し、最新情報の発信が遅延してしまう。	A 順調に進んだ	公開型GIS更新委託業者との調整、作業進捗確認等を密に行い、早期の情報発信に努める。	建設部都市整備課都市計画グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第1節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当	
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性		
① (4) 7	(4) 住民情報系システムの充実と窓口のデジタル化の推進	登山者との双方向の情報共有	亀山7座登山道等の適正な管理を行うことを目的とし、主に登山者が登山道の問題を写真に撮って位置情報と共にレポート投稿することにより、迅速な問題解決につなげる。	投稿されたレポートへ迅速に対応することによる事故等の未然防止	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートへの対応	投稿されたレポートに対して、調査・修繕等を行うとともに、必要に応じて他課と情報共有するなど、迅速に対応した。	年々、Fix My Streetの利用が減っており、効果は限定的である。また、モバイルメッセージングアプリ（ライン）の導入など、他のツールとの調整も必要である。	B まずまず進んだ	他課で導入を計画しているモバイルメッセージングアプリ（ライン）の機能と比較しながら、集約も含めて検討を行う。	産業環境部 商工観光課 観光・地域 ブランドグループ
① (5) 1	(5) 公金収納のデジタル化の推進	多様な収納の連携	共通納税システムの活用が拡充されていく中、クレジット収納やスマホアプリ収納など多様な手段を連携させ、電子納付の利便性を高める。	令和5年度から税目拡大（固定資産税、軽自動車税）	システム改修	共通納税システム税目拡大稼働（固定資産税、軽自動車税）	継続	継続	継続	eLTAXを活用した電子納税を可能とした地方税共通納税システムにおいて、税目拡大に対応できるようにシステム改修を行った。また、納付書へ統一規格QRコード印刷に対応するため、テスト帳票等の確認を行った。	納税者に対し、共通納税システムでの納付への広報・周知が必要である。	A 順調に進んだ	共通納税システムの進捗状況を注視しながら、税目の拡大を検討する。	総務財政部 税務課収納 対策グループ	
① (6) 1	(6) 情報発信の多様化の検討	ホームページによる情報発信	市の施策や事業などについて、いつでも、どこでも、誰でも取得できるようホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3：2,863,545件 R7：2,910,000件	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	ホームページの運営管理	年間を通じて、ホームページの更新を2,334件行い、適時的確に情報発信したことで、年間2,923,748件（前年比+60,203件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。また、ホームページを通じた情報発信に必要なサーバの賃借やシステムの保守を行った。	引き続き、タイムリーに行政情報を提供する必要がある。また、ホームページを活用した情報発信について、ウェブアクセシビリティの向上のための職員研修を実施する必要がある。	A 順調に進んだ	市内外の人が市の施策や事業、お知らせなどを必要な時にどこでも取得できるよう、ホームページにより情報を発信する。また、ウェブアクセシビリティ向上に向けた職員研修を行う。	政策部広報 秘書課広報 グループ	
① (6) 2	(6) 情報発信の多様化の検討	シティプロモーション専用ページによる情報発信	定住・交流・関係人口の増加につながるよう、まちのさまざまな魅力について、シティプロモーション専用ホームページを通じた情報発信に取り組む。	PV数 R3：114,131件 R7：125,000件	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	シティプロモーション専用ページの運営管理	専用ページのイベント情報を842件、ニュース情報を194件更新するとともに、令和5年1月に開館した市立図書館を紹介するプロモーション動画を制作し、専用ページに掲載したことで、年間134,025件（前年比+19,894件）の閲覧（ページビュー）数を得ることができた。	新型コロナウイルスの影響で、まちの魅力を市民自ら語ってもらうフリックサポーターや個人的な暮らしを紹介するライフスタイルインタビューの取材を実施することができなかった。また、職員自身がシティプロモーションの担い手であるという意識の醸成につなげる職員研修ができなかった。	B まずまず進んだ	本市の暮らしやすさや魅力を知ってもらうため、イベントやニュース、動画などの情報を引き続き発信するとともに、市民の声や生活の様子など共感性の高い情報発信を行う。職員一人ひとりがシティプロモーションの担い手である意識を高めるため、庁内職員向け研修を行う。	政策部広報 秘書課広報 グループ	

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第1節 行政サービスのDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
① (6) 3	(6) 情報発信の多様化の検討	SNS等による情報発信	効果的な情報発信やコミュニケーションの強化を図るため、SNS等を通じた情報発信に取り組む。	利用SNS等の種類 R3：2 R8：3	SNS等の運用管理、拡充の検討及び方向性の決定	SNS等の拡充、運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	SNS等の運用管理	facebookへ年間147件の記事（文章と写真等）を投稿し、市内外へ情報発信を行った。また、市の持つ広報媒体の特性とLINE導入時のメリットを整理したほか、次年度の公式LINEアカウントの開設に向けて、工程案を作成した。	facebookについて、写真を多用するなど共感性や拡散性の高い記事を作成する必要がある。また、さまざまな機会を捉えてfacebookを活用した情報発信を行う必要がある。公式LINEアカウントの開設に向けて、既存SNSであるfacebookとの連携について検討を行う必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、facebookの特性を踏まえた情報発信を行う。また、公式LINEアカウントの開設までの作業においてfacebookとの連携について検討を行う。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 4	(6) 情報発信の多様化の検討	ケーブルテレビ行政情報番組による情報発信	まちへの愛着や誇りの醸成と市民のまちづくりへの参画につながるよう、動画の特性を生かし、ケーブルテレビを通じた情報発信に取り組む。	市民参画による番組制作数 R3：54件 R7：65件	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信	ケーブルテレビによる情報発信 番組放送機器の更新	年間53週分の番組を制作・放送する中で、広報サポーター（市民、学生等）の出演により、市民参画による番組を69件制作することができた。駅前再開発事業の完成や亀山ブランド第2弾の決定とともにそれらに関わる人々の姿やコメントを紹介する特集番組を制作し、市民や関係者に親しまれる番組制作ができた。	市民参画・交流活動の促進に向けて、広報サポーターや学生などの出演による番組づくりを継続し、幅広い世代に親しまれる番組放送を行う必要がある。また、コロナ禍からの環境の変化に対応し、地域での行事や祭りなどの取材を通じて、本市の魅力である人同士のつながりを感じてもらえるような番組を制作する必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き、広報サポーターの募集を行い、市民参画による番組制作を行う。また、コロナ禍を経て活動が再開される納涼大会など地域の行事取材し、地域資源や人同士のつながりなどをまちの魅力として発信する。	政策部広報秘書課広報グループ
① (6) 5	(6) 情報発信の多様化の検討	議会映像等インターネット配信事業	市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めるため、議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	広く市民に議会に対する関心を持ってもらい、透明性が確保された議会を維持する。	議会の会議（本会議・委員会）の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行う。	継続	継続	継続	継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の中継映像を、インターネットによりライブ及び録画配信を行った。また、議会報告番組をインターネットにより録画配信を行った。議会中継等を配信することにより、議会活動の積極的な情報発信ができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ）27,009件 ・議員別配信（録画）19,870件 ・議会報告番組（録画）1,149件	「議会の見える化」を一層推進するため、引き続き積極的な情報発信を行う必要がある。	A 順調に進んだ	議会の映像配信については、議員や職員だけでなく市民からのニーズがあり、積極的な議会の情報の公開に対する要請は今後も高まっていくことが想定されるため、継続して実施する。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (1) 1	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	自治体情報システムの標準化・共通化対応	行政サービスの利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、システムの標準化・共通化を進める。	住民情報システム標準化の実施	システムの標準化の調査・検討	準備作業	準備作業	システム標準化の実施		令和7年度末を目標時期とした標準準拠システムへの移行に向けて、研修会へ参加し他自治体の状況を確認するなど、情報収集を行った。また、現行システムのベンダーと打合せを行い、移行に向けてスケジュール調整等を行ったほか、各担当課において、標準化に対応する業務担当者を選定した。	情報システム標準化について、国の動向を注視しつつ、情報収集に努めるとともに、システム保守委託業者との調整を綿密かつ円滑に行い、標準準拠システムへの移行対応を進める必要がある。	B まずまず進んだ	情報システム標準化に向け、国の動向を注視しつつ、情報収集に努める。また、標準準拠システムへ移行するための準備として、標準仕様と現行システムとの比較分析を行う。	政策部DX・行革推進室
② (1) 2	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	国税庁との確定申告書データ連携	現在、市で作成した確定申告書は紙ベースで税務署へ引渡しをおこなっているが、作成した確定申告書の内容を国税庁へ電子データ送信を行う。	税務署受付後、各市への確定申告書に係るデータ連携の早期化 申告者への還付手続期間の早期化	次期申告支援システムにおける国税庁とのデータ連携の検討、調整	継続	継続	自治体情報システム標準化対応に伴う現行の総合行政システム更新に伴い導入	継続	取組実績：0件	国税庁と電子データ連携について検討したところ、現時点で確定申告書の電子データ送信を行うには、各市のシステムを改修する必要があり、多額の費用負担を伴うこととなる。 総務省が令和7年度に全ての市町村を対象に自治体情報システムの標準化を進めており、現時点で導入しても再度システムの改修が必要となる可能性がある。	B まずまず進んだ	令和7年度の基幹システムの改修に併せて、電子データ送信システムも導入を予定。	総務財政部 税務課市民税グループ
② (1) 3	(1) 情報システムの標準化・共通化の推進	国民健康保険広域化事業	国民健康保険広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理等を適切に行うため、総合住民情報システムの改修を行う。	資格管理、給付管理等の適切な管理	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	継続	令和6年3月より次期国保情報集約システムへの移行・切替に伴う業務において、三重県国民健康保険団体連合会より示された日程に従い、個人情報情報ファイル簿を作成した。また、令和6年1月の運用テスト前までにPIAを実施する必要があるため、PIAの内容について検討し、導入に備えた。	運用テスト前までに、PIA実施、電子証明書更新作業、二要素認証装置の設置・設定を行う必要がある。 集約システムの改修に伴い、オンライン資格確認等システムに影響があるかどうかを確認し、引き続き資格管理、給付管理等を適切に管理していく。	B まずまず進んだ	PIA実施、電子証明書更新作業、二要素認証装置の設置・設定について、三重県国民健康保険団体連合会と連携し、導入に備えて準備していく。 総合住民情報システムの改修の有無については、ベンダーに確認し、改修が必要であれば、導入に備えて準備していく。 オンライン資格確認等システムについても、集約システムの改修に伴い影響がないか確認をする。	市民文化部 市民課国民健康保険グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (2) 1	(2) タブレット端末の活用の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議等による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用 電子会議システム利用者拡充	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、幹部職員に加え、課長級職員等へ電子会議システムを拡充する必要がある。	A 順調に進んだ	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、幹部職員に加え、課長級職員等への電子会議システムの拡充を図る。	政策部DX・ 行革推進室
② (2) 2	(2) タブレット端末の活用の推進	タブレット端末活用事業（道路）	道路パトロールにおいて、タブレット端末及びFixMyStreet Japanを活用しパトロールにおける異常個所の逐次共有、データ保存を行う。（タブレット端末についてはDX・行革推進室から試行で仮受ける）	タブレット端末の活用により、道路パトロールなどの事務効率化に繋がる。	準備（導入に向けDX・行革推進室と調整）	導入	継続	継続	継続	準備（導入に向けDX・行革推進室と令和5年度から導入で調整済）	通信契約が締結できず、令和5年度当初からの導入が出来なかった。	B まずまず進んだ	令和5年度当初からの導入は出来なかったものの、早期に通信契約を締結し道路パトロールなどの事務効率化を図りたい。	建設部建設 管理課道路 保全グループ
② (2) 3	(2) タブレット端末の活用の推進	タブレット端末活用事業（農業）	農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、農地の集約等を加速させることが求められおり、農地の出し手・受け手の意向等を迅速かつ効率的に情報収集して、農業の担い手の確保に繋がるよう推進する。 令和4年度はタブレット端末の導入年度であり、端末活用の試行期間として、効率化に繋がる事務内容を検討する。	タブレット端末の活用により、農地パトロールなどの事務効率化に繋がり、農地の出し手・受け手の意向を迅速に把握し、農地のマッチングを志向する。	新規	継続	継続	継続	継続	国費にてタブレット端末10台を導入した。	タブレット端末は導入に至ったものの、農地パトロールを実施する農地利用最適化推進委員の人数は20名であり、半分の10台では効率的な情報収集を行っていくには難しい部分がある。 また、タブレット端末の導入が年度末となり、国が開発している現地確認アプリの利用開始時期も当初の予定より遅れ、令和5年度からの利用となったこともあり、活用の試行までには至らなかった。	B まずまず進んだ	国が開発した現地確認アプリの使用時期が当初より遅れたこともあり、使い勝手等がわからない状況であるため、試行期間を1年延長し、活用に向けて検討していく。 また、当面は10台での運用を検討していくが、効率的な情報収集を行っていくために、追加導入の方向性も検討し、農地のマッチングができるような環境を整備していく。	産業環境部 農林振興課 農林政策グループ（農業委員会事務局）
② (2) 4	(2) タブレット端末の活用の推進	図書館貸出タブレット端末整備	亀山市立図書館の駅前移転（R5.1開館）に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的ため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。（イニシャルのみ生涯学習課の主要事業）	情報社会に即し、レファレンスなど図書館サービスの基本を行うための環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転（R5.1開館）に合わせ、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与を行っている。	利用者への館内貸出は、利用が進んでいるが、レファレンスへの活用につながっていない。	A 順調に進んだ	引き続き運用を行っていく。 職員が行うレファレンスや図書館情報システムの利用案内などの活用を進め、サービスの向上を行っていく。	教育委員会 事務局図書館

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (2) 5	(2) タブレット端末の活用の推進	多職種連携情報共有システムの運用	多職種間の情報共有の円滑化を実現し、厚みのある地域医療体制を構築することを目的とし、多職種連携情報システム（バイタルリンク）を活用する。	システム登録事業所が増加し、医療介護の連携に繋がる。	多職種連携情報共有システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	令和4年度は新たに20事業所が登録し、合計244事業所がバイタルリンクを活用している。このことにより、多職種間の情報共有を円滑かつ迅速に行い、厚みのある地域医療体制を構築することができた。	情報共有は簡易化し、迅速に行うことが可能となった。しかし、共有できる情報量及び発信回数の増加に伴い、必要な情報が埋もれるという課題が生じた。	A 順調に進んだ	バイタルリンク内の種々の機能を活用し、必要な時に必要な情報に迅速にアクセスできるよう、内規等を整備する。	地域医療部 地域医療課 地域連携グループ
② (2) 6	(2) タブレット端末の活用の推進	議会タブレット端末の活用	議会基本条例に基づき、積極的にタブレット端末を活用し、議員間の情報共有システムの導入の検討を進める等、議会の情報化を推進する。	タブレット端末を使用する機会を増加させ、議員の活用頻度を向上させる。	議会タブレット端末の活用	継続	継続	継続	継続	議会改革の一環として、議員のスケジュール管理をタブレット端末を用いて行うことができないか等、他市事例を参考にしつつ、事業者のデモを受けた。	スケジュール管理については、紙媒体で管理していることにより生じる課題もあるため、システムの早期の導入が求められる。	B まずまず進んだ	引き続きスケジュール管理について他市事例や事業者からの情報を収集し、早期の導入、運用開始に向けて検討する。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ
② (3) 1	(3) AI・RPAの活用の拡充	AI・RPAの活用の拡充	行政サービスの更なる質の向上を図るため、AI・RPAの対象業務の拡充など、デジタル技術を活用した業務の効率化・迅速化に努め、人的資源を注力すべき業務に振り向ける。	導入済みのシナリオの稼働、新規シナリオ作成による業務効率化・迅速化 シナリオ作成：20件（累計）	RPAシナリオ作成研修の実施	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	RPA対象業務の拡充	効果検証	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上を図るため、住民情報系システムを扱う職員の一部へ実業務を想定したシナリオ作成研修を行った。なお、これまでのシナリオを作成の累計は15業務で、うち7業務を本格運用している。	RPAのシナリオの維持管理を行うに当たっては、対象業務の拡大や業務フローの変更などに応じて、実務を担当する職員自らが、RPAのシナリオの作成や変更ができるスキルが求められることから、RPAを十分に活用することができるデジタル人材の育成が必要である。	B まずまず進んだ	職員に対するRPAシナリオ作成研修を実施するなど、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用することができるデジタル人材を育成しつつ、順次、RPAの対象業務の拡充を図る。	政策部DX・ 行革推進室
② (4) 1	(4) テレワークの推進	テレワークシステムの活用	感染症の拡大時や災害発生時等の業務継続性の確保と、職員の多様な柔軟な働き方を選択できる環境の充実に向け、テレワークシステムを活用する。	柔軟な働き方を選択できる環境の充実	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムの活用	テレワークシステムを活用したテレワークの試行運用を継続したことにより、職員が柔軟な働き方を選択できる環境の充実に寄るとともに、新型コロナウイルス感染症対策として職員同士の接触の低減を図ることができた。また、のべ78件のテレワークを実施することができた。	本格運用に向けて実施状況を正確に把握するため、テレワーク試行実施要領の適正な運用を図る必要がある。また、時間外勤務時間の取扱いなどの勤怠管理、各種手当、自宅にテレワーク環境を持たない職員への対応など、円滑にテレワークを実施するための環境を整備する必要がある。	B まずまず進んだ	テレワーク試行運用における課題点等を検証し、本格運用に向けた環境整備を進める。	政策部DX・ 行革推進室 総務財政部 総務課人事 給与グループ
② (5) 1	(5) WEB会議の推進	WEB会議システムの活用	非接触型の会議等を推進することで、感染症の感染拡大防止や移動時間の削減を図るとともに、会議等のペーパーレス化を進めるため、WEB会議システムを積極的に活用する。	オンライン会議による移動時間等の削減 ペーパーレスの推進	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの活用	WEB会議システムの運用により、移動時間削減による職員の負担軽減や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることができた。また、Web会議システムを活用したライブ配信等、新たな活用手法を実践した。	引き続き感染症拡大の防止や移動時間の削減を図るとともに、新たな活用手法の実施等を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	Web会議システムの活用を継続するほか、職員用マニュアル等の充実や新たな活用手法の研究等に努め、一層のシステム活用を図る。	政策部DX・ 行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (6) 1	(6) 文書等のデジタル化の推進	電子決裁の導入に伴う文書等のデジタル化	電子決裁の導入に伴い、これに係る文書等についてデジタル化を行う。	管理コストの削減	準備	対象文書の選定	対象文書の拡大	継続	継続	導入に向けた道筋を整備 ・電子化を進めると効果に比して事務の負担が大きく増える文書（契約等）等の対象外とする文書の検討 ・文書取扱規定等の関係規定の精査及び見直しの検討 ・実効性を高めるため、文書管理システムだけでなく、併せて電子掲示板、ライブラリ、共有フォルダ等の活用を検討	・契約書等の電子決裁に添付することが困難であり、紙での保管が基本である文書については、回付及び保管に工夫が必要である。 ・原本保管が必要となる許認可に係る申請等については、保管に工夫が必要である。	B まずまず進んだ	・原本を紙で保管することが前提である契約書、申請書等については、適正な管理だけでなくアクセスも容易となるような保管を検討する。 ・併せて、今後は、契約書については電子契約に、申請書等についてはオンライン申請等に対応できるようにする。	総務財政部 総務課法務 統計グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (6) 2	(6) 文書等のデジタル化の推進	タブレット端末の活用と電子会議システムの拡充【再掲】	会議のペーパーレス化を図るため、幹部職員において引き続きタブレットを活用するほか、電子会議システムの利用者を拡充する。	ペーパーレス会議等による業務効率化	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末の活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	タブレット端末及び電子会議システムの活用	幹部職員へ配布したタブレット端末を活用し、各種会議資料を電子会議システムを用いて配布したことにより、業務の効率化とペーパーレス化による人的・財政的な資源を創出することができた。	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、幹部職員に加え、課長級職員等へ電子会議システムを拡充する必要がある。	A 順調に進んだ	一層のペーパーレス化や業務効率化のため、幹部職員に加え、課長級職員等への電子会議システムの拡充を図る。	政策部DX・ 行革推進室
② (6) 3	(6) 文書等のデジタル化の推進	議会資料のペーパーレス化	事務の効率化を図るため、議会の会議（本会議・委員会等）において電子会議システムを利用し、会議資料のペーパーレス化を推進していく。	電子会議システムを使用する会議を増加させる。	電子会議システムの活用	継続	継続	継続	継続	本会議や各種委員会等の公開会議の会議資料は、タブレット端末を活用することで、全ての資料をペーパーレス化することができた。これにより、事務の効率化や議員への迅速な情報提供を行うことができた。	今後も各議員のタブレット端末のさらなる活用に向けて、端末操作の習熟度を高める必要がある。	A 順調に進んだ	電子会議システムの利用について、議会と執行部がさらに連携を強化し、さらなる事務の効率化のため、分かりやすいフォルダ構成とする等、工夫していく。	議会事務局 議事調査課 議事調査グループ
② (6) 4	(6) 文書等のデジタル化の推進	介護保険料算定に伴う所得照会の情報連携推進	市外から転入してきた被保険者の介護保険料を算定するにあたり、所得情報が必要となる。所得情報を効率的に取得するため所得照会の情報連携を推進する。	所得照会の情報連携の実現		導入	継続	継続	継続	介護保険料算定に関する所得照会の情報連携に向けて、鈴鹿亀山地区広域連合、DX行革推進室との協議の結果、情報連携を推進することとなったため、引き続き関係部署と連携して令和5年度中の実現を目指す。	鈴鹿亀山地区広域連合、DX行革推進室との協議の結果、情報連携を推進することとなったため、引き続き関係部署と連携して令和5年度中の実現を目指す。	A 順調に進んだ	令和5年度中に情報連携できる環境を整備し、情報連携を用いて介護保険料算定のための所得照会を行う。	市民文化部 市民課医療 年金グループ
② (6) 5	(6) 文書等のデジタル化の推進	河川・都市下水道・調整池等台帳システム運用管理	河川・都市下水道・調整池の管理を適正に行うため、管理すべき水路等の所在の整理。	施設維持管理に係る業務の効率化	河川・都市下水道・調整池等台帳システム運用管理	継続	完了			以前から管理整備されている施設（河川、都市下水道、調整池等）の各台帳を収集、整理し、市が管理する準用河川、普通河川の所在地等の確認を行ったことにより一部、整理が出来た。	既に管理システムに入力されている河川の所在地（起点、終点等）の誤差が生じているため、再度、正確な所在地の確認を行い修正作業が必要となる。	B まずは進んだ	市内の管理する施設（河川、都市下水道、調整池）が数多くあり、以前から管理整備されている施設の所在地等の確認に時間を要するため、完了時期が令和7年度に遅れる見込みである。このことから外部委託も視野に入れ、早期整備に努めていきたい。	建設部土木 課河川流域 グループ
② (6) 6	(6) 文書等のデジタル化の推進	水道施設台帳整備	水道法改正に伴い作成した水道施設台帳を活用し情報の共有を図り、属人的な情報管理からの脱却を行っていく。また、工事等により水道施設が変更していくことから、データ更新を継続的に行っていく。	水道施設の図面や写真等の情報を速やかに取得できるよう工事等において変更した水道施設の継続的な更新を行い、情報を共有化し、窓口業務等の効率化を図る。	水道施設台帳のデータ更新	継続	継続	継続	継続	適切に水道施設台帳（管路・施設）を運用していくため、令和3年度に変更があった記載事項について、水道施設のデータ更新作業を行なった。	水道施設台帳の適切な運用を図るため、記載事項に変更があった場合は、水道施設データの更新を継続的に行っていく必要がある。	A 順調に進んだ	水道施設台帳の適切な運用を図るため、記載事項に変更があった場合は、水道施設データの更新を継続的に行っていく。	上下水道部 上下水道課 水道工務グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (6) 7	(6) 文書等のデジタル化の推進	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集落排水施設の管理を適正に行うため、工事等により変更される下水道管情報を毎年度更新する。	工事等において変更した下水道施設の継続的な更新を行い窓口業務等の効率化を図る。	下水道台帳システム運用管理	継続	継続	継続	継続	工事等を行った箇所の下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるように努めた。また、機器が老朽化したため更新を行った。	窓口において下水道台帳の交付事務を行っているが、事務量が多く、他の業務を圧迫している。	A 順調に進んだ	今後も下水道整備区域が拡大されることから、窓口対応や現場確認資料のための更新を行う必要がある。 また、窓口における事務量削減のため、下水道台帳を市HP上で公開することを検討している。	上下水道部 下水道課 下水道工務グループ
② (6) 8	(6) 文書等のデジタル化の推進	三重医療安心ネットワークの運用	転院の際の物理データの減少及び情報共有の迅速化を目的とし、三重県内の医療機関とシステム上 (ID-LINK) で患者データを共有する。	県内医療機関における安心・安全かつ切れ目のない医療提供体制の充実	三重医療安心ネットワークの運用	継続	継続	継続	継続	ID-Link上で県内他院と患者情報を共有できるよう、体制を整備した。	システム (ID-Link) による他院との情報共有体制を整備したが、実務段階においてシステムを使用した情報共有方法が定着せず、活用がない。開示病院としてシステム更新する場合は年間経費が必要となり、システム更新するメリットがない。	A 順調に進んだ	他医療機関との連携 (患者の診療情報共有) については、紹介状やCD-Rの持参で足りていることから、開示病院から閲覧病院 (費用負担無し) へ変更する。	地域医療部 地域医療課 地域連携グループ
② (7) 1	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	内部情報系システムの運用	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 (統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、グループウェアパソコン)	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部情報システム更新準備 機器及びシステムの管理	統合型内部情報システム更新 機器及びシステムの管理	統合型地理情報システム更新 内部情報ネットワーク更新検討 機器及びシステムの管理	グループウェアパソコン更新 機器及びシステムの管理	プリンター制御システム更新 機器及びシステムの管理	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができ、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、制度改正等に伴うシステム改修等を円滑に実施し、適切な事務運用を継続することができた。	令和5年度に保守期限が到来する統合型内部情報システム及び統合型地理情報システムについて、障害なく更新を実施し、行政事務の効率化・迅速化を維持する必要がある。	A 順調に進んだ	システムの適切な保守等の実施により、安定稼働を図るほか、統合型内部情報システム及び統合型地理情報システムの更新に当たっては、システム導入業者との調整を綿密に行い、円滑に実施する。	政策部DX・ 行革推進室
② (7) 2	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	職員コミュニケーションのデジタル化	職員間のリアルタイムな情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図るため、職員コミュニケーションのデジタル化を進める。	職員間コミュニケーションのデジタル化による迅速な意思決定と業務効率化	ビジネスチャットツールの試行導入	ビジネスチャットツールの導入	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	ビジネスチャットツールの管理	前年度に引き続き、ビジネスチャットツールの試行運用を実施し、令和4年9月から12月の使用状況調査において、登録者約400人のメッセージのやり取りは、累計約25,000件あり、情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化を図ることができた。	ビジネスチャットツールの本格運用を実施し、一層の情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	ビジネスチャットツールの本格運用を実施し、本市職員間や他自治体の職員とのリアルタイムな情報共有やコミュニケーションの活性化・円滑化による、迅速な意思決定と業務効率化を図る。	政策部DX・ 行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 3	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	例規集等管理システムの運用	例規執務業務を総合的にサポートし、業務の効率化を図る。 条例等の改正に伴うデータ修正などを行うとともに、システムの維持管理を行う。	条例等の改正に伴うデータ修正の確なデータ修正の実施	条例等の改正に伴うデータ修正の管理	条例等の改正に伴うデータ修正の管理	条例等の改正に伴うデータ修正の管理	条例等の改正に伴うデータ修正の管理	条例等の改正に伴うデータ修正の管理	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努め、例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。	引き続き、システムの維持管理に努め、例規に関する業務の効率化を図る必要がある。	A 順調に進んだ	システムの維持管理に努め、的確なデータ修正を実施し、例規に関する業務の効率化を図る。	政策部DX・行革推進室
② (7) 4	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	CADシステムの運用	設計・製図業務の効率化や正確さの向上に資するCADシステムの安定稼働を図る。	システムを安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの管理	CADシステムの更新及び管理	CADシステムの保守・管理を実施し、安定稼働させることができた。	引き続き、システムの安定稼働を図るため、機器及びシステムの管理、保守が必要である。	A 順調に進んだ	CADシステムの保守・管理を継続し、安定稼働を図る。	政策部DX・行革推進室
② (7) 5	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	工事積算システムの運用	積算業務の効率化、積算ミスの防止に資する工事積算システムの安定稼働を図る。	工事積算システムの活用による積算業務の効率化と積算ミスの防止	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理	工事積算システムの管理 R8.9現行協定終了	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を安定して継続することができた。	引き続き、工事積算システムの活用による、積算業務の効率化と積算ミスの防止を図る必要がある。	A 順調に進んだ	「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、工事積算システムの活用を継続する。	政策部DX・行革推進室
② (7) 6	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県と県内市町間の連携を強化し行政におけるDXと社会全体のDXの推進を図るため設置された、三重県・市町DX推進協議会へ継続して参画する。	課題の共有やデジタルサービス・ツール等の共同調達・運用、人材育成等、県・市町の連携強化	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会への参画	三重県・市町DX推進協議会に参画することにより、県・市町間で情報システム等の共同利用の検討のほか、デジタル関連施策の課題解決に向け、共通の認識を持つことができた。また、共同調達として一部のツールを効率的に導入できた。	三重県及び県内市町共通のデジタル関連施策の課題解決等のため、引き続き協議会に参画する必要がある。	A 順調に進んだ	三重県・市町DX推進協議会に参画し、共同調達やDX推進施策の実現に向けて、三重県及び県内市町との連携強化を図る。	政策部DX・行革推進室
② (7) 7	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルアドバイザー委員会の設置	デジタル技術を積極的に活用し、スマート自治体への転換を図り、一人ひとりのニーズに合った「利用者中心の行政サービス」につなげるため、デジタルアドバイザー委員会を設置する。	アドバイザー委員会からの助言による行政DXの推進	デジタルアドバイザー委員会の設置検討	要綱改正 デジタルアドバイザー委員会の設置 助言による行政DXの推進	アドバイザー委員会からの助言による行政DXの推進	アドバイザー委員会からの助言による行政DXの推進	アドバイザー委員会からの助言による行政DXの推進 委員改編	ICT利活用アドバイザー委員会の後継組織として、デジタルアドバイザー委員会を行政DX推進計画に位置づけ、設置に向けた検討を行った。	従前のICT利活用アドバイザー委員会の委嘱期限が到来することから、後継組織としてデジタルアドバイザー委員会を設置し、行政DXを推進するための体制を整える必要がある。	B まずまず進んだ	行政DX推進計画に基づき、デジタルアドバイザー委員会に係る要綱を整備し、委員の委嘱を行う。	政策部DX・行革推進室
② (7) 8	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用することができる人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施することにより、職員のデジタルリテラシーの向上を図った。	引き続きデジタルリテラシー研修と情報セキュリティ研修の実施を継続し、デジタル人材の育成を図る必要がある。	A 順調に進んだ	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修等を継続し、デジタル人材の育成を図る。	政策部DX・行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 9	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	電子決裁の導入	文書管理システムにおいて管理する文書について、同システムを利用して電子的に決裁し、又は收受供覧を行う。	決裁等に要する時間の削減	準備	導入	検証	継続	継続	<p>現行の手続を踏襲しつつ、電子決裁とするメリットを生かすため、手続の細部までブラッシュアップした上で、導入に向けた計画を作成した。時期については、文書管理システムのバージョンアップを控えており、旧バージョンでは差し障りがある取扱いが散見されたことから、新バージョンへのアップデートに合わせた導入とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての職員の日常業務に影響することから、十分な操作研修等が必要である。 文書管理システムを利用している決裁について電子決裁を導入することとなっているが、これを利用していない決裁についても電子決裁とするメリットが大きいものがある。 	B まずまず進んだ	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に導入できるよう、事前の周知、操作研修等を行う。 導入後についても、職員に対するバックアップに努め、実施状況の検証を行う。 簡易決裁等のうち電子決裁によるメリットが大きいものについては、通常の決裁への移行を検討する。 	総務財政部 総務課法務 統計グループ
② (7) 10	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	国民健康保険資格適正管理事業	国民健康保険の加入及び脱退の資格情報を三重県国民健康保険団体連合会が管理する国保情報集約システムに自動で連携できるよう、自庁システムの改修を行う。	資格の適切な管理	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム導入に向けての検討)	検討(システム改修等)	導入	継続	<p>令和6年3月から次期国保情報集約システムへ移行されるため、その仕様及び様式に基づいた国保資格情報の自動連携に向けて、ベンダーと国保連合会からの情報収集に努めた。</p>	次期国保情報集約システムの詳細について、情報資料等が少なく、システム導入については、まだ検討が進んでいない状況である。今後、情報収集に努め、導入に向けて計画的に業務を進めていく。	C あまり進まなかった	今後次期国保情報集約システムの詳細が決まり次第、再度ベンダー・三重県国民健康保険団体連合会で協議を行い、引き続きシステム導入に向け、検討を行う。	市民文化部 市民課国民 健康保険グ ループ
② (7) 11	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	預貯金照会業務の電子化 (pipitLINQ)	現在郵送にて実施している金融機関への滞納者の預貯金照会業務をLG-WAN回線を利用して、電子的に実施することで、調査・回答期間の短縮、業務の効率化を図ります。	回答期間30日程が2日程に短縮、郵送業務等に費やす時間が30%程短縮	新規	拡充(調査可能な金融機関の追加)	拡充(調査可能な金融機関の追加)	拡充(調査可能な金融機関の追加)	拡充(調査可能な金融機関の追加)	<p>金融機関に預貯金照会を依頼して回答を得るまでに長時間を要し、効率的ではなかった。導入後、2日程での回答になり調査・回答期間の短縮、郵送業務等に費やす時間の軽減になった。 調査件数：935件</p>	調査可能な金融機関が追加されれば、更に利便性が向上する。	A 順調に進んだ	今後も預貯金照会業務の電子化 (pipitLINQ) を活用する。	総務財政部 税務課収納 対策グループ
② (7) 12	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	口座振替データ授受のデジタル化推進	口座振替データを安全かつ効率的に授受するため、指定金融機関に委託して、一括でデータを伝送し、指定金融機関が各収納代理金融機関とデータの授受を行う。振替結果についても指定金融機関が各収納代理金融機関の口座振替データを集約し、口座振替結果データを会計課パソコンに一括送信する。	事務の効率化	2024年1月にISDN回線のサポートが終了するため、その後の取扱いについての検討	データ伝送の回線変更	継続	継続	継続	<p>口座振替及び口座振込のデータ伝送の際に使用しているISDN回線が、2024年1月に廃止されることに伴い、個人情報流出など安全面を重視し、LG-WAN回線を使用したAnserDATAPOINTの方式でデータ授受を行うことができるよう、各金融機関へ聞き取り、予算化へ反映させた。</p>	現在はISDN回線使用料のみの負担だが、AnserDATAPOINTの方式へ変更後は、各金融機関それぞれへの当初契約料と月額利用料が発生し、負担額が増大する。今後、金融機関によっては、利用料の値上げも考えられる。	B まずまず進んだ	市税等の収納や支払に支障が出ないようにデータ伝送の回線の切替を確実にし、金融機関等と連携のうえ、個人情報の安全性を確保し、適切にデータ授受を行う。	会計課収納 グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 13	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	公共料金の支払い事務のデジタル化推進	公共料金の支払いについて、会計事務の効率化を図るため、各課の公共料金の明細データを財務会計システムに取り込み、一つの部署で一括起票して支払う。	事務の効率化	令和5年の財務会計システムの更新と合わせて導入できるように、関係課、業者と協議	開始	継続	継続	継続	各種公共料金の件数等を把握し予算化に反映させるため、令和4年8月1月分の公共料金について、種別、件数、金額等の洗い出しを行い、令和5年度からの実施に向けたスケジュールを確率した。	検討段階においては特に問題はないが、導入後の公共料金の支払について、一括起票を行う部署や新規及び解約分について、把握する方法を検討する必要がある。	B まずまず進んだ	令和5年10月の財務会計システム更新にあわせて、公共料金の明細データを財務会計システムに取り込み、一括起票して支払うことで、各所属の事務負担の軽減及び支出命令書や納付書等の書類整理にかかる事務の効率化を目指す。	会計課出納グループ
② (7) 14	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	建築積算システムの導入	物価スライドや週休二日制への対応など、複雑化する積算業務の合理化・省力化を行う。また、積算業務のテレワーク対応化も可能になる。	積算業務の効率化	検討、調整	導入	継続	継続	継続	建築積算システムの導入に向けて、複数社の積算システムの試験導入、見積り徴収を行ったが、週休二日制やR5年度に行われる国土交通省の共通費積算基準の改正に対応しているシステムが見つからなかったため、R5年度での導入を見送った。	三重県、県内の多数の市が導入し、国内シェア1位の「RIBIC2」という積算システムは、比較的高価で、試験導入もできないため検討から外していたが、他市にヒアリング等を行うなどして候補として検討していく。	D 進まなかった	R5年度及びR6年度を検討期間とする。導入した他市にヒアリングを実施するなど、メリット・デメリットを整理し、R7年度の導入を目指す。	建設部建築住宅課住まい推進グループ
② (7) 15	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	企業会計システム運用管理事業（下水道）	経理事務を効率的に行うため、企業会計システムの適切な運用・維持管理を行う。	適正な事務処理及び安定的な運用	企業会計システム運用管理	継続	継続	継続	継続	農業集落排水事業の企業会計化に伴い、令和3年度に更新した企業会計システムを適切に運用・維持管理し、効率的に経理事務を行うことができた。	適切な仕訳や集計が行われているかどうか、随時確認する必要がある。	A 順調に進んだ	経理事務を円滑に進めるため、想定通りの処理が行われているか随時確認・修正を行い、適切な維持管理に努める。	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ
② (7) 16	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	救急出動の記録データベース化による業務効率の向上	救急出動の記録をデータベース化することで、救急出動報告書の作成、各種統計・調査及びデータ抽出をデジタル化し、業務の効率化・迅速化を図る。	救急業務の効率化	救急出動記録データベースの運用	継続	継続	継続	継続	年間2000件を超える救急活動記録をデータベース化することにより、救急出動報告書の作成をはじめ、統計事務、各種調査などを円滑に処理することができた。	令和8年度に予定されている津市、鈴鹿市との3市による消防指令センターの共同運用開始に伴い、現行システムから新システムへ移行する可能性がある。	A 順調に進んだ	消防指令共同センターの共同運用開始を見据えて、令和5年度に分科会を設置し、救急OAシステムに関する検討を進める。	消防本部 消防総務課 消防救急グループ
② (7) 17	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	防火対象物・危険物施設データベース化による業務効率の向上	防火対象物・危険物施設のデータをデータベース化し、統計、検索及び各種様式作成等の作業を行えるシステムを使用することで、事務の効率化・迅速化を図る。	予防業務の効率化	防火対象物・危険物施設データベースの運用	継続	継続	継続	継続	危険物施設管理システムについては、データベースが完成しており、各種統計、調査等で業務の迅速化が図れている。防火対象物管理システムについては、一部未入力施設があるものの報告書等で業務の円滑化に貢献している。	防火対象物管理システムは、データの一部未入力があるため、統計・調査で活用できていない。	B まずまず進んだ	今年度中に防火対象物管理システムのデータベースを完成させて、統計・調査においても当該システムを活用する。	消防本部 予防課 予防グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (7) 18	(7) 内部情報系システムの充実と内部事務のデジタル化の推進	病院総合情報システム更新事業	病院総合情報システムの更新により、システムの安定的稼働を確保し、医療業務の円滑化と患者サービスの向上を図る。	窓口業務に支障を来すようなシステム障害件数 0件	業者選定、契約、システム移行作業	システム移行作業、システム稼働	継続	継続	継続	令和5年10月の新システム稼働に向け、現行システムの課題等を洗い出すとともに、各部署等と協議・検討を重ね仕様書を作成し、令和5年1月に業者を選定、同年2月に新システムの購入契約を締結した。また、契約締結後は、業者と連絡・調整を密にし、機器の搬入及びシステムの構築等の準備を進めた。	新システムが計画どおり稼働できるよう、スケジュールの管理及び人員を確保し、計画的に更新作業を行う必要がある。	A 順調に進んだ	新システムの稼働に向け、業者及び関係部署と連携を密にし、業務に支障をきたすことの無いよう、計画的に更新作業を遂行する。また、更新後は、診療報酬・制度改正等の対応により医療業務の円滑化を図るとともに、システムの状態等を随時把握し、安定的な稼働を確保する。	地域医療部 病院総務課 医事グループ
② (8) 1	(8) クラウド化の推進	自治体クラウドの運用	システム導入時における費用負担の軽減や導入時間の短縮に資するとともに、保有する情報を守り、業務を継続するため、クラウド・バイ・デフォルトの原則に基づき、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、一部のシステムについては、他自治体と情報システムの共同利用を行う自治体クラウドの運用を継続する。	自治体クラウドの運用によるサポート体制の強化とシステム運用コストの削減	自治体クラウドの運用延長に係る協定の締結	自治体クラウドの運用	自治体クラウドの運用	地方公共団体システム標準化対応	本市と同じ総合住民情報システムを利用している朝日町と「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」を延長する協定を締結し、引き続き共同運用することにより、サポート体制の強化やシステム運用コストの削減を継続した。	サポート体制の強化や運用コストの削減を図るため、総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する必要がある。	A 順調に進んだ	総合住民情報システムの自治体クラウドでの運用を継続する。	政策部DX・ 行革推進室	
② (8) 2	(8) クラウド化の推進	図書館情報システムの運用【再掲】	図書館利用者が、図書館情報システムのweb機能により、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる。 (令和元年からクラウドサービスである図書館情報システムを使用している)	利用案内を進め、web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書の利用を促進する。	図書館情報システムの運用管理	継続	継続	継続	継続	図書館における電子サービスの利用方法の講座を開催した。資料の他館取り寄せに関するパスファインダーを作成した。	web機能による、資料の検索・予約、確保連絡をメールで受け取ることができる便利な機能は、多くの方に喜ばれるサービスであるが、認知度が低く、一部の人の利用にとどまっている。	A 順調に進んだ	利用案内を進める。web予約等の利用の件数・割合を増やし、図書の利用を促進する。	教育委員会 事務局図書館
② (8) 3	(8) クラウド化の推進	住民情報系システムの運用【再掲】	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。(総合住民情報システム、総合保健福祉システム)	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	総合住民情報システム更新 機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理	機器及びシステムの管理 機器及びシステムの管理 システム標準化の実施	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムについて、データセンターにおける監視や保守の適切な実施により、安定してシステムを稼働させることができたほか、総合住民情報システム更新等により、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	引き続きシステムの適切な保守等により、安定稼働を図るほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するための準備を進める必要がある。	A 順調に進んだ	システムの適切な保守等の実施により、安定稼働を図るほか、令和7年度までに国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するための準備として、標準仕様と現行システムとの比較分析を行う。	政策部DX・ 行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (8) 4	(8) クラウド化の推進	内部情報システムの運用【再掲】	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 (統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、グループウェアパソコン)	システムの安定稼働と適切な更新 重大なインシデント件数：0件	統合型内部情報システム更新準備機器及びシステムの管理	統合型内部情報システム更新機器及びシステムの管理	統合型地理情報システム更新内部情報ネットワーク更新検討機器及びシステムの管理	グループウェアパソコン更新機器及びシステムの管理	プリンター制御システム更新機器及びシステムの管理	内部情報系システムについて、データセンター及び市庁舎において、監視や保守を適切に実施し、システムを安定稼働させることができ、行政事務の効率化・迅速化を維持することができた。また、制度改正等に伴うシステム改修等を円滑に実施し、適切な事務運用を継続することができた。	令和5年度に保守期限が到来する統合型内部情報システムについて、障害なく更新を実施し、行政事務の効率化・迅速化を維持する必要がある。	A 順調に進んだ	システムの適切な保守等の実施により、安定稼働を図るほか、統合型内部情報システム及び統合型地理情報システムの更新に当たっては、システム導入業者との調整を綿密に行い、円滑に実施する。	政策部DX・行革推進室
② (9) 1	(9) データ活用の推進	行政情報オープンデータ化の推進	市が保有する公共データは、市民共有の財産であるとの認識に立ち、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、市民や地域、事業者が、公共データを活用して新たな事業創造や課題解決ができるよう、個人情報の保護を念頭に置きつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方にに基づき、オープンデータ化を拡充します。	国が推奨するデータセットの拡充	オープンデータ化を拡充の検討	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	住居番号と土地の地番の対照表のデータを最新のものに更新したほか、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」のうちオープンデータ一覧のオープンデータ化を実施した。	引き続き、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」の拡充を図るほか、利用者の利便性向上に資するサイトの構築等を検討する必要がある。	B まずまず進んだ	国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」の拡充を図るほか、利用者の利便性向上に資するサイトの構築等を検討する。	政策部DX・行革推進室
② (9) 2	(9) データ活用の推進	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、整備費用の縮減、市町と県との情報共有、住民サービスの向上、定期的な地図更新等を推進する。県内市町と県によるデジタル地図(共有デジタル地図)の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	共有デジタル地図の活用	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	第4期共有デジタル地図更新事業の開始に向けて、共有デジタル地図整備運営検討委員会に参画し、地図の整備等に係る情報共有を図ることができた。	第4期共有デジタル地図整備事業に係る動向を注視し、庁内関係部署との情報共有を図る必要がある。	A 順調に進んだ	第4期共有デジタル地図更新に向け、共有デジタル地図共同整備運営検討委員会及び関連する技術部会へ参画する。	政策部DX・行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (9) 3	(9) データ活用の推進	データ分析に基づく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、健康寿命の延伸を図るため、KDB（国保データベース）システム等のデータを活用した健康課題の分析、支援対象者の抽出を行う。 (R5年度～主要事業予定)	KDBデータを活用した効果的かつ効果的な保健事業の実施	準備	関係部署間でのデータの活用 (地域の健康課題の把握や支援対象者抽出)	継続	継続	継続	R5年度開始の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」にむけて、関係部署の担当でKDBデータを活用した健康課題を分析するために協議を行った。また、担当を対象としたKDBデータ活用の勉強会を開催した。	健康課題については市全体の分析とともに地域別の健康課題も把握する必要がある。現在活用しているKDBデータを地域別単位で活用していく必要があるが、現在は対応できない地区コード分類が異なるため効果的な活用ができていない。	A 順調に進んだ	KDBで地域別データを効率よく活用できる方法を検討する。	市民文化部 市民課医療年金グループ
② (9) 4	(9) データ活用の推進	障害福祉サービスデータベースへの接続・運用	障害福祉関係データの有効活用により効果的・効率的な制度運用等に資するため、令和5年度から運用が開始される障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とするためシステム改修を行い、運用していく。	厚生労働省との円滑なデータのやりとり	システム改修 (委託契約、改修作業、稼働)	運用	運用	運用	運用	障害福祉業務に係るシステム（MCWELL）を改修して障害福祉サービスデータベースへの接続を可能とすることで障害福祉関係データの有効活用による効果的・効率的な運用を図った。	当初予定通り改修でき、課題はない。	A 順調に進んだ	令和7年に国が示す基幹業務システムのガバメントクラウド移行に関わるシステム改修について、ベンダーと情報共有していく。	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ
② (10) 1	(10) 庁内無線LANの拡充	庁内無線LANの拡充	ペーパーレス会議等、柔軟かつ効果的な働き方を推進するため、内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を拡充する。	庁内無線LAN環境の拡充による効果的な働き方の実施	庁内無線LAN環境の調査・検討	庁内無線LAN環境の拡充	庁内無線LAN環境の拡充			本庁舎3階及び西庁舎3階会議室に構築した庁内無線LANの活用により、ペーパーレス化を推進したほか、新型コロナウイルス感染症対策として実施した会議室での分散勤務を円滑に実施できた。	本庁執務室や総合保健福祉センターへ無線LAN環境を拡充する必要がある。なお、無線LAN環境拡充の際には、各職員への対応等を円滑に行うほか、各アクセスポイントを適正に管理するための無線LANコントローラーの導入を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	内部事務用に庁内に整備しているネットワークの無線LAN化を拡充するほか、各アクセスポイントを適正に管理するための無線LANコントローラーの導入を検討する。	政策部DX・行革推進室
② (11) 1	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	GIGAスクール構想推進事業	令和の日本型教育が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、国が示したロードマップに沿った環境の整備を行うとともに、教員のICTを使った授業の指導力向上を図り、子どもたちの情報活用能力を育成する。	ICT機器の活用を学習の成果につなげる	GIGAスクール構想推進事業の継続実施	継続	継続	継続	継続	・R4年8月サーバ機器の更新 ・管理職・非常勤講師等用iPadを73台追加購入 ・端末活用のための研修会の開催 ・Wifi環境が整っていない家庭へのモバイルWifiルーター端末の貸与1台	・1人1台端末の活用が進んだが、教員間での活用の差がある。 ・端末の有効的な活用の実践を蓄積する必要がある。 ・各教室に整備されている大型テレビや教師の校務用パソコンの追加更新に向けて調査をする必要がある。 ・ICT支援員配備数を増加する。（亀山市：14校に1人 国の目標値：4校に1人）	A 順調に進んだ	国が示すロードマップに沿った環境整備を引き続き行う。具体的には、以下を取り組む。 ・教師用端末の更新（50台予定） ・ロイロスクールの更新 ・情報通信技術支援員（ICT支援員）の契約更新	教育委員会 事務局学校教育課 教育研究グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (11) 2	(11) 学校・保育現場等のデジタル化の推進	デジタル教科書の導入と活用	文部科学省では、2024年度の教科書改訂を契機として、デジタル教科書の本格的導入を目指している。現在は、その実証実験として、市内児童生徒を対象に無償配布が始まっている。本格導入に向けた態勢づくりが求められている。	デジタル教科書効果的活用	実証実験	実証実験導入検討	導入予定	継続	継続	・小学校（8校）5・6年生児童において、外国語活動のデジタル教科書を活用した。 ・また、小学校（7校）5・6年と小学校（1校）全学年児童において、算数科のデジタル教科書を活用した。	・デジタル教科書を使った効果的な指導法を研究していく必要がある。	A 順調に進んだ	市内全小学校5・6年外国語科、小学校（6校）5・6年算数科、全中学校全学年英語科、中学校（1校）数学科においてデジタル教科書を導入する。（令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」参加校）	教育委員会 事務局 学校教育課 教育支援グループ
② (11) 3	(11) 学校・保育現場等のデジタル化	校務支援システム事業	統合型校務支援システムを活用し、教職員の業務の軽減と効率化を図ることにより、教職員が児童生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保する	教職員の時間外勤務の縮減 ※初年度は研修・習熟期間のため目標時間の設定なし	システムの導入と設定 職員研修実施・試験的な運用開始	継続	継続	継続	継続	令和5年1月よりシステムの試行を開始するとともに、本格実施に向け、各校にて基礎情報の登録作業等を行った。 また、システム導入に係る研修を3回、システム活用に係る研修を14回（各校1回）実施した。研修会では様々な機能の説明とその活用方法について研修を深め、実際の活用に向けて必要な準備を進めることができた。	今後も、教職員向けの研修会を実施しながら、教職員の業務改善につながるよう、成績処理や保健関係、その他データ処理を行う上での基本設定、基礎情報の入力、出力方法について、委託業者と細かな調整が必要である。	B まずまず進んだ	教職員研修の継続。委託業者との調整を速やかに進めるとともに、活用事例等を市内小中学校で共有し、業務の効率化を進める。学校文書のデータ化を進め、その他の校務でシステムにより効率化を図れる業務の検討を進める。	教育委員会 事務局 学校教育課 学事 教職員グループ
② (12) 1	(12) 情報セキュリティ対策の強化	EDRの導入	端末の処理を常時監視して不審な挙動をいち早く検知し、記録を取って管理者に通報する仕組みであるEDR（Endpoint Detection and Response）を導入し、サイバー攻撃を阻止するだけでなく、内部に侵入された場合を想定し、迅速な対応によって被害の拡大を防ぐ。	高度なサイバー攻撃への対策の実施	EDR試行導入	EDR導入	EDR運用管理	EDR運用管理	EDR運用管理	令和5年度本格導入に向けてEDRの情報収集に努めたほか、一部の端末へ試験的に導入し、EDRソフトの挙動等を確認する運用テストを実施した。	令和5年6月末に既存ウイルス対策ソフトのライセンス期限が到来するため、内部情報ネットワークに接続する全端末へEDRソフトをインストールする必要がある。また、監視体制が外部の専門機関へと移行することから、インシデント対応のフローを見直す必要がある。	A 順調に進んだ	サイバー攻撃を阻止するだけでなく、内部に侵入された場合を想定し、迅速な対応によって被害の拡大を防ぐため、新たにEDRを導入し運用を開始する。	政策部DX・ 行革推進室
② (12) 2	(12) 情報セキュリティ対策の強化	DXリーダーの設置	行政DX推進計画の推進に当たり、各所属に一人、所属長から推薦を受けたDXリーダーを置き、行政DX推進活動を行うほか、所属のパソコンやソフトウェア等の管理・設定、所属職員に対する情報セキュリティの徹底等を行う。	各所属のパソコンやソフトウェアの管理 情報セキュリティの徹底 各所属のDXを推進	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	DXリーダーの設置	令和4年度の人事異動に伴い、所属長から推薦を受けたDXリーダーを各グループに設置した。DXリーダーの設置により、各所属のパソコンの管理やプリンタの設定等を円滑に実施することができた。	DXリーダー間でも、デジタル技術の活用能力に差異があるため、各DXリーダーのデジタルリテラシーの一層の向上を図る必要がある。	A 順調に進んだ	DXリーダーのデジタルリテラシーの向上に努め、各所属の行政DX推進活動の活性化を図る。	政策部DX・ 行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第2節 行政経営のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
② (12) 3	(12) 情報セキュリティ対策の強化	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施【再掲】	行政DXを推進するため、デジタル技術の特性を理解し、効果的に活用することができる人材を育成する。	DX推進のためのマインドセットの醸成 デジタルリテラシーの向上 情報セキュリティ意識の向上	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修の実施	RPAシナリオ作成研修、オフィスソフトの操作研修及び情報セキュリティ研修等を実施することにより、職員のデジタルリテラシーの向上を図った。	引き続きデジタルリテラシー研修と情報セキュリティ研修の実施を継続し、デジタル人材の育成を図る必要がある。	A 順調に進んだ	デジタルリテラシー・情報セキュリティ研修等を継続し、デジタル人材の育成を図る。	政策部DX・行革推進室
② (12) 4	(12) 情報セキュリティ対策の強化	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	市が保有する電子行政情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	情報セキュリティの確保	電子行政情報セキュリティポリシーの運用	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討	電子行政情報セキュリティポリシー改定検討・調整	電子行政情報セキュリティポリシー調整・改定作業	電子行政情報セキュリティポリシー改定	電子行政情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティを徹底した上で、電子行政情報資産の活用を図った。	情報セキュリティを取り巻く環境の変化に対応するため、本市の電子行政情報セキュリティポリシーの改定を検討する必要がある。	A 順調に進んだ	電子行政情報セキュリティポリシーの改定に向け、国が策定した「地方公共団体におけるセキュリティポリシーに関するガイドライン」の調査・研究等を進める。	政策部DX・行革推進室

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第3節 市民・地域のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (1) 1	(1) 地域のデジタル化の促進	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進する。また、情報共有システムのさらなる活用を促すとともに、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入を実現する。	地域まちづくり協議会関係事務の効率化	調査・検討	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	調査・検討 導入・運用	ホームページについては、運用方法の見直しによって更新の頻度が増加した地域や、YouTube、InstagramなどのSNSとの関連付けを行うことで、内容の充実が図れた地域があった。情報交流の仕組みについては、情報共有システムaipoの活用の充実に努めた。地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについて、地域の意見の聞き取りを行った。	ホームページについては、更新頻度や内容の充実が図れた地域がある一方、いまだ活用が停滞している地域もあり、引き続き支援を行う必要がある。情報共有システムaipoについては、事務職員等の理解度に差があるため、平準化を図る必要がある。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムの導入については、地域のニーズに応じたシステムを導入する必要がある。	B まずまず進んだ	SNSを活用するなど情報発信手段の多様化が進む中、ホームページを含めた総合的な情報発信の手法について、各地域まちづくり協議会に展開できるような情報の提供を行うとともに、活用が停滞している地域には更なる人的支援を行う。情報共有システムaipoについては、事務職員等の理解度の平準化を図るため支援を行う。また、地域まちづくり協議会関係事務の効率化に寄与するシステムについては、地域の意見を踏まえたシステムの導入に向け調査・検討を行う。	市民文化部 まちづくり 協働課地域 まちづくり グループ
③ (1) 2	(1) 地域のデジタル化の促進	多言語情報メール配信事業	日本語の情報が理解できない外国人に対し、日常生活に必要な情報を提供する	多様な媒体を介した情報発信の充実	手法の検討、内容の作成	継続	継続	継続	継続	外国人相談窓口を増設し、映像及び電話通訳による多言語対応を充実させた。また、多言語版広報紙を毎月発行するとともにメール配信を行った。	外国語版広報の情報をメールで配信したが、外国人の情報収集の方法がSNS等多様化しており、様々な広報手段を検討する必要がある。	B まずまず進んだ	引き続き映像及び電話通訳による多言語対応を充実させるとともに、新たな広報手段について調査検討する。	市民文化部 文化課人 権・ダイ バーシティ グループ
③ (1) 3	(1) 地域のデジタル化の促進	「タベスケ」事業	食品ロス削減を目的に消費者と協力店（食品販売）をマッチングさせるサービス「かめやまタベスケ」を実施する。	食品ロス削減	「タベスケ」導入	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	「かめやまタベスケ」実施	令和4年9月から食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」を導入し、サービスを開始することができた。	なし	A 順調に進んだ	引き続き円滑な運用を進めるとともに、サービス会社と連携してサービス内容を充実させていく。	産業環境部 環境課廃棄 物対策グ ループ
③ (1) 4	(1) 地域のデジタル化の促進	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	公民館講座やかめやまキャンパス講座において、オンライン受講可能な講座を実施する。	ICTを活用した講座の開催数 R8 20回	オンライン会議ツールを活用したオンライン講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやまキャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	公民館講座については、多くの講座を青少年研修センター会議室で開催している。オンラインでの開催ができる環境にないことから、施設の整備が必要である。また会場を環境が整った新図書館とするなどの工夫を継続して行うことが必要となる。	C あまり進まなかった	誰もが学べるような環境が整備できるよう、オンラインでの受講可能な講座の開催を今後も継続して検討していく。	教育委員会 事務局生涯 学習課社会 教育グ ループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第3節 市民・地域のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当		
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性			
③ (2) 1	(2) オープンデータ化の推進	行政情報オープンデータ化の推進【再掲】	市が保有する公共データは、市民共有の財産であるとの認識に立ち、行政の透明性・信頼性の向上を図るとともに、市民や地域、事業者が、公共データを活用して新たな事業創造や課題解決ができるよう、個人情報の保護を念頭に置きつつ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づき、オープンデータ化を拡充します。	国が推奨するデータセットの拡充			オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	オープンデータ化を拡充	住居番号と土地の地番の対照表のデータを最新のものに更新したほか、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」のうちオープンデータ一覧のオープンデータ化を実施した。	引き続き、国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」の拡充を図るほか、利用者の利便性向上に資するサイトの構築等を検討する必要がある。	B まずまず進んだ	国が公開を推奨する「自治体標準オープンデータセット」の拡充を図るほか、利用者の利便性向上に資するサイトの構築等を検討する。	政策部DX・行革推進室	
③ (2) 2	(2) オープンデータ化の推進	農業委員会サポートシステム	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る。令和4年度より「農地情報公開システム」から「農業委員会サポートシステム」へ移行することにより、eMAFF地図において適正な農地情報を公開するよう努める。	農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開することで、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の利用促進を図る。			農業委員会サポートシステムの運用	継続	継続	継続	継続	農業委員会サポートシステムへの移行に伴う情報収集に務めた。また、国が進めるeMAFF上の地番と農地台帳や地番図等を紐づける事業において、データ提供の準備を進めた。	農地台帳や地番図データが提供できていないところもあり、次年度において再度調整が必要となった。	C あまり進まなかった	eMAFF上の地番と農地台帳等の紐づけができるようになれば、国が開発した現地確認アプリやワンデスクシステム（農地の意向調査等の活用ができるシステム）が活用でき、現状の農地情報をより正確に把握できるようになり、担い手への農地の利用集積や、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図ることが容易となる。	産業環境部 農林振興課 農林政策グループ（農業委員会事務局）
③ (2) 3	(2) オープンデータ化の推進	亀山市史（ウェブ版）の普及拡大事業	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	ウェブページの改修 R5 1件			ウェブページ改修のための仕様策定及び設計	ウェブページの改修			ウェブページ改修のための仕様策定及び設計を実施し、令和5年度の改修実施に向けての改修規模の確認と仕様作成の準備をした	ウェブページのコンテンツ数が非常に多く（特に市史に関するデータが多い）以降には時間と費用が多く必要である。	B まずまず進んだ	令和5年度にウェブページの改修及び移行（サーバーと歴史博物館のホームページ）を行い、令和6年度以降に市史等のデータの移行を準日行っていく。	市民文化部 歴史博物館	

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第3節 市民・地域のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (3) 1	(3) サテライトオフィス等の検討	テレワーク環境の整備検討	地方移住やテレワークへの関心が高まる中、都市部からの移住や仕事を通じた交流の促進に向け、市域におけるテレワーク環境整備の可能性やその手法について検討する。	方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	方向性に基づく取り組み	方向性に基づく取り組み	県内で唯一、国のテレワーク交付金を活用しテレワーク施設を整備した名張市を訪問し、事業立案の経緯や事業の現状を確認するとともに施設を見学し、事業化に向け検討を行う上での参考とした。	事業化に当たっては、事前に運営主体の確保について一定の目的を立てるとともに、利用者を想定した施設整備目的の設定等を十分に検討していく必要がある。	B まずまず進んだ	運営主体となり得る法人等を模索しながら、事業化に向け、利用ニーズ等も踏まえた検討を行う。	政策部政策推進課政策調整グループ
③ (3) 2	(3) サテライトオフィス等の検討	地方型サテライトオフィス誘致の検討	サテライトオフィスの誘致を目的に、空き家活用など他市の事例の情報収集及びニーズの把握を行う。	・空き家、空き店舗活用 ・雇用創出	他市の事例収集等	・視察を含めた研究 ・方向性を決定	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	方向性に基づき実施	地方創生テレワーク交付金活用事例や他市の事例の情報収集を行った。	空き家、空き店舗の状況把握や企業のニーズ把握を行う必要がある。	C あまり進まなかった	引き続き、視察等を通して他市の事例を研究するとともに、空き家、空き店舗の状況把握や企業のニーズ把握を行う。	産業環境部 商工観光課 商工業振興グループ
③ (4) 1	(4) Wi-Fi環境の整備	図書館フリーWi-Fi整備	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と研究支援のため、館内利用フリーWi-Fiの整備を行う。	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、館内利用フリーWi-Fiの整備を行った。図書館利用者の利便性が向上した。	回線の容量もあることから、1日の利用時間を2時間までに設定していることから、利用者からは不十分という声をいただいている。	A 順調に進んだ	引き続き運用を行っていく。利用状況を見て、使用時間設定などを見直していく。	教育委員会 事務局図書館
③ (4) 2	(4) Wi-Fi環境の整備	公共施設へのWi-Fi環境の整備の検討	公共施設において、Wi-Fiでのインターネット接続環境を提供し、災害時の情報伝達手段の確保と市民満足度の向上を図る。	インターネット接続環境の提供による市民満足度の向上	一部施設へ導入	その他施設への展開手法の調査・研究	手法の検討	整備計画作成	整備	令和5年1月に開館した新図書館において、利用者向けのWi-Fi環境の構築により、市民満足度の向上を図った。	他の公共施設におけるWi-Fiでのインターネット接続環境の整備について、導入手法や対象施設等の検討を行う必要がある。	B まずまず進んだ	公共施設におけるWi-Fiでのインターネット接続環境について、導入手法や対象施設等の検討を進める。	政策部DX・行革推進室
③ (5) 1	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	防災情報伝達システム構築事業	南海トラフ地震や巨大化する台風、集中豪雨が懸念される中、行政として迅速かつ確かな災害情報の収集及び伝達を行うことで、市民の安心・安全の基盤をつくり、災害に強いまちづくりを推進する。	各種災害情報を幅広く収集し、市民の安全を確保するための情報を迅速に伝達するとともに、伝達手段の重層化等により積極的な伝達するシステムを構築する。	方針決定 電波伝搬調査	実施設計	システム整備、一部運用	システム整備完了、運用	運用	○電波伝搬調査 防災行政無線（同報系・移動系）整備に必要である、市役所本庁舎及び関支所からの市内全域への電波・伝搬状況を調査し、整備が可能であることを確認した。 ○整備方針の決定 災害発生時の確実な情報発信、情報弱者（避難行動要支援者）への情報伝達及び収集など基本方針を設定し、具体的な整備項目や整備スケジュール、システムの使用用途などを決定した。	①同報系屋外子局数の減少に伴う情報伝達要領の具体化 ②山間隘路部等、電波伝搬が比較的弱い地域への通信確保と重層化 ③上記を踏まえたDX化された情報システムの具体化 ④災害弱者への伝達手段の検討	B まずまず進んだ	令和5年度において実施設計、令和6年度から2ヶ年計画で実施設計に基づき防災情報伝達システム整備施工	防災安全課 防災安全グループ

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第3節 市民・地域のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (5) 2	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	メール配信システムの運用	安心で、安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等をあらかじめメールアドレスを登録したユーザーに配信する。また、非常時における職員参集メールや、幼稚園、保育園、小・中学校等において、保護者等に連絡メールを配信する。(安心めーる、幼・保・学校メール、職員参集メール)	メール配信システムの運用による安心・安全なまちづくり	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	メール配信システムの管理 かめやま・安心めーるの配信	「緊急情報、防犯情報、イベント情報、お知らせ、気象情報」等、121件の「かめやま・安心めーる」を配信した。なお、令和4年度末の登録者数は、4,917人である。	今後運用が予定されている「防災情報伝達システム」や「公式LINE」等、他の情報伝達手段に対する「メール配信システム」の位置づけ等について、必要に応じて整理を行う必要がある。	B まずまず進んだ	安心で、安全なまちづくりに向け、防災・防犯・気象警報・市からのお知らせ等を配信するほか、非常時における職員参集メールや、小・中学校等において、保護者等に連絡メールを配信する。	政策部DX・行革推進室
③ (5) 3	(5) 防災や被災者支援の仕組みの構築	津・鈴鹿・亀山3市消防指令業務共同運用事業	津市・鈴鹿市・亀山市の3市での法定協議会を設立し、消防指令センターの共同運用に向け、設計業務及び整備工事を行う。	3市で消防指令センターを共同運用することで、広域的な災害対応や初動体制の強化、人員の効率的な運用等、消防行政サービスの向上を図るとともに、運営に係る経費の低廉化を図る。	連携・協力実施計画の策定、法定協議会の設立	実施設計	整備工事	整備工事	本格運用開始	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力実施計画を策定した。津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会を設置した。	今後の実施設計及び整備工事については、多岐にわたる専門性の高い事務を3市で調整していく必要がある。	A 順調に進んだ	津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に分科会を設置し、詳細な検討を進める。	消防本部消防総務課総務・消防団グループ
③ (6) 1	(6) 情報格差への対応	デジタル・デバイドを解消するための学びの機会の創出	公民館講座やかめやまキャンパス講座において、デジタル・デバイドを解消するための講座を企画・実施する。	デジタル・デバイドを解消するための講座の開催数 R8 20回	デジタル・デバイドを解消するための講座の実施	継続	継続	継続	継続	かめやまキャンパス講座において、活動報告、学びのガイドブックへの掲載内容についての意見交換をハイブリッド方式で行った。	公民館講座については、多くの講座を青少年研修センター会議室で開催している。オンラインでの開催ができる環境にないことから、施設の整備が必要である。また会場を環境が整った新図書館とするなどの工夫を継続して行うことが必要となる。	C あまり進まなかった	SNSを活用した情報発信やオンライン講座など、ICTを活用していく。	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ
③ (6) 2	(6) 情報格差への対応	図書館貸出タブレット端末整備【再掲】	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションの目的ため、タブレット端末(iPad 10台)を整備し、館内貸与及びレファレンスサービスを行う。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)	レファレンスなど図書館サービスの基本を実行するため、情報社会に即した環境を整備する。	整備	継続	継続	継続	継続	亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、タブレット端末を整備し、館内貸与を行っている。	端末の貸出利用はあるが、レファレンスにつながっていないため、活用を広げていく必要がある。	A 順調に進んだ	引き続き館内貸出の運用を行っていく。レファレンスや図書館情報システムのweb機能の説明などに活用の用途を広げていく。	教育委員会事務局図書館

亀山市行政DX推進計画 令和4年度実績一覧

第3節 市民・地域のDX

No.	重点施策	取組名	目的・内容	目指す成果	R4	R5	R6	R7	R8	令和4年度				担当
										取組実績・成果	課題・問題点	進捗度評価	今後の方向性	
③ (6) 3	(6) 情報格差への対応	電子図書館整備	<p>亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、利用者の利便性向上と教養、調査研究、レクリエーションのため、電子図書館を整備、電子図書の貸与を行う。(イニシャルのみ生涯学習課の主要事業)</p>	<p>利用者の利便性向上。 来館が困難である方などへのサービスを充実させる。 利用者のパソコン・スマホや、館内貸出端末から電子図書館にアクセス、電子図書を借りることができるよう電子図書館を整備する。</p>	整備	継続	継続	継続	継続	<p>亀山市立図書館の駅前移転(R5.1開館)に合わせ、電子図書館を整備し、電子図書の貸与を行った。 利用案内(パスファインダー)を作成し、図書館見学の小学生などに配布、広報紙・行政情報番組での広報を行い、利用促進を行った。</p>	<p>電子図書館の認知度の向上及び利用方法の周知。</p>	A 順調に進んだ	<p>電子図書の整備及び電子図書館の運用を引き続き行っていく。 認知と利用が広がるように、利用案内等資料の活用や利用案内講座を行い、利用促進を行っていく。</p>	教育委員会 事務局図書館

第3次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(令和4年度)

(政策部DX・行革推進室)

■計画の基本情報

計画期間	R 2 ~ R 7 年度																							
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画及び後期基本計画の「行政経営 持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第2次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																							
目的・概要	『市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換』を図っていくことを目的として、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																							
計画の骨格	<p>本大綱の体系は、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を図っていくことを目的として、4つの目標及び15の重点方針を設定し、前期実施計画(R2~R4)に82の具体的取組を掲げています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">[目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">目 標</th> <th style="text-align: center;">重 点 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">I 行政システムの改革</td> <td>1. ICTを活用した市民サービスの提供</td> </tr> <tr> <td>2. 事務事業構築手法の確立</td> </tr> <tr> <td>3. 働き方改革の推進</td> </tr> <tr> <td>4. 人財育成システムの改革</td> </tr> <tr> <td>5. 新たな公文書管理の改革</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">II 財政運営の強化</td> <td>6. 歳入確保の推進</td> </tr> <tr> <td>7. 歳出の節減・重点化</td> </tr> <tr> <td>8. 特別会計・企業会計等の経営健全化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">III 既成概念からの脱却</td> <td>9. 公有資産マネジメントの推進</td> </tr> <tr> <td>10. 事務事業のスクラップ&ビルド</td> </tr> <tr> <td>11. PPP（官民連携）の導入促進</td> </tr> <tr> <td>12. 新たな自治体間連携の検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">IV 市民総活躍によるまちづくり</td> <td>13. 地域まちづくり協議会の運営支援</td> </tr> <tr> <td>14. 共助による支え合いの基盤の強化</td> </tr> <tr> <td>15. 協働事業の推進</td> </tr> </tbody> </table>	[目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換		目 標	重 点 方 針	I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供	2. 事務事業構築手法の確立	3. 働き方改革の推進	4. 人財育成システムの改革	5. 新たな公文書管理の改革	II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進	7. 歳出の節減・重点化	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化	III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進	10. 事務事業のスクラップ&ビルド	11. PPP（官民連携）の導入促進	12. 新たな自治体間連携の検討	IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援	14. 共助による支え合いの基盤の強化	15. 協働事業の推進
[目的] 市民サービスの向上と 次代を見据えたスマート自治体への転換																								
目 標	重 点 方 針																							
I 行政システムの改革	1. ICTを活用した市民サービスの提供																							
	2. 事務事業構築手法の確立																							
	3. 働き方改革の推進																							
	4. 人財育成システムの改革																							
	5. 新たな公文書管理の改革																							
II 財政運営の強化	6. 歳入確保の推進																							
	7. 歳出の節減・重点化																							
	8. 特別会計・企業会計等の経営健全化																							
III 既成概念からの脱却	9. 公有資産マネジメントの推進																							
	10. 事務事業のスクラップ&ビルド																							
	11. PPP（官民連携）の導入促進																							
	12. 新たな自治体間連携の検討																							
IV 市民総活躍によるまちづくり	13. 地域まちづくり協議会の運営支援																							
	14. 共助による支え合いの基盤の強化																							
	15. 協働事業の推進																							

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R4)	目標値
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>令和4年度は、第3次亀山市行財政改革大綱(令和2年度～令和7年度)の最終年度として、行財政改革大綱前期実施計画(令和2年度～令和4年度)の82の具体的取組の着実な推進を図るため、各取組状況を確認するなど進捗管理に努めた。</p> <p>また、行財政改革を一層推進し大綱の目的達成を図るため、前期実施計画期間中の実績や課題、問題点等の整理や具体的取組の見直しを行い、後期実施計画(令和5年度～令和7年度)の策定に向けた準備を進めた。</p>
成果	<p>①行政システムの改革として、マイナンバーカードの取得促進の取組により、普及が大きく拡大した。また、新たな行政評価システムを構築したほか、電子決裁の拡充に向けた協議を進めた。</p> <p>②財政運営の強化として、令和4年度末の財政調整基金の残高が中間目標値を達成したほか、亀山・関テクノヒルズの区画が完売となるなど企業誘致が順調に進捗した。</p> <p>③既成概念からの脱却として、心身障害者医療費助成において所得制限を導入したことで、事業の持続性を確保した。また、官民連携の促進として、指定管理者制度の更新に向けた協議を進めた。</p> <p>④市民総活躍によるまちづくりとして、地域住民を対象とした研修を実施し人材育成を図ったほか、協働事業提案制度を活用した協働事業を実施した。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>行財政改革大綱取組の着実な推進により、財源確保と経費削減が図られたことから、総合計画推進に寄与することができた。</p> <p>【行財政改革による主な効果】 マイナンバーカード交付率の向上、収納率の向上、企業誘致の推進、心身障害者医療費助成への所得制限導入、特定健康診査の受診率向上</p>
反省点・課題	<p>デジタル技術の活用によって業務効率の向上を図り、人的な行政資源を職員でなければできない業務に再配分していく必要がある。</p> <p>また、歳入確保の新たな取組や事務事業点検制度の実施などにより、健全な財政状況を実現していく必要がある。</p>
今後の方向性	<p>令和4年度実績及び前期実施計画期間中の実績や課題・問題点等を踏まえ、令和5年4月に策定した後期実施計画に取り組み、大綱の目的達成に向けて行財政改革を着実に推進する。</p>

成果指標一覧

目標指標名		単位	現状値 (H30)	実績値 (R4年度末)	目標値 (R7)
1	AI・RPA等の導入件数(累計)	件	-	15 (本格運用7)	8
2	マイナンバーカードの交付率(累計)	%	9.8	69.3	90.0
3	時間外勤務総時間	時間	42,328	44,372	40,000以下
4	財政調整基金の残高	億円	29.7	21.3	20.0以上
5	経常収支比率(一般会計)	%	86.5	85.2	85.0以下
6	病院事業会計への繰出金(法定外)の額	千円	94,332	0	50,000以内
7	スクラップ&ビルドの件数(累計)	件	-	4	8
8	民間賃貸住宅を活用した戸数(累計)	戸	74	90	134
9	新たな自治体間連携の協議等を行った数(累計)	件	-	3	4
10	地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数(累計)	地区	-	5	22
11	かめやま人キャンパスを修了した人数(累計)	人	-	17	120
12	協働事業提案制度を実施した件数(累計)	件	25	32	35

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和2～4年度				
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
1	全庁的なAI・RPA等の導入推進	行政システムの改革	ICTを活用した市民サービスの提供	政策部長	DX・行革推進室長	政策部DX・行革推進室	少子化による人口減少と高齢化が進み、今後、行政サービスの多様化・複雑化が予想されるなか、的確にサービスを提供し続けなければならない。そのため、ICTを活用し、業務の効率化を図る必要がある。	AIやRPA等のICTの利活用を検討し、効果の高い定型の作業において、業務工程の一部への導入を図る。	AI・RPA等の導入件数：5件	一部の特設業務(個人住民税関係の4業務と、固定資産税関係、軽自動車税関係の計6業務)にAI・RPAを導入し、業務工程の一部自動化を図った。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税の登記済通知書の入力にRPAを導入した。	昨年度実施した一部の課税業務に加え、ワクテン接種業務、収納業務、生活保護業務でシナリオ作成を行った。	継続及び更なる検討	職員によるRPAシナリオ作成技術の向上、デジタル技術への意識改革のため、住民情報システムを扱う職員の一部へ業務を想定したシナリオ作成研修を行い、本格運用に向けた準備を行った。	100%	住民情報システムにおいて、RPAのシナリオを15本複製した。その中で複数の業務でRPAを本格稼働させることができ、業務の効率化を図ることができた。	AI・RPA等の導入件数：15件(うち、本格運用7件)	実務を担当する職員自らが、RPAのシナリオの作成や変更ができるよう、RPAを活用できるデジタル人材の育成、確保が必要である。	A 十分な成果が得られた
2	課税業務へのAI・RPA等の導入	行政システムの改革	ICTを活用した市民サービスの提供	総務財政部長	税務課長	総務財政部税務課市民税グループ、資産税グループ	個人市民税、軽自動車税、固定資産税等において、基幹システムへの入力件数など定型業務より、多くの時間を要していることから業務の効率化が求められている。	基幹システムへの入力作業や定型業務など、業務プロセスをAI・RPA等により自動化を図ることで作業時間の削減を図る。	AI・RPA等の本格導入	個人市民税の事業所宛新規登録、個人宛新規登録、給与支払報告書登録、0円申告登録及び軽自動車税の廃車登録、固定資産税の償却資産変動登録のRPAを導入した。	令和2年度導入の市民税関係業務については、検証環境での動作確認を行った結果、現時点においてRPA導入は効果的でないことが判明した。一方、軽自動車税及び固定資産税関係については、検証環境で動作確認が取れたため本番環境で作業を行った。	令和4年度中の軽自動車税の廃車登録は、約1,600件、約40時間の作業時間の短縮、また、固定資産税の償却資産の入力については、約700件、約2時間の作業時間の短縮につなげることができた。	個人市民税関係については、令和4年12月から特別徴収に係る賃金振出書のRPAを導入したが、事業所からの提出書類に不備が多く実用には至らなかった。また、新規取組として毎月の税額変更に伴う確認作業に係る変更前税額抽出作業のシナリオ作成を行った。	75%	固定資産税及び軽自動車税関係の入力作業については、RPAにより入力作業時間の短縮を図ることができた。また、個人市民税関係については、①事業所宛新規登録、②個人宛新規登録、③給与支払報告書登録、④0円申告登録の4項目を導入したが、RPAには効果的でないことが判明したため、新たに特別徴収に係る賃金振出書の入力作業を導入したが、提出書類に不備が散見されたため、本番環境での作業まで至らなかった。	軽自動車税：令和3年10月、廃車登録に係るRPAを本番環境で作業を実施。約300件、約5時間短縮 令和4年度実績 約1,600件、約40時間短縮 固定資産税：令和3年1月、償却資産申告書入力に係るRPAを本番環境で作業を実施。令和3年度実績 約500件、約16時間短縮 令和4年度実績 約700件、約24時間短縮 個人市民税：令和3年12月、特別徴収異動事務にRPAを導入。令和4年度実績 0件	軽自動車税については、廃車事務において活用しているが、最も事務量が多い車両登録等の事務でも活用しない、そのため、名称変更や車両の使用年などの作業内容を前提にシナリオを検討していく必要がある。また、個人市民税の特別徴収事務については、提出された書類の修正や事業所への確認を要することも多いことから今後十分な検証を行う必要がある。新規導入事例については、今後動作確認や検証を行っていく。	B まずまず成果を得られた
3	マイナンバーカードの交付率の向上	行政システムの改革	ICTを活用した市民サービスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化都市民課戸籍住民グループ	「デジタルガバメント関係会議」において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードの保有することを想定し、「交付円滑化計画」の策定を推進することなどが盛り込まれた国の方針が決定されたことに伴い、マイナンバーカードの交付率の向上に努める必要がある。	令和元年度中に策定する予定の「マイナンバーカード交付円滑化計画(仮称)」に基づき、マイナンバーカードの交付率の向上に努める。	マイナンバーカードの交付率：80.0%	毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付窓口を開設、本庁に専用窓口新設、統合端末2台増設、行政専門員3名へ増員、商業施設等へ出張申請、本庁特設会場申請交付実施、行政情報番組、市広報等で取得促進に取り組んだ。	毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付受付、申請者に1,000円分のクオカード進呈キャンペーンを実施し、各地区・学校、期日前投票所等で特設申請受付を行うとともに、あいあい施設内及び新型コロナウイルスワーカーン接種会場へのパンフレット、ポスター設置、行政情報番組、市広報等で周知し取得促進に取り組んだ。	毎月第2・4日曜日の午後、毎週木曜日の夜間等時間外交付窓口による交付受付実施、申請者に1,000円分のクオカードを進呈するキャンペーンを実施、積極的に事業所や各地区・まちづくり協議会等へ出張申請受付、チラシ配布、ポスター設置、行政情報番組、市広報等で周知し取得促進に取り組んだ。	75%	積極的に事業所や各地域に出張申請を行ったことやクオカード進呈キャンペーンの案内を行ったことで申請率・交付率が向上した。またマイナンバーカードを利用しコンビニで証明書が交付出来る、保証証として利用出来るなど利便性が高く、多くのメリットがあることを広く周知したことで交付率向上に繋がった。	マイナンバーカードの交付率：69.3%	「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき取り組みを進めたが、令和5年3月末現在申請率は81.78%であり、交付率は69.30%で計画に至らなかった。マイナンバーカードの申請及び交付については、今後継続した動きが必要であり、申請機会の拡充に努める必要がある。一方で出張申請については、これら対応出展職員体制が必要である。またマイナンバーカードの利便性や安性、仕組み等、新たな情報について広く周知していくことが重要である。	B まずまず成果を得られた	
4	保育現場へのICT機器等の導入	行政システムの改革	ICTを活用した市民サービスの提供	健康福祉部長	子ども未来課長	健康福祉部子ども未来課グループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所等の利用意向の高まりが予想されるなか、保育士不足の深刻化など、保育現場で働くことへの負担軽減が求められる。	保育現場へのICT機器等の導入により効率的な業務管理を行うことで、保育士の労働環境の改善を図るとともに、労働時間の短縮を目指す。	保育準備等に要する時間外勤務の削減(R1年度比：10%削減)	内部での保育システムの研究を行い、選定準備を進めた。	昨年度に引き続き、保育システム選定のための研究を行い、保育現場の労働環境向上に向けた検討を行っている。	導入機能による実践	令和5年度からの本格稼働に向け、各園の環境整備を行い、公立全園へのシステム導入を完了した。	100%	令和4年度は、導入システム決定、ネット環境整備、タブレット端末などの備品購入及び職員向けのシステム研修を実施した。また他園に先駆けて、認定こども園アスレにおいて、令和5年3月から試験運用を開始し、システムの動作確認等を行い、令和5年度からの全園運用開始の準備を整えた。	先行運用開始園アスレにおける時間外勤務の削減(R1年度比：10%削減) 令和2年3月分：18H 令和5年3月分：34H システム導入月の時間外勤務の削減は図れないが、今後のシステムの運用状況により、経過を見ていく必要がある。また、他園についても、システム運用による削減を見込んでいる。	令和5年度当初からの登降園管理や保護者との連絡等の基本的な機能から運用を開始していくが、今後は運用状況を確認しながら、さらなる保育士の業務効率化が図れるよう、導入機能の拡大をしていく必要がある。	A 十分な成果が得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2～R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度					
No	名称			正	副			取組内容 (R2～R4)		年度末実績 (具体的な数値の状況)	年度末実績 (具体的な数値の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な数値の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
5	図書館整備におけるA1・RPA等の導入	行政システムの改革	ICTを活用した市民サービスの提供	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	昭和55年の開館以来、施設老朽化、学習室の不足、図書館サービスの制約、アクセスの悪さ等の様々な課題があるにも関わらず、最先端技術等の導入による利便性充実や効率化が進んでいない。	駅前に整備する新図書館において、A1・RPA等を導入することで膨大なデータの蓄積が可能となり、利用者からのレファレンスへの対応など利便性充実を図る。 また従来、職員が手作業で実施していた蔵書点検などの効率化を図る。	新図書館へのA1・RPA等の導入実現	令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備に伴うシステム整備の検討を行った。	令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管理運営の基本方針」において定めた『先進技術導入による省力化』のICT化の取組に基づき、新図書館整備に伴うシステム整備の検討を行い、新年度において必要な予算措置を行った。	令和4年5月に業務委託契約を締結し、ICタグ導入に伴う自動貸出機、BDS(盗難防止装置)等システム機器を導入するとともに、座席管理システムと電子図書を導入を進め、事務の効率化や図書館利用者の利便性向上を図った。	100%	新図書館において、ICタグの導入、自動貸出機、BDS(盗難防止装置)等最新機器を導入し、システム整備を進めることにより、蔵書管理の効率化が図れるとともに、図書館利用者の利便性が向上する。	令和5年1月26日の図書館開館に伴うICタグ導入に伴う自動貸出機、BDS等の機器導入、座席管理システム、電子図書の導入により、蔵書管理の効率化及び図書館利用者の利便性が向上した。	システムの導入及び運用経費については、一般財源であるため、財源の確保が課題である。	A 十分な成果が得られた	
6	行政評価システムの再構築	行政システムの改革	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	平成20年度から行政評価システムを導入するなか、これまでも施策・事業の効果的かつ効率的な推進に向けて、システムの見直しや充実を図ってきたことであり、今後においても、手段が目的化するこのように継続的な検証と見直しが必要である。	現行の行政評価システムを検証し、事務量と効果のバランスも踏まえた上で、評価システムを改訂する。	行政評価システムの改訂	現行の評価システムについて、システム運用上の課題や今後継続していくべき事項等について、洗い出しを行った。	PDCAサイクルにおけるC(チェック)からA(アクション)への効果的な展開が図れた評価システムとなるよう、再構築に向けた検討を行った。	行政評価システムの改訂	100%	「評価に必要な情報量の確保やその精度の向上」と「評価システムの簡素化」とのバランスを出来る限り考慮した行政評価システムを再構築することができた。	令和5年3月に行政評価システムを改訂した。	後期基本計画の効率的な推進を図る観点から、社会情勢等が目まぐるしく変化する中、事業の必要性や市民ニーズとの整合性を考慮しながら、システムを運用していく必要がある。	A 十分な成果が得られた	
7	事務事業の採択及び再編手法の検討	行政システムの改革	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行政運営に当たり、事務事業の妥当性を検証し、「選択と集中」による事務事業の効率化・重点化を進める必要がある。	第2次総合計画後期基本計画第1次実施計画の策定に当たり、施策推進に寄与する効率・効果的な事務事業の採択や再編手法を確立し、新規事業の採択等に活用する。	事業の採択・再編手法の確立	第1次実施計画に位置付ける主要事業の採択に当たり、事前評価工程を見直すことにより、事務事業の重点化等を行うことができる手法について、その可能性を検討した。	実施計画を構成する主要事業の要求時に、事業毎に必要性、適時性等の5項目による事前評価を行うとともに、継続的に取り組む事業については、事業の見直し及び事務事業評価結果の活用について確認した。	後期基本計画実施計画に位置付けた事業の推進	100%	第2次総合計画後期基本計画実施計画の策定に当たり、該当する主要事業の事前評価を行い、事業の規模及び手法の適正化を図ることができた。	第2次総合計画後期基本計画実施計画において、該当する主要事業の事前評価を行い、事業の規模及び手法の適正化を図ることができた。	事業の必要性や有効性等を適切に評価し、事業の規模や手法の適正化を図る必要がある。	A 十分な成果が得られた	
8	亀山版SDGsの確立	行政システムの改革	事務事業構築手法の確立	政策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能なまちづくりの実現に向けて、世界水準のSDGs(持続可能な開発目標)を本市の実情に沿った形で適応させながら今後の政策展開に活用していく必要がある。	本市の状況を考慮した目標(ゴール)設定やSDGsの重要な側面である「経済・環境・社会」を統合的に捉えた全体最適の考え方でSDGsの視点も踏まえた計画・事業立案の在り方を確立する。	「亀山版SDGs」の確立	本市におけるSDGsの取組方向等を整理するに当たり、前期基本計画の「施策の方向」ごとにSDGsのゴール等との関連を検証するとともに、他自治体の事例等も踏まえて、後期基本計画への展開方針について検討を行った。	自治体SDGsの確立に向け、後期基本計画素案に基本施策毎のSDGs達成目標を明示し、総合計上の位置付けを行った。	「亀山版SDGs」の確立及び推進	100%	SDGsと総合計画を関連付け、一体的に推進することにより、総合計画の推進がSDGsの達成に資するとともに、本市のまちづくりが目指す方向とSDGsの国際目標との関係性を明確にすることで、将来都市像の実現に向けた持続可能なまちづくりの展開を促すことができた。	令和4年6月の第2次総合計画後期基本計画の策定に合わせて、「亀山版SDGs」の考え方を確立した。	総合計画とSDGsを一体的に推進することとしたため、SDGsの視点を踏まえた上で、総合計画の進捗管理を行う必要がある。	A 十分な成果が得られた	
9	働き方の意識改革	行政システムの改革	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進に向け、労働時間の長さよりも業績や業務効率化を重視する職場環境へ転換を図ることが必要とされる。	各所属において業務に係るマニュアルを作成し、共有する。	全職場においてマニュアル作成	令和2年2月18日付で通知した「令和元年度定期調査結果に基づく措置に係る業務マニュアルの作成について」により、株式例においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めているところである。	各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成を進めている。	作成したマニュアルの見直し及び充実	100%	各所属においてマニュアルを作成し、見直し及び充実が図られている。	各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成されている。	各所属において継続的にマニュアルを見直すとともに、新たな業務が発生した場合は随時作成を必要とする。	B まずは成果が得られた	

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度	取組の総括評価				
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
10	時間外勤務時間の削減	行政システムの改革	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	時間外勤務については、特定事業主行動計画に全体の目標値を定めて取り組んできたところであるが、働き方改革法により、職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が規定されたことから、業務の効率化・平準化を図る必要がある。	職員一人当たりの時間外勤務時間の上限が月45時間、年間360時間と規定されたことから、これを超えるようなマネジメントを実施する。	年間時間外勤務時間360人 時間超え：0人	平成31年4月15日付けで通知した「時間外勤務の取扱いについて」により、各所属において職員の労働時間管理を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により業務の減った部署が増えた反面、業務が増えた一部部署においては労働時間の管理が難しくなった。	令和3年8月2日付けで通知した「令和3年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	取組の継続	令和4年7月7日付けで通知した「令和4年度時間外勤務削減計画の実施について」により、各所属において職員の労働時間管理を行い、設定された目標達成に向けて取り組んだ。	75%	新型コロナウイルス感染症対策の影響により業務の減った部署が増えた反面、業務が増えた一部部署においては労働時間の管理が難しくなった。	年間時間外勤務時間360時間超えの職員数。 令和2年度：11人 令和3年度：27人 令和4年度：36人	新型コロナウイルス感染症の感染防止の位置付けが変わったことにより、中止や延期をしていた事業が再開し、業務が増大する可能性があるため、マネジメントを強化する必要がある。	C あまり成果を得られなかった
11	有給休暇の取得促進	行政システムの改革	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	民間労働法改正により、民間企業においては、平成31年4月から労働者に対して年間5日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられ、国家公務員においても、職員の年5日以上年次有給休暇取得を確実にするための取組を行っている。市職員についてもワーク・ライフ・バランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	亀山市特定事業主行動計画を改訂し、ワークライフバランス推進の観点から、計画に基づいた年次有給休暇の取得促進に取り組む。	全職員の年次有給休暇の取得日：5日以上	令和2年6月10日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。	令和3年6月11日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。	・年次有給休暇計画表による取得促進 ・記念日休暇の導入の検討	令和4年6月7日付けで通知した「夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得について促進した。さらに、本年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。	75%	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組として、積極的に年次有給休暇の取得を促進した。依然として年次有給休暇取得日数が5日未満の職員がいることから、記念日休暇の導入の検討には至らなかった。	年次有給休暇取得日数5日未満の職員数。 令和2年：16人 令和3年：18人 令和4年：23人 参考：令和元年：51人	新型コロナウイルス感染症の感染防止の位置付けが変わったことにより、中止や延期をしていた事業が再開し、業務が増大する可能性があるため、マネジメントを強化する必要がある。	B まずまず成果を得られた
12	定員適正化の推進	行政システムの改革	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	厳しい財政状況が続くことが見込まれるなか、市民のニーズに対応した行政サービスを行うため、職員の適正な定員管理を行うとともに必要な労働力を確保する必要がある。	第4次亀山市定員適正化計画を策定し、真に正規職員の配置が必要な職については、計画に基づき正規職員の配置を実施し、適正な定員管理を行う。また、会計年度任用職員についても効果的な配置を実施する。	定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから、PT及び新型コロナウイルス感染症対策を設置したが、正規職員を増やすことなく対応した。	定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから設置したPTを継続した。	業務内容や業務量の変化を把握し、適切な人員配置を行う	令和5年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映と人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度とされている。	100%	正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、新型コロナウイルス感染症対策など緊急対応を要する業務に適切な人員配置を行った。	新型コロナウイルスワクチン接種室の設置 保育士・幼稚園教諭や保健師の増員	新型コロナウイルス感染症対策など緊急対応を要する業務への人的措置が課題である。	A 十分な成果が得られた	
13	人事評価制度の再構築	行政システムの改革	働き方改革の推進	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人事評価制度は、評価結果を給与、昇格等に反映させることにより、職員のモチベーション向上に繋げるものであることから、評価結果の正確性を担保する制度を構築し、評価結果を処遇に反映させる必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保するための制度を検討のうえ、運用を実施し、評価結果を処遇に反映する。	評価結果の処遇反映の実施	令和2年9月に県内各市の状況を調査し、その状況を踏まえ、本市の制度設計に着手した。	人材育成等専門家による人事評価結果の活用に係る研修に参加し、人事評価の課題について専門家と意見交換を行った。	処遇反映	令和5年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映と人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度とされている。	50%	令和5年度の処遇反映に向けて効果的で実効性のある人事評価制度とするため、処遇反映と人材育成プログラムなどを含む、包括的な制度とされている。	人事評価結果の活用について、制度設計に着手し、研修や専門家の意見交換を実施し、処遇反映に向けて取り組んだが、反映には至らなかった。	人事評価の調整会議を行う等、公正性を担保する取組が必要である。	D 成果を得られなかった
14	職務に必要な資格保持者の養成	行政システムの改革	働き方改革の推進	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴い、組織力、現場対応力の低下が懸念されるなか、多様な対応を必要とする災害への対応を継続していくためには、職務に必要な資格保持者を確保し、適正な人員配置をしていく必要がある。	職員に中型・大型免許を計画的に取得させ、消防車両の機関員を養成する。また、救急救命士の救急乗車率を低下させないよう、継続して救急救命士を養成する。	資格保持者ができている	職員2人が中型免許を取得し、消防車両の機関員が養成できた。一方、救急救命士の養成については、予定していた研修所派遣による救急救命士の養成は不可能となったが、国家試験の受験資格を有する職員1人が受験し合格した。	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	消防車両機関員、救急救命士の養成	職員1人が大型免許を、職員2人が中型免許をそれぞれ取得し、消防車両の機関員が養成できた。また、救急救命士の養成については、職員1人が研修を修了するとともに、国家試験に合格し、養成が図れた。	75%	計画どおり資格保持者の養成が図れなかった年度もあったが、概ね適正な人員配置ができた。(2名)	消防車両の機関員を養成した。(8名) ・大型免許取得 2名 ・中型免許取得 6名 救急救命士を養成した。(2名)	消防車両機関員、救急救命士とも、継続的に養成を続ける必要がある。	B まずまず成果を得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度					
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
15	学校における「統合型校務支援システム」の導入	行政システムの改革	働き方改革の推進	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局 学校教育課 学事教職員グループ、 教育研究グループ	学校における働き方改革を進めているが、現状、教員の多忙化の改善は難しく、喫緊の課題である。また、文部科学省策定の「教育のICT化に向けた環境整備5箇年計画(2018～2022年度)」の中で、教職員の業務負担軽減と教育の質的向上を目指して「統合型校務支援システム」の100%整備が掲げられており、学校におけるICT環境の整備は県内を含め全国的に加速している。	学校における各種集計作業・帳簿作成作業等の効率化、情報の一元管理や共有に資する「統合型校務支援システム」に関して、他県他市町における導入・活用状況、費用・効果等について情報収集し、導入に向けた検討・準備を進める。	市内各小中学校における「統合型校務支援システム」の導入率：100%	令和2年5月より、P Cログを活用した教職員の勤務状況の把握を開始、毎月個々の勤務時間等を確認している。統合型校務支援システムに関しては、県内の導入状況及び使用するソフトウェアについて情報収集を行った。	令和3年度も引き続きP Cログによる教職員の在校時間の客観的な把握を行っている。また、学校における各種集計作業・帳簿作成作業等の効率化、情報の一元管理や共有に資する統合型校務支援システムの導入に向け、情報を集め、本市において具体的な必要システムの検討を行った。	令和4年度 ・統合型校務支援システムの導入 ・システム活用に関する研修の実施	10月に入札及び契約をおこない、システムの試行を実施した。教職員研修はシステム導入に係る研修を3回、システム活用に係る研修を14回(各校1回)実施した。研修会では様々な機能の説明とその活用方法について研修を深め、本格稼働に向けて必要な準備を進めることができた。	75%	令和5年度の本格運用に向けて校務支援システム導入ワーキンググループを立ち上げ、ソフトウェアについて検討を実施した。教職員研修も段階的に実施できたことで1月からの試行運用もスムーズであった。4月からは基礎データ等の入力作業を進め、本格稼働に向けての準備を進めることができていた。	市内各小中学校における校務支援システムの導入率：100%	文部科学省は、次年度予算の概算要求で、数年後には全国で校務支援システムの仕様が統一し、子どもが転校する際も迅速にデータを引き継ぐ事ができるよう調査研究費用を要求しているため、今後の展開に注意が必要である。	A 十分な成果が得られた
16	モチベーションを高める職場環境の推進	行政システムの改革	人育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	平成30年度実施の3層体制による組織・機構については、中間層であるグループリーダーの育成に繋がっているが、組織全体における「仕事のやりがい」や「モチベーション向上」について、更に高めていく必要がある。	グループリーダーを始める中間層に対するマネジメント能力向上の研修及び組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職に対する研修を実施する。また、組織・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」における「仕事のやりがい」がある・コミュニケーションが取れている」：60%	グループリーダーについては昨年度に引き続き人事評価研修を実施した。しかし、管理職及びグループリーダーへの市独自研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。組織・機構についての検証は、所属長に対するヒアリングを行った。	組織・機構の改革については、各所属にヒアリングを実施するとともに、検証結果を踏まえて見直しを行った。研修については、課長級やGLを対象とした研修を実施できなかった。	・職員研修の実施 ・組織機構改革の検証	75%	令和3年度に組織・機構改革を行い、令和4年度から新たな組織をスタートさせた。その中で、課長級やグループリーダーの育成に取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響で研修が実施出来ない年度があった。	令和3年度に組織・機構改革を行った。新型コロナウイルス感染症の影響から、研修の対象人数を減らしての実施、オンライン研修を導入するなど工夫して研修を実施した。	令和3年度に組織・機構改革を行い、令和4年度から新たな組織をスタートさせた。その中で、課長級やグループリーダーの育成に取り組んだが、「自己申告」における「仕事のやりがいがある・コミュニケーションが取れている」：52.3% 令和3年度：52.5% 令和4年度：50.6%	令和3年度に実施した組織・機構について継続して検証を行う必要がある。研修については、対面研修だけでなく、オンライン研修を活用する等、研修の在り方を検討していく必要がある。	B まずは成果を得られた
17	構想力を高める研修の実施	行政システムの改革	人育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	人口減少と高齢化が益々進展していくことが予想される中で、自治体職員については分野横断的に、地域や組織の枠を超えて、行政の在り方を見直す構想力を身に付けることが求められることから、そのための人材を育成する必要がある。	多様化する行政ニーズに対応できる情報発信力、企画提案力、分野横断的に施策を創造できる構想力を高める研修を実施する。	各種研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修(三重県市町総合事務組合主催)や広域・派遣研修などは中止又は人員を減らしたの実施となった。	新型コロナウイルス感染症の影響により、能力向上研修(三重県市町総合事務組合主催)の実施、広域・派遣研修などが中止となったものもあった。	研修の実施及び検証	50%	新型コロナウイルス感染症の影響から、階層別の研修が中止となったが、研修形態の見直しを行い、人数をへらしての実施やオンライン研修の実施等、工夫して研修を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響から、コロナ禍前のような研修を実施することができなかった。	研修については、対面研修だけでなく、オンライン研修を活用する等、研修の在り方を検討していく必要がある。	C あまり成果を得られなかった	
18	階層別研修体系の構築・充実	行政システムの改革	人育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	職員に実施する研修が、キャリア形成に繋がることが期待されているが、職員一人ひとりがいつまでどのようなスキルを身に付ける必要があるのかを、体系的に把握できていない。	職員に実施する研修が、キャリア形成に繋がることが期待されているが、職員一人ひとりがいつまでどのようなスキルを身に付ける必要があるのかを、体系的に把握できていない。また、男女の区別なく管理職を目指す意識醸成のための研修を実施する。	キャリア形成に繋がる研修体系の構築及び研修の実施	人育成基本方針に規定されている研修体系の階層別研修について、現在実施している研修を分類した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修(三重県市町総合事務組合主催)が延期や人数を減らしての実施となった。	研修体系に基づく研修の実施	50%	階層別の研修については、三層制に対応した研修としているもの見える化を図ることができなかった。新型コロナウイルス感染症の影響により、管理職を目指す意識醸成に繋げる研修を十分することができなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響から、コロナ禍前のような研修を実施することができなかった。	研修については、対面研修だけでなく、オンライン研修を活用する等、研修の在り方を検討していく必要がある。	C あまり成果を得られなかった	

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度				
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
19	行政課題に対応できる人材育成研修の実施	行政システムの改革	4 人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	急速にICT技術が発展する状況の中で、今後予測されるAIの活用が一般化する時代において、職員として求められる能力を身に付ける必要がある。	コミュニケーション能力やコーチングなどの対人関係能力などを身に付ける研修を実施する。また、人材育成基本方針の見直しを実施する。	各種研修の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、階層別研修(三重県市町総合事務組合主催)や広域・派遣研修などは中止又は人員を減らしての実施となった。また、人材育成基本方針の見直しに着手した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、能力向上研修(三重県市町総合事務組合主催)が延期や人数を減らしての実施となった。	デジタルツールの導入状況に応じ、人材育成基本方針の見直し	25%	研修のオンライン化により受講しやすい環境下で、受講者の増加を図った。 人材育成基本方針の見直しには至らなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響から、対人関係能力などを身に付ける研修を実施できなかった。 また、人材育成基本方針の見直しには至らなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響から、オンライン研修が進んだことにより、職員が研修に参加できる機会を創出する必要がある。	C あまり成果を得られなかった
20	コンプライアンス意識の徹底	行政システムの改革	4 人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明で市民から信頼される市政を確立するため、職員コンプライアンス条例等を制定し制度を構築した。そのため、この制度の運用を徹底する必要がある。	職員コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、職員コンプライアンスに関する状況及び講じた措置について公表する。	定期的な状況公表の実施	コンプライアンス推進会議の開催を行った。また、亀山市職員コンプライアンス条例等を運用する中で、問題があったため、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正及び亀山市職員コンプライアンスハンドブックの見直しを行った。	職員のコンプライアンスに関する状況を調査し、結果を組織内部に公表した。	・職員研修の実施 ・コンプライアンス推進会議の開催 ・職員のコンプライアンスに関する状況等の公表	100%	・主幹級職員を対象に研修を実施した。 ・取組状況を報告し、意見を運用に反映させるため、推進会議を開催した。 ・前年度のコンプライアンスに関する状況等について市のホームページで公表した。	職員研修の実施(全職員を対象とするため幹部から開始し、令和4年度では主幹級まで進んでいる) ・毎年度、職員のコンプライアンスに関する状況等を公表している。	必要な取組は確実に実施しており、数字にも表れているが、その成果については可視化が難しく、今後、マンネリ化による意識の低下を防ぐためにも、手法の見直しが必要である。	B まずまず成果を得られた
21	コンプライアンス制度の適正な運用	行政システムの改革	4 人材育成システムの改革	総務財政部長	総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法令遵守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明で市民から信頼される市政を確立するため、職員コンプライアンス条例等を制定し制度を構築した。そのため、この制度の運用を徹底する必要がある。	職員コンプライアンス制度の浸透を図るため、働きかけ行為(要望等及び不当要求)に関する記録と上司への報告の実施について、定期的に周知を行う。	働きかけ行為に関する報告件数:10件以上/年	働きかけ行為に関する報告は、0件であった(明らかに働きかけ行為ではないと判断できるものだけであった。)	上半期と下半期にわけ、働きかけ行為の記録の有無について調査を行った。	働きかけ行為等に関する周知と取りまとめ	75%	本年度については、四半期ごとに調査を実施している。なお、第4四半期については、翌年度の実施となる。	働きかけ行為であることが疑われるとして報告があった件数は令和4年度に1件あるだけであるが、働きかけ行為に該当しないと記録だけに止めた件数を含めた件数は増加している。後の検証のために記録を残すという意識は浸透してきており、数字にも現れている(令和4年度の記録件数は、25件)。	働きかけ行為の報告件数を数値目標として掲げていることに問題がある。働きかけ行為であることが疑われる事案があるにもかかわらず報告がないのあれば問題であるが、働きかけ行為そのものは、むしろ減少していくことが望ましい。	B まずまず成果を得られた
22	効率的・効果的な教職員研修システム改革	行政システムの改革	4 人材育成システムの改革	教育部長	学校教育課長	教育委員会事務局 学校教育課 教育研究グループ	亀山市教育関係職員の研修方針に沿って、「教職員の資質・指導力の向上」「今日の教育課題に対応した実践力の向上」を一層推し進め、新学習指導要領改訂に合わせた授業改革等に取り組む必要がある。	各学校個別のテーマ、あるいは全学校共通のテーマなど、学校や個々の教職員の研修ニーズを把握し、より多くの教職員が多様な研修を受けられるよう、外部講師の効率的な招聘計画立案や、学校の枠を超えた研修会の相互乗り入れの機会づくり等、効率的・効果的な教職員研修の在り方の検討を行う。	各校及び市教委の外部講師招聘研修会等への教職員の参加機会や選択幅の拡大	各校区別の研修主題を設定することができた。また、学校間の研修会の情報共有を行うことで、他校の研修会に参加することができ体制づくりを行った。	各校区別の研修主題を設定することができた。また、中学校区別の研修計画の作成を行った。学校間の研修会の情報共有を行うことができた。	・中学校区別の研修計画の作成 ・外部講師招聘による研修会の整理(先進校視察)	75%	中学校区別の研修計画を作成し、計画に基づいた研修が行われた。外部講師の研修についても、拠点校等から情報発信し、どこの学校の研修にも参加できる体制づくりが行われた。	各校及び市教委の外部講師招聘研修会等への教職員の参加機会や選択幅の拡大:令和4年度:基本研修11回・授業力向上研修11回・教育課題別研修13回 令和3年度:基本研修20回・授業力向上研修9回・教育課題別研修9回	教員免許更新制度の廃止に伴う、新たな研修制度の内容に合わせ、研修の機会確保や記録について対応している必要がある。	A 十分な成果が得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度 (最終的な取組の状況)	令和3年度 (最終的な取組の状況)	令和4年度	令和2～4年度							
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価		
23	公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	総務財政部長 総務課長	公文書のライフサイクルごとの課題についての洗い出しを行ったところ、メール文書の取扱いについて文書取扱規程見直し、明確でない状態にあり、規程の見直しも含めて検討が必要である。また、職員の公文書管理に対する意識や実態を把握するためのアンケート及び調査を行ったところ、各課保管簿冊の管理が不十分な点があること及び保管スペースが十分に確保できていない状況にあったため、その改善が必要である。	公文書管理に関する調査等を実施し、結果を踏まえた上で、公文書のライフサイクルに合わせた適正な管理手法を構築する。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施率：100%	公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出した。	公文書のライフサイクルごとの課題を洗い出し、公文書の管理に関する手法の見直しについて検討を行った。	公文書のライフサイクルに合わせた管理手法の実施	令和5年度の実施に向けて、電磁的に保管することが可能な公文書の範囲、収受記号の方法、保管場所等について、具体的な検討を進めている。	50%	公文書を電磁的に保管することなどにより、保管スペースの確保が見込まれる。	文書管理システムのバージョンアップに合わせて電子決裁を取り入れるとともに、公文書の電磁的な取扱いを検討し、令和5年度からの導入に向け、その見直しを立てた。	電子決裁の効果を高めるためには、より多くの公文書を電磁的な取扱いとする必要がある。電磁的な取扱いが適当である公文書と、適当ではない公文書の整理が必要となる。また、電磁的な記録を公文書とする場合の取扱いを整備する必要がある。	B まずまず成果を得られた		
24	公文書ペーパーレス化の推進	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	政策部長、総務財政部長 DX・行革推進室長、総務課長	政策部DX・行革推進室、総務財政部総務課法務統計グループ	毎年公文書の作成等のため使用する紙の量は、廃棄書類を含め大幅に発生している。適正な公文書の管理とともに省資源・コスト削減の両面から、改善が必要である。	公文書の電子化を進めるためモバイル端末を会議で活用することにより、ペーパーレス化を検討する。	O A用紙の使用量：5%削減	令和元年度に整備した西庁舎3階の会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会の会議等のペーパーレス化を推進するため、議会参与発令者へのタブレット端末を配付及び電子会議システム導入を行った。	西庁舎3階会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線LAN環境の構築を行った。また、市議会の会議等のペーパーレス化を推進するため、議会参与発令者へのタブレット端末を配付及び電子会議システム導入を行った。	モバイル端末活用継続と検証	電子会議システムは、経営会議をはじめ、指名審査会、監査等でも利用することとなり、会議資料等の電子化が可能となった。	100%	会議室等への無線LAN環境の構築に加え、タブレット端末や電子会議システムの導入により、会議資料等の電子化が可能となった。	O A用紙の使用量：12%削減	タブレット端末や電子会議システムは、幹事職員のみ配布しているため、一般職員の会議は未だ紙での利便が中心となっている。引き続き、ペーパーレス化を推進し、適正な公文書の管理とともに省資源・コスト削減の両面から、改善していく必要がある。	A 十分な成果が得られた	
25	公文書の管理の在り方検討	I	行政システムの改革	5	新たな公文書管理の改革	総務財政部長 総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	事務事業に係る相手方との協議内容等について、公文書としてのよう管理するか明確に規定されていない状況にある。適切に公文書として保管するため、一定のルールづくりが必要となっている。	事業者及び市民等との協議や相談内容に係る記録について、公文書として管理する規定を整備する。	協議内容等の文書に係る公文書としての規定整備	事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等を洗い出している。	事業者及び市民等との協議等を公文書として取扱う範囲等について検討した。	規定による運用	それぞれの事務の執行における協議の内容等については様々であり、一律のルールを定めてはめると円滑な事務の執行の妨げになることが想定されることから、既存のルールに基づき、それぞれの事務の執行に適した取扱いを徹底させることにより、適切な文書管理が達成できると判断した。	75%	当初の目標は、一律のルールを定めることにより事務の改善を図ることがあったが、検討を進めた結果、一定のルールを当てはめるとかえって円滑な事務の執行を妨げるおそれがあることが判明し、別に最適解を求めた。	今回整理しようとした事業については、それぞれの事務の執行に適した方法を取ることが最適であることが、規定を整備することでより適正な管理ができるものもあると考えられるため、今後も広く見直しを検討する必要がある。	B まずまず成果を得られた		
26	資金運用による財源確保	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	総務財政部長 財務課長	総務財政部財務課財政グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率的、効果的な運用を図ることで、財源確保の拡大を図ることが必要である。	平成30年7月に改訂した亀山市公金管理・運用指針を遵守のもと、地方債等債券による運用収益の確保に努める。	運用収益の確保	債券を取り扱う証券会社から市に有意な情報の収集を行い、新たな債券を購入した。また、定期的に現価を確認し、売却できる時期を確認した。	30億円が債券の運用を行った。	30億円が債券の運用を行った。	地方債等債券による資金運用	30億円が債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益を得た。	100%	運用期間を長期とする債券を保有することにより、高金利で運用を行い、運用収益の確保に努め、令和2年度では6,799千円、令和3年度では8,591千円、令和4年度は8,718千円の運用収益を得た。また、保有債券情報管理システムの情報を定期的に整理・確認することで、保有債券の時価評価額の把握・分析を行った。	30億円が債券の運用を行い、債券の売却及び新規の購入は行っていないが、保有債券の利息収入による運用収益を得た。	利息収入以外の売却益を得るためには、時価評価額を適時把握する必要がある。購入時より債券利息が上昇していることから、保有債券の価格が下落しており、現状では売却損が出る。	B まずまず成果を得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度	取組の総括評価				
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
27	普通財産の有効活用・売却	II	財政運営の強化			総務財政部財務課契約管財グループ	市が保有する普通財産において売却等の維持管理経費が必要であるため、その負担軽減のために貸付と不要な財産について処分が必要である。	普通財産内の未利用地の貸付等の有効活用と不要な財産の売却を行う。	普通財産の貸付・売却	公共により旧サカエ建設(土地・建物)を売却した。貸付(有償)については、土地10件、建物1件の新規貸付を行った。	未利用地の貸付を行うとともに、山林及び建物の新規貸付について相手方と協議を行った。また、旧市営住宅跡地を普通財産に所管替えするにあたり、関係課と手続き等の協議を行った。	未利用地の貸付、不要財産の売却	民間事業者と協議を経て、新たに「関ふるさと特産加工所」の貸し付け等を行った。また、市営住宅跡等の未利用地活用について、庁内検討委員会を開催し、情報共有を図った。	50%	普通財産として管理する未利用地や空き施設を公募等により売却、貸し付けることにより、維持管理経費の軽減や財産確保につながった。	(令和2年度) 売却:6件(23,308千円) 貸付:40件(5,446千円) (令和3年度) 売却:9件(5,443千円) 貸付:36件(5,343千円) (令和4年度) 売却:7件(13,271千円) 貸付:35件(5,310千円)	未利用地の売却については、境界確定や既設配管の撤去等の手続きに費用や時間を要するケースが多い。	B まずは成果を得られた
28	特別徴収事業所の拡大	II	財政運営の強化			総務財政部財務課市民税グループ	地方税法第321条の3給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、給与支払の際、市・県民税の特別徴収をしなければならないこととされていることから特別徴収制度の周知と義務の徹底を図る必要がある。	現在、従業員3人以上の事業所は原則特別徴収義務者として指定しているが、今後も指定の継続を行うとともに従業員2人以上の事業所への拡大検討を行う。	従業員2人以上の事業所への特別徴収義務者指定	・従業員3人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底を行った。 ・従業員2人以上の事業所への拡大検討を行い、普通徴収への切替理由の基準を改正し、特別徴収義務を拡大した。	普通徴収への切替理由を県下統一の要件と整合させるため、特別徴収義務者の指定を従業員2人以上の事業所とした結果、給与所得に係る特別徴収の割合は、令和2年度89.2%、令和3年度90.5%、令和4年度90.1%と推移している。割合の増減の要因としては、特別徴収義務者の指定の徹底は行っているが、中途退職や短期雇用により年度当初には普通徴収に業変となる場合もあることから年度によっては、割合の減少につながっている。	100%	原則、従業員2人以上の事業所に対して特別徴収義務者とする中で、県下統一要件で特別徴収義務者の指定を行うことができたが、特別徴収の割合は令和3年度比0.4ポイントの減となった。	従業員2人以上の事業所への特別徴収義務の指定及び徹底	従業員2人以上の事業所への特別徴収義務者指定を行った。 令和2年度特別徴収指定事業所数 4,548事業所 令和3年度特別徴収指定事業所数 4,384事業所 令和4年度特別徴収指定事業所数 4,615事業所	特に小規模事業者に対して、今後も継続して制度の周知と義務の徹底を図っていく必要がある。	A 十分な成果が得られた	
29	市税(現年分)の収納率の向上	II	財政運営の強化			総務財政部財務課収納対策グループ	県内トップクラスの収納率を目指し、納付者の収納意識の向上や納付環境の整備を一層行い、収納率の向上に向けて取り組む必要性がある。	県内トップクラスの収納率に向け、加速するキャッシュレス決済などの社会経済情勢の変化に対応する納付環境の整備や、納付者の意識向上に向けた取り組みを実施する。	収納率:99.20%	4月1日よりスマートフォンアプリ収納を開始し、広報紙に掲載するなど周知に努めた。クレジットカードについて検討し、令和4年以降の継続を決めた。現年収納率に関しては、新型コロナウイルス感染症の経済への影響などから、97.97%となった。	令和4年度当初よりクレジットカード収納事業者を変更するため、収納システム事業者とも協議を行い、システム改修などの具体的な作業内容を決定した。現年収納率は、99.23%となった。	収納率向上に向けた取組 ・キャッシュレス社会に対応した新たな収納方法の検討	現年度収納率は前年度を越える水準であり、順調に推移している。令和5年度から導入する地方税統一QRコードを使って納付するシステムの改修を行った。	100%	口座振替、コンビニ収納、クレジット収納に加え、キャッシュレス社会に対応する納付環境の整備として、スマホ収納を開始し、納税環境(地方税統一QRコード導入)の充実を進めた。また、催告書の送付を強化するなど納付者の意識向上に向けた取り組みを実施し、令和4年度についても前年度を超える収納率である。	収納率:99.31%	今後も収納率の向上に向け、納税者の納付意識の向上や納付忘れとされる納税者に対して、催告書を送付する等早期着手に努める。また、令和5年度より地方税統一QRコードでの納付が可能となるため、今までの納税環境との検証が必要となる。	A 十分な成果が得られた
30	市の債権の適正管理	II	財政運営の強化			総務財政部財務課収納対策グループ	債権回収の根拠となる法律が異なるため、税の滞納整理手法をそのまま用いることができず、個人情報共有も難しいが、財政の健全化を進めるうえで、全庁的な債権の適正管理に努め、公平な負担による収入の確保をすることは必要である。	債権回収対策会議(年3回)、滞納処分等判定委員会(毎月)を実施し、担当課の滞納整理状況の情報交換及び滞納整理方針等の検討を行う。	検討結果に基づき、市の債権の適正管理を実施	それぞれの会議の在り方を見直し、私債権対策会議を私債権部会に、滞納整理機動班会議を公債権部会とし、滞納処分等判定委員会を下部組織として位置付けた。すべて年4回会議を開催した。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	左記の会議について、予定回数を実施し、担当部局での滞納整理状況の情報提供、困難案件の滞納整理方針の確認・検討を行った。	100%	個別の会議であった私債権対策会議、滞納整理機動班会議を滞納処分判定委員会の下部組織とし、それぞれ私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)とした。各部会が債権回収の問題点や困難案件について、協議できる体制になり、情報共有が図れた。また各担当課が目標及び実績を判定委員会で報告し進捗管理することで、滞納整理が図られた。	私債権部会(年4回)、公債権部会(年4回)、滞納処分等判定委員会(年4回)の開催	各々の債権について、引き続き徴収を行うものと徴収停止や債権放棄を行うものの精査が必要である。	A 十分な成果が得られた	

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度						
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価	
31	保育所等利用者負担金(現年分)の取納率の向上	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	健康福祉部長 子ども未来課長	健康福祉部子ども総務グループ	幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上児の利用者負担金が無償となるなど、徴収対象者が大きく減少しているが、引き続き、適切な徴収対策が必要である。	適切な滞納者への納付勧奨等の対策を行い、現年分の取納率向上を図る。	取納率：99.80%	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の取納率向上に取り組んだ。(取納率：99.16%)	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の取納率向上に取り組んだ。(取納率：99.23%)	取納率向上に向けた取組	徴収年間計画に基づき、滞納者への適切な納付勧奨等の対策を講じ、現年分の取納率目標達成に向けた取り組みを行った。	75%	督促状、催告書の送付の継続や、窓口や電話での口頭催促などに加え、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、取納率向上につながったが、目標指標の達成までには至らなかった。今後も、未納者が納付できない理由を分析し、効果的な納付勧奨等を検討していく必要がある。	取納率：99.35%	未納者に対しては、催告書の送付等と併せて、児童手当を未納分へ充当する同意書を送付することにより、取納率向上につながったが、目標指標の達成までには至らなかった。今後も、未納者が納付できない理由を分析し、効果的な納付勧奨等を検討していく必要がある。	A 十分な成果が得られた
32	企業立地の推進	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	産業環境部長 商工課長	産業環境部商工課商工業振興グループ	県内本線が開通した新名神高速道路など高速道路が結節する利便な交通アクセス、さらにはリアニ駅の誘致など、本市の立地環境におけるポテンシャルは今後、さらに高まるものと考えられ、引き続き、既存企業の事業拡充への支援及び亀山・関テクノヒルズ新分譲地等への企業誘致を進める必要がある。	企業情報等の把握に努め、企業立地優遇制度のPR等を積極的に実施し、企業誘致活動を進める。 亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画については、令和元年度末時点で、8区画の進出が決定しており、残2区画への企業誘致を推進する。	亀山・関テクノヒルズ新分譲地10区画 売完	亀山・関テクノヒルズ等と連携し、産業振興奨励制度をPRしながら、企業誘致活動を行った。また、令和3年度末で終了する同制度の改正に向け検証を行った。さらに、新たな企業立地優遇制度のPR及び実施	本市の高速道路が結節する交通アクセスの良さ等の強みや産業奨励制度を活かし、積極的な誘致を行った結果、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」のうち新分譲地において、令和4年4月及び5月に2社と立地協定を締結し、すべて売完となった。また、1社が令和4年6月に操業を開始し、1社が来年度の操業に向け建設工事を進めている。	100%	本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスの良さ等の強みに加え、産業振興奨励制度を積極的に周知しながら、多様な産業の誘致に努めた結果、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」のうち新分譲地においては、竣工後わずか4年での早期売完となった。	新分譲地10区画のうち、誘致企業数：7社	新分譲地10区画のうち、既に操業済みは3社であり、残る4社の操業に向けた支援が必要である。	A 十分な成果が得られた		
33	地籍調査事業等に係る補助金等財源の確保	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	建設部長 土木課長	建設部土木課用地グループ	令和元年度において、地籍調査事業での高い内示率の補助が受けられないなど、国県の補助金制度の変更により、財源確保が減少してきている。	主要事業である地籍調査事業と狭あい道路後退用地整備事業の国・県との補助金制度の変更等の動きを敏速にとらえて、より有利な補助金制度を選択することにより、財源確保に努める。	有利な補助金等の活用	令和元年度に配分率の低い負担金(3,906千円)に変更されたことから、県への増額要望の結果、令和2年度においては、配分率の高い交付金(12,153千円)が認められ、補助率が大幅に増加した。	100%	昨年度からの繰越し分に加えて、今年度の社会資本整備円滑化地籍整備交付金(防交交付金)による補助を受け、財源が確保できた。	内示率の高い補助金(交付金)を活用することができた 令和2年度：交付金 令和3年度：交付金 令和4年度：交付金	地籍調査事業は、狭あい道路後退用地整備事業を社総金(防交交付金)の基幹事業としているため、狭あい事業と連携して補助メニューに合った事業内容とする必要がある。	A 十分な成果が得られた			
34	公営市営住宅使用料(現年分)の取納率の向上	II	財政運営の強化	6	歳入確保の推進	建設部長 建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者に対し供給しており、低所得で生活に困難している状況であるが、納付者の取納意識の向上を図り、取納率の向上に向けて取り組む必要がある。	督促状、催告書の送付の継続や各戸訪問など、また、分割支払いなど柔軟な対応により、取納率の向上を図る。	取納率：97.00%	前年度は95.5%の取納率であり、今年度については96.1%の取納率であった。	定期的に、滞納者へ督促状、催告書の送付、各戸訪問を行い納付相談や指導を行った。	取納率向上に向けた取組の継続	市営住宅入居者に新たな滞納が生じた事により取納率は低下したが、納付誓約等による滞納に係る納付履行の管理や、督促状、催告書の送付、臨戸訪問数を増やし納付相談を行うなど取納率向上に努めた。	100%	督促状、催告書の送付の継続や各戸訪問などの取組を行った。また、納付相談において、生活に困難している世帯については分割支払いなど柔軟な対応を行い、取納率の向上を図った。	令和4年度末の市営住宅使用料の現年取納率は95.54%となり、目標指標である97.00%には1.46%届かなかった。	市営住宅使用料を3月以上滞納したときは市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求することができるが、市営住宅は低所得者などの住宅確保要配慮者に対して供給していることから、分割支払いなどにより滞納額を増やさせないよう柔軟な対応を続ける必要がある。	B まずまず成果が得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度	取組の総括評価					
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価	
39	国民健康保険税(現年分)の収納率の向上	II	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化都市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業特別会計の健全な運営のため、「三重県国民健康保険運営方針」で設定されている国民健康保険税(現年分)の目標収納率の達成に向けて、収納率の向上に取り組む必要がある。	年間徴収計画に基づく収納率向上の取組を実施することにより、目標収納率の達成に努める。	目標収納率(異運営方針)の達成	納期限内に国保税を納めなかった者に対して、督促状を発送するとともに、資格取得手続き時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。	未納者に対して、督促状を発送するとともに、資格取得手続き時の窓口や納税通知書発送時に口座振替勧奨を行い、収納率の向上に努めた。また、催告書を送付した際には、納付書を同封し収納率向上を図った。	目標収納率(異運営方針)の達成に向けた収納率向上の取組	令和4年度から徴収業務を収納対策Gへ一元化し、財産調査、滞納処分、回収機構への移管等を行い収納率の向上に努めた。 また、資格重複者(他の保険と亀山市国民健康保険に加入者)に資格喪失手続きの案内文書を送付することにより、未納分予定額を減額し、収納率向上に努めた。	100%	異運営方針の目標収納率達成に向け、年間徴収計画に基づき収納率向上に努めた。また、令和4年度から市における収納部門を一元化し国保税徴収に取り組むことにより、現年分収納率が昨年より0.4ポイント上昇した。	異運営方針の目標収納率・96.45% 現年分収納率：94.15%	異運営方針の目標収納率達成のため、更に市の収納部門と連携し国保税徴収に取り組む必要がある。	B まずまず成果を得られた
40	国民健康保険税の適正な負担	II	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化都市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持続的に運営するため、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療給付等の増加に対して、国民健康保険税の適正な負担を検討する必要がある。	毎年度、県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較を行い、税率改正の必要性を検討する。	国民健康保険税の適正な負担運営	国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討し予算編成に取り組んだ。	国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	県が示す次年度の国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較検討	100%	県が示す国民健康保険事業納付金及び標準税率と現行税率との比較をし税率改正の必要性を検討した。その結果、現行税率で国保財政の安定的運営ができており、国民健康保険事業運営基金を積立することができた。	税の適正な負担の面からも、税率改正の必要性の検討をし、現行税率を維持することにより、国保財政の安定的な運営を図った。	令和6年度から激変緩和措置が無くなくなることから税率改正検討の必要があるが国民健康保険被保険者は、退職者や年金生活者が多く所得水準が低いなど国保財政の構造的課題があり税率改正は慎重に行う必要がある。	A 十分な成果が得られた	
41	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	II	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	市民文化部長	市民課長	市民文化都市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業の健全な運営のため、平成30年3月に策定した第2期データヘルス計画に基づき、被保険者の健康増進を目的とした保健事業を実施することにより医療費の適正化に努める必要がある。	第2期データヘルス計画で取り組むこととしている特定健診未受診者対策やジェネリック医薬品の利用促進などの保健事業を実施し、医療費の適正化に努める。	特定健診受診率：65%、ジェネリック医薬品数量シェア：80%(R5年度)	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率向上に向けて、文書による受診勧奨は行ったが、コールセンターによる電話での勧奨は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	特定健康診査の受診率及びジェネリック医薬品数量シェアの向上	特定健康診査の受診率及びジェネリック医薬品数量シェアの向上	特定健康診査の受診率の向上に向け、令和3年度の特定健康診査の自己負担金は、集団健診300円及び個別健診500円であったが、令和4年度より無料とした。また、職場等で人間ドック受診後に結果を市へ提供した場合、クオカードを贈呈するインセンティブを図った。 ジェネリック医薬品利用促進については被保険者証を送付する際にチラシやシール等を同封して、利用促進を図るとともに、利用差額通知を送付した。	100%	様々な方法で特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に取り組む、昨年度と比較し特定健康診査の受診率が2.5ポイント上昇した。 ジェネリック医薬品利用促進については被保険者証を送付する際にチラシやシール等を同封して、利用促進を図るとともに、利用差額通知を送付しシェア率80%を達成した。	特定健診受診率：40.0%、ジェネリック医薬品数量シェア：82.4%	40～59歳までの働き盛り世代の受診率が高齢者と比較し低い傾向にある。特定健康診査の重要性をナッジ理論を活用しつつ効果的な告知等を更に行う必要がある。 また、医療機関に遠隔地で特定健診を受診されない方を対象に、遠隔とは別に定期的な特定健診の受診が生活習慣病の早期発見につながることを周知するなど受診勧奨方法を検討する必要がある。	B まずまず成果を得られた
42	水道事業の健全かつ安定的な運営	II	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	水道課長	上下水道部上水道課上水道管理グループ、上水道工務グループ	給水人口の減少とともに水道使用量が減少していく中で、事業経営の根幹をなす水道料金収入を確保していく必要がある。また、水道管の老朽化とともに増加する地中の漏水は、発見が難しいため地表に漏出してから修繕する場合が多いが、早期発見・早期修繕により漏水量を削減していく必要がある。	督促、催告、戸別訪問、停水等による未納料金削減に取り組むとともに、適正な水道料金の検証を行う。 また、年次計画により漏水調査を行い、早期発見・早期修繕に取り組むとともに、漏水等の緊急対応の方法について、専門業者への業務委託を含め検討する。	健全経営の強化	・督促・催告状の送付、戸別訪問、滞納者への給水停止により、未納料金の削減に取り組んだ。 ・第1水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。 ・漏水等対応については、他市への情報収集を行った。	・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問により、未納料金の削減に取り組んだ。 ・第4水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。	・滞納者への督促及び催告状の送付、停水実施に伴う個別訪問により未納料金の削減に取り組んだ。 ・新水道ビジョンの進捗状況の検証を行った結果、実施事業及び財政状況は概ね順調に進んでいることを確認した。 ・第5水源・野登水源区域の漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見に努めた。	100%	・督促・催告状等の送付、滞納者への給水停止による個別訪問の取り組みで、収納率が一定水準で維持され、健全経営の強化に努めた。 ・年次計画に基づき、区域的に漏水調査を完了し、漏水箇所の早期修繕により、有収率の向上に努めた。	督促状発送：9,924件 催告状発送：4,796件 訪問：277回 停水執行：81件 取納率：94.46% 有収率：89.7%	・水道料金収納率向上を目指すにあたり、督促及び催告を行うことから、人員配置の適正化が必要である。 ・漏水調査を行うことにより漏水への早期対応は確立しているものの、見えない所で偶発的に発生している漏水対応も多くなり、有収率に目立った向上が見られない。	B まずまず成果を得られた	

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和2～4年度			
No	名称			正	副					年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点
43	水道施設の適切な資産管理の推進	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	上下水道課長	上下水道部 上下水道課 上下水道工務グループ	平成30年12月の水道法改正により、老朽化等に起因する事故の防止と安全な水の安定供給のため、水道事業者は施設の健全度を把握する点検等の維持管理及び定期的な修繕を行うこと、並びに施設・設備の諸元を詳細に網羅した施設台帳の整備を令和4年9月までにを行うことが義務付けられた。	水道施設台帳の整備	令和2年8月28日に水道施設台帳作成業務委託(2ヶ年契約)の契約締結を行った。また、貸与した資料及びデータから必要な資料を情報収集し、ファイリング登録を行い、令和3年度の后续作業が円滑に進むよう整理を行った。	昨年度から引き続き業務を行い、水道施設(施設・管路)における基礎情報の電子化を図り、令和3年度に完成した。	水道施設台帳の整備	令和3年度に業務は完了したが、適正に運用を行っていくため、更新作業を行った。	100%	令和2年度から令和3年度にかけて水道施設台帳を整備した。	水道施設台帳の適切な運用を図るため、変更があった水道施設について、データ更新を行った。	水道施設台帳の適切な運用を図るため、記載事項に変更があった場合は、水道施設データの更新を継続的に行っていく必要がある。	A 十分な成果が得られた
44	農業集落排水事業の健全かつ持続可能な経営	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ、下水道工務グループ	農業集落排水事業の経営の健全化を図るために、施設の適切な機能保全とライフサイクルコストを低減し、計画的な更新を行うことで費用の平準化を図り、また、使用料収納など財務確保に努めていく必要がある。また、令和5年度までに企業会計を導入することで経営状況を明確化し、使用料収納など財務確保に努めて持続可能な経営を目指す。	経営基盤の強化	最速整備構想に基づき機能強化事業計画の策定を行い、新年度の事業採択に向け、県と協議を進めた。農業集落排水事業の企業会計導入に向けた固定資産台帳の整備を行うにあたり、資料データの整理を行った。また滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。	機能強化事業計画に基づく整備執行に向けた詳細設計を完成させ、令和3年度分の工事発注を行った。農業集落排水事業の企業会計導入に向けた固定資産台帳整備を完了させ、令和4年度からの企業会計向け条例改訂やシステムの改修を行った。また滞納者へ電話、戸別訪問、督促状の送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。	事業計画に基づく整備執行 ・企業会計導入に向けた条例改訂	事業採択を受けた機能強化事業計画に基づき、令和3年度に引き続き、第1期である辺法寺地区、白木地区、上加太地区の機能強化対策事業を行った。しかし、新型コロナ関連による資材の納期遅延等が発生して繰越工事となった。令和3年度に条例改正を含む企業会計導入の準備が完了し、令和4年4月1日から企業会計を導入したことで、資産及びコストを含む経営状況を比較可能な形で把握することができるようになった。	100%	最速整備構想を基に策定した機能強化事業計画により、老朽化などで機能低下した施設の更新工事を計画的に実施することができた。企業会計を導入したことで経営状況が明確になり、使用料収納など財務の確保に努め、持続可能な経営に取り組んだ。	取組成果にあるように経営基盤を強化した。	機能強化対策工事について、新型コロナ関連による工場稼働状況の悪化などから資材の入手に影響を及ぼしており、納期遅延等が発生しているため、事業の完了が困難な状況となっている。人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化など経営環境が厳しさを増す中において、施設の更新費用が今後ますます増加することが見込まれる。	A 十分な成果が得られた
45	公共下水道事業の健全かつ持続可能な経営	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	上下水道部長	下水道課長	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ、下水道工務グループ	公共下水道施設整備事業において、国から令和8年度末までに下水道整備率が95%以上にするよう目標が設定され、下水道区域の見直しが進められていることから、亀山市公共下水道事業計画を見直し、効率的な整備を行っていく必要がある。また、併せて下水道への接続促進及び使用料収入など財務確保に向けた取組や経営戦略を見直すことで経営の健全化を図っていく必要がある。	経営基盤の強化	効果的かつ適正な汚水処理を実施するため、生活排水処理アクションプログラムの見直し業務を行った。戸別訪問により接続促進の啓発を行った。また小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布した。滞納者へ電話、戸別訪問、督促状送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。	効率的に整備を進めるため、公共下水道事業計画の変更事業計画を策定した。企業会計の健全な運営を図るため経営戦略の見直しを行った。未接続者に対し文書により接続促進の啓発を行った。また、次世代を担う小学4年生を対象に下水道のしくみが解る下敷きを配布し啓発を行った。	事業計画に基づく整備執行 ・接続促進の取組 ・使用料収入確保への取組	公共下水道事業計画に基づき、拡張した事業区域の詳細設計業務を実施するとともに、令和3年度に引き続き、未普及及地域の下水道整備工事を行った。接続促進の取り組みとして未接続者に対し文書通知を行った。また、電話や督促状送付等により納付動員を図り、収納率の向上に取り組んだ。	100%	公共下水道事業計画の変更事業計画を策定し、効率的な下水道整備を行い普及率の向上を図った。下水道への接続促進及び使用料収入など財務の確保に努め、持続可能な経営に取り組んだ。	取組成果にあるように経営基盤を強化した。	今後の未普及地域において、計画的に公共下水道計画に推進していくには財務確保が必要である。また、普及率向上に向けて、説明会等を開催し地域住民に下水道への理解を深めてもらう必要がある。人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化など経営環境が厳しさを増す中において、施設の更新費用が今後ますます増加することが見込まれる。	A 十分な成果が得られた
46	学校給食費の公会計化と円滑な事務の執行	財政運営の強化	特別会計・企業会計等の経営健全化	教育部長	教育総務課長	教育委員会事務局 教育総務課 給食給食グループ	文部科学省が、教職員の業務負担を軽減するとともに長時間勤務の縮減を図るため、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進している。本市は、この状況を鑑み、令和3年度から学校給食費の公会計化を実施することとし、その準備と実施後に適切な事務を行う必要がある。	給食費の公会計化の実施	例規の整備と給食費システムの導入を完了するとともに必要事項を定め、保護者及び学校関係者への周知と必要な手続、給食用物資納入業者の登録を行った。	4月から給食費システムの運用を開始し、例規に基づく給食費の徴収管理業務を行った。また、登録業者への食料発注により、安全安心な給食用食料の安定的な調達を図った。	例規に基づく、給食費徴収及び食料発注	例規に基づき、給食費徴収及び食料発注の事務を行った。	100%	令和2年度中に導入準備を完了し、令和3年度から給食費の公会計化を実施、給食費の適正な管理を行うとともに、学校における教職員の業務負担を軽減することができた。	給食費の公会計化を完了した。	教育委員会事務局における学校給食費の賦課徴収や食料の発注及び支払等に関する業務、学校給食費の滞納者に対する督促等の業務が増加した。	A 十分な成果が得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度	取組の総括評価				
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
47	経常収支比率100%及び医療収支比率88%の達成	II	財政運営の強化	8	特別会計・企業会計等の経営健全化	地域医療部長 病院総務課長 医療センター 地域医療部 病院総務課 病院総務グループ	平成30年度決算においては、経常収支比率が93.51%、医療収支比率が83.69%であり、年々改善しているが、一般会計から法定外の補助金を受けていることから、鈴鹿区域地域医療構想に基づいた病院運営を行いつつ、更なる収支改善が必要である。	鈴鹿区域地域医療構想に基づいた病院運営を行い、亀山市立医療センターアクションプラン(新公立病院改革プラン)における数値目標の達成を目指すとともに、同プランの取組を推進する。	経常収支比率:100%、医療収支比率:88%	稼働率の高い地域包括ケア病床を増床することで収益の改善を図った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が落ち込むなか、国及び県の補助金を有効活用し、財政の安定に努めた結果、経常収支比率が100.20%、医療収支比率が87.19%となった。	急性期病棟と地域包括ケア病棟の病床コントロールを適切に行うため、毎週ミーティングを開催し、稼働率、回転率の向上に努めた。また、高騰する燃料費等を抑制するため、適切な設備運転を行い経費の削減に努めた。	・病床稼働率の向上 ・費用削減のための取組	75%	地域包括ケア病床の増床と適切な病床コントロールによる病床稼働率の向上により、医療収益の増収に努め、令和2年度及び3年度は目標を達成できたものの、4年度は整形外科の常勤医師不在の影響を受け、医療収益の確保に苦慮した。しかしながら、新型コロナウイルス対策への積極的な取組みによる補助金等の医療外収益の増加により、経常収支比率は3年連続で目標指標の100%を達成できたほか、4年度については、平成16年度以来の当年度純利益を計上し、収支の改善を図ることができた。	経常収支比率:108.7% 医療収支比率:84.5%	前期期間中は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、入院収益等の医療収益が減少する中、積極的な新型コロナウイルス対策を行ったことによる県の補助金等の収入を確保することで、経常収支比率の目標指標を達成することができたが、これらの収入は一時的なものであるため、アフターコロナを見据えた医療収益の確保が必要である。そのためには、常勤医師の安定的な確保に努め、診療体制の充実を図る必要がある。	A 十分な成果が得られた	
48	公共施設等総合管理計画の推進	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	総務財政部長 財務課長 総務財政部財務課契約管財グループ	本市では、旧亀山市、旧岡町のそれぞれが「フルセット」で整備してきた各公共施設を引き継いだことから、類似施設を保有しており、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設への市民ニーズの量や質の変化を捉え、公共施設のマネジメントを推進していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び公共建築物個別施設計画の進捗管理を行うとともに、随時計画の見直しを行う。	計画に定めた進捗の推進	個別施設における具体的な再編計画の内容や施設整備に係る事業費を行うことについて計画の見直しを検討した。	公共施設等総合管理計画の見直しに当たり、国からの要請内容や今後想定する施設整備事業の位置付けについて、県や関係課と協議を行った。	計画の進捗管理と見直し	50%	県や関係課と協議を行い、国からの計画見直しに係る要請事項等の一部について、計画を修正した。	公共施設等総合管理計画の見直しにより、総合的かつ計画的な施設管理の推進につながった。	公共施設等総合管理計画の一部修正。	各分野において、より具体的な施設の再編計画の策定が必要である。	C あまり成果を得られなかった
49	観光施設の在り方の検討	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	産業環境部長 商工観光課長 産業環境部商工業課観光・地域ブランドグループ	観光施設として、関宿内には、駐車場、トイレ、足湯交流施設、まちなみ文化センター等があるが、施設の未利用又は十分な活用がなされず存する施設がある。また、駐車場は観光バスの往來で交通渋滞の誘因となっている。	現在ある観光施設の在り方を検討し、それぞれの施設の有効利用を図り、もって観光客の利便性の向上に結び付ける。	観光入込客数の増	足湯交流施設を亀山市観光協会に目的外使用許可し、観光案内機能の充実を図るべく、修繕等を実施した。関宿内に新たに公衆無線LANを設置した。まちなみ文化センターの活用のため再公募を作成した。	関宿の中心地にある「まちなみ文化センター」の事業者募集を行った結果、3社から応募があり、選考により1店舗の入居を決定した。また、関宿の公衆トイレの設置、観光駐車場の再整備の検討を行った。	観光施設の再整備の実施	75%	「まちなみ文化センター」の事業者募集を再度行い、選考により1店舗の入居を決定した。その結果まちなみ文化センター2店舗共に入居者が決定した。適時老朽化した施設の修繕を随時行った。バス用観光駐車場の修繕については、検討の結果を予算に反映した。	・まちなみ文化センターにおいては、令和4年度に2店舗が開業したことで、観光入込客数の増に寄与。 ・その他の観光施設の修繕については、検討の結果を予算に反映した。	主要施設の観光入込客数の増: R2年度183,001人 R3年度201,658人 R4年度207,428人	・令和4年度末に1店舗が撤退したこと。 ・観光施設及び指定管理施設全体が老朽化しており、計画的に大規模な修繕を行う必要があるため、大幅な予算増が見込まれる。 ・今後、コロナ禍の状況と旅行者の移動手段を注視し、必要な駐車場整備を検討していくこと。	B まずまず成果を得られた
50	市営住宅の統合の推進	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	建設部長 建築住宅課長 建設部建築住宅課住まい推進グループ	低所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んでおり、需要に応じた民間賃貸住宅を活用した住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅を確保し、耐用年数を超過し老朽化が進んでいる市営住宅入居者の住み替えを進め、用途廃止を推進する。	市営住宅(城山、和田)の用途廃止	令和2年10月に栄町地区内に、栄町北住宅として8戸を借上上げた。	民間活用市営住宅として、北町住宅8戸を借上上げた。また、老朽化した和田住宅から、住替えを進め、それぞれ令和4年度末で残り1戸となり、令和5年度に住み替えの目途となった。	耐用年数が経過している市営住宅入居者の住替えの促進と用途廃止	25%	耐用年数を超過し老朽化した市営住宅(城山、和田)の入居者の住み替えを進め、それぞれ令和4年度末で残り1戸となり、令和5年度に住み替えの目途となった。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅については、計画年度内に16戸を確保し、耐用年数を超過し老朽化した市営住宅の入居者の住み替えを行うことができたため、用途廃止を促進することができた。	耐用年数を超過し老朽化した市営住宅(城山、和田)については、令和5年度に住み替えの目途となったが、計画年度内での用途廃止には至らなかった。	耐用年数を超過し老朽化した他の市営住宅から入居者の住み替えを促進するためには、住み替え用の民間賃貸住宅を活用した市営住宅の戸数をさらに確保していく必要がある。	C あまり成果を得られなかった

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価	
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率				
51	消防団施設の見直し	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	消防部長 消防総務課長	消防団は、地域における消防体制の中核的存在として果たす役割は大きく、「消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、施設の充実を推進する必要があるが、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに適正な配置を実現することが必要である。	消防団詰所・消防車庫については、老朽化に伴う機能低下を防ぐため、とともに、人口減少による地域の状況や活動の効率性を考慮し、消防団組織の在り方も検討する中で、再編も含めた施設や設備の更新を計画的に行う。	消防団施設が適切に整備・管理されている	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、部分的な改修を行ったほか、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、必要な費用を予算化した。また、地域の事情により、手引きポンプ1台の運用を取りやめた。	・長寿命化の推進 ・個々の施設の方向性の検討	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、消防団からの要望を踏まえ、既決予算内で小規模な修繕を進めた。また、継続的に施設の長寿命化が推進できるよう優先順位を検討したうえで、改修に要する費用を予算化した。	25%	消防団詰所・消防車庫の老朽化に伴う機能低下を防ぐため、継続的に部分的な改修を行い、消防団詰所・消防車庫の長寿命化を進めた。(5施設) 地域の状況や活動の効率性を考慮し、施設や設備の廃止も行うことで、財政負担の軽減にも努めた。	継続的に部分的な改修を行い、消防団詰所・消防車庫の長寿命化を推進する必要があるほか、個々の施設の方向性の検討を進める必要がある。	C あまり成果を得られなかった	
52	小学校プール施設の統廃合検討	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長 教育総務課長	各小学校のプール施設について、学校規模の大小に関わらず、過剰な設備や温水装置のメンテナンス並びに水道使用料等、多額の費用が必要となっている。また、新施設を除き施設の老朽化が進んでおり、更新費用も増大傾向にある。	市内小学校のプール施設を統廃合し、民間も含めて受け入れ可能な施設を利用することを検討する。	民間を含めた他のプール施設を1校以上利用	受け入れ先施設と対象校について、新型コロナウイルス感染症の影響によりプール授業が実施されなかったため、具体的な検討ができなかった。	プール統廃合に向けての施設の劣化状況の把握、児童生徒数、プール授業以外の使用状況の洗い出しを行った。結果、速やかな統廃合ではなく、様々な調整や調査を行う必要があると判断している。	前年度の試験運用結果に基づき実施	施設の長寿命化計画の策定について、委託契約を行った。2か年事業としてプールの劣化状況の把握に努め、今後のプール在り方についての方向性について検討を行っている段階である。	50%	施設の長寿命化計画策定とともに、プールの老朽化状況を把握する。将来的に受け入れ可能な民間施設の現状把握を実施した。	現に他施設のプール利用にかかる実績は少ないが、施設の現状把握内容を現在策定中の長寿命化計画(R5までの2か年事業)に反映し、今後の方向性について立案中である。	民間受け入れ施設が市内に少なく、市内全児童の受け入れが困難である。 消防水、災害時における避難所対応等多岐に渡り、調整が必要。	B まずまず成果を得られなかった
53	既存図書館の跡地利用の検討	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長 図書館長	既存の図書館については駅前を整備する新図書館の開館に伴い閉鎖となる。 現在地の立地環境を生かしつつ、閉鎖時期や跡地の利活用について検討する必要がある。	駅前を整備する新図書館の開館時期を考慮に入れて、現在の立地環境を生かした、施設の維持、活用を検討する。	既存図書館の跡地利用の検討	平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。	平成29年7月に策定した「亀山市立図書館整備基本構想」において、跡地利用の検討の方向性に基づき、事務レベルでの検討を行った。	・跡地利用の検討 ・活用例の調査 ・選定の検討	令和3年度に跡地利用の検討については、市全体で検討することとなったことに伴い、関係部局と、所管部署や跡地利用の課題等を協議した。	50%	市全体で検討を進めることにより、より効果的な跡地利用を進めることができる。	令和5年1月26日の図書館開館に伴い、旧図書館の跡地利用について、総務財政部財政課を中心に市全体で検討を進めることとした。	亀山市公共施設跡地等活用検討委員会にて市全体で検討することとなった。	B まずまず成果を得られた
54	図書館開館時間の拡大	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	教育部長 図書館長	既存の図書館においては、平成19年4月から平日の開館時間を午後7時に延長しているが、利用者の利便性向上のため、土日・祝日を含めた開館時間の拡大が必要である。	利用者の利便性向上のため、新図書館の開館時間の拡大に向け取り組みを行う。	開館時間の拡大	新図書館整備に伴い、現行の開館時間を午後7時から午後8時に延長するため、例規整備の検討を進めた。	新図書館整備に伴い、現行の開館時間を平日午後7時、土日祝日は午後5時を、一律午後8時に延長するための例規整備を進めた。	(全日) 午前9時から午後8時	新図書館整備に伴い、開館時間を現行午後7時から午後8時に延長するための例規が整った。	100%	新図書館開館に向けて開館時間の拡大を周知し、利用者の利便性向上につなげた。	新図書館開館に伴い、開館時間を全日午前9時から午後8時に拡大を行う。	引き続き、利用案内や図書館ホームページ等にて開館時間の周知を行う。	A 十分な成果が得られた
55	施設設備の長寿命化計画	III	既成概念からの脱却	9	公有資産マネジメントの推進	地域医療部長 病院総務課長	平成30年度に基幹的設備であるボイラー及び変圧電設備の改修を完了する等、施設設備の長寿命化を図ったが、耐用年数を超え老朽化が進む他の施設設備についても、計画的な改修等が必要である。	給湯等配管設備、自家発電設備、エレベーターその他老朽化が進んだ基幹的設備について、企業債を積極的に利用する等の資金計画を含めた改修計画を立て施設設備の長寿命化を図っていく。	地下ビット等の配管等緊急度の高い改修を実施	企業債を利用した自動火災報知設備受信機等更新工事など、老朽化した設備の更新を行った。	起債を利用し、防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事等を実施した。 次年度以降の改修については、エレベーターの更新については、設備の再調査、改修方法の検討について関係者と協議した。	資金計画を含めた改修計画に基づく工事、修繕等の実施	起債を利用し外壁等塗装及び汚水配管改修工事や冷温水発生器更新工事を行った。また、令和6年度にエレベーターの更新を行うため、関係者と協議を行った。	100%	企業債を活用し、防犯カメラ更新工事や病棟共用トイレ改修工事、外壁等塗装及び汚水配管改修工事、冷温水発生器更新工事など、緊急度の高い改修を進めることができた。	企業債を活用し、外壁等塗装及び汚水配管改修工事や冷温水発生器更新工事を行った。また、令和6年度実施予定のエレベーター改修工事について、関係者との協議を行うなど、緊急度の高い改修を計画的に行なった。	施設の築年数が30年以上経過し老朽化が進んでおり、改修に多大な費用を要するため、病院の資金状況等を踏まえ計画的に改修する必要がある。 また、器械備品についても、耐用年数を経過している物が多く、使用頻度等を考慮して計画的に更新する必要がある。	A 十分な成果が得られた

第3次亀山市行財政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度					
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
56	福祉医療費助成事業の制度見直し	III	既成概念からの脱却	10	市民文化部長 市民課長	市民文化部市民課医療年金グループ	福祉医療費助成事業は、県制度に加え、市制度として、市独自に対象者の拡大、所得制限の緩和及び入院時食事療養費の助成を実施しているが、事業を持続的に実施するためには、市制度の見直しを検討する必要がある。	事業を持続的に実施するため、事業の成果・課題を整理し、市制度の見直しを検討する。	市制度の見直し	障がい者医療費助成のみ所得制限を設けるとともに全ての公費の入院時食事療養費を廃止した場合の削減額等の試算を継続的に実施している。	令和4年度から福祉医療費助成制度の見直しを実施するための条例や規則を改正した。	市助成制度の見直し	市制度の見直しを検討した結果、身体障害者手帳4級所持者及び療育手帳B1所持者の医療費助成は今後も継続することとした一方、令和4年9月診療分から入院時食事療養費の助成を廃止し、心身障害者医療費助成において所得制限を導入した。	100%	市制度の見直しを行った。	市制度の見直し(完了)	所得超過により対象外となった方が、次年度以降所得制限範囲内になった場合に再度申請が必要となるため、市民の方に周知を徹底する必要がある。	A 十分な成果が得られた
57	総合防災情報システムの構築	III	既成概念からの脱却	10	危機管理監 防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	自然災害や国民保護法に基づく市民への情報伝達としては、緊急連絡メール、ケーブルテレビ、ホームページ、かめやま安心メール、防災行政無線での周知等、様々なツールを利用しているが、一元管理ができておらず、それぞれの部署の職員が操作を行い情報伝達を行っている。	既設システムと自動連携した多様な情報伝達を一元管理し、効率的に迅速かつ正確に市民へ情報伝達ができる、総合防災情報伝達システムを構築する。	実施設計等の実施	災害時の市民への情報伝達については、緊急連絡メール、防災行政無線(同報系)、CATV、ホームページ等、様々なツールを利用しているが、総合的な防災情報伝達システムに向けて、各種技術等の情報収集・研究に取り組んだ。	防災情報伝達システムについては基本の方向性を整理した。今後の事業化に向け検討を進めた。	実施設計等	防災行政無線(同報系・移動系)整備が必要である、市役所及び支所から市内全域への電波・伝送状況を調査し、整備が可能であることを確認した。一方、災害発生時の確実な情報発信、情報弱者(避難行動要支援者)への情報伝達及び収集などの基本方針を設定し、具体的な整備項目やスケジュールの使用用途などを決定した。	75%	防災情報伝達システム構築の事業化を行い、整備方針を決定した。	当初の計画どおり電波伝送調査を実施し、市の整備方針を決定後、市内及び議会にて合意形成を図った。今後、整備方針を基に具体化していくとともに、災害弱者対策等の課題について検討を重ねつつ進める。	①同報系屋外子局数の減少に伴う情報伝達要領の具体化 ②山間部等、電波伝達力が弱い地域への通信の確保と重層化 ③上記を踏まえ、DX化された防災情報システムの具体化 ④災害弱者への伝達手段の検討	B まずは成果を得られた
58	総合福祉センター機能の在り方検討	III	既成概念からの脱却	10	健康福祉部長 地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ	総合保健福祉センターあいはら、2000年12月(平成12年)に建てられ、18年余りが経過している。施設内には、温泉施設を始め、足湯、トレーニング室、カラオケ室などがあり、今後の施設管理を行うにあたり、社会情勢や利用実態に合わせた各施設の必要性や在り方について検討する必要がある。	温泉施設の今後の運営の仕方や老朽化が進んでいる各施設の維持管理について、利用者のニーズを把握する観点から市民を含めたワーキンググループを立ち上げ、施設の見直しや長寿命化について検討する。	見直し案の作成のためのワーキンググループ会議の開催：4回/年	機能見直しに必要な調査を実施するため、施設利用団体へのヒアリングや施設利用者調査などの実施に向けた予算化を行った。	施設の利用実態などの把握に向け、利用団体ヒアリングを実施した。しかしながら、総合保健福祉センターが新型コロナウイルス感染症の接合会場となり、温泉施設、足湯、トレーニング室などが休止となり、利用実態調査は実施できなかったが、令和4年度の実施に向け予算化した。	施設の運営管理の方向性について決定	総合保健福祉センターの機能見直しに向け、ワーキンググループを構成し、検討会議を開催することにより、見直し方針をとりまとめた。	100%	総合保健福祉センター機能のあり方の検討に向け、利用登録団体ヒアリング調査を実施し、利用団体のニーズ等を把握した。また、市民と行政職員によるワーキンググループ会議を開催し、施設の機能見直しの方針を策定した。	見直し案の作成のためのワーキンググループ会議の開催：3回/年	総合保健福祉センターの機能見直しについて、策定した方針に基づき、具現化を進める必要がある。	B まずは成果を得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度	取組2～4年度				
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
59	重度心身障害者介助者手当等の見直し	III	既成概念からの脱却	10	健康福祉部長	健康福祉課長	健康福祉課高齢者支援グループ	重度心身障がい者(児)の介助者に介助者手当を支給している。近年、在宅での障がい者やその家族のニーズを把握するとともに、重度心身障害者介助者手当等の支給制度を見直し、新たな事業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	アンケート調査を実施し、障がい者等を主に介助している人のニーズを調査、分析した。また、行政改革ワークショップにおいて、第2次障がい福祉計画の見直しに係るアンケート調査分析委員の仕様等について検討を行った。	アンケート調査を実施し、障がい者等を主に介助している人のニーズを調査、分析した。また、行政改革ワークショップにおいて、重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等について検討を行った。	ニーズに対応した施策の検討及び実施	令和3年度に実施したアンケート結果に基づき、障がい者等を主に介助している人のニーズの調査・分析。・重度心身障害者介助者手当を廃止しようとする場合の代替事業や参考とする先行事例、手法等に関する検討。	25%	アンケート結果から、移動に係るサービスに関し既存制度の拡充等について検討を行ったが、介助者手当等を廃止しようとする場合の代替事業や位置付けるまでに至らなかった。	移動に係るサービスの健全性の確保等について検討を行ったが、介助者手当等を廃止しようとする場合の代替事業や位置付けるまでに至らなかった。	介助者手当等の廃止については、物価高騰等による市民生活の負担増への配慮や、恒常的な扶助費増に対する市財政の健全性の確保等を踏まえつつ、受給者の収入から給付の妥当性を把握し、介助者の負担が実質的に軽減できる制度となるよう検討する必要がある。	D:成果が得られなかった。 重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施に関する具体的な議論が進まなかった。
60	事業の一体的な取組	III	既成概念からの脱却	10	健康福祉部長	健康福祉課長	健康福祉課高齢者支援グループ、健康政策課健康づくりグループ	介護保険地域支援事業の総合事業において、鈴鹿市と協議のうえ、広域連合に予算要求を行っているが、事業によっては、利用対象者が少なく、予算執行率が5%となっている。	介護保険地域支援事業の総合事業において、現在の取り組みについての見直しを行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う。	介護予防とともに住民主体の生活支援サービスを進めるべく「ちょいぽろ」を推進し、経費の一部を補助した。また、関係部署との協議を重ね、既存事業の洗い出しを行い、一体的な取組の方向性について検討を行った。	健康づくり事業と介護予防事業の一体的な取り組みを行う	健康づくり事業と介護予防事業の一体的な実施事業として令和5年度から実施できるように協議している。	75%	健康づくり事業と介護予防事業を一体的に実施し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」について、関係部署、関係機関と協議し令和5年度からの実施を目指している。	予算執行率については90.1%を執行することで、介護予防などに取り組むことが出来た。	一体的な事業の実施については、本来の目標となる健康寿命の延伸や疾病率の改善など直ぐに成果がでないものが多く、目標や評価指標の設定が難しい。その為、事業評価や改善策の検討の方法なども課題である。	B まずは成果を得られた	
61	行政講座情報の一元的な発信	III	既成概念からの脱却	10	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	平成31年4月に、かめやまキャンパスの講座等のさまざまな学びについての情報を集約して「亀山学びのガイドブック」等を作成し、市民ニーズに合った学びを提供する。また、内容の充実を努めた。	行政において行われている講座等のさまざまな学びについての情報を集約して「亀山学びのガイドブック」等を作成し、市民ニーズに合った学びを提供する。また、内容の充実を努めた。	2021年度版の亀山学びのガイドブックを発行し、学びの情報の一元的な発信を行った。環境創造G主催の講座情報を新たに掲載するなど、内容の充実を努めた。	他部署が実施している講座等の情報を集約し、2022年版「学びのガイドブック」を発行した。今年度から新たに、市内運動施設の事業の掲載、かめやまの活動紹介の情報を追加する。	100%	「学びのガイドブック」を発行することにより、他部署が実施している講座等の学びの情報を集約し、一元的に発信することができた。また、昨年より4ページ増やし、情報の提供をすることができた。	「学びのガイドブック」を発行することにより、他部署が実施している講座等の学びの情報を集約し、一元的に発信することができた。また、昨年より4ページ増やし、情報の提供をすることができた。	公民館講座の受講者募集期間の関係で、4月1日号広報とともに配布しているが、発行後に決定された講座等の情報更新が課題であったため、追補版発行の検討や、HP等での情報更新を行う必要がある。	A 十分な成果が得られた		
62	新たな官民連携手法の検討	III	既成概念からの脱却	11	政策部長	DX・行革推進室長	政策部DX・行革推進室	これまでの国や県における民間活力の動向や市の様々な取組状況を踏まえて、必要に応じて「民間活力活用指針」の見直しを行う必要がある。	PPP(官民連携)手法の拡大を行い、民間の持つ多様なノウハウ・技術を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減につなげていく。	新たな官民連携手法の実施	新たな官民連携手法を検討するため、みえ公民連携共創プラットフォームセミナーや、官民連携オンラインセミナーを受講した。	新たな官民連携手法の検討	新たな官民連携手法を検討するため、関連するセミナーへ参加するなど、調査・研究を行った。	75%	新たな官民連携手法の調査・研究を進めることができた。	新たな官民連携手法の調査・研究を進めることができた。引き続き、新たな官民連携手法の調査・研究を進める必要がある。	B まずは成果を得られた	
63	指定管理者制度の検証と見直し	III	既成概念からの脱却	11	政策部長	DX・行革推進室長	政策部DX・行革推進室	平成29年10月に「総務委員会所管事務調査報告書」において、指定管理者制度に係る提言を受けたため、第2次行政改革大綱後期実施計画において、検証と見直しを行った。	指定管理者制度の検証と見直しを実施	令和元年度に見直した評価表に基づき、モニタリング調査方法、今後の管理運営方法の再検討を行い、検証結果に伴い契約期約の内容を見直す。	令和元年度に見直した評価表に基づき、モニタリングを実施した。また、検証結果報告書において、各施設の実情に応じた内容としたことで、施設毎の詳細な検証を実施した。	見直し内容により実施	100%	令和元年度にモニタリング評価書を見直し、令和2年度から運用している。公募施設は年2回、非公募施設は年1回のモニタリングを実施した。また、指定管理事業検証結果報告書を基に次期協定に向け、検証を実施した。また、エネルギーコスト等の上昇により、施設運営が困難になる恐れのある施設については、協議の上、年度協定の変更を実施し、指定管理者制度の維持に努めた。	令和2年度から新たな評価書の運用を行うとともに、令和5年度以降の協定に向けて制度の検証を実施できた。	指定管理の導入フロー等の検証を行うとともに、必要に応じて「民間活用指針」の見直しを検討する必要がある。	A 十分な成果が得られた	

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度						
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価	
64	多文化共生の推進	III	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	市民文化部長 文化課長	市民文化部長・ダイバーシティグループ	亀山市は外国人住民人口が全人口の約4%を占め、県下において比率が高い傾向にあり、より充実した環境の整備が必要である。	三者間通話可能な電話通訳システムやタブレット端末を活用した映像通訳システムを導入し、外国人の暮らしに関わる相談に対して対応できる体制を整備する。	多言語での相談体制の整備	令和2年2月から外国人のための一元的相談窓口を設置し、タブレット端末を活用した多言語での相談体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。	タブレット端末等を活用した多言語での相談体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。	検証	100%	タブレット端末等を活用することで、ポルトガル語、英語の通訳体制により、関連部署と連携して外国人の暮らしに関わる案内や相談に対応することができた。	多言語での相談体制を整備したことにより、約550件の相談に対応することができた。	通訳不在時にも、タブレット端末で相談に対応することはできたが、タブレット端末の通訳時間が増えると、委託料が増加する課題がある。	A 十分な成果が得られた	
65	民間借上げ型市営住宅の推進	III	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	建設部長 建築住宅課長	建設部建築住宅課住み推進グループ	低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保配慮者に対し、市営住宅を提供しているが、耐用年数を超過し老朽化が進んでおり、需要に応じた住宅の確保が必要である。	民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保を推進する。	民間借上げ型市営住宅戸数：119戸(※累計)	令和2年10月に民間借上げ型市営住宅として北町地区内に、北町住宅8戸を借上げ、市営住宅として提供した。	令和3年10月に民間借上げ型市営住宅として北町地区内に、北町住宅8戸を借上げ、市営住宅として提供した。	住生活基本計画に基づき、民間借上げ型市営住宅戸数の確保を推進(15戸)	100%	令和4年度中に東御幸町地区にて民間賃貸住宅5戸を市営住宅として応募したい旨の相談があったが、年度計画の15戸を借り上げることはできなかった。	計画年度内に栄町地区に8戸、北町地区に8戸の合計16戸を借上げ、民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保を推進した。	計画年度内に16戸を借上げ、民間借上げ型市営住宅戸数は累計で90戸となったが、目標指標の119戸には29戸はなかった。	現在90戸の民間賃貸住宅の賃貸借契約をしているが、契約先は3社のみである。民間賃貸住宅を市営住宅として借上げるにあたっては、事業者の協力が不可欠であることから、不動産貸付業者を中心に、幅広い事業者に向けて事業の概要等を説明するなどの働きかけを強化する必要がある。	C あまり成果が得られなかった
66	スクールバスの在り方検討	III	既成概念からの脱却	11	PPP(官民連携)の導入促進	教育部長 教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課教育総務グループ	スクールバスは、児童の安全を最優先し、登下校に際し適切に運行しなければならず、さくらに兼降時における安全確保にも取り組む必要がある。一方、運転手の人材不足と高齢化の課題がある。	専門性を有する事業者への業務委託について検討を行う。	業務委託によるスクールバス運行	スクールバスを利用している自治体(三重県内市)を調査した結果、当市以外の自治体は、業務委託していることがわかった。委託方法として、①車両も含め全部委託する方法②車両は自前で運行のみの委託する方法があった。	現使用のスクールバスに関する実態把握(距離数、目視点検等)を実施した。また、福祉バスやスクールバス以外の目的での活用に関する内容を把握した上で、業務委託について検討を行った。	令和3年度に一定の方向性を出したため、特に実績なし。(児童の安全確保の観点から、スクールバスへの安全装置の設置を行った。)	100%	状況把握を行った上で、スクールバス運転手の確保に課題が残るものの、現在の手法において一定期間は継続することが望ましいとの方向性を結論付けた。	令和3年度に一定の方向性を出したため、特に実績なし。(児童の安全確保の観点から、スクールバスへの安全装置の設置を行った。)	安定したスクールバス運転手の確保	C あまり成果が得られなかった	
67	広域連携の検討	III	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長 政策推進課長、総務課長	政策部政策推進課政策調整グループ、総務財政部総務課人事給与グループ	人口減少・税収減が見込まれるなか、限られた経営資源を活用して持続可能な行政サービスを提供していくためには、自治体間の連携協力により、市民サービスの向上や業務の効率化を進める必要がある。	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、広域的な取組を必要とする事務事業について検討を行う。	広域連携について具体的に検討を行った事務事業の数：1業務	鈴鹿亀山地区広域連合と連携を図りながら、高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐための鈴鹿亀山地区消費者安全確保地域協議会の設置について検討を行った。	鈴鹿亀山地区広域連合を通じて、消費者の相談窓口機能となる鈴鹿亀山消費生活センターの移転による相談機能の充実を連携した。	広域連携により効率化が期待できる具体的な取組について検討	50%	鈴鹿亀山地区広域連合を通じて、新たな分野での広域連携について検討することとした。	広域連携による効率化を図ることで、亀山・鈴鹿両市民のサービス向上につなげることができた。	鈴鹿亀山消費生活センターの相談機能を充実させることができたが、新たな分野における広域連携については、具体的な検討には至っていない。	効率的・効果的な行政経営を図るため、広域連携を進める分野・取組を検討する上で、3者が共通認識を持つ必要がある。	B まずは成果が得られた
68	AI・RPA等のICT利活用情報共有と連携	III	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	政策部長、総務財政部長 DX・行革推進室長、総務課長	政策部DX・行革推進室、総務財政部総務課人事給与グループ	AI・RPA等のICTを利活用し、業務の効率化を図るためには、他自治体の効果的な取組などの共有を図る必要がある。	新たにノウハウを取得した業務工程数：2件	コロナ禍の影響で延期となった北勢4市合同研修に代えて、県主催のスマート自治体推進検討会議に参画し、AI・RPA導入に向けた研究に加え、県内市町の事例を学んだ。また、本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税業務の一部にRPAを導入した。	令和3年6月に、これまでのスマート自治体推進検討会議にかわって三重県・市町DX推進協議会が設置された。本会議に参画し、他自治体との情報共有や連携を図るとともに、デジタルツールの共同整備に向け検討を行った。また、県が実施するデジタル技術活用等に関する実証実験に参加した。	デジタル技術の効果が得られた場合には、運用に向けた事務手続きを開始	100%	三重県・市町DX推進協議会へ継続して参加するとともに、チャットツールを利用することにより、県及び県内市町との情報共有や連携をよりスムーズに行うことができた。	新たにノウハウを取得した業務工程数：2件(RPAシナリオ導入：1件(R2))、システム共同調達：1件(R4)本市を含む県内4市町が、総務省実施のプロジェクトに選定され、その中で、固定資産税業務の一部にRPAを導入した。また、チャットツールやアンケートフォーム作成システムを県内他市町と共同調達により通常より安価に導入できる環境が整った。	特になし。	A 十分な成果が得られた		

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度							
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価		
69	次期一般廃棄物処理施設の在り方検討	III	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	産業環境部 環境課長	産業環境部環境課廃棄物対策グループ	一般廃棄物処理施設は、長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事や大規模整備工事、年次計画に基づく定期整備により延命化を図っている。しかしながら、延命化工事により延伸する施設の稼働期間は令和11年度以降に満了する予定であることから、これ以降の一般廃棄物の処理をどう進めるのか方針を決定する必要がある。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について、近隣市との間で処理の広域化と処理施設の集約化を図ることができないか調査・研究し、経済性や効率性、利便性などの視点から本市にとって最適な施設の在り方を検討する。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	ごみ処理施設について、近隣市の処理経費、収集体制、保有施設等を調査した。単独での施設建設と広域化・集約化をした場合を整理し、教育民生委員会に資料提出した。	令和3年11月～12月に近隣市の環境部と意見交換し、保有施設の今後の整備計画と稼働終了時期の確認、次期一般廃棄物処理施設の整備方針等について聞き取りした。	近隣市と広域化の協議を進めつつ、単独の場合のごみ処理の在り方(施設保有、民営、委託)についても検討を行った。	50%	近隣市の保有施設の整理や、近隣市の環境部書との意見交換により課題を確認した。	次期施設の在り方については、広域化を含め、単独の場合、施設保有、民営、委託などの方法があることを確認し、検討を行ったが、どの方法でごみ処理を行っていくのか方向性を決定することができなかった。	近隣市との協議や意見交換などともに課題整理に取り組み共有する必要がある。溶融処理施設だけでなく、粗大ごみ処理施設などの中間処理施設を含め、次期施設の在り方を整理する必要がある。	C	あまり成果を得られなかった	
70	はしご自動車の共同整備・共同運用	III	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	限られた財源の中で、市民の生命・身体・財産を守り、大規模火災や地震等の多様化する災害への確実な対応していかなければならない。このような状況なか、年間の災害出動回数が少なく、整備・運用費用が高額であるはしご自動車は財政上大きな負担となっている。	はしご自動車の更新時期が近い本市と鈴鹿市が、当該車両を共同整備・共同運用することにより、その財源を使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などに充てることにより、両市の消防力を強化する。	共同整備が完了し、令和3年2月3日に共同運用を開始した。また、同年3月8日、9日には、両市消防本部合同の訓練を実施した。	両市で定めた運用要綱・運用要領に基づく管理サイクルで円滑に運用できた。なお、両市での合同訓練については、年2回の計画であったところ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、1回の実施となった。	共同運用の継続実施	100%	はしご自動車に係る経費削減及び両市の消防体制の強化を図ることができた。	高額である整備・運用経費を削減した。計画に基づき、両市で定期的に合同訓練を実施した。(4回)	必要に応じて運用要綱・運用要領を見直すとともに、災害対応に遺漏がないよう、両市で定期的な合同訓練を実施するなどの取組みが必要である。	A	十分な成果が得られた	
71	消防指令業務の共同運用	III	既成概念からの脱却	12	新たな自治体間連携の検討	消防部長	情報指令課長	消防本部情報指令課情報指令第1・2グループ	大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模火災や地震等の多様化する災害への確実な対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要である。社会経済情勢の変化、各般の技術の進展に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要がある。	「消防の連携、協力の推進について」(平成29年4月1日付け消防第59号消防庁官通知)に基づき、津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部は、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設立した。今後も119番通報受付及び出動指令、また、常備消防の部隊運用管理並びに消防救急無線など、消防指令業務の共同運用(自治体間の連携)に向け検討を進めていく。	消防指令業務共同運用に関する方向性の決定	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会(本会3回)において、諸課題の調査・研究を進めるとともに、基本的な考え方や方向性を検討した。令和2年度は勉強会を5回開催したほか、消防長調整会議を2回開催した。	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会(本会3回)作業部会6回)に出席し、消防庁調査や勤務体制等の検討を実施するほか、既存指令システムの課題整理等の基礎調査業務委託に係る調査及び検討を進めた。	共通の方向性(運用方式等)の決定	100%	津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会(本会5回)に出席し、協議会の設置に向け検討及び調整を行った。また、各市の議会で可決されたことから、10月28日には、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会を設置した。協議会設置後は、次年度以降の実施設計業務及び整備工事に向けた調整が整った。	津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置により、津市、鈴鹿市及び亀山市の枠組みで消防通信指令事務の共同運用を行うという方向性を決定した。	前期実施計画期間における課題、問題点は特になし。	A	十分な成果が得られた
72	地域の担い手育成支援	IV	市民総活躍によるまちづくり	13	地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部長まちづくり協働課まちづくりグループ	地域住民が自主的かつ自立的に責任をもって地域課題の解決に取り組む地域まちづくり協議会の継続的な活動を行うためには、人材育成の支援を行う必要がある。	地域リーダーの発掘と育成及び組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを支援する。	地域の担い手育成と地域まちづくりが計画に育成され、多様な人材が活動に参画	コロナ禍の影響で開始時期が遅れたものの、ファシリテーション技術を学ぶ「会議ファシリテーション研修」(全3回)に加えて「地域の担い手育成と役割分担のしくみづくりを支援する」(全3回)を開催した。地域の担い手づくりアカデミーでは、組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを研修のテーマに盛り込んだ。	・地域リーダーの発掘と育成のための地域担い手研修の開催 ・組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりの検討	50%	コロナ禍の影響で開始時期が遅れたものの、ファシリテーション技術を学ぶ「会議ファシリテーション研修」を10月から全3回実施したほか、組織内部での後継者育成と役割分担のしくみづくりを研修のテーマに盛り込んだ。「地域の担い手づくりアカデミー」を12月から全3回実施した。	地域担い手研修を継続的に開催する中で、オンラインや動画配信を活用し参加しやすい環境を整えたことに加え、受講者もその活用方法を理解したことで参加者が増加した。また、研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任される事例も出てきている。	地域担い手研修の受講者が地域まちづくり協議会の活動に参画しているほか、役員に就任する事例も出てきている。後継者不足等により、役員出等にて苦慮している地域が一部で見受けられる。	B	まずは成果が得られた	

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度	取組2～4年度				
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (具体的な数値の状況)	年度末実績 (具体的な数値の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な数値の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
73	ICTを活用した情報交流の仕組みの構築	市民総活躍によるまちづくり	地域まちづくり協議会の運営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部長 まちづくり協働課地域まちづくりグループ	全ての地域まちづくり協議会がインターネット環境が整備されている中で、地域まちづくり協議会と市が連携して課題解決に取り組むため、相互に情報交流ができる仕組みを構築する必要がある。	市と地域まちづくり協議会がメールでやり取りをしている文書等について、ICTを活用した情報交換の新たな仕組みを構築することで、より確実な情報交流を実現する。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流を実施	新たな情報交流の仕組みとしてのシステムの検討を行い、各地域まちづくり協議会へ説明するとともに導入を行った。	情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaipoの本格運用に向け、操作マニュアルを作成し各地域まちづくり協議会へ配布するとともに、地域まちづくり協議会ごとに操作研修を行った。	情報交流の仕組みの運用	情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaipoの本格運用を開始し、会議資料や通知、各地域まちづくり協議会とのやり取り等掲載することでこれまでの確かつ迅速な情報共有が図れるようになったほか、地域まちづくり協議会が活用する各種様式を掲載することで事務の効率化が図れた。	75%	情報交流の仕組みとして導入した情報共有システムaipoを使用して地域まちづくり協議会と市が情報交流を行える体制を整え、本格運用を開始したことで、これまで以上に確かつ迅速な情報共有が図れるようになった。	地域まちづくり協議会や市が相互に情報交流を実施できる基盤が整った。	地域まちづくり協議会の事務職員によって、システムの操作や活用に対する理解度に差がある。また、各種事務のマニュアル化を一層進め、システムを活用し共通理解を促す必要がある。	B まずまず成果を得られた
74	地域共生社会に向けた包括的支援体制の検討	市民総活躍によるまちづくり	地域まちづくり協議会の運営支援	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地域福祉課福祉総務グループ	平成30年度から社会福祉協議会にCSWを配置し、個別支援を展開しているが、中にはごみ屋敷等、制度のはざまの問題など、複雑かつ多様な課題を抱えた世帯全体の支援が必要課題が顕在化してきており、窓口・支援機能の総合力が求められる。国では、包括的支援の具現化を進めており、令和3年度から従来の制度別に設けられた各種支援の一体的な実施が行われる予定である。	分野別の属性や課題に基づいた縦割りの制度を整理し、高齢者、障がい者、生活困窮者など、従来の分野ごとで対応するのではなく、地域まちづくり協議会との役割のすみ分けを行いながらと受けとめる包括的な支援体制の構築を行う。	総合相談窓口機能・支援体制の構築：1箇所	複合課題をCSWに集約するつながるシートを導入し、世帯全体のトータルケアプランを作成することで、支援が必要な世帯に対する相談支援の体制を整えた。また、令和3年度から実施される重層的支援体制整備事業の実施に向け、総合相談窓口機能をはじめとした包括的支援体制の構築に向けた検討を進めた。	市民の福祉課題に直面する機会が多いと思われる窓口を有する課に対し、複合課題をCSWに集約するつながるシートの全庁展開を進めた。また、世代や属性を超えた相談支援や地域づくりなどの一体的な実施に向け、国の補助事業である重層的支援体制整備の移行準備事業を実施した。	包括的支援体制の運用(国の新たな事業を活用)	令和4年度から主要事業化した地域福祉力向上重層的支援体制事業として、受託先の亀山市社会福祉協議会と連携し、つながるシートを活用した包括的相談支援事業・アウトリーチ等による継続的支援事業・参加支援事業を展開するとともに、世帯全体の支援プランを作成・管理できる会議体を設置・運営した。	100%	国モデル事業を活用し社会福祉協議会に配置したCSWを軸とした包括的な支援体制づくりを進めてきた。令和3年4月から法改正により重層的支援体制整備事業(任意)が位置づけられたことから、主要事業化し、継続的に事業を展開できる体制を整えた。	総合相談窓口機能・支援体制の構築：1箇所	主要事業として事業を展開する中で、受託先の亀山市社会福祉協議会と協議しながら、継続的に取組の充実・強化を図る必要がある。	A 十分な成果が得られた
75	地区衛生組織連合会事業の在り方の検討	市民総活躍によるまちづくり	共助による支え合いの基盤の強化	産業環境部	環境課長	産業環境部環境課環境創造グループ	亀山市地区衛生組織連合会は、亀山市自治会連合会・亀山市婦人会連絡協議会・亀山市老人クラブ連合会により組織している。現在、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について、本連合会実施事業と類似する事業を行っている他団体と協議・調整の上、その方向性を検討する。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方の方向性を決定	亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境創造グループ内で事業の洗い出しを行った。	環境未来創造会議の快速部会を開催し、協議を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となり、開催することができなかった。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方の方向性を決定	亀山市環境未来創造会議の快速部会を開催し、組織の在り方、方向性について協議を行ったところ、存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきとの見解が示された。亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境未来創造会議快速部会で事業内容の検討を行うこととなった。	75%	亀山市地区衛生組織連合会の在り方について検討を行ったところ、存続させることにより状況に適した事業を行っていくべきとの見解が示された。亀山市地区衛生組織連合会役員会や環境未来創造会議快速部会で事業内容の検討を行うこととなった。	亀山市地区衛生組織連合会の在り方の方向性が決定された。	各団体の構成員等が減少していることから事業運営に支障をきたす恐れがある。	B まずまず成果を得られた
76	自主防災組織等の強化	市民総活躍によるまちづくり	共助による支え合いの基盤の強化	危機管理監	防災安全課長	防災安全課防災安全グループ	災害時において、自らを守る自助と相互に助け合う共助の重要性を市民一人ひとりや地域での意識を高め、それぞれが自らを守ることでできるよう、地域住民が自らの課題として捉え、各団体の構成員等の減少により事業運営に支障をきたしており、亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について検討を進める必要がある。	自主防災組織の強化を図るため、地区防災計画の策定支援を行う。	地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数：10地区	川崎、野村、井田川北、加太地区の策定を行った。	厚生地区において、地区防災計画の策定に向けて支援をしている。他の地区(野登、御幸地区等)において、策定に向けて呼びかけを行った。	地区防災計画の策定支援	厚生地区、野登地区、御幸地区において、地区防災計画の策定に向けて支援を継続し、御幸地区において策定が完了した。	50%	地区防災計画は5地区(川崎、野村、井田川北、加太、御幸地区)が策定済で3地区(厚生、関宿、野登地区)の策定支援を継続した。	目標策定数10地区；策定済地区数5地区	・地区防災計画に取り組みやすくするためひな形を作成したが、更なる手法の検討が必要 ・地区策定に対する意識の向上が必要	B まずまず成果を得られた

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度 (最終的な取組の状況)	令和3年度 (最終的な取組の状況)	令和4年度 (最終的な取組の状況)	令和2～4年度	取組の総括評価			
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度末実績 (最終的な取組の状況)	年度計画 (最終的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
77	かめやま人の活躍による市民の連携強化	IV 市民総活躍によるまちづくり	14 共助による支え合いの基盤の強化	教育部長	生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	現状地域には様々な地域課題があり、その課題解決に取り組むため地域で活躍できる人材を育成する必要がある。	地域で活躍できる人材を育成するかめやまキャンパスにおいて、地域の魅力発信や環境問題への取組、地域課題の解決のための事業化などに取り組める人材を育成するとともに、その活躍の場を提供する。	かめやまキャンパスを修了した人数：60人	かめやまキャンパス講座を実施するとともに、全受講生を対象としたオンライン体験合同講座を行い、ICTを活用した学びの提供を行った。	地域課題に取り組む人材を育成するため、かめやまキャンパスをZoom等を活用して実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、予定していた回数の講座ができなかった。	かめやまキャンパスによる人材育成(第2期生募集、1年次：入門編)	75%	かめやまキャンパスを核とする学びの体系を構築することにより、講座修了者10人をかめやま人に認定することにより、人材育成を図ることができた。	かめやまキャンパスの第1期生となる講座(まちの起業人・森と水の守り人・まちのくらし人・まちの歴史人養成講座がすべて修了)において、修了者90人、かめやま人には17人が認定され、人材育成を図ることができた。	かめやま認定者が継続的に地域で活躍できるよう、市民や関連部署と情報共有を行い、活動の場を提供するなど、必要な支援を行う必要がある。	B まずまず成果を得られた
78	協働によるまちづくりの推進	IV 市民総活躍によるまちづくり	15 協働事業の推進	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部長まちづくり協働課市民協働グループ	地域課題の解決に向けては行政だけでは限界があり、市民活動団体や地域まちづくり協議会などと協働で取り組む必要がある。現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で行政と各種団体と一緒に事業が展開されているが、協働の指針に基づき協働が行われるよう庁内体制の整備を推進する。	市民活動団体や地域まちづくり協議会と行政との協働の体制を整備する。	協働事業提案制度を実施した件数：30件(※累計)	協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて各地域まちづくり協議会がそれぞれ異なる部署(行政)と協働事業を展開している。	協働のしくみによる地域まちづくり協議会と行政との協働事業の実施	100%	協働事業提案制度を利用した市民活動団体と行政との協働事業は累計32件となる。また、地域課題の解決に向けての庁内体制の整備については、協働事業提案制度を利用せず、市が実施する事業における地域まちづくり協議会との連絡調整に関することを地域担当職員が担うこととした。	協働事業提案制度を利用した市民活動団体と行政との協働事業は累計32件(※累計)	現在、協働事業提案制度以外にも様々な場面で行政と各種団体が協働して事業を展開しているため、今後も継続して協働による事業が行われるよう、庁内体制の充実を図る必要がある。	A 十分な成果が得られた	
79	文化財建造物の公開活用の拡充	IV 市民総活躍によるまちづくり	15 協働事業の推進	市民文化部長	文化課長	市民文化部長文化課まちなみ文化財グループ	関の山車会館等整備が完了した文化財建造物について、公開活用をより拡充していく必要がある。	公開活用を拡充するため、市民団体等の参画を進める。	新たな市民団体等の増加	市民団体(関の山車「関の山車」保存会)と管理・運営方法の方向性について協議を行った。	関「関の山車」保存会及び各山車持ち自治会と協議し、お囃子の練習や披露の会場として活用の拡充を進めた。また、旧田中家住宅の活用については、次年度中の公開に向けて、観光協会等と協議した。	関の山車会館の活用について、関「関の山車」保存会及び各山車持ち自治会と協議し、お囃子の練習や披露の会場として活用の拡充を進めた。また、旧田中家住宅の活用については、次年度中の公開に向けて、観光協会等と協議した。	100%	文化財建造物の公開活用について、まちづくり協議会や文化財の保存継承を行う市民団体等と協議を行い、関の山車会館や旧落合家住宅、旧佐野家住宅等の公開活用の拡充を図ることができた。	関の山車会館の活用について、関「関の山車」保存会及び各山車持ち自治会と協議し、お囃子の練習や披露の会場として活用の拡充を進めた。また、旧田中家住宅の活用については、次年度中の公開に向けて、観光協会と協議した。	A 十分な成果が得られた	
80	高校、大学及び学生企業等、各種学校連携の強化	IV 市民総活躍によるまちづくり	15 協働事業の推進	産業環境部長	商工観光課長	産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ	協働事業では様々な活動主体と連携を行ってきたが、後継者不足等の理由で、協働事業の持続性が危ぶまれる。新たな発想による活性化と持続的な協働事業の在り方が望まれる。	高校、大学及び学生企業等と連携して、継続的に観光分野における協働事業が推進できる仕組みづくりを、様々な機会を利用して構築する。	各種学校連携の回数：1回	四日市で開催されるB1グランプリに向けて、会場PR方法など、鈴鹿大学学生企業に協定に基づき業務委託を行った。また、亀山7座トレイルで、鈴鹿高校山岳スキー部と連携しているが、コロナ禍により会議も継続的に行えず、具体的な活動は行っていない。	亀山7座トレイル登山道活用ネットワークで、鈴鹿高校山岳スキー部と連携した登山道整備は、日程が調整できず実施できなかった。また、高校、大学等と連携した取組を行うための協定の締結には至っていない。	25%	各種学校連携の回数：R2年度2回 R3年度0回 R4年度0回	コロナ禍の影響により活動が行えない年度が続き、鈴鹿高校山岳スキー部と連携した登山道整備は3年間で2回の実施であったが、亀山7座トレイルネットワークの活動としては、持続的な協働事業として実施することができた。	亀山7座トレイル登山道活用ネットワーク事務局機能を亀山市地域社会振興会に移し、運営を軌道に乗せるためのさらなる支援が必要である。	C あまり成果を得られなかった	

第3次亀山市行政改革大綱前期実施計画 令和4年度取組実績及び前期実施計画総括評価

具体的取組		目標	重点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～4年度						
No	名称			正	副			取組内容 (R2-R4)		年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度末実績 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績 (具体的な取組の状況)	進捗率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価	
81	生活道路改良要望に対する評価基準の策定	IV	市民総活躍によるまちづくり	15	協働事業の推進	建設部長 土木課長	建設部土木課 道路整備グループ	市民から寄せられる生活道路改良要望について、限られた財源で、質の高い道路整備を実現するために地域と行政が協働して、地域の道路整備計画を策定、整備に取り組んでいるが、市民ニーズは多様化しているため柔軟な対応が求められている。このことから道路整備計画の策定を前提とした道路整備に拘ることなく柔軟性に富んだ道路整備が行える仕組みづくりを構築する必要がある。	生活道路改良要望に関する仕組みづくりとして、定性的・定量的な評価基準を策定し、運用を開始する。	評価基準の策定及び運用開始	新型コロナウイルス感染症等の流行により、先進都市への調査の実施を令和2年度から令和3年度へ移行した。また、亀山市生活道路整備指針の指針対象の見直し、他事業との関係性整理を図ること、道路整備の必要性判断根拠となる内規の検討を進めた。	亀山市生活道路整備指針の改定版(案)及び評価基準(案)について、要望路線の評価・優先度判定(サンプリング)を行い、今後の整備方針とのずれが生じていないか最終の確認を行い策定が完了した。	基準の運用	令和4年4月に各自治会長へ生活道路整備についての文書を配布したところ、3自治会から道路拡幅についての相談があった。自治会と現地にて立会いを実施し、要望路線が生活道路整備指針の対象となるか説明を行い理解を得た。	100%	改訂した生活道路整備指針の運用を開始し、事業の実施の判断や優先度の判定など要望があった自治会に対して説明責任を果たすことができた。	対象となった要望路線については、指針に基づき評価、優先度の判定を行い道路拡幅の実施を判断した。	自治会に対して生活道路整備指針の理解を得ること。今後、部分拡幅(待避所)など各自治会のニーズに応じた柔軟な整備手法も検討しなければならない恐れがある。	A 十分な成果が得られた
82	市道草刈活動支援事業の活動団体の拡大	IV	市民総活躍によるまちづくり	15	協働事業の推進	建設部長 建設管理課長	建設部建設管理課 道路保全グループ	県道からの管理移管や開発行為による認定等で市道延長及び路線数の増加に伴い、管理範囲が拡大の一途をたどっている。国道や農道と違い、市道は一般生活や通学路のように市民生活に直結した道路であり、交通車両や歩行者の安全な交通に対応する市発注による市道草刈委託料も増加している。	現在の参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、今後も草刈支援事業実施の協力団体の公募を引き続き行い、参加団体の拡大で市民協力のもと市財政の負担の抑制を図る。	参加団体数：47団体	令和3年4月1日号の協賛団体の公募を、市広報4月1日号及び市HPに掲載し、市民・各団体に同事業について幅広く通知し、参加を依頼した。	令和3年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や有志団体などから、幅広く参加協力が得られている。	協力団体の公募(市広報を活用して幅広く市民に通知)・各団体に同事業への参加依頼、地域まちづくり協議会との連携	令和4年4月1日号の広報で、草刈支援事業実施の協力団体を公募し、自治会に限らず地域まちづくり協議会や市民団体などから、幅広く参加協力が得られているもの、参加団体数は横ばい傾向にある。	75%	草刈支援事業実施の協力団体の公募を行い、参加団体には自治会以外の団体や地域まちづくり協議会からの参加もあり、団体数は横ばい傾向であるが、市民協力のもと市財政の負担の抑制を図れた。	参加団体数：40団体	本事業や他の制度を活用し、計画的に道路美化に協力していただいている自治会等がある一方で、草刈作業等、道路美化に協力していただいているにも関わらず、制度を十分に活用できていない団体もあるため、道路愛護の機運が高まらない。	B まずまず成果が得られた

【別表】令和4年度効果額（歳入確保及び歳出抑制等）

（単位：千円）

No.	目 標	重 点 方 針	主 な 取 組	歳入効果額	歳出効果額	主 な 内 容
27	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	普通財産の有効活用・売却	19,746		土地・建物貸付及び土地・建物売却（法定外公共物等）によるもの
29	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	市税（現年分）の収納率の向上	26,438		現年分の収納率の向上
31	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	保育所等利用者負担金（現年分）の収納率の向上	103		現年分の収入率の向上
35	Ⅱ 財政運営の強化	6 歳入確保の推進	医業未収金の徴収対策	798		収納率の向上
70	Ⅲ 既成概念からの脱却	12 新たな自治体間連携の検討	はしご自動車の共同整備・共同運用		12,544	はしご自動車共同整備・共同運用による経費削減
				47,085	12,544	
				59,629		

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績等報告書(令和4年度)

(政策部 政策推進課)

■ 計画の基本情報

計画期間	R 4 ~ R 7 年度										
位置付け	本計画は、地方創生法第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、本市における人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものである。										
目的・概要	将来の人口減少をできる限り抑制しつつ、バランスの取れた年齢構成で人口を安定化させ、持続性を保った都市を目指す。市民の暮らしの質(QOL)を高め、住み、働くことのできる、暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指す。										
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>基本的方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる </td> <td> 1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる </td> <td> 1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる </td> <td> 1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる </td> <td> 1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政 DX による市民サービスの向上 </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本的方向	基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興	基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進	基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政 DX による市民サービスの向上
基本目標	基本的方向										
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	1 魅力ある働く場の創出 2 安心して働ける環境づくりの促進 3 地域産業の活性化 4 農林業の振興										
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	1 戦略的なシティプロモーションの推進 2 移住交流の促進 3 若者の定住促進 4 まちづくり観光の活性化 5 市民参画・協働のまちづくりの推進 6 ダイバーシティ社会の推進										
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	1 結婚・出産への支援 2 安心して子育てができる環境づくりの推進 3 魅力ある幼児教育・保育の推進 4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実										
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	1 健康都市の推進 2 地域の魅力の磨き上げ 3 計画的な都市づくりの推進 4 魅力的な都市拠点の形成 5 快適な交通ネットワークの構築 6 安心・安全なまちづくりの推進 7 持続可能な社会資本管理の推進 8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 10 誰もが学べる環境づくりの推進 11 行政 DX による市民サービスの向上										

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>産業振興奨励制度を活用し、新たな企業立地等を促進するとともに、本市の魅力ある特産品を、市独自の「亀山ブランド」として認定するなど、活力ある働く場づくりに取り組んだ。</p> <p>本市の魅力である亀山7座を中心とした自然観光の推進や、積極的なシティプロモーションによる情報発信、移住相談窓口を通じた移住促進など、本市へのひとの流れとつながりの創出に取り組んだ。</p> <p>子育て世代包括支援センター等による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行うとともに、和田保育園保育室の増設により待機児童の解消を図るなど、出産・子育てのしやすい環境づくりに取り組んだ。</p> <p>JR亀山駅周辺の整備や新図書館の開館により、中心的都市拠点としてのにぎわい再生と都市機能を高めるとともに、居住誘導区域外から区域内への住宅取得に対する支援を行い、まちなかへの居住誘導及び定住促進を図るなど、まちの魅力及び価値の向上による、選ばれるまちづくりに取り組んだ。</p>
成果	<p>本市の令和5年4月1日現在の総人口は、49,292人となり、前年度の49,463人から171人減少した。人口増減の内訳をみると、社会増減については、平成28年度から7年連続で転入増で推移しており、施策推進の成果が表れているものと思われる。自然増減については、出生数は近年ほぼ横ばいで推移していたが、令和4年度においては、前年度の360人から91人減少し、269人となった。また、死亡数は、前年度の547人から60人増加し、607人となった。全国的な出生数の減少や、死亡数の増加と同様、死亡数が出生数を上回る自然減が続いている状況である。国・県と比較すると、本市の人口減少は緩やかに進行しているものの、「将来の人口減少をできる限り抑制し、持続性を保った都市を実現すること」は、中長期的に取り組むべき、本市にとって極めて重要である。</p>
総合計画 推進への 寄与度	<p>第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策は、まちづくり全般に広く関わっており、総合計画に掲げる様々な分野における施策推進に寄与している。</p>

反省点・課題	<p>各基本目標の達成に向けて取組を進め、社会増の維持拡大に引き続き取り組むとともに、自然減をできる限り抑制するための産み・育てられる環境づくり等を一層進めていく必要がある。また、地域の課題解決や魅力向上を図るとともに、都市部における地方移住の高まりなどの動きを地方創生につなげていく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>活力ある働く場の更なる確保、本市への人の流れとつながりの一層の創出及び本市の魅力や価値の向上に引き続き取り組むことによる社会増の維持拡大を図るとともに、結婚・出産・子育てのしやすい環境づくりなどにより、出生数の増加に向けた自然減対策を強化し、本市における地方創生を一層推進する。</p>
--------	--

別紙1：第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（基本目標）

基本目標	数値目標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	①従業者数	人	11,708 R2	11,231 R3	12,000 R7
	②現在の仕事に満足している市民の割合	%	48.2 R2	48.2 R2	60.0 R6
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	①社会増減数（累計）	人	-	151 R4	250 R7
	②亀山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	85 R2	85 R2	90 R6
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	①合計特殊出生率		1.41 R1	1.55 R3	1.70 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（小学校）	%	75 R3	80.0 R4	80 R7
	②将来の夢や目標をもっている子どもたちの割合（中学校）	%	71 R3	66.0 R4	75 R7
基本目標Ⅳ 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	①亀山市を住みやすいと感じる市民の割合	%	74.6 R2	74.6 R2	80.0 R6

別紙2：第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績（KPI）

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 活力ある働く場をつくる	基本的方向1 魅力ある働く場の創出	新規企業立地等件数	件	-	4 R4	4 R7
	基本的方向2 安心して働ける環境づくりの促進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	33.9 R2	33.9 R2	50.0 R7
	基本的方向3 地域産業の活性化	地域ブランドの認定件数	品目	17 R3	34 R4	57 R7
	基本的方向4 農林業の振興	新規就農者数（累計）	人	-	2 R4	4 R7
基本目標Ⅱ 亀山へのひとの流れとつながりをつくる	基本的方向1 戦略的なシティプロモーションの推進	シティプロモーション専用ページのページビュー数	件	99,895 R2	134,025 R4	125,000 R7
	基本的方向2 移住交流の促進	移住相談等を通じた移住件数（累計）	件	41 R2	89 R4	190 R7
	基本的方向3 若者の定住促進	支援を受けて住宅を取得した子育て世帯数（累計）	世帯	-	10 R4	40 R7
	基本的方向4 まちづくり観光の活性化	観光入込客数	人	183,001 R2	207,428 R4	220,000 R7
	基本的方向5 市民参画・協働のまちづくりの推進	地域担い手研修の受講者が地域まちづくり協議会の役員に就任した人数（累計）	人	7 R3	7 R4	11 R7
	基本的方向6 ダイバーシティ社会の推進	審議会等における女性の登用率	%	33.5 R3	35.1 R4	40.0 R7
基本目標Ⅲ 出産・子育てを支え、未来を担うひとを育てる	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性 25～29歳）	%	73.0 R2	73.0 R2	70.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（男性 30～34歳）	%	45.3 R2	45.3 R2	40.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性 25～29歳）	%	53.6 R2	53.6 R2	50.0 R7
	基本的方向1 結婚・出産への支援	若年世代の未婚率（女性 30～34歳）	%	27.7 R2	27.7 R2	25.0 R7
	基本的方向2 安心して子育てができる環境づくりの推進	低年齢児（3歳未満児）待機児童数	人	12 R3	19 R4	0 R7

基本目標	基本的方向	指標	単位	現状値	実績値	目標値
	基本的方向3 魅力ある幼児教育・保育の推進	子どもの園への満足度の状況	%	95.0 R3	98.2 R4	97.0 R7
	基本的方向4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（小学校）	%	93.4 R3	91.1 R4	95.0 R7
	基本的方向4 子どもたちの成長を支える教育環境の充実	学校評価アンケートにおける学校満足度（中学校）	%	91.2 R3	94.1 R4	95.0 R7
基本目標IV 魅力や価値を高め、選ばれるまちをつくる	基本的方向1 健康都市の推進	健康マイレージの延べ参加者数	人	908 R2	977 R4	4,000 R7
	基本的方向2 地域の魅力の磨き上げ	関宿重要伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	%	59.0 R2	62.2 R4	66.0 R7
	基本的方向3 計画的な都市づくりの推進	新たに指定した用途地域の地区数（累計）	地区	-	1 R4	4 R7
	基本的方向4 魅力的な都市拠点の形成	都市拠点における新規出店数	件	-	2 R4	8 R7
	基本的方向5 快適な交通ネットワークの構築	市内バス路線の利用者総数	人	231,999 R2	208,293 R4	309,000 R7
	基本的方向5 快適な交通ネットワークの構築	乗合タクシーの利用者数	人	3,741 R2	4,514 R4	7,200 R7
	基本的方向6 安全・安心なまちづくりの推進	自主防災組織の結成率	%	81.4 R2	80.4 R4	100 R7
	基本的方向7 持続可能な社会資本管理の推進	施設の統廃合・複合化を決定した公共施設数（累計）	施設	2 R2	2 R4	6 R7
	基本的方向8 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進	LED照明を導入した公共施設数（累計）	施設	4 R2	7 R4	70 R7
	基本的方向9 安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	地域主体の支え合いの仕組みを構築した地域まちづくり協議会の割合	%	13.6 R2	18.1 R4	40.0 R7
	基本的方向10 誰もが学べる環境づくりの推進	図書館入館者数	人	61,500 R2	90,583 R4	230,000 R7
基本的方向11 行政DXによる市民サービス向上	マイナンバーカード取得率	%	27.97 R2	69.30 R4	90.00 R7	

